

令和 6 年

# 塩竈市議会会議録

(第189巻)

第3回定例会 9月6日 開会  
9月27日 閉会

塩竈市議会事務局

# 令和 6 年 9 月 定例会 日程表

会期 22 日間（9 月 6 日～9 月 27 日）

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
9. 6	金	本会議	会期の決定、諸般の報告、認定第 1 号ないし第 4 号、承認第 1 号、議案第 58 号ないし第 89 号、議案第 90 号、諮問第 2 号、議員提出議案第 5 号、議員提出議案第 6 号	1
7	土	休 会		2
8	日	”		3
9	月	”		4
10	火	”	決算特別委員会 10：00～	5
11	水	”	総務教育常任委員会 10：00～	6
12	木	”	民生常任委員会 10：00～	7
13	金	”	産業建設常任委員会 10：00～	8
14	土	”		9
15	日	”		10
16	月	”	敬老の日	11
17	火	”	決算特別委員会 10：00～	12
18	水	”	決算特別委員会 10：00～	13
19	木	”	決算特別委員会 10：00～	14
20	金	”		15
21	土	”		16
22	日	”	秋分の日	17

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
23	月	〃	振替休日	18
24	火	本会議	一般質問 13:00～ ①菅原 善幸 議員 ②辻畑めぐみ 議員 ③柏 恵美子 議員 ④鈴木 新一 議員	19
25	水	〃	一般質問 13:00～ ⑤志子田吉晃 議員 ⑥伊勢 由典 議員 ⑦浅野 敏江 議員 ⑧土見 大介 議員	20
26	木	休 会	議会運営委員会 13:00～	21
27	金	本会議	委員長報告 13:00～	22

# 塩竈市議会令和6年9月定例会会議録 目次

## (9月定例会)

### 第1日目 令和6年9月6日(金曜日)

開 会	28
議事日程第1号	28
開 議	30
会議録署名議員の指名	30
会期の決定	30
諸般の報告	31
質 疑	31
伊 勢 由 典 議員	31
志子田 吉 晃 議員	34
認定第1号ないし第4号	38
提案理由説明	38
総括質疑	44
承認第1号	45
提案理由説明	45
採 決	46
議案第58号ないし第89号	46
提案理由説明	46
総括質疑	50
小 高 洋 議員	50
伊 勢 由 典 議員	55
土 見 大 介 議員	59
議案第90号	65
提案理由説明	65
採 決	66
諮問第2号	66
提案理由説明	66

採 決	67
議員提出議案第5号	67
趣旨説明	67
採 決	68
議員提出議案第6号	68
趣旨説明	69
採 決	69
散 会	70

## 第2日目 令和6年9月24日（火曜日）

議事日程第2号	74
開 議	76
会議録署名議員の指名	76
一般質問	76
菅 原 善 幸 議員（一問一答方式）	
（1）重点課題である老朽化施設の方向性について	76
①新庁舎建設の方向性について	
②清掃工場の方向性について	
③市立病院の方向性について	
（2）学校施設の老朽化対策・防災強化推進について	89
（3）認知症の人に寄り添った地域社会の構築について	91
（4）エンディングサポートについて	94
辻 畑 めぐみ 議員（一問一答方式）	
（1）しおナビバス・NEWしおナビバスについて	97
①令和6年度の実施状況とその評価について	
②地域公共交通会議における審議状況は	
③利便性向上の取組について	
（2）市営住宅について	101
①市営住宅入居者の要望把握と宮城県住宅供給公社との連携について	
②入居申込みにあたっての保証人要件について	

(3) 高齢者等の支援について .....	109
①施政方針に「住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に生活し続けていただけるよう取り組んでまいります」とあるが、具体的な取組は	
②市内介護事業所の状況について	
③個別のごみ出し支援について	
④補聴器購入の補助について	
柏        恵美子 議員（一括質問一括答弁方式）	
(1) 市庁舎建設について .....	114
①津波や大雨時の周辺アクセス経路の確保について	
②仮庁舎の必要性について	
(2) 防災対策について .....	115
①昨今の線状降水帯の対応について	
②デジタル・マイ・タイムラインの活用法について	
(3) 第3次環境基本計画について .....	117
①第2次環境基本計画と第3次環境基本計画の違いについて	
②ゼロカーボンシティに向けた市の取組について	
③養殖事業者への支援について	
(4) 道路環境の改善について .....	117
①鉄製側溝蓋について	
②歩行者と通行車両を分離するためのガードレールの設置について	
③塩釜ガス体育館前の歩道の安全確保について	
鈴 木 新 一 議員（一問一答方式）	
(1) 市役所本庁舎 .....	127
①基本方針（重要性・必要性・安全性・利便性・経済性）	
②新庁舎の建設総予算・延べ床面積及び年間維持管理費	
③新庁舎の機能集約	
④新庁舎の執務環境・デジタル化・市民への取組	
⑤行政サービスの課題	
⑥防災拠点としての機能・備え・活用性	
⑦市民アンケート・要望・希望の反映・周知	

⑧緊急防災・減災事業債が延長・破談の場合の今後の対策	
(2) 市立病院	139
①新市立病院の建設構想・計画	
②国・県・2市3町との関係	
③現在の市立病院の経営状態とコロナ後の状況	
④緊急性の高い改善箇所	
⑤市民からの要望及び市立病院からの要望	
散    会	147

### 第3日目 令和6年9月25日（水曜日）

議事日程第3号	152
開    議	154
会議録署名議員の指名	154
一般質問	154
志子田 吉 晃 議員（一問一答方式）	
(1) 塩竈市のコロナワクチン接種事業について	155
①これまでのコロナワクチン接種事業の検証について	
②予防接種健康被害救済制度について	
③これから始まるコロナワクチン接種事業について	
(2) 塩竈市の人口動態について	162
①過去10年の人口推移について	
(3) 医療保険制度について	164
①健康保険制度の仕組みについて	
(4) 新庁舎建設について	165
①新庁舎建設の財源について	
②庁舎建設と市民の負担の有無について	
③新庁舎に対する市民の要望・意見について	
(5) 廃棄物処理施設について	168
①施設建設に至るこれまでの経緯について	
②廃棄物処理施設建設の財源と入札方法について	

(6) 塩釜ガス体育館改修事業について .....	169
①工事の進捗と周辺環境の整備について	
伊勢由典議員（一問一答方式）	
(1) 「重点課題に対する事業の財政見通しについて」 .....	171
①一般会計への影響について	
②公債費について	
③財政調整基金について	
(2) 障がい者差別解消法と合理的配慮について .....	176
①合理的配慮の進め方について	
②市民、企業、諸団体、インフラについて	
(3) 小松崎地区の時間帯一方通行一部解除について .....	178
①検討状況について	
②関係機関の協議について	
(4) 「仙塩広域都市計画決定の変更等」について .....	180
①一部解除の背景について	
②都市計画市道路線数と廃止路線数	
③今後について	
(5) 塩竈市地域防災計画の改訂について .....	182
①改訂作業について	
②今後と市民周知について	
(6) 塩竈市内中心地の観光と活性化 .....	184
①宮町・本町の市の土地について	
②観光案内について	
(7) 海岸通の国道と本町の市道について .....	187
①対応策について	
(8) 海業セミナーについて .....	188
①今後について	
浅野敏江議員（一問一答方式）	
(1) 空家対策 .....	190
①「空家等対策計画書」について	

・計画期間について	
・総合相談窓口について	
・「空家管理活用支援法人」の指定	
・「二地域居住」の考え方	
②「スモールコンセッション」	
③発生抑制の取組	
(2) ギャンブル依存症の対応	198
①「ギャンブル等依存症対策基本法」を受けての本市の取組について	
②「ギャンブル等依存症」と「児童手当」の取扱い	
(3) 高齢者の健康対策	204
①「带状疱疹予防ワクチン」接種助成について	
土 見 大 介 議員（一問一答方式）	
(1) 地域資源の活用について	206
①地域資源の磨き上げは	
②民間事業者と行政の連携の在り方は	
③キュレーターのは活用は	
(2) 人口減少対策について	216
①塩竈市の考える人口減少の弊害と対応策は	
(3) 浦戸振興について	222
①浦戸再生プロジェクトの進捗は	
②浦戸振興を進める際に不足しているものは	
③地域おこし協力隊に期待する役割は	
散 会	227

## 第4日目 令和6年9月27日（金曜日）

議事日程第4号	230
開 議	232
会議録署名議員の指名	232
議案第58号ないし第89号（総務教育常任委員会委員長議案審査報告）	232
（民生常任委員会委員長議案審査報告）	233

	(産業建設常任委員会委員長議案審査報告) .....	236
討 論 .....		238
小 高 洋 議員 .....		238
桑 原 成 典 議員 .....		244
伊 藤 博 章 議員 .....		246
志 賀 勝 議員 .....		251
佐 藤 公 男 議員 .....		252
採 決 .....		254
認定第1号ないし第4号(令和5年度決算特別委員会委員長審査報告) .....		254
討 論 .....		259
鈴 木 悦 代 議員 .....		259
鈴 木 新 一 議員 .....		262
採 決 .....		264
議員派遣の件 .....		264
閉 会 .....		265







## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	承 認	6.9.6
令和 5 年度決算特別委員会	認定第 1 号	令和 5 年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について	認 定	6.9.27
	認定第 2 号	令和 5 年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	6.9.27
	認定第 3 号	令和 5 年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について	認 定	6.9.27
	認定第 4 号	令和 5 年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	6.9.27
総務教育	議案第 59 号	塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 72 号	塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 73 号	塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 74 号	塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 75 号	令和 6 年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	6.9.27
民 生	議案第 58 号	塩竈市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 60 号	塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 61 号	塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 62 号	塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第 63 号	塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
民 生	議案第64号	塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第75号	令和6年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	6.9.27
	議案第76号	令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	6.9.27
	議案第77号	令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	原案可決	6.9.27
	議案第78号	令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	6.9.27
	議案第80号	権利の放棄について	原案可決	6.9.27
	議案第82号	消費税の過払に係る和解について	原案可決	6.9.27
	議案第83号	消費税の過払に係る和解について	原案可決	6.9.27
	議案第84号	消費税の過払に係る和解について	原案可決	6.9.27
	議案第85号	消費税の過払に係る和解について	原案可決	6.9.27
	議案第86号	消費税の過払に係る和解について	原案可決	6.9.27
	議案第87号	消費税の過払に係る和解について	原案可決	6.9.27
	議案第88号	消費税の過払に係る和解について	原案可決	6.9.27
議案第89号	塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について	原案可決	6.9.27	
産業建設	議案第65号	塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第66号	塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第67号	塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第68号	建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例	原案可決	6.9.27

## 塩竈市議会 9 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第69号	塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第70号	塩竈市下水道条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第71号	塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例	原案可決	6.9.27
	議案第75号	令和6年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	6.9.27
	議案第79号	権利の放棄について	原案可決	6.9.27
	議案第81号	権利の放棄について	原案可決	6.9.27
	議案第90号	教育委員会の委員の任命について	同 意	6.9.6
	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	同 意	6.9.6
	議員提出 議案第5号	国の負担による全国一律の学校給食費無償化の早期実現を求める意見書	原案可決	6.9.6
	議員提出 議案第6号	塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則	原案可決	6.9.6

議員提出議案第5号

国の負担による全国一律の学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年9月6日

提出者 塩竈市議会議員

志賀 勝	佐藤 公男
鈴木 新一	小野 幸男
菅原 善幸	浅野 敏江
桑原 成典	柏 恵美子
西村 勝男	今野 恭一
志子田 吉晃	伊勢 由典
鈴木 悦代	辻 畑 めぐみ
小高 洋	土見 大介
伊藤 博章	

塩竈市議会議長 鎌田 礼二 殿

「別紙」

国の負担による全国一律の学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

少子化による人口減少が全国的な課題となっているなかで、国においても子育て施策の具体化が進められているところではあるが、さらなる子ども、子育て施策の充実が求められている。

学校給食法第 1 条において、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされており、給食は全国の児童生徒に不可欠なものである。

一部自治体において、子育て施策の一環として給食費の無償化や一部補助を実施しているところであるが、その多くは一般財源やふるさと応援寄付金（ふるさと納税）などを原資としている。学校給食費無償化は自治体の財政状況によって格差が生じており、また既に実施している自治体においても財政面で継続性が担保されにくい状況である。

自治体によって格差が生じることのないよう、国の責任において、学校給食費の無償化を実現するための恒久的な財政措置を講じ、国の負担による全国一律の学校給食の無償化を早期実現するよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

塩竈市議会議長 鎌 田 礼 二

関係機関あて（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、  
財務大臣、文部科学大臣）

議員提出議案第6号

塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和6年9月6日

提出者 議会運営委員会委員長 志子田 吉晃

塩竈市議会議長 鎌田 礼二 殿

「別 紙」

#### 塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則

塩竈市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「登壇して」を「演壇又は質問席において」に改め、同条第2項中「登壇」を「演壇又は質問席において発言」に改める。

第152条の見出し中「登壇」を「登壇等」に改め、同条中「登って」を「登り、又は質問席に着いて」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

議会の議論活性化を目的として一般質問等における質問席での発言を可とするにあたり、所要の改正を行おうとするものである。

## 議 員 派 遣 の 件

令和6年9月27日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第161条の規定により、つぎのとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 宮城県市議会議長会 秋季定期総会

- (1) 派遣目的 秋季定期総会出席
- (2) 派遣場所 大崎市
- (3) 派遣期間 令和6年10月11日
- (4) 派遣議員 副議長 西村 勝男

#### 2. 二市三町議長団連絡協議会視察調査研修

- (1) 派遣目的 視察調査研修出席
- (2) 派遣場所 山形県東置賜郡高畠町
- (3) 派遣期間 令和6年10月28～29日
- (4) 派遣議員 副議長 西村 勝男

#### 3. 宮城県市議会議長会議員研修会

- (1) 派遣目的 議員研修会出席
- (2) 派遣場所 多賀城市
- (3) 派遣期間 令和6年11月8日
- (4) 派遣議員 議員17名以内



令和6年9月定例会      9月6日      開会  
   9月27日      閉会

## 塩竈市議会会議録



令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 1 日目）



## 議事日程 第1号

令和6年9月6日（金曜日）午後1時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 認定第1号ないし第4号
- 第 5 承認第1号
- 第 6 議案第58号ないし第89号
- 第 7 議案第90号
- 第 8 諮問第2号
- 第 9 議員提出議案第5号
- 第10 議員提出議案第6号

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第10

---

### 出席議員（18名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	10番	今野 恭一 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	鈴木 悦代 議員
15番	辻 畑 めぐみ 議員	16番	小高 洋 議員
17番	土見 大介 議員	18番	伊藤 博章 議員

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤光樹	副市長	千葉幸太郎
病院事業管理者	福原賢治	技監	鈴木昌寿
総務部長	本多裕之	市民生活部長	高橋五智美
福祉子ども未来部長	長峯清文	産業建設部長	草野弘一
上下水道部長	鈴木良夫	市立病院事務部長	鈴木康弘
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子	総務部次長兼 行財政改革推進 専門監	佐藤一樹
総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬	総務部 政策課長	引地洋介
総務部 財政課長	佐藤涉	市民生活部 次長兼市民課長	小倉知美
上下水道部 次長兼業務課長	並木新司	市立病院事務部 業務課長	渡辺敏弘
総務部 総務人事課総務係長	石川宏	教育委員会 教育長	黒田賢一
教育委員会 教育部長	末永量太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子
教育委員会教育部 生涯学習課長	郷古勝浩	選挙管理委員会 委員長	高橋章
選挙管理委員会 事務局長	目々澤恵一	監査委員	菅原靖彦
監査事務局長	武田光由		

### 事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） 去る8月30日、告示招集になりました令和6年第3回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

さらに、本市議会では、塩竈市議会運営に関する申合せにより、5月の最初の会議から9月定例会終了までをクールビズの期間としております。ネクタイを外していただいても結構ですので、重ねてご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第1号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

◇

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、10番今野恭一議員、11番志子田吉晃議員を指名いたします。

---

◇

日程第2 会期の決定

○議長（鎌田礼二） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、22日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本定例会の会期は、22日間と決定いたしました。

---

◇

日程第3 諸般の報告

○議長（鎌田礼二） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様方にご配付しておりますとおり、報告第3号「令和5年度健全化判断比率について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告第4号「令和5年度資金不足比率について」は、同法第22条第1項の規定により、それぞれ8月30日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました、例月現金出納検査の結果報告2件であります。

これより質疑に入ります。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） それでは、私から諸般の報告の令和5年度健全化判断比率の報告について、並びに監査からも、例月現金出納検査の結果ということで令和6年8月29日付で出ておりますので、一つ確認をさせていただきたいと思っております。

最初に、監査報告について、改めて確認の意味でお聞きをしたいと思っております。

監査報告のところで、監第31号というのが手元に行っているかと思っております。そこで2ページを開きますと不納欠損額、令和5年度の塩竈市一般会計並びに特別会計、企業会計を除くということで月別の収支状況、3月末現在と。まだ5月が最終的な出納閉鎖の時期ですので、多少の数字上のずれはあるかと思っておりますが、改めて3月末現在の関係で言いますと、この時点で不納欠損額、簡単に言うと会計から、言わば帳簿から落としてしまう不納欠損額があって、そういうことでの不納欠損額で示されております。監査での言わば最終的な歳入としての調書と、そして調定額あるいは調書も含めての、最終確定ではありませんけれども、この時点で1億2,127万8,340円の不納欠損というのが示されておりますが、この辺監査の立場から言えばどうだったのか、改めてお尋ねしたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 菅原監査委員。

○監査委員（菅原靖彦） それでは、監第31号例月現金出納検査の結果報告についてのご質疑にお答えいたしたいと思っております。

不納欠損額は、先ほど議員もおっしゃられました、調定したものについて何らかの理由で徴収ができなくなったものについて、調定から下ろすという会計処理を言っております。それが3月末時点でこの金額になっているということでございます。

内容をご報告いたしまして、ご説明したいと思っております。

資料をご覧くださいまして、監第31号例月現金出納検査報告の2ページの表をご覧くださいと思います。この表は、各会計の3月末現在の歳入の状況をまとめたものでございます。

会計ごとに説明を万円単位で申し上げますと、一般会計の不納欠損額が9,432万円になっております。その主な内訳としては、市税が757万円、市営住宅使用料等が833万円、災害援護資金貸付金が7,831万円でございます。

次に、国民健康保険事業会計ですが、不納欠損額が1,145万円であります。その主な内訳は保険税が1,116万円でございます。

次に、介護保険事業会計の保険事業勘定の不納欠損額は1,500万円、後期高齢者医療事業会計は49万円ですが、両会計ともに全額が保険料となっております。

以上が内訳になるわけですが、各不納欠損ともに関係法令に基づいて、先ほど申し上げました徴収することができないという判断の下に行われたものでございます。

以上であります。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。これは決算特別委員会で試算については議論されるかなと思います。いずれにしても1億2,000万円、一般会計では9,400万円ほど不納欠損で、言わば会計上から落としたということに相なっております。

一つの見方として、改めて令和4年度の時点で不納欠損額について見ましたら、たしか全体で376万円だったような気がするんですが、やはり不納欠損として落とさざるを得ないという状況について、やはり改めてなかなか厳しいのかなという感じを持っております。あとは、子細については決算特別委員会が恐らくつくられて議論されるでしょうから、それをもって、それで1回終わらせていただきます。

次に、もう一つ、監第32号の令和6年8月29日の2ページのところを開いていただきますと、これは新年度の関係ですよね。令和6年度の塩竈市一般会計並びに各特別会計企業会計を除くということで、月別収支状況6月末現在と。これを見ると、不納欠損額がゼロだということを示されておるわけですが、監査の立場から見てどういう、なぜゼロで6月末現在なのか。今後恐らく増えてくるのかな、出てくるのかなと思うんですが、その辺の解釈、見方だけ教えてください。

○議長（鎌田礼二） 菅原監査委員。

○監査委員（菅原靖彦） お答えいたします。

不納欠損額がゼロ円になっているわけですが、不納欠損処理は、市の債権について、徴収の見通しが立たないなどの理由で調定から除く処理ですが、不納欠損処理は年度中に生じてくる理由、そういったものがあるわけですが、それに伴いまして行われているものですが、でありますので、年度の早い時期になります4月から6月までの時点では、まだ不納欠損処理が行われていない。そういうことからゼロ円となっているものですが。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。今後、様々なものが出てくるのかなと、改めて不納欠損額についても、やはりきちんと目を当てていく必要があるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、諸般の報告の中で、健全化判断比率ということで示されております。書類が3種類、1つは健全化判断比率等の報告についてということで、1つある。報告第3号ですね。そして、あともう1つは健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、これは監査委員の目を通じて報告されている案件です。あともう1つは、資料としてNo.3、健全化判断比率等算定資料ということで、改めて見させていただきました。

それで、改めて資料No.2で、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書というところをよく読んでみると、市全体で言いますと、ページ数で言うと資料No.2の6ページのところに、様々6ページからずっと判断比率の数字が載っております。これを見ると、実質赤字比率は7.69。資料No.2の7ページのところで言うと連結実質赤字比率は32.73。実質公債費比率は、8ページのところで4.6ということです。将来負担比率は、9ページのところで56.91ということで、実質赤字比率や連結実質赤字比率、あるいは将来負担比率については、その点でも判断比率としては特に問題ないというか、この水準にとどまっていますということです。そこでお聞きしたいのは、実質公債費比率が前年で4.2ということのようでした。改めて読んでみますとね。そうすると、今回4.6として実質公債費比率に至った経過、結果だけご報告していただければと思ひます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） では、実質公債費比率が前年度の4.2ポイントから今回4.6ポイントになった要因について、お答えいたします。

これは、算定対象である過去3か年、今年度ですと令和3年度から4年度、5年度、昨年度は令和2年度から3年度、4年度の決算比較になるんですけれども、主に今回につきましては、学校施設整備などの実施により、交付税措置のない、交付税措置の少ない地方債の元利償還のほうが今回増えているということで、僅かではあるんですけれども、実質公債費比率算定上の公債費負担のほうが増加し、結果として0.4ポイントほど増加という結果になっております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。いろいろ交付税算定が少ない。学校施設そのものは対象としては非常に重要ですが、改めて背景などが分かりました。

私の質疑は、これで終わらせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 私からも報告第3号と報告第4号について、お聞きします。監査委員の方にお聞きしたいと思っております。

私からは、報告第3号で、健全化判断比率の令和5年度決算で実質公債費比率4.6%という数字が出てまいりました。この数字はどういう意味を持つのかということをお聞きしたいと思っております。

それと、ここに、判断比率の項目のところに実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、今言いました4.6%の実質公債費比率、将来負担比率と4項目出ているんですけれども、それぞれの意味などを教えていただきたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

○議長（鎌田礼二） 菅原監査委員。

○監査委員（菅原靖彦） お答えいたします。

まず、実質公債費比率の4.6%、この数値をどう見るのかということについてでございます。資料No.2の5ページの表をご覧くださいと思います。

資料No.2の5ページの表に記載してありますとおり、実質公債費比率の早期健全化基準、これが25.0%、そして財政再生基準が35.0%でございます。この早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画の策定等が義務づけられるというような数値になってございますが、4.6%という数値は、これを大きく下回った数値でありますので、健全な状態であると考えております。

実質公債費比率については以上でございます。

それから、4つの指標についてご説明申し上げたいと思います。

指標として4つございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、そして実質公債費比率、将来負担比率ですが、これらの指標は、健全化判断比率として平成19年に公布されました、いわゆる財政健全化法において定められたものでございます。地方公共団体の財政状況を客観的に表しておりまして、財政の早期健全化の必要性を判断する指標として設けられたものでございます。これらの指標のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、先ほど申し上げました財政健全化計画というものを定めて、財政の早期健全化に取り組むことが義務づけられるものでございます。

4つの指標についてご説明いたします。

1つ目の実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である、一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の標準財政規模に対する割合で表したものでございます。本市の令和5年度決算では、この指標の対象となる赤字は生じておりません。でありますので、資料のように横線で表示しているということになります。

2つ目の連結実質赤字比率は、公立病院や下水道など、公営企業を含みます地方公共団体の全会計に生じております赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものでございます。この指標につきましても対象となる赤字は生じておりませんので、横線の表示になるわけでございます。

3つ目の実質公債費比率は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

最後に、将来負担比率は、地方公共団体の借入金など、将来にわたって負担しなければならない負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものでございます。本市におきましては、充当可能な財源のほうが将来負担額を上回っておりますので、資料では横線になるということでございます。

この4つの指標について、10ページにグラフで示しておりますが、実質公債費比率も含めまして、4指標の年度推移でございますが、いずれも毎年度、判断基準から大きく下回っておりますので、5年間の推移から見ても良好な状態であると考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。4項目について、それぞれ説明していただき

ました。どれも問題ないということでございますが、どの程度ね、そうは言っても問題ないよと言っても、何かと比較しないとなかなか判断がつかないことがございますので、例えば県内の平均でいえば、この実質公債費比率は何%ぐらいですとか、あるいは具体的にいえば、仙台市は何%なんですが塩竈市は4.6%だということとか、比較するものがあれば市民の方も判断しやすいと思うんですけれども、私は相当、4.6%というのは、去年も聞いたんですけれども、おとしも聞きました。もうずっと、ここ塩竈市、相当下がっていますので、こんなに下がっているということは、逆を言えば、今まで公共事業をあまりしていなかった裏返しじゃないかということを質疑したことを覚えております。そういう意味では、4.6%というのはどのぐらい大丈夫なのか。いや、大丈夫なんですけれども、もう平均でもこのぐらいですから、もしできましたらこれが、今の塩竈市の財政規模でいうと、大丈夫なのは25%とは書いてありますけれども、だけれども10とか15くらいまでは大丈夫だよという、そういうことを言えるのでしたら、その辺のところを解説願います。お願いします。

○議長（鎌田礼二） 菅原監査委員。

○監査委員（菅原靖彦） まず、私のほうで把握しております他市との比較ですが、仙台市と比較しますと、仙台市の昨年度の数値ですが、6.5%でございます。でありますので、その数値も下回っているということでございます。

ただ、この年度の推移を見ますと、以前の数値は、やはりこの10%を超えていたようなものだったと思いますので、仙台市の例を見ましても、各市町村とも復興事業ですね、復興過程の中で、財源等の手だて等が一定なされる中で、下がってきているのかなと思っているんですけれども、でありますので、公債比率としては以前の水準と比べると1桁となっておりますので、公債費比率に関しましては大分、大変健全といえますか、問題のない数値になってきていると考えております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。仙台市は6.5%ね。

それから、周りのところと比較してみても、やはり塩竈市は相当低いです。ということは、逆に言うと、これから公共投資というかそういうものをしていって、周りのところと塩竈市もやっと同じくらいになるという感じかなと私は理解しているんですけれども、そういう意味では、今監査委員から説明を聞いた中で考えるに、これからは塩竈市、これからは積極的にそういう公共投資をやるべきではないかなと。私の理解です。そう思ったので、今日質

疑させていだいたところでございます。

この件は終わりました、次の報告第4号「令和5年度資金不足比率について」。これも各会計、マイナスというか横線になっているので、これは結局、塩竈市の市役所の本体だけではなくて、ほかの他会計等も一緒に比べないと、本当の塩竈市の財政状況が分からないから出なさいということなのかなと思うんですけれども、その辺も含めまして、この5つの会計について、資金不足比率を毎年出さなければならないという、その辺の意義についてお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 菅原監査委員。

○監査委員（菅原靖彦） お答えいたします。

資金不足比率についてでございます。報告のとおり、5会計ともに横線の表示でございます。これはどのように見たらいいのかということでございますが、資金不足比率といいますのは、病院事業、下水道事業など公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化しようというものでございます。

資金不足額の把握ですが、各企業会計の流動負債と流動資産を比較いたしまして、流動負債のほうが上回ってくれば、その分が指標化されるということになります。そうしまして、流動資産のほうが上回った場合、これは負債よりも資産が上回っている、資金余剰の段階ですけれども、状況でございますが、その場合には横線で表示するということになります。

本市におきましては、いずれの会計も資金不足額が生じておりませんので、横線の表示ということでございますので、この指標につきましては健全な状態にあると考えているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。全部、健全な状況だと。

私は、あえて何でこれを聞いたかという、何年か前まで、10年ぐらい前でしょうか、塩竈市立病院の場合は、ここに、ここはマイナスじゃなくて、実際に資金不足ということで決算のために1日だけ借りてくる会計などをやっていたこともありました。そういうことからすると、すごく経営改善されているんじゃないかと思ひまして、いまだに市立病院は赤字だと、市民の方はそういう理解のまま止まっている方もおりますので、塩竈市が大丈夫なんだということを、私が言っても信用がないでしょうけれども、監査委員の方から言われれば、皆さん納得すると思うので、私も質疑に取り上げた次第です。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） これをもって質疑を終結することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。



日程第4 認定第1号ないし第4号

○議長（鎌田礼二） 日程第4、認定第1号ないし第4号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました認定第1号から認定第4号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」であります。一般会計と5つの特別会計を合わせまして、歳入は399億4,628万2,184円、歳出は384億1,770万6,619円の決算となっております。

歳入歳出差引額は、15億2,857万5,565円となり、これから翌年度に繰り越すべき財源4億8,302万6,165円を除きますと、実質収支は10億4,554万9,400円の黒字であります。

次に、会計ごとに概略をご説明申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入が269億3,657万3,089円、歳出が254億7,929万8,726円、差引額が14億5,727万4,363円となっております。このうち、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は9億7,424万8,198円となりましたので、4億8,724万8,198円を財政調整基金に繰り入れ、残る4億8,700万円を翌年度へ繰り越しております。

次に、特別会計であります。交通事業、魚市場事業につきましては、いずれも歳入歳出同額の決算となっております。

国民健康保険事業につきましては、歳入歳出差引額が3,869万530円を基金に繰り入れたいしております。

介護保険事業につきましては、歳入歳出差引額1,905万2,972円を基金に繰り入れたいしております。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入歳出差引額1,355万7,700円を翌年度へ繰り越してまいります。

次に、認定第2号「令和5年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、利益の処分であります。令和5年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものであります。

決算につきましては、収益的収支では、収入総額が42億4,451万3,929円、支出総額が36億9,435万9,073円となり、税抜きの損益計算による収支差引では5億2,950万7,725円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は10億6,127万382円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が24億1,838万9,530円、支出総額が36億9,693万9,023円となり、翌年度繰越額に係る財源充当額4,598万4,000円を除くと、収支差引で13億2,453万3,493円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,067万9,903円、当年度分損益勘定留保資金9億8,156万3,170円、繰越工事資金4,677万5,000円、減債積立金1億896万8,894円、当年度利益剰余金処分数額1億6,654万6,526円により補填しております。

令和5年度の年間総処理水量につきましては、755万9,695立方メートルで、前年度より2.36%の減少となっております。

また、年間有収水量は593万1,791立方メートルで、前年度より0.08%の減少となりました。

今後も、現在の経営状況を維持しつつ、将来訪れる施設更新需要に備えた運営を行ってまいります。

次に、認定第3号「令和5年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」ご説明を申し上げます。

収益的収支では、収入総額が29億5,233万6,768円、支出総額が29億4,167万7,506円となり、税抜きの損益計算による収支差引では、648万6,295円の純利益が生じております。

また、資本的収支では、収入総額が4億9,452万8,000円、支出総額が5億6,444万1,532円となり、収支差引で6,991万3,532円の不足が生じております。

これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,734万1,560円、過年度損益勘定留保資金3,257万1,972円により補填しております。

令和5年度病院事業の概要といたしましては、外来については、多様な疾患に対応できる体制を維持するとともに、増加する救急搬送件数へ対応するため、日中の救急車の積極的な受入れと在宅療養患者や介護施設からの緊急受入要請への迅速な対応に努めました。入院につ

いては、退院への課題等の解消に向け、病棟ごとに専任の退院支援看護師または社会福祉士を配置し、多職種協同による円滑な支援を行える体制を整えました。

収益は前年度と比較しますと、入院収益で0.9%の減収、外来収益で4.3%の減収となりました。

一方、費用につきましては、前年度より、医業費用が1.0%の減少、医業外費用が32.3%の増加となりました。

このような状況の中でも、当年度純利益として648万6,000円、経常利益として1,268万7,000円を計上いたしております。今後も、引き続き経営の健全化を図るとともに、近隣の医療機関と連携しながら、地域に必要とされる医療の提供に努めてまいります。

次に、認定第4号「令和5年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

まず、利益の処分であります。令和5年度に生じた利益につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金処分計算書（案）のとおり処分するものであります。

決算につきましては、収益的収支では、収入総額が16億5,334万5,605円、支出総額が14億9,514万6,857円となり、税抜きの損益計算による収支差引では1億1,903万1,515円の純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は7億6,272万5,252円となっております。

一方、資本的収支では、収入総額が3億1,072万5,818円、支出総額が7億9,158万9,008円となり、収支差引で4億8,086万3,190円の不足が生じております。これにつきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,361万6,590円、当年度分損益勘定留保資金4億355万2,863円、減債積立金4,369万3,737円により補填いたしております。

令和5年度の年間総配水量につきましては、734万98立方メートルで、前年度より2.07%の減少となりました。また、年間有収水量は601万5,174立方メートルで、前年度より1.11%の減少となりました。

今後も、水道の安定供給を図るため、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的に老朽管の施設更新と重要路線の耐震化を図ってまいります。

以上、各会計決算の概要につきましてご説明申し上げますが、配付いたしております決算書及び参考資料などをご参照の上、ご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由のご説明といたします。

○議長（鎌田礼二） 菅原監査委員。

○監査委員（菅原靖彦） ただいま上程されました決算認定第1号ないし認定第4号につきまして、その審査と意見の概要を説明いたします。

資料No.5、「令和5年度決算審査意見書」をご用意いたします。

前半が一般会計及び各特別会計、後半が市立病院などの公営企業会計についての審査意見書となっております。

決算の審査につきましては、市長から付されました一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書並びに各企業会計の決算報告書、財務諸表及び政令で定めるその他の書類につきまして、計数が正確であるか、財務状況が適正に表示されているか、予算の執行が適正に行われているかなどを審査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどして行いました。

なお、別に法に定めるところにより実施しております、例月の出納検査並びに定期監査の結果を総括しまして、併せて決算審査を行っております。

審査の結果を申し上げます。

一般会計及び特別会計にありましては、決算書等がいずれも法令に準拠して作成されており、その内容については、会計管理者及び各部が所管する帳簿並びに電算上の財務会計と照合したところ、適正に表示され、計数も正確でありました。

また、各会計における予算執行も、一部教育費や災害復旧費などで執行率が低い科目もございましたが、適正に行われたものであると判断しております。

また、公営企業会計におきましても、各事業の決算書類は法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状況は適正に表示され、計数は正確なものと認められました。

それでは、各会計の具体的な審査結果についてご説明いたします。

初めに、一般会計並びに特別会計の決算状況でございます。

審査意見書の13ページをご覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた財政規模の推移の表になります。以下、万円単位で申し上げますので、ご了承願います。

予算現額は412億9,582万円であり、前年度よりも8,192万円の増となっております。最下段の実質収支額は10億4,554万円の黒字決算となっておりますが、前年度よりも4億4,333万円減少しております。

次に、一般会計の決算状況でございます。

17ページの収支状況の表をご覧ください。

令和5年度の歳入決算額は269億3,657万円で、執行率が95.16%、歳出は254億7,929万円で、執行率は90.01%となっております。歳入歳出ともに執行率は、前年度より僅かではございますが上昇しております。なお、歳出の執行率が低いのは、繰越事業が多いことによるものでございます。

次に、18ページの表2をご覧ください。表2は一般会計決算の収支状況でございます。

3行目、Cの形式収支、8行目、Eの実質収支は黒字となっておりますが、10行目、Gの単年度収支、14行目、Kの実質単年度収支は赤字となっております。

次に、19ページの表3、財政状況の推移をご覧ください。

普通会計ベースでの財政状況、財政指標を見ている表でございます。2段目の経常収支比率が前年度よりも2.1ポイント増の98.3%となっております。

次に、歳入の根幹をなす市税収入でございます。

24ページをご覧ください。

上の表でございます。収入済額は前年度よりも1億5,200万円増加しております。このページ、下段の表にありますように、全ての税目で増加しております。

次に、30ページをご覧ください。

下段の国庫支出金は、3億3,585万円の増となっております。就学前教育・保育施設整備交付金などの増によるものでございます。

次に、32ページの寄附金をご覧ください。

ふるさと納税の増収などにより、2億3,526万円の増となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

37ページに、普通会計ベースで性質別の経費内訳を示しております。

主な増減を比較しますと、義務的経費で各種給付事業の増などにより、扶助費が増加しております。また、その他の経費では、後年度の財政負担への備えである積立金が増となっております。

47ページに一般会計決算の特徴をまとめてございます。

今年度決算は、形式収支、実質収支では黒字決算となりましたが、単年度収支、実質単年度収支では赤字となりました。これは、実質収支の黒字幅が前年度よりも縮小したことや、財政調整基金からの繰入れがあったことが要因であります。財政調整基金の令和5年度末の

残高につきましては、令和4年度歳計剰余金の積立てがありましたことなどもございまして、前年度残高を維持したものとなっております。

財政指標では、経常収支比率が98.3%になっております。この比率が高いと財政硬直化が進んでいくとされますので、増加傾向にあることには留意が必要であると考えられます。

また、繰越事業が多いので、これらの事業の早期完了に努めていただきたいと思います。

今後も物価の高騰や少子高齢化への対応や施設の老朽化対策など、財政需要の増加が見込まれますので、的確で効率的な財政運営をお願いしたいと思っております。

続いて、特別会計の決算状況でございます。

52ページをご覧ください。

交通事業特別会計でございます。実質収支の表にありますように、歳入歳出同額で決算されております。歳入の根幹であります事業収入につきまして、前年度から76万円の増となっております。輸送人員は前年度から微減ではありますが、普通乗船利用者の増も見られますので、今後も乗船客数の増加の取組をお願いしたいと思っております。

次に、56ページの国民健康保険事業特別会計をご覧ください。

実質収支の表にありますように、実質収支は3,869万円の黒字となっております。国民健康保険財政調整基金からの繰入れも行われておりますので、今後も財政基盤の安定に努めていただきたいと思います。

次に、61ページの魚市場事業特別会計をご覧ください。

歳入歳出同額で決算されております。水揚げ数量、金額ともに増加しておりまして、使用料・手数料収入も前年度から1,018万円の増となっております。今後とも漁船誘致などによる水揚げの増加と、使用料収入の確保に取り組んでいただきたいと思います。

次に、65ページの介護保険事業特別会計をご覧ください。

実質収支は1,905万円の黒字となっておりますが、介護給付費の増加傾向は続いておりますので、保険料収入の確保など、安定した事業運営に今後も努めていただければと思います。

次に、71ページの後期高齢者医療事業特別会計をご覧ください。

実質収支は1,355万円の黒字となっておりますが、この黒字は保険料を徴収した年度と広域連合に納付する時期にずれがあるために生じているものでございます。

76ページからは財産に関する調書を掲載しております。

78ページには基金の状況を載せてございます。

総体で4億2,901万円の増となっております。

続きまして、資料の後段、公営企業の決算について申し上げます。

101ページをご覧ください。

ここには、下水道事業会計の総収益・総費用のすう勢比率表を掲載しております。この表にありますように、本年度は5億2,950万円の純利益となっております。黒字決算が続いておりますが、今後も安定した事業運営となるよう努めていただきたいと思います。

次に、111ページ、市立病院事業会計をご覧ください。

すう勢比率表にありますように、本年度は648万円の純利益となっております。救急患者の積極的な受入れなどの経営努力により、黒字決算を維持しておりますが、前年度と比較いたしますと、医業収益の減少が見られました。令和6年度から新たな経営強化プランもスタートいたしますので、引き続き安定運営に努めていただきたいと思います。

次に、水道事業会計について122ページをご覧ください。

本年度は、1億1,903万円の純利益となっております。給水人口の減少傾向などから、純利益が前年度から減少しております。今後、仙台市との共同浄水場の建設や老朽施設の更新費用などが見込まれますので、健全経営の維持に努力を続けていただきたいと思います。

以上が決算審査の概要であります。詳細につきましては、ただいまの決算審査意見書に会計ごとに結びとして記載しておりますので、ご参照願います。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（鎌田礼二） これより総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、議会選出の監査委員を除く、議員17名をもって構成する令和5年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本案については、議会選出の監査委員を除く、議員17名をもって構成する令和5年度決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議員各位に申し上げます。9月10日午前10時から令和5年度決算特別委員会を開催いたします。開催については、口頭をもって通知といたします。



日程第5 承認第1号

○議長（鎌田礼二） 日程第5、承認第1号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました承認第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この案件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するものとして災害援護資金貸付金請求事件の訴えの提起について、令和6年7月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。

その内容といたしましては、本市が貸し付けた災害援護資金貸付金の返済を行わず、督促及び催告に対しても連絡がなかった相手方に対し、仙台簡易裁判所に支払い督促の申立てを行ったところ、被告が督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものでございます。

市がその当事者である訴えの提起におきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただく必要がありますが、裁判所への訴訟手続を進めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分を行ったものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。北側委員会室において議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員会委員の出席をお願いします。

午後1時49分 休憩

午後1時52分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、承認第1号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。承認第1号については、承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、承認第1号については承認することに決しました。



日程第6 議案第58号ないし第89号

○議長（鎌田礼二） 日程第6、議案第58号ないし第89号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました、議案第58号から議案第89号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」であります。本市におきましては、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、受益者負担の適正化や物価高騰の状況などを踏まえた使用料・手数料の見直しを進めているところであり、本条例につきましても所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、課税証明書や住民票の写し交付手数料等の改正のほか、当分の間、各種証明書をコンビニで交付する場合の手数料の特例を設けようとするものであります。

次に、議案第59号「塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例」であります。津波防災センター施設使用料について、市民以外の施設使用料の改正や冷暖房使用料の新設を行おうとするものであります。

次に、議案第60号「塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例」であります。月見ヶ丘霊園清掃料を改正しようとするものであります。

次に、議案第61号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。国民健康保険法の一部改正に伴い、令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証が発行されなくなることから、規定の整理を行うため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」であります。浦戸諸島開発総合センター使用料について、市民以外の施設使用料や冷暖房使用料の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」であります。浦戸ステイ・ステーション使用料について、体育館の使用料の改正のほか、市民以外の施設使用料の改正や冷暖房使用料の新設を行おうとするものであります。

次に、議案第64号「塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。介護保険法施行規則の一部改正に伴い、塩竈市地域包括支援センターにおいて柔軟な職員配置を可能とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第65号「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」であります。漁港占用料を改正しようとするものであります。

次に、議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」であります。塩釜港旅客ターミナルの利用料金の基準額及び会議室の施設区分を見直すため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、施設の実態に合わせて会議室の施設区分を見直すほか、市民以外の施設使用料の改正や冷暖房使用料の新設を行おうとするものであります。

次に、議案第67号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」であります。建築台帳記載事項証明書の交付手数料を改正しようとするものであります。

次に、議案第68号「建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例」であります。一定規模以上の建築物において駐車施設整備を義務づける本条例について、将来的な人口や交通量の減少が見込まれることや、公営及び民営の駐車場整備に伴い、駐車需要が十分充足されていることから、廃止しようとするものであります。

次に、議案第69号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」であります。工事検

査手数料を改正しようとするものであります。

次に、議案第70号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」及び議案第71号「塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例」であります。それぞれ排水設備工事設計審査手数料及び工事検査手数料を改正しようとするものであります。

次に、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」であります。ふれあいエस्प塩竈等の施設利用時間を拡大するほか、施設使用料、市民以外の施設使用料、冷暖房使用料及び杉村惇美術館観覧料の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」であります。施設使用料のほか、市民以外の施設使用料、冷暖房使用料及び附帯設備使用料の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」であります。施設使用料のほか、市民以外の施設使用料の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第75号から議案第78号までの補正予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」であります。第6次長期総合計画を実現するための事業費や、学校施設長寿命化のための事業費、水産業振興のための事業費を計上し、歳入歳出予算にそれぞれ7億2,317万4,000円を追加いたしまして、総額を264億6,908万7,000円とするものであります。

主な歳出予算であります。長期総合計画実現のための事業では、

地域住民の日常的な交流促進や大規模災害発生時の集会所避難者の交流促進のためのツールとして、市内集会所に地域コミュニティーに資する用品を配布する、町内会等コミュニティー強化支援事業として

150万円

所得制限撤廃や高校生年代までの支給期間の延長など、児童手当の制度拡充に伴う事業費として

1億6,259万円

老朽化対策としての天井改修工事と、省エネ節電対策としての照明LED化工事を行う塩竈市温水プール天井等改修事業として

8,275万5,000円

次に、学校施設長寿命化のための事業では、

第二中学校の特別教室棟の建築、電気設備、機械設備の工事を行う中学校長寿命化改良事業として

4億6,040万3,000円

次に、水産業振興のための事業では、

大手量販店において塩竈フェアを開催し、水産品、水産加工品などを販売することで、新たな販路を開拓して売上向上を図る「みやぎの台所・しおがま」推進事業として 100万円などを計上しております。

これらの財源につきましては、

児童手当事業費や中学校長寿命化改良事業などに係る国庫支出金として

2億2,162万5,000円

児童手当事業費に係る県支出金として

1,721万4,000円

中学校長寿命化改良事業や塩竈市温水プール天井等改修事業に係る市債として

4億5,270万円

などを計上しております。

また、繰越明許費につきましては、年度内の完了が困難であります中学校長寿命化改良事業を設定するものであります。

地方債につきましては、中学校長寿命化改良事業など、計2か件の追加及び変更を行うものであります。

次に、議案第76号「令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」であります。保険事業勘定につきましては、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の令和5年度分の精算に伴う返還金として、歳入歳出予算にそれぞれ1,114万7,000円を追加し、総額を57億9,874万7,000円とするものであります。

次に、議案第77号「令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」であります。令和5年度保険料の繰越分に係る後期高齢者医療広域連合への納付金と、保険料の精算に伴う被保険者への還付金を計上し、歳入歳出予算にそれぞれ1,355万7,000円を追加し、総額を9億3,605万7,000円とするものであります。

次に、議案第78号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。債務負担行為につきましては、契約事務等の早期執行を図るため、令和7年度当初から開始を予定しております業務委託2か件を追加するものであります。

続きまして、議案第79号から議案第81号までにつきましては、「権利の放棄」であります。市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料についての債権など、保有する私債権のうち、滞納発生後に督促等を行ってきたものの支払いがなされず、未回収のまま時効期間が経過して消滅時

効が完成したものにつきまして、権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号から議案第88号までにつきましては、「消費税の過払に係る和解について」であります。本来非課税として取り扱う社会福祉事業の業務委託に係る受託業者に過払いしていた消費税額について、全額を返還させることが困難であると見込まれることから、受託業者と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第89号「塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」であります。塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブについて、選定委員会の審査を経て候補者となりました、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」を指定管理者に指定しようとするものであります。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） これより議案第58号ないし第89号の総括質疑に入ります。質問者、挙手をお願いします。16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋） 先ほどご説明をいただきました、各議案のところで総括質疑を行ってまいります、小高でございます。よろしくお願いいたします。

私からは議案第58号、第60号、第62号、第63号、第65号、第66号、第67号、第69号、第70号、第71号ということで、いわゆる私の所属する総務教育常任委員会の所管外の分ということで通告をさせていただきましたけれども、各種手数料利用料等の見直しに関する条例に関わる、そして様々な議案について、一括してお伺いをしたいと思います。

今回提案されましたそれぞれの各種条例の案につきまして、内容としましてはご説明ありましたとおり、これまでの使用料・手数料等を踏まえて、上限を1.5倍として、その中身を見れば一部据置き、あるいは市民以外の方についての見直し、また冷暖房使用料等の部分についてのこともあるわけなんです、基本的には、上限を1.5倍として引き上げるという内容となっております。また、3年ごとに今後の情勢等も踏まえて、定期的な見直しを行うということでありました。

これまで議会に対しては、その考え方等につきまして、各協議会等の機会でご説明があったということです。そして、市民の方々に対しては、一つにはパブリックコメント、あるいは

市民説明会等の機会が設けられたということで、ご報告もありました。

こういったところでの資料を拝見させていただきますと、一つには、現在の本市をめぐる情勢、あるいは本市財政等の状況、そして行財政改革、こうした側面からの今回の見直しについての考え方、こうしたものが大きな考え方と示された。そして、実際の手数料等の見直しの部分一つ一つについては、例えば、施設や手数料の項目に対して、運営あるいは発行等に係る経費、そして、利用料等のいわゆる収入の部分、そして、その差引きとして税負担、公費負担の額と、その割り算をした部分での収支率ということで示された上で、経費の反映を基本として、見直し額が示されているということでもあります。

そこで、見直すとした項目ごとに係る経費ですとか、経費に対する収入の額、収支率、こうしたものは示されたわけなんです、現在の使用料・手数料の額に対して、今回上限1.5倍として提案をされた、この見直しの額を決めるに当たっての根拠と申しますか、そういった見直し額を決めるに当たっての考え方、こうした詳細の部分について、まず冒頭お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 16番小高 洋議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

各条例における見直し案の算定について、お答えを申し上げさせていただきます。

公共施設の運営経費や住民票などの証明書の発行といった行政サービスに要する経費は、料金収入のみでは不足しており、税金など公費で賄われている現状にあります。

また、少子高齢、人口減少社会、近年の物価高騰など、行政サービスを取り巻く状況は変化しており、老朽化が進む公共施設への対応も必要となっております。

さらに、令和元年10月の消費税率の改正以来、大きな見直しを行っていない状況も踏まえ、適切な受益者負担の在り方に向け、使用料・手数料の見直しを進めているところでございます。

具体的な算定方法につきましては、行政サービスに要する経費の反映を基本として算定しております。また、類似のサービスなど他団体とのバランスも考慮に入れております。

さらに、現行の1.5倍を上限とする激変緩和措置の考え方も取り入れ、利用者の急激な負担増にも一定程度配慮し、見直しを進めているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 改めて市長からご答弁をいただいたところであります。

それで、経費の算定を行って、その経費の反映を基本として今回見直し額を示されたということだったんですが、一つ一つの項目に対していわゆる経費、幾らかかっていると。それに対して利用料、使用料等の収入。それに対して足りない部分を賄う税負担、公費負担ということでお話はあったのですが、この考え方から見ますと、今回激変緩和としての1.5倍ということが言われておりますが、本来目指すべきは、その経費の額を利用料収入で丸々賄う収支率100%、これが基本となる考え方なのかどうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員のお尋ねは、使用料、受益者負担の割合の考え方にもつながるかと思しますので、その受益者負担の設定の考え方について、私からご説明させていただきたいと思っております。

まず一つが、受益者負担を設定するに当たりまして、大きく2つの要素から組み立てられていると思っております。まず一つが、例えばその施設サービスが市民の全体で不可欠なものがあるかどうか。あるいは、個人が選択して選べるサービスかどうかという必要性、必需性という、まず概念が1点です。そのほかに、民間でも提供できるかどうか。それがあつた施設か、サービスかということで、それは市場性という言葉になるんですが、この市場性と必要性、必需性の相対関係で受益者負担というものが設定されるというのが、他の自治体も含めてもこのような考え方でまず設定をされているということでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） まさにただいまご説明をいただきました、いわゆる公費負担と利用料収入との割合、バランスといいますか、そういったところの考え方ということで、先ほど2つの考え方について、ご説明をいただいたわけであります。

それで、今回見直し案が示されるということで、他自治体の取組ですとか、あるいは論文等々も調べました。その中には、先ほどおっしゃられましたとおり、本市でもこれまで示されてきた経費と収入、収支率、そして受益者負担の考え方を前提としながら、一方で、先ほどまさにおっしゃられました、一つ一つの項目について、例えば必需性という点で、選択的なものなのか必需性が強いものなのかどうかと。あるいは公益的なものなのか、私益的なものなのか。こういった指標、分類に基づいて、受益者の負担と公費負担の割合を設定をして、

その割合に基づいて現行の金額設定に対する見直しの考え方というのを、まず指針として示している。こういったケースが非常に多かったように思われます。

そうした考え方をまず示した上で、では見直しに当たってどうなのかというところで、ではその公費負担割合の設定の仕方はどうなんだと。あるいは、項目ごとの性質について、必需性の高い低い、あるいは公益性の高い低い。そこには、公共施設であれば趣味趣向性といったものも関わってくるかと思えます。そういった部分ですとか、また福祉的観点だとか、いわゆる救貧的な項目については、例えばそこを無料に近い形で提供するような、そういった考え方も含めて、その税負担、公費負担と利用料収入等のバランスについて議論を行っている、こういったケースが多く見られたわけであります。

その上で、その部分の議論、そして金額設定の是非をするのかどうかといった、そういった根本的な部分も含めて、トータル的に議論がされておったなと勉強させていただきました。また、地方自治における利用料手数料等受益者負担についての考え方の論文等を見させていただきましても、こういった考え方の解説というのがあったわけであります。

そこで、本市にあっては、今回の見直しに当たって、そのあたりの考え方をどのように設定したと申しますか、そういったところについて資料にはなかったようですので、ご説明いただければと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 具体的な事例で申し上げたいと思います。先ほど、市民生活全般的に不可欠なサービスというもので、かつ、なかなか民間の類似施設ではやっていないものというものがあると思います。例えばですけれども、施設ではありませんが、例えば道路整備とか公園整備とか、そういったものに関しましては、やはり受益者負担ゼロ、そういう場合は、やはり受益者負担がゼロという考え方で、基本的には公費で、補助とか全部含めますが公費税金で賄われるべきであろうと。

反対に、個人が選択して受けるサービスで、民間でも同様のサービスを受けられるもの。例えばですけれども、会議室の利用でありますとか、あるいは駐車場の利用等、それに関しましては、基本的には受益者負担は100という考え方が一般的になります。

その中間になるんですけれども、個人で選択できるサービスではありますけれども、なかなか民間でそんなに潤沢にサービスが提供されていないもの。それは負担割合50%という考え方になりまして、例えばで言うと、体育館などはそれに該当してくるのかと思っております。

て、そういった考え方で、今回受益者負担の考え方を整理させていただいたという中身になります。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） そういったご説明、ただいまいただいたわけでありまして。それで総括質疑でありますので、その考え方の数字の部分の是非ですとか、そういったところについては、そこも含めてぜひ常任委員会等でもご議論いただければなと思うんですけども、全体の見直しの議論に当たって、よその自治体を見させていただくと、こういった部分も含めて議論を行っている事例も見受けられたということでありまして。

一方で、本市の今回の見直しに当たっての様々な経過をたどりますと、こうした、いわゆる金額の設定といいますか、その根拠の部分になってくるものなのかなと思うんですけども、そういった部分もしっかりと示して説明をした上で議論をするというやり方もあったんではないかなと思うんですが、議会に対して、あるいは市民説明会等で、こういった部分をあてお示しにならなかった理由といいますか、そういったものがあれば、ぜひお聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） その点は私ども、今のような50%、100%のような、例えばマトリックス表じゃないですけども分かりやすい表で説明をしてこなかったという点は、我々としては運営経費、今回の料金を出した計算式の考え方についてはご説明をしまして、それにかかる運営経費収入についてはお示しをしてきたんですけども、そのような負担割合の100%、50%という考え方までは言及していなかったというところが、一つ反省材料としてあるかと思っております。

○議長（鎌田礼二） 小高議員。

○16番（小高 洋） 分かりました。そういった形、いわゆる分かりにくさということの部分も含めて示さなかったということではあったんですけども、そういった部分、この場で総括質疑ですので、示すべきであった、そうではなかったということの議論は避けて、そこは常任委員会にお任せしたいと思いますが、こうしたことも含めて、ぜひ今後開かれます各常任委員会の中で、各条例等についてご議論いただければということで、私からの総括質疑を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（鎌田礼二） ほかお願いします。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 日本共産党塩釜市議団を代表いたしまして、私も総括質疑を行いたいと思います。日本共産党塩釜市議団の伊勢由典でございます。

この議案については、産業建設常任委員会に係る案件については、総括質疑では触れられませんので、総務教育常任委員会ないしは民生常任委員会にかけられる、それぞれの議案との関連でお聞きをしたいと思います。したがって、議案は議案第58号から第60号、ないし議案第62号と第63号、議案第72号から第74号について質疑を行いたいと思います。

塩竈市は、第5次塩竈市行財政改革推進計画のアクションプランに基づいて、今般9月定例会に使用料・手数料を1.5倍とする条例、関連する条例議案14本が本会議に現在提案されております。しかも、3年後の見直し、引上げを指すのかなと思うんですが、こうしたことも議会に示されております。総務教育常任委員会と民生常任委員会に付託されているのは、例えば塩竈市公民館、ふれあいエस्प塩竈、市民交流センター、あるいは塩竈市体育館、温水プール、公民館本町分室、杉村惇美術館、浦戸ステイ・ステーション等々などがございます。この利用料金についても、1時間当たり置き換えて、現行の1.5倍にするということで提案されております。手数料についても住民票の写し、あるいは課税証明書、月見ヶ丘霊園の清掃料等々7つについて1.5倍とするということになります。結果としては、市民の負担増ということに相なろうかと思えます。

6月下旬から7月にかけて、3か所の会場で市民説明会を行ってきましたが、参加した方々の人数は82名ということで、まさに来年の新年度、仮にこの提案が来年度予算に反映されるとすると、市民にとっては寝耳に水ということになるかと思えます。

そこで、何点かお聞きをしたいと思います。令和6年度の一般会計予算の説明書の使用料・手数料について、改めて読んでみました。私も勉強させていただきました。予算としては総額3億6,767万3,000円となっております。使用料は第6項第11節で件数は28件、手数料は第4項第7節で24件、合わせて52件ということになっております。

そこで、改めてお聞きしたいのは、先ほど言った52件ですか、今般の9月定例会に提案されている使用料は9件、手数料は7件にとどまった理由について、まずお尋ねをしたいと思えます。

それから、改めて令和6年度の一般会計予算説明書を読んでみて、ちょっと私も不勉強だったのかなと思うんですが、教育使用料について予算化されているのは、第6款第4節の伊保石スポーツ広場使用料174万1,000円だけでありました。こうした点からも、振り返ってみま

すと、改めて考えてみると令和5年の9月定例会において、社会教育施設、塩竈市公民館、ふれあいエスプ塩竈、市民交流センター、塩竈市の図書館、同視聴覚センターの指定管理条例が提案されておりました。改めて、その4つの社会教育施設についての関係で言いますと、今後5年間、言わば指定管理として、令和6年の社会教育施設として、改めて5年間の指定管理としての管理を行うことに相なろうかと思えます。

そこで、改めて社会教育施設についての指定管理の募集要項を読みますと、塩竈市が5年間の指定管理として設定しているのが16億1,315万5,000円。年当たり3億2,263万1,000円以内としております。

そこで伺いたいのは、今回の1.5倍の使用料の引上げ、あるいは使用料等々について、例えば、先ほど言ったように年間で3億2,263万1,000円ですよということになるわけですが、この使用料、指定管理料についてと、それから使用料1.5倍との整合性。何となくは分かるんです。委託料として予算化をされておりますので。しかし、使用料が1.5倍ということになると、出ていく、言わば指定管理のそうしたものについての関連整合性について、お尋ねをしたいと思います。

3点目は、使用料・手数料1.5倍の引上げという点で、単純に言えば、この財政調整基金に積み立てる方針なのかどうかをお尋ねいたします。

4点目は、市民説明会、パブリックコメントということで議会にも様々資料が示されておりました。先ほど、小高議員の質疑の中にも、使用料・手数料についての様々な説明、あるいは様々な質疑がございましたが、ちょっと私が感じるのは、市民説明会はいいでしょう。市民説明会はそれなりにやって、このような形でやりますよというそこまではいいんですが、具体の数字が1.5倍、それぞれ出てきております。そうしますと、議会に諮る前にこの手数料ないし使用料について、どちらでもいいでしょう、どちらにしても具体的な、先に示しているということについては、やはり問題ではないかなと思うんです。地方自治法の第115条には、議事の公開原則及び秘密会と定められておまして、あくまでも議会に提案されてから、そこから議員として議会で審査し、結論を出すのはね、それはやはりそれぞれの考えとお立場ですので、こうした点からも議会がどこに行ったのかと。議会以前に出されてしまったのでは、これは議会は全くないがしろにされてきたんではないかと、このように私自身、いろいろ聞いてみて思うところがございます。これは佐藤市長名で市民説明会を出していますので、佐藤市長のご認識をお聞きをして、私の1回目の質疑とさせていただきます。どうぞよろし

くお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の総括質疑にお答えを申し上げます。

私からは、見直し対象についてお答えを申し上げます。

今回の見直しに当たっては、法令等により金額や算定方法が定められているものを除き、市独自で金額を設定できる項目を対象として検討を進めてきた経緯がございます。見直しに当たっては、原価計算を行った上で、他自治体等の水準を踏まえ算定しておりまして、結果的に使用料につきましては9項目、手数料については7項目を、それぞれ実質的に見直したものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 私からは、3点ほど回答させていただければと思います。

社会教育施設の指定管理料、1.5倍の今回の料金改定との関連、それがどうなるかというご質問でございます。

まず、現在の社会教育施設におきましては、指定管理者が使用料を収入いたしまして、施設の管理運営経費に充当しているというやり方になっています。指定管理者の使用料につきましても、ほかの使用料と同様に、今回の指定管理者使用料に関しても来年の4月から見直しを予定していますが、当該指定管理者と既に、実は基本協定書というのを指定管理の段階で結んでいるんです。管理を締結している状態でありますので、今回の改定案につきましても見直しをお認めいただきましたら、見直し後の使用料の在り方については、今後指定管理者と協議を経た上で、例えば指定管理料、例えばもし増収になった場合の扱いとして、指定管理料の精算などができるかどうか、そういった可能性も含めて適切に取り扱っていく方針と、今考えているところでございます。

次に、今回の料金改定分の扱いです。財政調整基金に積み立てていくのかというご質問だったと思います。公共施設の運営経費、証明書の交付などのサービスに係る経費につきましては、説明会でもご説明させていただきましたが、使用料・手数料を今回改定しても、使用料・手数料では賅えないというのが現状であります。そのため、まずは見直しによる増収があった場合、それらの経費に充てていく必要があると考えておりますので、現段階での積立てということは考えていないという状況でございます。

最後に、これまでの進め方の部分の議会への提案の仕方についての中身でございます。まず、使用料・手数料に関しましては、今年の5月の協議会で、まずは使用料の現状と今後の基本的な考え方について、各常任委員協議会に全て報告をさせていただいております。その後、ある程度のたたき台が出来上がったということで、パブリックコメントということに移ってまいりますが、その実施に当たりまして、パブリックコメントの実施前に、議長、副議長にまずご説明をした後で、各議員の皆様に対しまして、パブリックコメントの資料を送付させていただいた形でご覧をいただくという形にしておりました。その後、パブリックコメントで様々な意見が出されましたので、その内容も含めて、さきの各常任委員協議会におきまして報告をさせていただき、パブリックコメント案を修正した案で今回条例改正案を提出させていただいたというような運びになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 初めて聞きましたね、来年、言わば去年の9月定例会ですよ、社会教育4施設の指定管理を行ったのはね。しかも使用料について、1.5倍の使用料引上げですから、精算と。やはりこれは議会に報告一切ないですよ。初めて聞いたんです、私。なかったと思います。私の舌足らずならばご勘弁を願ひたいが、いずれにしても、改めて、いや重要なことなんです、これ。だって議会はね、知らないんですよ、これ。知らないまま協定を結んで精算でしょう。精算するというんでしょ。これはね、やはりこの議会はどこに行ったのかということに。だから、私はやはり先ほど言ったように、議会の審査をしっかりと踏まえて、賛否は別なんですよ、賛否は別なんだけれども、やはりそれに耐え得るようなものを提示しないと、やはりうまくないのではないかなというのがまず1点です。もし、ご返答があればよろしくお願ひしたい。

それから、もう一つは、5月の各常任委員協議会に出されているということは、そのとおりにかもしれませんが、私が問題にしているのは、具体的な使用料、例えば体育館とか公民館とか、1.5倍の使用料について出されてきて、あれ、議会というのは、議長と副議長にそれは説明をしたというのはそのとおりにかもしれないけれども、やはり議会は何のためにあるのかと。初めて提案されてから賛否について問う、あるいは継続もあるんでしょね、いずれにしても慎重審査ということもあり得るかもしれませんが。だけれども、やはり議会の中での審査を経ながら、当局とこの使用料・手数料について様々議論するのが、やはり公の議会、舞台上で

はないかと、私はいろいろ読んでみて感じるんです。

例えば、実際に議会に説明があった資料を見ました。私は、そこまでにとどめておけばよかったんじゃないかなと。具体の1.5倍の、例えば公民館の案はこうですよとなってしまうと、あれ、どこで決まったんですかと。80人の市民の皆さんを相手にして決めちゃったんですかと。逆の論理で言えばそういうことになりますよね。だから、やはり議会というのは18人おられます。少なくとも有権者の皆様の信任を得て、様々な意見をもらいながら、議員としてこういう案件について議論するわけですよ。ですから、これは非常に重要な案件であって、やはり議회를きちんと開いて、その上で審査すべき案件ではないかなというのが私の捉え方と認識なんです、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） まず1点目の社会教育施設の関係でございます。これは私の説明がまずかったのかと思うんですが、基本的に指定管理を結ぶ段階で基本協定書を結ぶ。その中には、別に増収云々ということに関しましての規定は明確に記載はありません。何か必要なことが応じたときには、双方が協議をして決めるというような中身になっております。それにこの件が該当するかどうかも含めて、今後、指定管理者と協議をさせていただきたいということですので、それは誤解のないようにしていただければと思います。

また、議会への提案の仕方でございます。これに関しましては、基本的に我々はこれが正しいというスタンスで進めさせてきていただいておりますし、議会にも一定の情報提供は提供させていただきながら進めてきたと思っておりますが、この辺に関しましては今後もございまして、なお慎重に取り扱うような形でいろいろ今後の進め方については、若干検討させていただくことも必要かと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） では、次お願いします。17番土見大介議員。

○17番（土見大介） 17番土見大介です。

私からも大きく3点について総括質疑をさせていただきます。

まず、1点目は、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、それから、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」の中から文書電子決裁の導入についてと町内会等コミュニティ強化支援事業について、この3点について質疑させていただきたいと思っております。

まず1点目、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」についてでありますけれども、こちらについては、先ほど2名の議員の質疑において、およそ回答というか、知りたいことは知ることができましたので割愛したいところなんですけれども、一応作成していただいているところもあって、簡単にだけ聞かせていただきたいと思います。

資料No.20の5ページを見させていただくと、その中に基本的な考え方というところで、考え方といいますか、方針については示されていると思います。そこで、方針、方向性については理解はしているんですけれども、先ほど原価についてもご説明ありましたけれども、実際その原価が何を示しているのか、どんな項目が入っているのかというところは全然分からないところもありますし、逆に入っていないものは何かというの分かりません。

また、ほかの自治体の事例を見ていくと、市民の皆さんにだけ負担増を強いるのは申し訳ないというか、あるべき姿ではないということで、併せてコスト削減や利用率向上に向けての取組を盛り込んでいるところもございます。けれども、塩竈市としてそのあたりはどうなっているのかというの分からない状況です。

また、受益者負担の割合について、先ほど総務部長からもご答弁いただいていたところではあるのですが、こちら側、要するに行政側から見たときの負担割合というものはあの形になるのかなとは思いますが、逆に利用者側から見たとき、例えば、減免措置の話と重なってくるところもあるんですけれども、子供だったりご高齢の方だったり、経済的にあまり裕福でない方々に対してどうするのかとか、公共性の高い事業を行っているところはどうか、そのようなことも含めて、受益者負担割合というのはもう少し精査されるべきかなというところも思っているんですけれども、このあたり先ほどご答弁いただいたので、そこは常任委員会にお任せをしようと思います。

また、激変緩和措置の1.5倍というの、なかなか根拠としてよく分からない部分もありましたので、こちらもご説明をいただければと思います。

ちなみに、ほかのところの自治体の事例を見ていくと、例えば100円のが150円になると、差額は50円ですけれども、1万円のが1万5,000円になると差額は5,000円なわけなんです。すると、果たしてそれが同じ激変緩和かということにもなることもあって、金額の程度によって緩和の倍率を変えているところもある。その中で、今回1.5倍という数値を選んだのは何なのかというところを聞きたいと思います。

今回、こういう質疑をさせていただいているのは、どうしてもこの利用料、手数料の改定と

いうところを見極めるために、その妥当性を見極めるために必要な情報が十分不足している  
とと思っていますので、追加説明を求めたいと思います。

続いて、議案第75号、一般会計、特別会計補正予算についてから、文書の電子決裁の導入に  
ついて質疑させていただきます。

我々塩竈市議会でもタブレット端末を導入しまして、みんなが慣れない操作を一生懸命勉強  
しながら活用し、今、議会活動に挑んでいるところがございます。その中で、今回DXの一  
環として、この電子決裁というのを導入されるというところでもありますけれども、導入する  
に当たって、必ずしも全てがメリットだとは限らないと私は考えており、このツール、道具  
の使い方も含めて、どうしてもデメリットというか、弊害の部分も生じてくると考えており  
ます。その部分を考慮して取り組まないと、導入したはいいけれどコストが多くかかってし  
まったりとか、あとは使いづらくて、余計にかえって不都合ばかりが多いということにもな  
りかねないこともあります。そこでお伺いしたいのは、この導入に関して、この導入するこ  
とによる弊害というものをどのように考えて対策を講じているのか、講じるつもりなのかと  
いうところを伺いたいと思います。

あとは、この事業の事業費370万円という額が示されております。私も分野としてかぶると  
ころにいるところもあって分かるんですが、どうしても事業者側の言いなりになる数値を出  
させてしまうというところが、このシステムの業界にはあるかと思うんですけど、この額  
が本当に妥当な数字なのかということも、どのように精査したのか伺いたいと思います。

続いて、町内会等コミュニティ強化支援事業について伺いたいと思います。

この事業は、集会所をお持ちのところに対して、その物品を購入する支援を行うものと思  
っているんですけども、市内の町内会、約170団体がございます。それと合わせて、町内会、  
集会所というものは市内に約60か所あると認識をしております。とすると、約35%の町内会  
が集会所を持っているという状況になっていると思います。ほかのところはほかの集会所を  
借りる、ほかのところと共同で運営するということになっていると思います。

その中で、今回、集会所を持っているところに対しての支援だということになっているわけ  
なんですけれども、実際、その支援するものを活用して、例えばコミュニティー強化につな  
げたり、介護予防につなげたりというようなことをやるのは、集会所の管理側ではなくて町  
内会だと思います。

そこでお伺いしたいのが、今回、支援対象がその事業を行う実施の主体ではなくて、集会所

を管理する管理者側になっているというところに対して、なぜそのような支援の仕方を行っているのかについて伺いたいと思います。

以上、3点よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 17番土見大介議員の総括質疑にお答えをいたします。

先ほどの小高議員のご質疑とも重複する部分がありますが、使用料・手数料の見直し案につきましては、現下である行政サービスに要する経費の反映を基本としておりまして、他の自治体等で類似のサービスがある場合は、他の自治体等の使用料・手数料とのバランスを踏まえて算定してございます。

なお、利用者の急激な負担増を抑制するため、現行の1.5倍を上限とする激変緩和措置を適用しております。

これ以降につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） では、私から激変緩和措置について、説明させていただければと思います。

今回、利用者の方々の負担を抑制させていただくということで、激変緩和措置の考え方を導入させていただいています。

今回、本市では料金の設定以来、抜本的な見直しを今回初めてするという中で、各自治体、先行事例に倣わせていただいておりますが、見ますと、ほかの自治体でもこの激変緩和措置を取り入れている中で、やはり1.5倍という数字でさせていただいていることが多く見受けられましたので、今回これを見習わせていただいて採用したところになります。

あともう一つ、使用料と手数料の算定方法、そのコストの部分、どういったものを見たかということなんですけれども、まず、使用料につきましては、人件費、物件費、この物件費というのは光熱水費ですとか、あるいは施設に係る保守点検委託も含まれます。ほかには維持補修、保険料、あとは減価償却費を算定経費に含めております。

次に、手数料の算定の経費なんですけれども、こちらについては人件費とやはり物件費。こちらの物件費は、手数料ですと、用紙代ですとかシステム使用料というのがウエートとしては少し入ってくるかと捉まえております。

以上になります。

○議長（鎌田礼二） 以上でよろしいですか。高橋総務人事課長。

○総務部次長兼総務人事課長（高橋数馬） それでは、私から電子決裁の件につきまして、お答えいたします。

電子決裁のデメリット、形骸化というお話の対策についてでございます。現在、押印で決裁を行っておりますが、決裁の内容によりましては説明が必要な起案、こういったものにつきましては、職員が持ち回りながら、口頭で説明を行いながら決裁をもらうという手順を行っております。これらにつきましては、電子決裁を導入する場合におきましても、これまで同様に説明を行い、コミュニケーションを取りながら決裁手続を行っていくということは変わらないと考えてございます。日々の業務の中で、回覧のみの多くの起案文書というものが存在いたします。分散化している庁舎によりまして、それらのための職員の移動等がなくなることで、業務の効率化が大きく図られるものと考えてございます。

また、システム改修費につきましては、今回のシステム改修費ですが、現在使用しております文書、財務、庶務のグループウェアというシステムであります。それらの現システムの改修であることから、現委託事業者との契約になると考えておりますが、次回のシステム更新時期の契約の発注につきましては、庁内のほかのシステムと併せて契約方法、仕様内容を十分に検討し、経済的かつ効果的な委託を実施できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 土見議員の町内会等コミュニティ強化支援事業についてのご質疑にお答えさせていただきます。

まず、町内会等コミュニティ強化支援事業なんですけれども、令和5年、コロナ禍が明けまして、町内会においては地域住民の交流を深める取組が少しずつ再開しているというところから、市としましても町内会活動と集会所のにぎわい創出を支援したいと考えて、今回のこういった事業を提案させていただきました。

そのような中で、囲碁であったり将棋であったり、健康マージャンなどのクラブ活動を集会所で定期的に積極的に行っている町内会、そういったところだと、多くの地域住民がいろいろな行事であったり、清掃活動に積極的に参加しているというお話を伺っております。

今回、集会所等を拠点として活動する際にお使いいただける用品を配布するという事業にな

っております。子供であったり、大人であったり、高齢者の誰もが気軽に集える集会所の環境づくりや、地域の交流促進の支援につながるものと考えて実施する事業でございます。

また、近年大規模災害が頻繁に発生しておりますことから、地域に密着した集会所が災害のときの地域住民の避難場所として増えることも予想されますので、ご自宅で過ごされるのが不安だという方々、避難された方々の、そういったときのストレスや不安を和らげるためのツールとして、今回配布させていただきたいと考えております。

その中で、先ほど土見議員からもございましたが、今現在、町内会として166町内会が市に登録されております。その中で、市の指定管理として集会所を管理しているのが26団体、町内会所有の施設が22団体、あとは市営住宅等の集会所としてそれ以外の部分で12か所、合わせて60か所の集会所がございます。そういったところは、決して町内会だけが活用しているというわけではなくて、それ以外の地域の町内会の方々も使用していて、集会所の使用率といたしますと、今現在47%程度の町内会が、そういった施設を使用させていただいているということになっております。

そういった集会所を所有しない町内会に対して支援が薄いんじゃないかという、多分そういった趣旨かと思われるんですけども、そういった町内会に対しましては、公共施設等で町内会活動をする際には、市が町内会にこういった用品を貸し出しまして、どの町内会でもお使いいただけるようにしたいと考えております。

また、集会所をお持ちでない町内会に対し、近隣の集会所を借りて町内会活動を行うことを提案するとともに、集会所を所有する町内会に対しては、積極的に他の町内会への貸出しを働きかけてまいりたいと思っております。このことによって町内会同士の交流が生まれ、地域コミュニティがさらに活性化するものと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 土見議員。

○17番（土見大介） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。最後のことを言ってしまうと、それなら全部貸出しにすればいい話ということになってしまうかと思いますが、そのほかのところを伺いたいと思います。

まず、手数料なんですけれども、こちら激変緩和措置の1.5倍もありますし、あと受益者負担割合というの、それぞれの施設だったり利用料だったり、使用料で変わってくると思います。そのあたりが妥当なのかというのは、個別の案件になってくるのでここでは言いません。

んけれども、そういう資料があると、常任委員会でも審議しやすいかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

続きまして、文書電子決裁の件についてなんですけれども、先ほどコミュニケーション不足の話もありました。ただ、多分そこもなんですけれども、大きいところとしては、市で行っていた業務フローと、新しくシステム導入したことによって行う業務フローが大分変わってくると思います。そこに対してすり合わせをすることの中で見逃してしまう部分、埋もれてしまうようなリスクというのがあるかと考えていますので、お願いいたします。

さらに、最後、町内会等コミュニティ強化支援事業についてなんですけれども、先ほど申し上げたように、それなら全員分貸出しにしたって同じだよねとちょっと思ってしまったところはあるんですが、それぞれの集会所の機能を強化したいというお話は理解をさせていただきました。ただ、そのさらに上位の目的として、強化することで何をしたいのかというところが分かると、もう少し利にかなった事業になるのかなと考えております。

ほかの細かい部分に関しては、それぞれの常任委員会での審議に委ねたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第90号

○議長（鎌田礼二） 日程第7、議案第90号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました議案第90号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第90号は、教育委員会の委員の任命についてであります。現教育委員のうち2名が、本年9月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を任命しようとするものであります。

後任には、いずれも市内にお住まいの高橋輝兆氏、昭和39年10月20日生まれ、佐藤 香氏、昭和40年3月17日生まれを引き続き任命しようとするものであります。いずれの方々も人物識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） お諮りいたします。

本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。議案第90号「教育委員会の委員の任命について」は、同意を与えることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議案第90号については同意を与えることに決しました。



日程第8 諮問第2号

○議長（鎌田礼二） 日程第8、諮問第2号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ただいま上程されました諮問第2号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

この議案は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。令和6年7月31日をもって1名の委員が退任されたことに伴い、その後任の委員を法務大臣に推薦しようとするものであります。

後任には、市内にお住まいの佐藤 英さん、昭和52年12月15日生まれを新たに推薦しようとするものであります。人物、識見ともに適任と考えますので、満場のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（鎌田礼二） お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、質疑、委員会付託、

討論を省略し、直ちに採決することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本件については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

採決いたします。諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、同意を与えることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、諮問第2号については同意を与えることに決しました。



日程第9 議員提出議案第5号

○議長（鎌田礼二） 日程第9、議員提出議案第5号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第5号「国の負担による全国一律の学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） ただいま議題に供されました、議員提出議案第5号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

国の負担による全国一律の学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

少子化による人口減少が全国的な課題となっているなかで、国においても子育て施策の具体化が進められているところではあるが、さらなる子ども、子育て施策の充実が求められている。

学校給食法第1条において、学校給食は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされており、給食は全国の児童生徒に不可欠なものである。

一部自治体において、子育て施策の一環として給食費の無償化や一部補助を実施しているところであるが、その多くは一般財源やふるさと応援寄附金（ふるさと納税）などを原資としている。学校給食費無償化は自治体の財政状況によって格差が生じており、また既に実施し

ている自治体においても財政面で継続性が担保されにくい状況である。

自治体によって格差が生じることのないよう、国の責任において、学校給食費の無償化を実現するための恒久的な財源措置を講じ、国の負担による全国一律の学校給食の無償化を早期実現するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

○議長（鎌田礼二） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議員提出議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議員提出議案第5号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第5号「国の負担による全国一律の学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議員提出議案第5号については原案のとおり可決されました。



日程第10 議員提出議案第6号

○議長（鎌田礼二） 日程第10、議員提出議案第6号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第6号「塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則」について、提出者から趣旨の説明を求めます。

11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） ただいま議題に供されました議員提出議案第6号について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本議案は、議会の議論活性化を目的として、一般質問等における質問席での発言を可とするに当たり、所要の改正を行おうとするものであります。皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま上程中の議員提出議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議員提出議案第6号については、さよう取り計らうことに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。議員提出議案第6号「塩竈市議会会議規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議員提出議案第6号については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、9月7日から23日までを休会とし、24日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、9月7日から23日までを休会とし、24日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3 時 0 5 分 散会

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 6 年 9 月 6 日

塩竈市議会議長 鎌 田 礼 二

塩竈市議会議員 今 野 恭 一

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃



令和 6 年 9 月 24 日（火曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 2 日目）



## 議事日程 第2号

令和6年9月24日（火曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

---

#### 出席議員（18名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
5番	菅原 善幸 議員	6番	浅野 敏江 議員
7番	桑原 成典 議員	8番	柏 恵美子 議員
9番	西村 勝男 議員	10番	今野 恭一 議員
11番	志子田 吉晃 議員	12番	鎌田 礼二 議員
13番	伊勢 由典 議員	14番	鈴木 悦代 議員
15番	辻 畑 めぐみ 議員	16番	小高 洋 議員
17番	土見 大介 議員	18番	伊藤 博章 議員

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	技 監	鈴木 昌寿
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫
市立病院事務部長	鈴木 康弘	総務部 危機管理監	佐藤 孝文

総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一	産業建設部 水産振興課長	平塚博之
総務部 政策課長	引地洋介	総務部 財政課長	佐藤渉
総務部 危機管理課長	古谷勝弘	市民生活部 環境課長	千葉貴幸
福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本多佳子	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
市立病院事務部 業務課長	渡辺敏弘	総務部 総務人事課総務係長	石川宏
教育委員会 教育長	黒田賢一	教育委員会 教育部長	末永量太
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻下真子	監査委員	菅原靖彦

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから9月定例会2日目の会議を開きます。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際にマスクを外していただかなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第2号」の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13番伊勢由典議員、14番鈴木悦代議員を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

○議長（鎌田礼二） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

なお、本日の質問は、柏 恵美子議員は一括質問一括答弁方式、ほかの議員は一問一答方式にて行います。

では、5番菅原善幸議員。

○5番（菅原善幸）（登壇） 令和6年9月定例会におきまして、公明党を代表し、一般質問させていただきます。菅原善幸でございます。佐藤市長はじめ、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、本市の重点課題である老朽化施設の方向性についてお尋ねいたします。

塩竈市の本庁舎施設は、大変歴史のある施設であり、多くの市民の方から親しまれた市役所でもあります。しかし、市役所は、昭和35年に建設され、今日まで64年がたっており、既に耐用年数50年が経過しています。平成22年には耐震補強工事を実施しておりますが、建物

全般も老朽化が顕著となっております。

また、塩竈市清掃工場は、供用開始から47年が経過しており、設備の経年劣化が進んでいることから、継続して更新、改良工事が毎年必要とされております。

そして、市立病院は、塩竈市の地域医療を支えていただいている公立病院として、安全で良質な医療の提供に努めていただいております。現在の場所には、移転されたのが昭和22年、西側病棟を昭和32年に改築されてから65年が経過しており、同じく老朽化が顕著となっております。

そこでお尋ねしますが、本庁舎、清掃工場、市立病院の方向性について、市長の見解をお伺いいたします。

なお、あとの質問につきましては、質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 5番菅原善幸議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、重点課題である老朽化施設の方向性についてのご質問でございました。

まず、ごみ処理施設につきましては、昨年度策定をいたしました基本構想に基づきまして、基本計画の策定を進めているところでございます。現在、事業者へのアンケート調査などを行いながら、施設配置や事業工程、概算事業費などについての整理を進めている段階であります。

また、庁舎整備につきましては、本年8月に基本構想、基本計画を取りまとめ、現地再建とする方針とし、現在、新庁舎の規模や配置計画、概算事業費などについて整理、検討を進めているところであります。

なお、ごみ処理施設と庁舎につきましては、物価高騰などの影響により、現時点で見込んでいる事業費を大幅に上回ることも予想、想定されることから、社会情勢や本市の財政状況を的確に捉え、時間的な制約もありますが、慎重に判断していかなければならないものと認識しております。

また、市立病院につきましては、他事業による後年度の財政負担を勘案し、中長期的な財政見通しなどを踏まえながら、引き続き検討していくこととしているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ご答弁大変にありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

ただいま市長からも、重点課題であります各施設への方向性について説明をいただきました。各施設とも物価高騰等の影響に慎重に判断と、大変厳しい状況のご答弁でございました。

しかしながら、今の建物の現状を見ますと、各施設とも、あまりにも老朽化が進んでおり、市民の方が大変不便を感じているのではないかと私は思っております。市長もその現状を認識していると思えますけれども、そして、市長は毎年市民に対して、施政方針を出されております。市政運営に対する考え方、方針、重要施策、予算などについて表明されております。

施政方針には、令和2年度には重点課題について、庁内で検討部会を立ち上げ、令和3年度には、本格的に課題解決に向けた事業に着手していくと示されております。さらには、庁舎、市立病院、ごみ処理施設をはじめとする老朽化している公共施設への対応などにより、引き続き厳しい財政が続くものと見込まれ、それらの課題解決に向けて取組が急務になっているとも述べられております。

市長は就任して6年目に入り、塩竈市の課題も見えてきたとは思いますが、重点課題として、市政運営に何度か示されています。改めて、重要課題を出された思いをお伺いしたいと思えます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これまで施政方針で示してきた思いについてということでございましたが、市長就任以来、特に各公共施設が老朽化が顕著であることから、ごみ処理施設や庁舎、市立病院について、喫緊の課題と捉えまして、解決に向けた方向性について、これまでも施政方針において示してきたところでございます。令和2年度からは、本市の重点課題として位置づけ、全庁を挙げて、それらの課題解決に向け、取り組んでまいったところでございます。

議会の皆様方にも、その中でも、特にごみ処理場、ごみ焼却施設が老朽化が著しく、ある意味危険性も伴うところから、まずはこちらのほうから手をつけさせていただきたいということで、ご報告もさせていただいたところでございますが、同じように、市役所についても、緊急防災・減災事業債という優位な起債があることから、令和7年度ということ

で、期限はついておりますけれども、挑戦することが一つの大きな目標として、これまでも取り組んでまいりましたし、病院につきましても、これまでも何年にもわたって市役所内部でも、その建て替えについて検討させていただきました。

私が就任してからの5年目の中では、やはり現地に建て替えをすることについては、半分壊して半分を建てる、そして、できたらもう半分を建て替える、この方式だと仮設費用だけで20億円近くかかるという試算も出てまいっております、本当に喫緊の課題ではあるけれども、ごみ焼却場の、特に一番最優先の高いごみ焼却場については、もう倍々ゲームと捉まえていいただろうと感じております。震災があつて、そこからの10年、12年の間に、もし建てていれば、70億円か80億円ぐらいで、1日70トンの処理施設はできただろうと。そして、その後、私が就任をさせていただいてから、いろいろ精査をする中で、110億円、もしくは130億円、また150億円、そして最近では、そこからまた上がるだろうと想定をされてまいりまして、もう信じられない倍々ゲームで、資材の高騰だったり、人件費の高騰だったり、本当に信じられない状況でございます。

また、緊急防災・減災事業債、市役所についての緊急防災・減災事業債についても、令和7年度、これは延長の交渉は今年の秋口からあるだろうというのは、あくまで想定でございまして、まだ令和7年度中に、最低でも基本設計まで行くことが必要だろうと言われておりますが、それに向けて、今はチャレンジをする、その準備を進めるというのが必要です。

ただ、いずれの場合も、想定を超える建設費用、これの高騰が、もう私どもの小さな自治体が越えられるような範疇ではないと。これだけははっきり言えるだろうと。ですから、途中で建ててやめるということはできかねますので、市役所の持つ財源だったり、そういったものがしっかりと担保できない限りに、軽々に建てなきゃいけないということで動くのがいいのか、それとも老朽化しているわけですから、いつ壊れるかも分かりませんし、災害が起きて倒れかかった場合にどう対応するのかと、こういったことにも準備を進めておかなければいけないと。

ですから、まさに八方塞がりの中で、どういう対応が必要なのか、慎重に見極める必要があるだろうと考えていますので、この辺も、なお、私どもだけで決められる話じゃございませんので、議会の皆様方にも適時、こういった情報については共有をさせていただきながら、どういう方法がこういった課題に乗り切れていくのかということは、慎重に議論を

進めながら考えていくしかないというのが、今の現状でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 今、市長から、もうまとめたご答弁も本当にいただきました。今回の庁舎問題、それからごみ処理場、それから市立病院も、時代がちょっといろいろ、今物価高騰とか、それからコロナ禍も影響があつて、様々な部分で物価高騰も続いている状況であります。

そこで、ちょっと私も準備してきたものがありますので、順次質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、令和6年に新庁舎建設に有利な財源として、先ほども市長から緊急防災・減災事業債というのが示されたわけでございますけれども、それで、4月には新庁舎建設に向けた基本的な考え方が示され、7月には庁舎建設の基本構想、それから基本計画の中間案が示されました。8月には庁舎建設候補地、それから、新庁舎建設に向けたパブリックコメント、または、市民説明会、それから全員協議会等も示されたわけでございますけれども、また、今後の事業を進めるに当たって、課題も示されておりました。原油価格の高騰、円高、それから建築資材等の高騰、人材不足等に伴う人材費の上昇等により、今後の社会情勢、それから財源状況も見据えて、これからの事業の見直し等も含めて、慎重に検討していくということで示されておりました。

そこで、市長はこの段階で、やはり判断、どの段階でやはり判断していくのか、また、物価高騰はこれからもっと進むかとは思いますが、やはり庁舎建設を見直さなくてはいけない段階に入っているのではないかと思います。緊急防災・減災事業債の期限が令和7年度までとなっておりますので、その辺の見直しの段階が、どの段階で行うのか、その辺ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 庁舎の整備を見直す場合、どの段階で見直すのかについてでございます。現在、先ほどご紹介もありましたが、物価高騰などの影響によりまして、建設工事費の高騰が顕著となっております。こちら庁舎だけではなくて、ごみ処理施設においても同様の状況となっております。

このことから、現在、最優先としておりますごみ処理施設の最新の概算事業費とともに、庁舎につきましては、現在の規模などを取りまとめているところでございますので、それ

が取りまとまった段階で、概算事業費を算定しまして、改めて財政のシミュレーションを行いたいと考えています。そこで、本市の財政にどのような影響を与えるのかを精査しながら、慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

優先順位、先ほども市長が示されました優先順位が、やはりごみ処理場にあるということとございました。そこで、本庁舎はちょっと置いておきまして、ごみ処理場の事業に進ませていただきたいと思います。

清掃工場については、令和5年9月から廃棄物処理施設整備基本構想が示されたわけでございますけれども、それで、先日の8月に行われた民生常任委員協議会の中で、廃棄物処理施設整備に向けた取組状況等についての報告がありました。その中には、基本計画の取組状況について、事業者からアンケート調査を、内容を報告した内容とございました。

そこで、何点かお尋ねします。基本計画の取組状況で、事業者アンケートの調査を行った内容について、確認させていただきたいと思っておりますけれども、調査概要と回答の内容について、お尋ねいたしたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） では、事業者アンケート調査結果等についてお答えさせていただきます。

廃棄物処理施設整備基本計画の策定に当たりまして、事業費や施設配置について、プラントメーカーにアンケート調査を依頼したところ、8社から回答がございました。

回答内容を整理しますと、大きく3つに分類されまして、まず1点目は、施設配置についてですが、基本構想で定めた現環境課事務所地と温水プール北側の2か所の候補地案のうち、全てのメーカーが、可燃ごみ処理施設の建設候補地を、温水プール北側の山林部分という回答がございました。なお、現地は風致保安林や、埋蔵文化財などの諸規制への対応や、今後の造成における施工上の課題も判明しているところでございます。

次に、2点目ですが、事業工程についてです。こちら、全国的に施設の整備事業が増加して集中しているということがございまして、各プラントメーカーの製造ラインに影響を及ぼす可能性があるということを、今現在確認しております。

また、3点目、概算事業費についてですが、昨今の建設資材高騰及び労務費の上昇等により、やはり基本構想時を上回る事業費の回答がございました。

以上の回答内容につきましては、各社の比較分析を行うに当たりましても、今現在、各プラントメーカーと詳細について確認を行っております。概算事業費等を十分精査した上で、今後の基本計画の策定を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。

先日の民生常任委員協議会での説明の中身を、ちょっと確認させていただきました。そこで、再度ちょっと確認なんですけれども、プラントメーカーは13社へのアンケート調査を依頼して、8社の回答があったという答弁がありました。この事業の13社等は、この現場確認をして、そういった状況の中で、こういう回答があったのか、その辺ちょっと確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） プラントメーカーに対するアンケート調査の内容でございますが、まず、プラントメーカーにつきましては、現地の測量結果、併せて地質調査の状況、そういったものを資料として、そこから試算をお願いしているところでございます。なお、プラントメーカーによっては、現地の確認をされたメーカーもあったと聞き及んでおります。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

この事業者アンケートの内容ですけれども、先ほど市民生活部長から、施設の配置、それから事業の工程、それから概算事業費の3点の内容で、アンケート調査を行ったということでした。

そこで伺いますが、このアンケートの内容の施設配置、ごみ処理施設の建設候補地ですが、多分2パターンあったと思うんですけれども、前事務所側のパターンですと、もう面積が足らなくて、やはり建設が厳しいという形で、この業者さんからも回答があったわけですけれども、また、全事業者が温水プールが、もう一つのパターンですけれども、温水プール側の北側の山林部が適切と書いてあったんですけれども、その他の敷地では面積不

足として回答があったのか、そしてまた、温水プール側の埋蔵文化財の諸規定の対応の必要として、施工上の課題も判明したとあります。この候補地での建て替えは困難ということなのか、その辺ちょっと確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 建設候補地の2か所についてでございますが、こちらについては、令和3年度の可能性調査及び令和5年度の基本構想において検討した結果、本市では、ほかの場所、いわゆる代替地が見つかるのが困難だということで、現地再建、その2か所ということで決定したものでございます。

あとは、建設予定地、候補地が温水プールの北側になったということで、初めて詳細が見えてきたということもございます。まずは、その現地の温水プールの北側の場所につきましては、特別名勝松島、そちらの趣のある景色を保存するため、風致保安林に設定をされてございます。ただ、その風致保安林、通常は解除は困難なんです、公益上の理由により、やむを得ない場合については解除が可能ということで、県からの確認をいただいているところでございます。

また、現地は埋蔵文化財の包蔵地に隣接した場所ということでございまして、造成中に万が一、埋蔵物が発掘された際には、工事を一旦中止をしまして、そこで発掘調査に入るということで、工期に大きな影響があるということも判明しております。

こういった様々な課題というのが見えてきているところではあります、どのプラントメーカーについても、全くできないという回答はいただいておりますので、今後そういった様々な諸課題をクリアしていくための検討というものを進めていかなければならないと考えております。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

北側、温水プール側の部分で、やはり埋蔵文化財という部分が、やはり課題になってきたというご答弁でありました。そうしますと、やはり業者さんの、工事を止めたり、また再開したりとなりますと、事業のやはり費用なんかも加算していくんじゃないかなという部分も多々あると思います。そういった中で、この現地の建て替えというのは、本当にできるのか、また、できないのか、その辺の結論していかないと、ずるずるこの段階を待っている、やはり今回新庁舎の建設が、清掃工場のごみ処理場の部分も含めて考えていく

という、検討するという事とも言われておりましたので、この建て替えというのは本当にできていくのか、その辺ちょっと確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） プラントメーカーからのアンケート結果については、大変厳しいものがあると受け止めております。ただ、一方では、令和5年に策定しました基本構想、この方針を基に単独整備ということで、今検討の方法、まずは進めていくということで、どのような形で進めていけば、合理的な施設整備ができるのかということで、検討を進めている段階でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

どの段階というのは多分、基本計画がやはり今年11月に多分作成されると思いますけれども、その段階ではもう多分決定していくんじゃないかなと私は思っていますけれども、しかしながら、やはり後が見えない状況があるのであれば、やはり代替等も、建て替えのできない場合どうするかという、代替の検討もつくっていかなければいけないんじゃないかなと私は思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 基本構想の策定の段階におきましても、単独整備ですとか、広域化という様々な議論をしてきた経過がございます。まずは、先ほども申し上げましたが、現在は単独整備、こちらを前提として事務処理を進めておる段階でございますので、今後の将来的な財政負担、そういったものを見据えて、精度の高い事業費というものを、算出を進めていきたいと考えております。

また、廃棄物処理といいますのは、生活環境の保全、または、公衆衛生の向上という、自治体にとっては極めて重要な責務だと考えておりますので、安全で安定的な廃棄物処理というのを進めるために、重点課題の一つとして、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

先ほどもご意見したんですけれども、やはりどうなるか分からないという部分では、や

はり代替というのは必要であって、今現在、あそこの新浜町にごみ焼却炉があります。そういう中で、延命を今現在もされているんじゃないかなと思います。そういう中で、やはり今、毎年、プラントなんかも、私も拝見させていただいたんですけども、やはり延命のために部分的な修繕もされているということも確認しているわけですが、それでも、それでは、今のごみ焼却炉、延命にどれだけかかるのか、その辺はちょっと試算されているでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 事業者アンケートを進めていく上で、単独整備をこのまま進めていくとしましても、様々な要因から事業工程が延伸する可能性が高いという結果が出ております。その間も、現施設でもって焼却処理を進めなければならないということでもありますので、現施設の延命化についても併せて検討しているところでございます。

それが毎年、先ほどおっしゃられた毎年行っている、いわゆる定期修繕だけで今後もつのか、または、ある程度プラント設備に手を入れて改修が必要なのか、そういったものも、コスト面も含めた形で、今プラントメーカーに相談をしているところでございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。今、その政策を進めているということでございます。

あと、もう1点、やはりもし、この本市が単独事業を行った場合と、その他の自治体への委託した場合の事業の差が、当然ながら出てくると思うんですけども、その辺の調査とか、精査はされているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） コスト比較というご質問でございます。あくまで現時点におきましては、先ほど来から申し上げましているとおおり、単独整備、そちらを前提として、事務作業を進めておりますので、他自治体へ委託した場合のコスト、そういった比較は行っていない状況でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

それでは、こういう状況が清掃ごみ処理場にあるということで、また、本庁舎に戻させていただきますけれども、そうしますと、新庁舎の基本構想、基本計画が中間案の中で課題があったわけでございます。

そういった中で、私はこの社会情勢を、先が見えない状況があっても、やはり市政は止めることができませんので、財源状況によっては、この今回のやはり庁舎建設に係る緊急防災・減災事業債が使えるメリットというのが、大変私は大きいんじゃないかなと私は思っております。庁舎を集約しますと、様々なコストが見込めるし、それから、コスト面でもメリットがかなり大きいと思っておりますけれども、その辺のお考えありましたら、答弁いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 緊急防災・減災事業債のメリットでございます。こちらは通常でございましたら、庁舎整備に係るこういった有利な財源はないものでございますが、今回津波浸水想定区域に入ったということで、緊急防災・減災事業債はその対象事業費に対しての充当率が100%、今年度交付税として措置される金額が70%ということで、大変有利な財源ということで、今基本構想・基本計画の中間案においても、その財源を活用することで記載しているものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

庁舎建設の概算事業費ということで、たしか60億円ぐらいという試算が多分されたと思うんですけども、今後これを進めるに当たって、物価高騰が続くであろうその増額というのは、どれぐらいまで本庁舎では考えておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 新庁舎の整備費について、物価高騰の影響でどの程度となるのかというご質問でございました。

現在、新庁舎の集約の案について、現在検討してる段階で、その後規模や、配置案なども取りまとめることとしております。

現時点では、そこから算出された庁舎の面積が、まだ具体的に定まっておりませんことから、まだ概算事業費の算定までには至っていない状況となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。今回のやはり物価高騰というのが、かなり大きいんじゃないかなと私も思っておりますので、その辺がこれからの課題になっていくと思います。

そこで、次の、ちょっと時間もありませんので、次の質問に移ります。

市立病院の方向性について、ちょっとお伺いしたいと思います。先ほど市長から重点課題である老朽化施設の方向性について伺いました。市立病院の方向性については、ごみ処理施設、そして、庁舎整備も優先し、市立病院の建て替えについては、延期という答弁もありました。

それで、再度お伺いしますが、延期ということで、市立病院の老朽化の課題について、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 渡辺市立病院業務課長。

○市立病院事務部業務課長（渡辺敏弘） 老朽化関係の今後の部分ということでございます。令和5年度に作成しました市立病院経営強化プランというものの中でも、当院が公立病院として、地域において果たすべき役割、機能を全うするためには、建て替えの時期が来ているというご意見いただいております。一方で、ほかの重点課題等の優先順位という部分で、新病院建設が延期というところでございます。

これを受けまして、病院としては、病棟劣化修繕調査や、あとサウンディング型の市場調査を行いまして、現在の状況を確認しながら、緊急性の高い改善箇所などの洗い出しや、事業スキームの検討、概算事業費の算出を現在進めているところであります。よろしくお願いたします。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。

先月、実は8月の初めに民生常任委員会で、塩竈市立病院をちょっと訪問させていただきました。市立病院の現状と課題について、視察して勉強させていただいたわけでございますけれども、ようやく新型コロナウイルス感染症も5類になって、市立病院の視察も受け入れていただいたわけでございますけれども、その節は大変にありがとうございます。

現状を確認した際に、やはり大変思ったよりも老朽化が進んでいる状況で、特に一番奥の西側の入院病棟がひどく、改修も必要じゃないかなと感じたわけでございます。

現在の建物、館内のメンテナンス等も含め、最低限の改修が必要とされるかと思うんですけれども、この老朽化対策整備はどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いした

いと思います。

○議長（鎌田礼二） 福原市立病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） お答えいたします。

病院の法定耐用年数は、39年ということになっています。一番古いところが65年経過して、最も新しいところでも40年を経過しておりますので、全ての施設が法定耐用年数を超えたということになっています。

そこで病院としては、今回の経営強化プランの中でも盛り込みましたけれども、建て替えの時期が来ているというような言葉で表現させていただいたわけですが、延期になったということで、大規模改修の試算をしております。その調査の結果で、概算事業費が22億円ということが報告されました。この22億円でできることは、今の医療機能を継続するために必要な費用ということであって、令和の時代に、この公立病院に求められている医療機能、これは通常の診療以外に、新型コロナのような新興感染症対策とか、それから、大規模災害時に中心となって医療提供を行うという、その意味での医療機能は盛り込まれていないということになっております。

したがって、様々なこの病院の方向性については、病院単独でできるものではありませんので、様々な外部委員、大学、それから医師会、それから市民代表、それから副市長にも入っていただいて検討しているわけですが、やはり将来にわたって安定した医療機能を提供し続けるためには、やはり新病院建設というのは避けて通れんものと考えております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。

今回考えているのは改修工事、やはり本当に古くなった部分の工事をしなければいけないということで、22億円かかるという試算をされていると、今確認させていただきました。この22億円ですけれども、これはやはり繰入金である我々の一般財源から出るのか、その辺のちょっと確認をさせていただきたいなと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） それでは、ご答弁申し上げます。

基本的にこの改修につきましては、市立病院が発行いたします病院事業債、こちらが

100%財源となっております。一方で、今年度に元利償還金、これが発生いたしますので、その半分については一般会計からの、こちらとしては繰入金ですが、一般会計は繰出金ということで、病院に繰り出すものとなっております。なお、その繰出金の半分につきまして、交付税措置があるという財源のスキームになってございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

もうぜひとも、私も最低限の改修というのはやはり必要じゃないかなと思っておりますので、建て替えまでもいなくても、市民から見て、やはり建物というのは、やはり直接触れていくわけでございますので、しっかり今後も、この市立病院の在り方も検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。次の質問は、学校施設の老朽化対策の防災機能強化の推進について、お伺ひしたいと思います。

これは実は、先月うちの公明党会派で、小野議員も質問させていただいておりますけれども、私も、この体育館の空調の関係でちょっと質問させていただきたいと思います。

本年1月1日に発災した能登半島地震で、241名の命が絶たれたわけですが、今なお多くの方が、やはり苛酷な避難生活を余儀なくされておるわけでございます。広域的には、災害が発生した際に、避難所として重要な役割を果たすのが、やはり地域住民の最も身近である学校であります。文部科学省がまとめた東日本大震災における学校の対応等に関する調査報告によりますと、避難所に対して利用された施設の一番多かったのが、体育館の70.1%ということが出ておりました。

そこで、現在、本市の体育館の空調設備の状況はどのようになっているのか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

ご質問につきまして、市内小中学校の体育館の空調設備の設置状況についてでございますけれども、現在、全ての体育館におきまして、冷暖房等の空調設備については、未設置の状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。今現在は、体育館の空調というのはされていないという事で、今答弁ありました。

令和5年の7月12日付で、文化庁の通知によりますと、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてですけれども、近年の気候変動影響により、平均気温上昇を踏まえた熱中症対策の観点から、災害時に主な避難所となる体育館への冷房機能の設置を推進していくことが必要であるとされております。そこで、どのように認識されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

体育館の空調設備の整備についての考えでございます。まず、これは言うまでもないことですが、近年、夏場厳しい本当に暑さが続いておりまして、児童生徒の熱中症対策ということで、空調設備そのもの自体は、非常に必要な設備であるとは認識しているところでございます。

一方で、国の補助制度を、例えば活用する場合に、建物、あるいは体育館の建物自体に断熱性を求めるところが補助要件になります。そのため、整備に当たりましては、体育館全体の断熱改修工事が必要になってくるということで、非常にコストがかかるということになります。

そういったことから、まず、我々としましては、体育館の空調設備の整備についてですけれども、学校の長寿命化改良事業ですとか、学校自体の全面的な改修工事の中で、断熱改修と併せた整備が、まずは効率的なんではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 今の説明でいきますと、長寿命化、今塩竈でもやられていると思えますけれども、やはり今、避難所となる体育館というのは、やはり空調設備が本当に急務でありまして、やはり被災地、例えば、災害に遭った被災地の方々の命を守るためにも非常に重要で、整備も進めていかなければ私はいけないかなと思っておりますので、今後どの段階でされて、長寿命化は終わっている学校も多分あると思うんですけれども、そういった部分の検討も進めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

時間もありませんので、次の質問にちょっと移らせていただきます。

認知症対策の推進についてでございますけれども、認知症を発症してから安心して暮らせる社会づくりについてであります。

国では2025年には、高齢者が5人に1人が認知症になるという推定されており、認知症が私にとってもますます身近なものになっております。そして、2024年1月1日に、共生社会の実現に推進するための認知症基本法が施行されました。基本法の目的は、認知症の人が尊重し、保持しつつ、希望を持って暮らせることができる社会の構築であります。この目的に向かって、まず大切なのは、認知症に対する正しい理解を深めることであると思っております。

今後、認知症基本法に基づいて、認知症の人が希望を持って暮らせる塩竈市を目指していただきたいと思っておりますけれども、そこで、認知症基本法についてどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 認知症基本法についての、本市に対する対応というところでのご質問であったかと思っております。

今現在の認知症対策、本市といたしましては、まずは相談支援業務、こちらを行う認知症地域支援推進員、こちら市及び地域包括支援センターに配置している状況でございます。

あわせて、認知症の方ご本人や、ご家族の方からの個別相談の対応、その中で認知症あんしんガイドブックの普及活用、あるいは認知症を理解しながら、地域で見守り支援の担い手となるような認知症サポーターの養成講座、こちらの開催を行っております。

こうした活動を通しまして、認知症の方、ご家族も含めて参加できる地域のサロンであったり、認知症カフェの運営支援、あるいは認知症初期集中支援チームの実施などを含めて、認知症の方や、そのご家族の方が地域で安心して生活できるよう支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございます。この認知症ですけれども、やはり塩竈の場合は、いろんな出前講座とか、様々な部分で手厚く、認知症に寄り添う施策をつくっておると思っております。

そこで、ほかの自治体ちょっと見まして、この認知症に寄り添うという形で、ユマニチュードというのについてあるんですけども、多分皆さん聞いたことはあまりないと思うんですけども、それはフランス語で、人間らしくあるという意味がありまして、日常生活に支障の出で、暴力的な言動になりがちな当事者と、介護をする家族らの信頼関係を構築するために、有効な技法として行われているということでございます。

具体的には、見る、話す、触れる、立つ、この4つの柱に、あなたの言葉を大切に思っていますという思いやりを伝えることで、数年間ベッドで寝たきりだった人が、起き上がることができたという事例もあるわけでございます。

そこで伺いますが、国が進めるこの介護について、ケア技法であるユマニチュードの推進の考え方について、把握されていたらお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま菅原議員からご紹介ございましたユマニチュードでございますが、まさしく認知症に関するフランスでの家庭、あるいはその施設、病院、専門家の方から提唱され、それが実践されている手法であると認識してございます。

国内では、病院とか施設、あるいは自治体としては福岡市が、これ幅広い方々を対象に講習会活動を開催するなど、実践的な取組を行っているとお認識してございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

それでは、このケア技法ですけれども、ユマニチュードを本市が取り入れて、幅広く広げていこうと考えるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらのユマニチュードを、本市でどのように取り入れていくかというお話でございましたが、今現在、本市、塩竈市では、認知症の方に対する理解を進めながら、さりげなく見守り支援する認知症サポーター講座、こういった開催を中心に取り組んでいる状況でございます。

ユマニチュードのケア技法、見る、話す、触れる、立つ、こちらのケアの4つの柱、こちらのほうの技法につきましては、県内のみならず、国内でもまだその実施の事例が少ないことなど、その効果を含めて、全国的な普及の状況、こういったところを確認しながら、

本市についても今後の活動、活用について研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 本市では、認知症サポーター養成講座というものがございまして、その中に取り入れることもできるのではないかなと私は思っておりますので、これは今後の一つの課題はあるか分かりませんが、そういった検討もしていただきたいなと思います。

特に、認知症の判断としましては、希望を失うことなく、新たな目標に向かって行動するということがあると思います。認知症の人が、自ら認知症に係る経験等、当事者同士が共有しながら、機会を確保し、本人や家族の不安を解消するなど、本当に大事な重要な部分と思っております。

そこで、認知症の本人や家族等が診断後に、早い段階で同じ経験をした方々の情報の共有とか、様々なアドバイスが受けられるように、インターネットによる交流も深めてはどうかと私は思うんですけれども、地域における認知症サポート、ピアサポートが環境の整備にも重要と考えますが、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらは認知症を患う方の介護者の方同士の交流の場として、インターネットを活用してはどうかというご提案でございました。

今現在、本市では、同じ立場にある方同士、支え合いであります、今議員おっしゃられたようなピアサポート、こちらを活用した介護者の交流の場であります認知症家族との触れ合い広場の開催、こちらを地域包括支援センターが支援しているという状況でございます。

これまで、介護に関わります家族者同士が集まって話したり聞いたり、お互いつながるような活動、こういったことを望んでいらっしゃる方が多いという状況でしたので、まずは、ご本人同士直接のこういったふれあいの場、こちらのほうの支援を行ってきた状況でございましたが、今後、介護者からの相談の状況、そういったところを確認しまして、インターネットを活用したような交流の場の導入、こちらのニーズ把握、こちらまず、そちらのほうから努めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ぜひとも、ピアサポート環境の整備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますけれども、エンディングサポートについて、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

身寄りのない高齢者のサポートになるわけですけれども、高齢化が進む中、やはり核家族とか、配偶者の死別、それから離婚、それから未婚などによつて、高齢者の単独世帯が増加してあるわけでございます。これは、単独世帯の高齢者の中には、家族や親族がいない、または、いても疎遠になつてゐる方が多くいることがちよつと考えられますけれども、このような高齢者は、賃貸住宅の入居、更新などに係る保証人とか、突然病症になる、病院への入院、介護、施設等への入所の際の身分証とか、その後の生活支援、死後の財産処分などの死後事務についても、家族、それから親族による支援を受けることが難しいために、第三者に頼る必要があるわけでございます。

そこで、本市には、ライフプランニング支援事業という形があると思ひますけれども、このライフプランニング支援事業の対象と、それから内容についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） ライフプランニング支援事業につきまして、こちらは対象としては、全ての高齢者、全ての方を対象としておりますが、特にご自分の人生を振り返り、そして整理を行い、今後どのように生きていくか、もしくは、終末を迎えるかというものを整理していただく意味で、広く配布を、まずはエンディングノートの配布をさせていただいております。

そういった中で、議員おっしゃいました様々なご自分の気になる今後のことを、それぞれ書き示す中で、今後どうしたらいいかというところの部分で、ご家族であったり、それから信頼する知人、そして、専門的なところでいえば地域包括支援センターや市役所、そういったところにご相談いただく中で、必要な機関に、ご本人と共に考え、つなげていく、そういった取組でございます。

地域においては、そういったエンディングノートの活用講座なども現在、広く普及といひますか、周知をしてご利用いただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） ありがとうございました。

先日、8月のたしか本市の広報紙と一緒に、高齢者見守り事業という形で、パッケージ内容として、QRコードがついているライフプランニング支援事業のパンフレットがちょっと入っておりました。私も高齢者の方から多くの相談を受けていますが、この相談内容が一目で分かるようなパンフレットになっておりましたので、今後、このパンフレット、ちょっと活用させていただきたいと思います。

そこで、現在、エンディングノート配布の状況でございますけれども、配布状況の実績と配布場所、どういうところに置いているのか、どういった方に渡しているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） エンディングノートの配布場所でございますが、壺番館庁舎を含めまして、市内の公共機関、それから地域包括支援センターや、高齢者のいろいろな相談に乗るケアマネジャーがおります居宅介護支援事業所、そして、医療機関、市内の医療機関、それから町内会、民生委員、そして、現在戸別訪問していただいておりますふれあいサポートセンターなど、そして、出前講座での配布をしております、先日ちょっと高齢者まつりでも配布しまして、現在のところ、2,200部ほどの配布をしている状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。様々の部分で、この配布されているということで、今2,200冊、今配布状況ということでございました。

そこで、私もエンディングノートを見させていただいたら、やはり高齢者の方が、多分対象の方がもらって、あそこに記入していくんですけども、では、その書いたはいいんですけども、誰にこれを預けて、その後の確認とか、親族がいない場合、それから親族がいる場合はあると思うんですけども、そういったエンディングノートを、どのように流れで使用されるのか、その辺ちょっと確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） エンディングノートの保管及び活用についてというご質問だったかと思います。基本的には、保管はご自分でしていただくんですが、ご家族いない場合には、信頼できる支援者の方との保管場所や記載内容の共有をお勧めしております。信頼できる方としては、例えばケアマネジャーや、病院などの支援者などもあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。

本当に私も、もう何度か市民の方から、高齢者の方から、知り合いの方がこの終活という部分で、ちょっと相談も受けているわけがございますけれども、そういった中で、やはりこのエンディングノートに書き込むという形で、将来安心して終活できるという部分があるのかなと思うんですけれども、しっかりとこの施策も進んでいただいて、あと最終的には、やはり一般の民間につなげていくとは思うんですけれども、その辺のつなげ方とか、説明というのは行政で行っていくのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらのエンディングノートの活用の方法でございました。基本的には、ご本人がご家族とか、ご遺族の方に対するご本人の希望ということで、書き記した内容ということでございます。

ただ、そのあたりのところで、なかなか今後、行政の関与の仕方というところになってきますと、個人の資産に関する部分、あるいは、相続に関する部分などもありますので、そのあたりに関しては、しっかり行政としても適切な関わり方、こちらを続けていければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 菅原議員。

○5番（菅原善幸） 分かりました。ぜひ、相談窓口も大変だと思うんですけれども、継続して行っていただきたいと思います。

それでは、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、菅原善幸議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時00分 休憩

---

午後2時10分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次、15番辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ）（登壇） 日本共産党塩釜市議団の辻畑めぐみでございます。

今年度から、100円バスが150円に料金が引き上げられました。地域公共交通会議が行われ、また、市民へのアンケートも実施され、半月ぐらいの期間で、600人近い回答がありました。様々な要望が出されましたが、具体的な改善が行われないうまま、料金の値上げだけが決まったという感は拭えません。

しおナビバス、NEWしおナビバスについて、3点にわたって伺います。

1点目、令和6年度の実施状況と、その評価について、料金改定後の乗車人数及び料金収入はどうなったでしょうか。

また、収入率はどうなっていますか。

それについて、市の評価をどう捉えているか、お聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 15番辻畑めぐみ議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、しおナビバス、NEWしおナビバスについてのご質問のうち、令和6年度の実施状況と、その評価についてでございますが、料金改定後の乗車人数につきましては、4月から7月までで11万242名であり、昨年の同月と比較いたしますと、7.3%の減少となっております。また、料金収入につきましては1,565万円で、昨年と比較いたしますと、37.3%の増収となっております。

なお、収支率については、運行経費や、県補助金額が確定していないことから、現時点では算定できない状況でございます。

また、市としてどのように評価をしているかではありますが、料金改定を検討した際の想定乗車人数と比較をし、減少幅が小さいことから、収支率の改善にもつながるのではないかと捉まえております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ） この4か月間で、利用者数は前年度と比べ、どれくらい実数として減少していますでしょうか。受診や外出の控えにつながっていないでしょうか。この現象をどう見ますか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現時点で、8月末の時点でございますが、実際乗車人数は9,513人、前の年度と比較して減っております。なお、想定していた減少率が14.5%ということで、減少するのではないかと見ておりましたが、それよりは減少幅は小さいものと捉えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑めぐみ議員。

○15番（辻畑めぐみ） 収入額ですが、今おっしゃったように、想定より低い減少額だったとはいえ、料金引上げによって、これほどの9,500の方が外出をできなかったことになっています。受診や買物、友達と会う機会など、縮小をされたのではないのでしょうか。この点をしっかり見ていただきたいと思います。

2点目に行きます。令和6年度の地域公共交通会議の審議状況について伺います。開催状況と、その審議内容についてお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 地域公共交通会議の審議状況についてお答えいたします。

今年度の開催状況は、3回開催しております、主に令和5年度の実績や、令和6年の実施状況の報告をしておりますほか、利用者の利便性向上に向けたNEWしおナビバスの運行ルートの見直しの素案について、ご協議をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

そこに参加されている委員の皆さんの主な発言は、どんなことでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 参加されました委員からのいただいたご意見でございます。

主にルートの見直しについてのご意見でございますが、今回スーパーマーケットへの乗り入

れなども検討しておりますことから、まず、委員の皆様からはスーパーマーケットなどの敷地内に停留所を新設する場合には、安全に運行できるよう配慮が必要でと、あとほかのバスとの時刻が重ならないように、ダイヤの調整が必要などのご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

今、お話しされていますが、ほかにバス停の廃止、また、バス停の位置の変更などが出されたように思いますが、どうでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 今回ルート見直しに当たりまして、必要なそういったバス停の見直しでと、そういったご意見も頂戴しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

それでは、3点目、利便性向上の取組について伺います。

料金見直しに向けて実施されましたアンケート調査では、土日の増便、通学通勤の時間を考慮した時間帯の拡大、また、バス停の改善、増設など、本当に様々な要望が出されていきました。このアンケートの結果を、今後どのように生かしていきますか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現在、昨年度行いましたアンケートに伴いまして、現在実施している、その中でも取り入れて実施されているものについてお答えさせていただきますと、現在、NEWしおナビバスにおきまして、4月からキャッシュレス決済を導入しております。また、利用者の確保に向けまして、6月からは回数券も導入しているところでございます。

また、ルート変更についても、そういったスーパーマーケットなどへの乗り入れについても、アンケートでご意見をいただいたところでございますので、そういったことで現在、スーパーマーケットなどへの乗り入れによる利便性向上の検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

改定後、4月、5月、6月、7月、もっとたちますけれども、実際乗られた利用者の皆さん、また、市民の皆さんの声を聞く機会、どのように設けていく予定になっていますか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 利用者の皆様のお声をいただく機会でございます。本市といたしましても、その利用者の皆様の声を聞く機会を設けることは、非常に重要だと捉えております。現在、先ほども申し上げましたが、NEWしおナビバスにおきまして、ルート変更を検討しているところでございます。その変更案などへの意見などをはじめ、利用者の皆様方に、声をいただく機会については、適切に確保していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） この意見を聞く、前にバスの中にアンケート用紙を置いても危ないよねとか、何かそういうことも聞いたんですけれども、具体的にどういう形で、例えば、降車口に置くとか、何か考えていらっしゃいますか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 例えばでございますが、ルートの変更案を車内ですとかに貼り出して、また、その意見をその場で書くというのはなかなか難しいことでございますので、それを一旦回答用紙を備えて、お持ち帰りいただいて、また乗っていただいた機会に入れていただくなど、あとは、前回のアンケートでもやりましたが、ウェブを使ったアンケートなど、そういった機会を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 高齢者の中には、料金が高くなっても受診しなければならない方も少なからずいらっしゃると思います。年を取れば病気も増え、通う医療機関も増えていきます。例えば、シルバーパスの導入はどうでしょう。また、学費が増える中、学びの保障という観点から、通学割引、定期などの検討はいかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 本年4月からのバスの料金改定につきましては、バス事業に

伴います本市の財政負担が、コロナ禍前と比較しまして、大きく増加しておりますので、収支改善によりまして、持続可能な公共交通体系とすることを、まずは目的としたものでございます。

今年度、まずは実施しております料金改定の影響が、乗車人数、あと料金収入の推移にどのような影響を与えるのか、まず見定めなければならないと認識しておりますので、例えば、そういったご提案いただきました通学の割引ですとか、シルバーパスなどの導入につきましては、それが収支率にどのような影響を与えるのかなども踏まえて、慎重に検討していかなければならない課題だと認識しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） では、十分お考えになって検討されることを期待いたします。アンケートに寄せられた要望に一つ一つ答えながら、使いやすいバスの運行を目指していただきたいと思います。

では、次に、市営住宅について、大きく2点についてお聞きをいたします。

1点目、市営住宅入居者の要望把握と宮城県住宅供給公社との連携について伺います。

募集は年に何回されていますか。何度希望してもなかなか当たらないのよという声もよく聞きます。整備をして、入居者を増やすべきと思いますが、空いている戸数に対して、募集はどうなっているのでしょうか。教えてください。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） お答えいたします。

まず、募集でございますが、年4回ほどやっております、6月と9月、12月、3月という3回ほどやっております。

あと、募集の状況でございますが、近年、やはり利便性の高い災害公営住宅、こちらまだ整備後10年未満でございますが、やはりそういった比較的新しい施設への要望が多いということで、できるだけそちらのニーズに応えるために、災害公営住宅の空き部屋については、極力募集をかけるようにして、なるべく皆様が入居していただけるような環境を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 確かに新しい住宅ですと、募集の確率もというか、倍数が高くなる  
とは思いますが、そうではなくても、ちょっと古いところでも、うちのところいっぱい空  
きがあるんだけどもということを知っていますが、やはり募集に応じて、お金がかかるこ  
とではあると思いますが、住民の声に応じて、やっぱり入居者が増えれば、その分家賃が  
入るといことで、市にとってもいいことだと思いますが、なかなか金額的に実情に合っ  
た改築というか、修繕はなかなか難しいものではないでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） お答えいたします。

それでは、比較的古い住宅なんですけれども、例えば、新浜町住宅とか、あとは清水沢住  
宅や新浜町住宅などの募集をかけたんですけれども、昨年、なかなか募集がゼロという状況  
でございます。それに対して、一方、災害公営住宅については、先ほど申したように、1つ  
の物件に対して10倍を超えるような人気度がございましたので、我々とする、先ほど申し  
たように、できるだけ皆さんのニーズに沿うような形で募集をかけたほうがいいのではない  
かということで、今年度につきましては、修繕費を昨年より増やしまして、災害公営住宅の  
修繕をなるべく増やしまして、募集をかけるような取組をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。やっぱり、ごめんなさい、古い住宅は応募がないと  
いう状況もあるということが分かりました。

さて、具体的にですが、入居が決まった後、書類に沿って、どなたが、宮城県住宅供給  
公社がですとか、例えば、そういうところで説明をされるのですか。修繕費用負担区分に  
ついて、詳しく説明はされているのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 入居は審査により決定し、契約して  
いただいた後、お部屋の説明につきましては、宮城県住宅供給公社で実施しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 宮城県住宅供給公社の方が説明ということですが、その中身を見ると、  
本当細々とした内容なんですけど、どれくらいまで、全てとは言いませんが、はいこれ

ですよという形だか、それとももう少し詳しく説明するか、ご存じですか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 入居する前は、チェックリスト、結構多くあるんですけども、例えば、畳の具合とか、あと壁の状況とか、そういったものを1つずつチェックするような項目がございまして、それをお互いに確認しながら入居していただくような体制となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） お互いに確認をし合うということなんですか。入った方で、一つ一つ入居された方がチェックして、それを宮城県住宅供給公社に送るということを書きましたが、そうではないのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 大変失礼しました。先ほどのチェックシートにつきましては、お客様にお渡ししまして、ご自身でご確認していただきまして、どこにも不備がないかというものをチェックしていただき、それをお返ししていただくというシステムでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 例えば、入居をすることが決まった方、細かい内容で確認が十分できないということはないのでしょうか。住宅、ここに入居が決まれば、普通民間の不動産屋であれば、決まる前でも、不動産屋はこの部屋はこういうところですよということで、実際希望者にお見せしてということがありますけれども、中には、入居された方が扉を開けたらば、鍵をもらって行ってみました。部屋に入った途端、室内がとても臭かったんです。汚れが取れない床もあった、天井の端っこの壁が剥がれていた、浴室の排水口に髪がたまっていたという方がいました。この入居する方のチェック票の確認ではなくて、入居前に修復された状況を宮城県住宅供給公社が確認しておくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 入居をする前は、もちろん修繕工事

を行いまして、それで、宮城県住宅供給公社でその工事の完了を確認した後に、お客様に引き渡すという段取りになっていますので、まず、工事の内容については、完了時に確認しているところでございます。

今のご質問でございますが、例えば、入居前に不具合があれば、当然こちらの不備も考えられますので、その辺につきましては、ご遠慮なくお申出いただければ、我々でも対応したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） よろしく願いいたします。

入居と併せてですが、退去するときにも、修繕がちゃんと、いろんな業者に委託してやっていただくとおもいますが、この修繕、前のようにきれいにする、こういうことを宮城県住宅供給公社としてしっかり確認したほうがいいと考えますが、どうでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 議員おっしゃるとおりだと思います。

引渡し前には、必ず万全の体制で引き渡したいと思っておりますので、この辺につきましては、宮城県住宅供給公社と共に協議をしながら、きちっとした形で引渡しできるような体制を構築してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、退去する際の住宅明け渡し者が負担すべき修繕費用の費用負担に関わる説明合意書、こういうものがありますが、それは畳、また、ふすま、障子などの修繕と居室の掃除、ハウスクリーニングの負担の額は説明されていません。どれくらいかかるかということですね。入居者の方から、市営住宅を出るとき、最低30万円もかかると聞いて、もうびっくりしたと。保証人になってくれる娘に、ちょっと大変だから死ぬわけにはいかないなんていうことをおっしゃっている方もいました。この退去時にかかるおおよその費用を説明してほしいと要望されました。それで、後日、担当課に相談したところ、質問をされれば、退去時はおおよそこれくらい、30万円くらいかかりますよと、書くことはできないけれども、口頭で答えますという返答をいただきました。

これまで様々な要望や苦情をお聞きしてまいりました。以前のような市の管理と違い、

気楽に相談ができなくなった、前、市の管理のときはよかったなど皆さんおっしゃっています。修理の相談のときにも丁寧に、今、宮城県住宅供給公社になってからは、修理の相談など丁寧に聞いてもらえない。ある方は、水道管の修理のときに、これはどれくらい時間がかかりますかと聞いたならば、その業者は3日くらいかかると。その3日間ホテルで泊まっててという返事があったそうですが、そういう対応であれば困ります。業者の対応がなかなか満足いかないとお聞きをします。このような中身は聞いていらっしゃいますか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 先ほどの水道管で、数日かかってホテルに入ったほうがいいじゃないかというお話を、すみません、今初めて聞いたお話でございます。もしこれが本当だったら、大変問題ある発言かと思しますので、この辺につきましては、事実関係を確認しながら、宮城県住宅供給公社と、また、施工業者との関係もございまして、きちっとこう指導してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） いろいろこれに限らず、入居者からは、宮城県住宅供給公社に対するもう少しこうしてほしいなという正直な声がいろいろ聞かれますが、それを市では、どこまで確認できていますでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 宮城県住宅供給公社との連携、連絡体制でございますが、まず、契約上、運営に係るものにつきましては、年4回ほど定例的な打合せを行っています。内容的には、入居者からのご要望とか、あと修繕の必要性について確認しているところでございます。また、日々の連絡につきましては、重要な事案、例えば、生命に関わるものとかにつきましては、随時報告を受けるような形となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） よろしくをお願いします。

これまで何度か担当部に相談に伺ったときは、いつも丁寧に対応していただきました。現在、宮城県住宅供給公社に委託しているわけですが、設置者の市と宮城県住宅供

給公社が住みやすい住宅となるように、入居者の要望にしっかり対応できるよう連携をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 議員おっしゃるとおり、市営住宅にお住まいになっている方々が安心して住まうように、我々も精いっぱい努力してまいりますので、その際、宮城県住宅供給公社との連携は必須な件でございますので、密な連携を保って、よりよい環境を整えてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。

では、2点目に行きます。入居申込みに当たっての保証人要件について伺います。今の連帯保証人について、説明をお願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 連帯保証人につきましては、令和2年度の民法改正により、連帯保証人が負担を負うものにつきましては、極度額というものを設けまして、それに当たっているところでございます。極度額の限度額については、30万円ということで、これまでの民法改正前は、支払いの責任を負うものについては上限がありませんでしたが、令和2年度の民法改正により、30万円の極度額を設定したものでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

国土交通省が、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に、入居できないといった事態が生じてはならない。そして、公営住宅の入居に関わる保証人の扱いについては、その確保を入居の前提とすることを転換というように言っています。この文章からというか、このような市として、保証人どうしてもいない方はなくてもいいですよということを考えては、廃止するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 議員おっしゃるとおり、平成30年3

月に、国土交通省から公営住宅を持つ全国の自治体に対して、従来国が示していた条例の準則のうち、保証人に関する規定を削除する通知がございました。これを受けまして、宮城県においては、連帯保証人制度は継続するものの、保証人に対しては、支払い責任を限度額を定めた極度額を新たに設定するなど、緩和に努めているところです。本市においても、同様の対応ということで、先ほど申したような形で、連帯保証人の設定を設けておるところです。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） では、市としては、これからも保証人をということで、続けるという考えが分かりました。

保証人へのその設定、極度額の設定、この対象は令和2年4月1日以降に入居された方となっていますが、本当に先ほども説明ありましたけれども、その前に入居された方の保証人は対象とならず、家賃の未払いなどのときは本当に大変だと思います。

その説明が、何年か前に入居されている方が、ほかの入居者に対して責任、連帯保証人になってほしいということで、いいよということで保証人になったそうです。ところが、何か出るときに、かなりの滞納金があつて、その保証人がすごい額を払ってくださいとなったそうで、それまでその保証人になった方は知らなかったそうです。

なので、保証人にきちんと市として、説明をしなければならないと思います。これまで市としては、親類などいないときは、市の担当者から、保証人は家族でなくてもいいと説明をされ、友人、知人に依頼した場合もあると聞きます。先ほど言った方ですが、保証人に対して、保証人の責任、何か賠償しなきゃいけないよとか、そういう責任、直接全ての保証人に説明はされているのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 連帯保証人に対しての説明ということでの御問合せでございますが、入居時における十分な説明につきましては、契約時に入居名義人に説明することと併せまして、入居請書の中に連帯保証人からの署名、捺印、印鑑証明書の添付をもって、保証債務の内容について、ご理解いただいたものと理解しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 今ちょっとうまく理解できなかったんですが、そういう書面で、保

証人は何か責任があるようだなということが分かるということですかね。結局、無制限なそういう対象金額に対して、やんなきゃないということまでは、その文面を見て理解できるでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） それを受けまして、先ほど申したように、令和2年の民法改正により、新たに制度化された極度額について、十分にご理解がされていないかと予想されますので、今後、連帯保証人宛てに、より詳しく説明書面を通知するなどして、取り交わした内容について、錯誤が生じないように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） そのようにしていただくと助かります。よろしく願いいたします。

それから、この国土交通省の処理通知の中には、保証人の取扱いに、極度額の設定のほか、当面入居希望者の努力にもかかわらず、保証人が見つからない場合には、保証人を免除していいということが書いてあって、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の住居の安定の観点から、特段の配慮をお願いしますと、この国土交通省からの通知にはありました。市では、この保証人の免除について、市はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） 保証人の免除というご質問でございました。こちらにつきましては、保証人の要件そのものについて、今後検討していかなければならないかと思っています。

その一つに、家賃の債権の確実な回収のために、この保証人制度が重要であると認識しております。県内の自治体の動向を注視しながら、保証協会による新たな保証制度などについても、今後検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえて、入居

者の事情に配慮した丁寧な対応を、ぜひお願いいたします。

では、次に、高齢者等の支援について、4点お聞きをいたします。

1点目、施政方針の医療の強化にあります、住みなれた地域で自分らしい暮らしの継続について、具体的な取組はどんなものがありますか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 高齢者支援のための具体的な取組というところでございます。こちらに関しましては、特に今年度から新たな取組といたしまして、本市の課題でもございます独り暮らしの高齢者などの見守りについて、高齢者等見守り相談支援事業、あるいは、地域包括支援センターによる75歳以上の独居高齢者の実態把握、こちらを実施して、高齢者世帯等への見守りの訪問や支援事業の案内を行ってございます。

今後も高齢者の方に安心して生活していただくための取組を行っている一方、介護保険、高齢者支援ガイドブック、あるいは見守り事業パッケージの案内リーフレット、こちらの全戸配布を行いながら、見守り事業、こちらの周知啓発を行っている状況でございます。

以上であります。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。確かに、これから全国的にでしょうけれども、高齢の方が増えていきます。そこに対して、小まめな対応をお願いしたいと思います。地域包括支援センターの方も一生懸命働いているのを拝見します。本当にそういう方たちも無理なく、ご自身が無理なく支援できるようなことを望んでいます。

2点目に行きます。市内の介護事業所の状況について伺います。

4月に介護報酬が引き下げられて、中でも訪問介護の基本料金を引き下げたことにより、全国の小規模の訪問介護事業者などが、廃業の危機にさらされています。報酬の少ない要支援の方を受け入れる市内の事業者は、少ないのではないかと思います。市内の事業者の影響はどうでしょうか。事業所数の減り、または、事業所数はあっても、仕事を縮小しているなど、つかんでいることはありますか。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） ご質問の、まず事業所の数の推移についてですが、過去5年間を見ても、まず、居宅サービス、在宅のサービスにつきましては、訪問介護が4件増加、4事業所増加し、令和5年度末で21事業所、居宅介護支援、いわゆる

ケアマネジャーを配置して、ケアマネジメントする事業所ですが、増減はあるものの、1件増加し、令和5年度末で22事業所、地域密着型サービスは、通所介護が1件増加して、6事業所、そして、認知症対応型共同生活介護、こちらグループホームとなりますが、1件増加し、6事業所、施設サービスでは、令和4年度に介護療養型医療施設から介護医療院に転換した1事業者が、令和5年度に閉所しているというのが状況でございます。その事業所の詳しい受入れ人数の推移については、申し訳ございません。把握してございませんでした。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） ありがとうございます。本当に今、どんどん介護報酬が下がって、大変な中で皆さん働いていらっしゃると思います。介護度が低い要支援へのサービスは、とても大切と考えます。介護度が高くなならないよう援助することはとても大切だと思います。介護報酬が低い介護職員の給料は、ほかの産業に比べてかなり低く、職員が確保できないなど、本当に困難な状況にある事業者に対して、介護報酬は市で決めるわけではありませんが、寄り添った対応をお願いしたいと思います。

3点目に行きます。個別のごみ出し支援について伺います。

地域の方から、年を取ってから、重いごみを集積所まで持っていくのは大変だ。市営住宅にお住まいの方からは、ごみ出し、とても大変そうなので、一緒に出してあげている。この住宅にはエレベーターがないから、ごみ袋を持って下りるのは大変だ。また、急な坂を下りて集積所まで行くのは大変、雪が降ればなおのこと滑って怖いなどのお声をいろいろ伺います。平たんな場所でも集積所が離れていたり、坂の途中にお住まいの方がごみ袋を持っていったり、エレベーターのない住宅にお住まいの方だったり、こういう方への支援は必要なことと思います。何か市として、ごみ出しの支援は行っていますか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま議員から、個別のごみ出し支援について、市での取組状況ということで、ご質問いただいております。

通常の介護保険制度のホームヘルプサービスのほかに、市町村独自のサービスとして、介護予防・日常生活支援総合事業、こちらの中の訪問型サービスBということで、ちょこっとヘルプ事業というのを委託事業で実施している状況でございます。今、ただいま議員からお話ありましたごみ捨て等の生活支援、こういったところの要介護に至らない要支援の方など

の、軽度の介護認定の高齢者の方などに利用していただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

これは週に何回くらい利用できて、料金はかかりますか。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） こちらのちょこっとヘルプサービスですが、週1回を基本としておりまして、料金は1回160円の自己負担となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 週1回ということですね。パンフレットでは2回と見たような気がするんですけども、ちょっと分かりました。1回ということ。

それで、このごみ出しを実際利用している人数はどれくらいでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 山本高齢福祉課長。

○福祉子ども未来部高齢福祉課長（山本多佳子） 失礼いたしました。こちらのサービス、ちょこっとヘルプサービスですが、週2回までを限度にご利用いただいております。

そして、現在の利用人数でございますが、令和6年度の現在、8月末現在で16名ご利用いただいております。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） 分かりました。

このサービスを受ける場合には、まず、ご本人が要介護何ぼとなくなるとも、生活の機能が低下している、こういう方が対象になると伺いました。このサービスの普及、私も実はよく分からなかったんです。こういうサービス、市内にあるのは、本当によかったなと思います。どうぞこの普及と拡充が必要と思います。

令和3年、環境省から出されました高齢者のごみ出し支援制度導入の手引きというものがあります。これを見ますと、全国で2割以上の自治体で、このごみ出し、個別のごみ出しを行っています。自治体独自だったり、委託をしたりとか、様々ですけども、高齢者や障がい者などが、できる限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むための施策が

推進される中であって、ごみ出しが困難でありながら、必要な支援を受けられないケースが増加しているとあります。

先ほど、市では調査をして、体がちょっと弱い方ということが対象になるとありますが、日常的に自立をしていますが、この塩竈市、坂道が多い、エレベーターがない、集積所が遠いなどの環境で困っている方は、少なからずいらっしゃると思います。

先ほどご紹介した全国で2割以上の自治体で、この個別のごみ出し、ドアまで行って預かって、集積所まで持っていくというサービスですが、それは、要介護何ぼとかそういうことは関係なく、先ほど言ったようなところで利用をされています。利用料金を取らない、そういう自治体がほとんどでした。市としても、いずれ高齢者の振興、または環境などに考慮した、こういう取組が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいまこのような買物支援などの取組、これから非常に重要になってくるということで、議員からご指摘ありました。まさしく、こういったごみ出しであったり、あるいは買物のお手伝い、こういった支援だとか、こういったところで、要介護にならないその手前の方、あるいは、体調が悪い方などのための支援というのは非常に必要なのかと。これからさらに高齢者の方が増えていく状況、要介護認定を受ける方が増えていく状況の中で、いかにこの要介護にならずに、手前でとどまっていだけるか、そういったことで、こういった支援、非常にできることを非常に多く残しておくということは、非常に重要なことなのかと思っております。

こういった支援に関しましても、こちらシルバー人材センターさんに委託をしているこちらの事業のほかにも、例えば、そのほかの生協さんとかで行っている事業みたいなものもございますので、こういったものに関して、これからどのような日常生活支援が必要なのかというところを、しっかり状況把握しながら、今後対応していかせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、4点目、最後になりますが、これまで取り上げてきました、この補聴器購入の補助について、身近な方でも、とても高かったけれども、購入したら家族の会話が多くなっ

てよかったよと、気軽に出かけるようにもなれたよ、そういうお声があります。市の支援があればいいんだがなという声もさらに聞きました。補聴器のよさを知っていても、大体15万円前後の補聴器を専門の方は勧めています、なかなか15万円の買物というのは大変です。2024年1月時点で、18歳以上を対象にした自治体は、238自治体となっています。ぜひ、当市でも、この補助を進めていただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） こちらの補聴器のご支援と、補助ということでご質問いただきました。こちらのほうで、全国的にそういった補助を行う自治体が徐々に増えてきているという状況でございましたが、本市で、例えば、議員おっしゃられるような、例えば、中度、あるいは軽度の方の難聴の方に対する補聴器の支援、こちらに関しては、まだ全国的にまだ数的には少ないというところで、これから情報収集を行いながら、多分窓口でも、あんまりこういう相談というのはほとんどないものですから、こちらの状況を確認しながら対応、今後の事業に検討させていただければと考えています。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 辻畑議員。

○15番（辻畑めぐみ） いろいろ私の周りでも聞くことは多かったです、どうぞこういう状況が、何とか少しでも進めていただきたいと思います。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、辻畑めぐみ議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番 柏 恵美子議員。

○8番（柏 恵美子）（登壇） 塩釜を元気にする会、柏 恵美子でございます。

質問に先立ちまして、このたびの石川県での豪雨災害に対し、心よりお見舞いを申し上げます。今年1月の能登半島地震で大きな被害を受けた石川県の能登北部に、9月

21日、記録的な大雨が降り、河川の氾濫や土砂崩れが相次ぎ、多くの方が犠牲になりました。心よりご冥福をお祈りするとともに、被災地の皆様方には、一日も早く元の生活を取り戻されますよう、お見舞いを申し上げます。

それでは、大綱4点について質問いたします。

初めに、大綱1点目、市庁舎建設構想基本計画について質問いたします。

長年の懸案であった市庁舎の建設計画の中間案について、市は先月22日に、市議会に対し、全員協議会において説明を行い、翌日の23日にホームページで公表しました。また、市民説明会も7月から8月にかけて実施され、多くの市民から数々の意見、提案がありました。市から示された中間案について、私自身も若干の懸念を持っており、その懸念を払拭するためにも、市長及び市当局の考えを伺ってまいります。

市庁舎の建設位置については、建設候補地の抽出基準を基に、13の候補地を抽出、その後、現塩竈市役所と二又スポーツ広場の2か所に絞り、最終的には、評価の高かった現塩竈市役所を新庁舎の建設場所としています。

そもそも現庁舎の位置する場所は、津波浸水想定区域にあることが、中間案の現庁舎の課題としても記載されています。ところが、評価項目の中で、津波、大雨時の周辺アクセス状況におけるアクセス経路の確保では、現地再建の場合、二重丸と評価しています。

現在地は、浸水想定上、1ないし3メートルの浸水が想定され、市庁舎1階部分をピロティ方式にすることにより、津波による浸水回避をすることは可能であると考えますが、市庁舎周辺の南町、宮町、本町、尾島町一帯も津波浸水想定区域に入っており、国道45号などの幹線道路も冠水することになります。

したがって、一般論として考えれば、アクセス機能の困難であり、市役所が孤立することにより、市役所としての機能を発揮することは困難になると考えますが、なぜアクセス経路の確保を二重丸と評価したのか、その根拠をお示しいただきたいと思えます。

仮に、市役所周辺のアクセス機能を強化するために、道路整備などの新たな投資が必要となれば、市庁舎建設費全体が上振れをする影響が出ると考えますが、その点について、市長の見解を伺います。

次に、評価項目中の仮庁舎の必要性については、現地再建の場合、条件により必要と評価していますが、全ての本庁舎の機能を、東第一、第二分庁舎及び壺番館庁舎に分散配置することは困難と考えます。その場合、仮庁舎の整備が必至となることも考えられますが、その

点について、市長の見解を伺います。

事業を進めるに当たっての課題にも記されている原油価格の高騰や、円安などを要因とした建築資材の高騰、人手不足等などに、人件費等の上昇などにより、整備に係る人件費の増加が避けられないとしており、さらに、新たなアクセス道路や仮庁舎の整備が必要となれば、市庁舎全体の建設費の相当な上振れにつながるものと考えますが、この指摘に対する市長の見解をお聞きするとともに、仮に私の指摘どおりになった場合における財源の確保などについて、当局の考えを伺います。

次に、大綱2点目、市の防災対策について質問します。

近年、台風の巨大化や梅雨末期の大規模集中豪雨などによる風水害、それに伴う土砂災害や、大規模地震被害が頻発するようになってきました。先月も、台風5号が強い勢力を維持したまま、平成28年10月に東北地方に直接上陸した台風10号に続いて、宮城県と岩手県の境に直接上陸しました。幸い、県内では重大な被害に至りませんでした。岩手県を中心に甚大な被害が発生しました。

かつては、台風が直接太平洋側に上陸することは、このような現象は、地球温暖化が起因となって引き起こされる異常気象の範疇とされていますが、もはやこれらの現象は、異常ではなく通常、または日常の現象として捉えるべきと言われています。また、最近の英国の大学チーム研究分析では、地球温暖化の影響により、8月末の台風10号クラスの強烈な台風が発生する確率は、26%増加したとあります。

このような状況を踏まえ、昨今の気候変動に対する認識及び気候変動に対し、本市としての防災対策を、どのように対応すべきと考えているかについて伺います。

本市における大雨による浸水想定区域図、浸水ハザードマップは、下水道認可区域で、1時間当たり52.2ミリメートル、計画規模、10年確率及び1時間当たり69.6ミリメートル、既往最大降雨、30年確率の降雨を想定して作成されています。

昨今、線状降水帯や、局地的なゲリラ豪雨の発生が全国各地で頻発している状況を踏まえ、本市の中心部は、周囲三方を丘陵で囲まれた閉鎖的な地形であり、一方、中央の低地は、排水性に乏しい地形的環境であることに加えて、丘陵のかなりの部分が、宅地化に伴って、遊水の保水、遊水機能の低下により浸水災害が発生していることを考慮し、例えば、1時間当たり100ミリメートル程度の雨の場合、ハザードマップを作成し、より安全な市民の避難行動へつなげる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、災害から命を守る取組として、一人一人が自ら取り組む自助、地域や身近にいる人同士と一緒に取り組む共助、国や地方公共団体などが取り組む公助が防災対策の三助と言われていますが、全国各地で人口減少などを背景に、町内会制度が衰退するなど、人間関係が希薄になってしまった現在、過度に共助を期待することには限界があると感じております。公助についても、国や自治体から様々な情報が提供されても、受け取る側にその備えが整っていないと、適時的確に情報が伝わりません。となると、最後は自助、自らが自らの命を守るための行動が、極めて重要となります。そのためには、日頃から避難するための行動マニュアル、個人防災行動計画、マイ・タイムラインを確立させておくことが重要になります。

マイ・タイムラインは、住民一人一人のタイムライン、防災行動計画であり、台風などの接近による大雨によって、冠水のおそれがあるときに、自分自身が取る標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助となるものであり、本市においても、防災ガイドブックの中で、一人一人の防災行動計画の作成を推奨しておりますが、市民の中にどの程度周知され、防災行動計画の作成につながっているか、その実効性について伺います。

単に防災ガイドブックに掲載されているので、あとは市民自ら作成では、完全に市民任せになってしまい、あまりに無責任であると感じております。全ての市民が防災行動計画を作成するための強力な取組を進めるべきと考えますが、市のこれまでの取組と、今後の方向性について伺います。

さて、最近ではデジタル・マイ・タイムラインについての普及も急がれております。台風の接近時などに、いつ何をするのかを住民一人一人に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画であるマイ・タイムラインと、スマートフォンアプリの防災情報のプッシュ通知機能など、デジタル技術を融合させたもので、現在、デジタル・マイ・タイムラインのアプリは、各アプリ開発会社などにより提供されており、利用者が選択して利用することが可能になっております。

一方、本市には、デジタル・マイ・タイムラインを使いこなすことが困難な高齢者や、障がいを持った人たちが多数存在します。それらの人々に対して、市が1対1の対応を進め、一人一人に応じたマイ・タイムラインの作成を急ぐべきであり、今こそ、市としてのデジタル、アナログの両面から、一人一人におけるマイ・タイムライン、防災行動計画作成のために、積極的に関与すべきと考えますが、今後の取組について伺います。

続きまして、大綱3点目、第3次環境基本計画について質問いたします。

市では、第3次塩竈市環境基本計画の策定に向けて、塩竈市環境審議会に諮問し、現在、素案作成に向けて、環境審議会で審議が進められていると思いますが、まず、現在の進捗状況について伺います。

第3次環境基本計画に当たっては、地球温暖化対策を柱として、塩竈が誇る海をはじめとする豊かな自然を未来に引き継ぐためにも、市民から共感される計画を目指すとしていますが、今回の計画と第2次環境基本計画との違いの大きな点と、計画全体を貫くキーワードや、主要なポストをお聞かせください。

今回の計画には、令和4年に表明したゼロカーボンシティに向けた内容や、カーボンニュートラルに向けた目標値、SDGsの考え方が盛り込まれるとありますが、温室効果ガス排出削減の目標値及びその達成に向けた具体的取組と、達成までのロードマップをお示してください。

さて、最近の報道によると、近年の気候変動パターンで説明できない海水温の上昇が発生しているとあります。そうした状況に伴い、本市の基幹産業である水産業にも大きな影響が生じております。その一つに、三陸沖で水揚げされる魚種の変化があります。海水温の上昇により、暖海系の魚類が捕れ始め、一方では寒海系の魚種の減少などの変化が顕著となり、様々な対応が迫られますが、この現象について、市長の認識と、市としての対応策を伺います。

海水温の上昇は、養殖漁業にも影響を及ぼしています。磯焼けに伴うアマゴなどの海藻類の減少により、カキ、アサリ、ノリなどの養殖漁業にも悪影響が生じていますが、市として、養殖事業への支援の在り方について伺います。

また、上昇した海水温に合わせた養殖事業の新たな展開を視野に入れる必要が出てくるかと思いますが、今後の展開についての市の姿勢を伺います。

次に、大綱4点目、市における道路環境の改善についてご質問いたします。

歩行者の安全性確保の点から、以下3点、お尋ねいたします。

初めに、鉄製側溝蓋についてです。塩釜ガス体育館から塩竈市今宮町における市道塩竈新駅上の原線の勾配区間には、側溝に鉄板製の蓋が設置されております。この側溝蓋は、さびが顕著となっているほか、雨天時においては、歩行者が滑る危険性があることから、歩行者の安全確保の点で、好ましくない状況であると感じております。そこで、通勤、通学者をは

はじめとする歩行者の安全性の確保をするため、市内における鉄板製の側溝蓋を、コンクリート製など、滑りにくい蓋に設置替えをすべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、歩行者と通行車両の分離するためのガードレールの設置についてです。

同じく市道塩竈新駅上の原線には、道路端にガードレールが設置されております。このガードレールは、歩道の設置されていない道路においては、歩行者の安全確保の点から、十分ではありませんが、有効な施設になるのではと感じております。そこで、歩道のない道路にガードレールやガードパイプを設置することで、歩行者と通行車両を分離し、歩行者が安全に通行できるよう取り組むべきと考えますが、市長の考えを伺います。

また、坂道で歩道のない市道神社参道線は、手すり付きのガードパイプを設置することで、観光客やお年寄りも安心して道路通行できると考えますが、市長の考えを伺います。

次に、塩釜ガス体育館前の歩道の安全確保についてです。塩釜ガス体育館前の平板ブロックの歩道は、街路樹の成長に伴い、地盤が膨れ上がり、一部がめくり上がるなど、景観上も、歩行者の安全確保も支障が生じていると考えています。街路樹の伐採は容易ではないと考えておりますが、歩行者の安全性の確保及び体育館周辺の景観の改善を図るため、歩道部の補修につきまして、早急に取り組んでいただきたいと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 8番柏 恵美子議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、市庁舎建設についてのご質問のうち、津波や大雨時の周辺アクセス経路の確保についてと、仮庁舎の必要性について、2点お答えを申し上げます。

まず、アクセス経路の確保に二重丸と評価した根拠についてでございますが、令和4年5月に宮城県より公表されました、新たな津波浸水想定区域におきましては、候補地とした現塩竈市役所と、二又スポーツ広場のいずれも浸水が想定されてございます。

市役所本庁舎につきましては、災害時には対策本部が設置されるなど、本市の防災拠点となり得ることから、緊急的な職員の参集や、各避難所などへアクセス経路の確保が必要となるところでございます。

基本構想、基本計画の中間案の取りまとめに伴い、候補地2か所を比較検討した結果、二又スポーツ広場は、周辺一帯の浸水が想定されるものの、現在地は西側付近がほぼ浸水しな

いことから、アクセスが可能と判断し、この評価としたものでございます。

次に、現地再建の場合、仮庁舎の必要性についてでございますが、新庁舎の建設に当たりましては、民間事業者のノウハウ活用や、適切な整備手法等について、対話形式で調査を行うサウンディング型市場調査を実施してございます。その中で、現地再建の場合における仮庁舎の必要についても調査しておりまして、一部の事業者からは、庁舎を敷地内で2棟に分けて建設することで、仮庁舎を必要としないとする方法などの提案があったところでございます。一方で、そのような方法を取った場合には、工事の長期化など、別の課題も生じることから、仮庁舎の在り方については、現在策定を進めております基本構想、基本計画におきまして、庁舎の規模や、事業費等を勘案しながら検討することといたしております。

なお、その他の質問については、担当から答弁いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） それでは、私から、市庁舎建設についての津波や大雨時の周辺アクセス道路の確保のうち、道路整備などで建設全体費が上振れするのではないかとのご質問について、お答えいたします。

周辺道路のかさ上げなどの整備につきましては、既存の住宅などとの関係によりまして、現在、困難であると捉えておりますことから、現在、その事業費の上振れ分については、その整備につきましても、検討していない状況となっております。

また、建設費が上振れした際の財源の確保策についてでございます。ご指摘のありましたアクセス道路や、仮庁舎などの整備にかかわらず、物価高騰などの影響によりまして、建設工事費の高騰が顕著であります。このことから、まず、緊急防災・減災事業債の単価の増額について、国に対して継続的に要望活動を実施していく必要があると捉えております。また、併せまして、引き続き行財政改革を進めるとともに、例えば、ふるさと納税の増収など、様々な方法によりまして、財源確保に努めていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 私からは、防災対策についてお答えいたします。

昨今の気候変動に対する認識及び対応についてでございますが、近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象が、激甚化、頻発化しており、水害、土砂災害等の気象災害をもたらす

豪雨には、雨の強度や頻度などに特徴がありまして、長期的な傾向として、雨の降り方が変化していると認識してございます。また、気候変動により、気温上昇、海面水位上昇等が生じ、熱中症や、気象災害時のリスクが高まっていくことが懸念されております。本市におきましては、現在、改定作業中の塩竈市地域防災計画におきまして、防災減災対策を推進し、風水害被害にも対応していきたいと考えております。

また、次の質問で、1時間当たり100ミリ程度を想定した場合のハザードマップについてでございます。こちらも近年、豪雨傾向がゲリラ化及び激甚化している現状を踏まえまして、今後100ミリを想定した対応にも検討していく必要性を感じております。また、1時間当たりの降雨量が少なくても、長時間にわたりまして降雨が続く場合もあるため、避難行動や危険回避など、安全のための備えや、正しい避難情報を市民の皆様提供してまいりたいと考えてございます。

続いて、マイ・タイムライン、デジタル・マイ・タイムラインの活用方法についてでございます。本市では、一人一人の防災行動計画を策定しておりまして、昨年6月に防災ガイドブックを全戸配布するとともに、市のホームページ等で掲載をしております。一人一人の防災行動計画につきましては、昨年の市民まつりにおける防災ブースでの紹介や、市民の皆様からのマイ・タイムラインのお問合せの際に説明している状況でございます。

今後につきましては、自主防災組織や町内会等の会合、出前講座等で防災に関する講話を紹介することに加えまして、まずは、自主防災組織や町内会の代表者の方を対象に、防災行動計画の重要性、必要性を説明しまして、作成の支援に取り組んでいきたいと考えてございます。

また、マイ・タイムラインの導入に向けた今後の取組についてでございますが、独自のアプリ等を構築している自治体もございまして、誰もが利用できるデジタル・マイ・タイムラインも幾つかございます。これらの無料で利用できる防災減災関連のアプリ等を有効に活用しまして、今後は市民の皆様周知していくために、説明会、講座等を開催していきたいと考えております。また、デジタル機器等を苦手とする方もいらっしゃる想定されますので、対面での説明や、作成の支援ができる機会を設けていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 私からは、第2次環境基本計画と第3次環境基本計画との違

い、あと、第3次環境基本計画策定の進捗状況について、また、第3次環境基本計画のポイントについて、あとはゼロカーボンシティに向けた今後の本市の取組についてといったご質問内容だと思いますので、順次お答えさせていただきます。

第2次環境基本計画と第3次環境基本計画の違いについてですが、環境基本計画は、塩竈市環境基本条例に基づきまして、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために策定するものでございます。第2次環境基本計画は、平成27年度に策定しておりまして、今年度が計画期間の最終年度となっております。第3次環境基本計画の策定に向けた課題や方向につきましては、現在、整理を進めておるところでございます。

第3次環境基本計画のポイントについてですが、第3次環境基本計画の策定に当たりましては、持続可能な開発目標SDGsの採択や、温室効果ガス削減に関するパリ協定の合意など、第2次環境基本計画策定以降の社会情勢の変遷を踏まえまして、深刻化する地球温暖化への対策を計画の柱として検討してまいります。

また、議員からご紹介がありました、ゼロカーボンシティに向けた本市の取組ですが、本市では、令和4年2月に、2050年度までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティを表明してございます。それに向けて、本市では、環境パネル展の実施をはじめ、省エネ知識を有するうちエコ診断士によるエコ講座の開催、そういったものを啓発活動として行っております。また、市の公共施設におきましては、空調温度の適切な設定や、OA機器の電源管理等、身近なところではございますが、対策を進めているという状況でございます。

温室効果ガスの削減目標や、具体的な対策につきましては、今後、第3次環境基本計画を策定する中で議論してまいります。目標達成には省エネルギーの取組推進や、再生可能エネルギーの導入促進など、市民や市内事業者の協力が不可欠でございますので、本市といたしましては、地球温暖化等の環境問題に、より関心を持っていただけますよう、市民の方々、そういった方々にも対しまして、工夫を重ねながら、啓発活動、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） では、私からは、産業建設部所管でお尋ねいただきました質問項目について、順次お答えしたいと思います。

まず、気候変動に関連しました海水温上昇による影響の認識と、あと、それに市の対応策、こちらについてお話し申し上げたいと思います。

先ほど柏議員からご紹介ありましたとおり、近年、地球温暖化の影響と思われる全国的な海水温の上昇ですね。こちらについては、市としても承知いたしているところでございます。宮城県の沿岸の状況についてご説明いたしますと、原因としましては、親潮の南下が弱く、黒潮が通常より北に届いていることから、これは昨年の実績になるんですけれども、平年値よりも4度から6度高く推移してございます。特に夏場は、海水温が30度に達するということもありまして、なかなか近年、海水温の上昇が顕著になっているという状況でございます。

本年についても、同じような程度で推移しておりまして、私どもとしては、これからノリ、カキ、ワカメなど養殖始まりますので、そちらに影響が出ないか大変心配しているところでございます。

また、先ほどご質問にございましたが、この海水温の上昇によりまして、捕れる魚が変わってきております。特に、例えば、タラなどの寒流系の魚が減っておりまして、逆に、タチウオとか、マダイとか、これまであまり捕れなかった魚が捕れるようになりまして、漁業者の皆さんから、やはり海が変わってきているという声も聞かれているところでございます。

この問題につきまして、やっぱり本市にとっても大きな問題でありますけれども、何分自然がもたらしますコントロールができない影響ということになりますので、まず考えなければいけないのは、昨今のこの海洋環境の変化に対応していくということだと思います。ですので、市としては、国県とも連携しながら、あるいは漁業者の皆さんからも意見を聞きながら、その環境の変化に対応していくために、何を支援したらいいのかというのを、膝詰めで検討していきたいと考えておるところでございます。

また、後段質問ございました浅海養殖漁業への影響、あるいは支援の在り方、それに新たな展開、こちらについてもご質問いただいておりますが、まず、昨年の状況をお知らせしますと、海水温の上昇によりまして、まず、カキですね。カキについては死滅や生育不良というのがありまして、生産額は確かに前年を下回っておりますけれども、ノリ、ワカメについては、生産に若干の遅れがあったんですけれども、結果として良好な結果となりまして、悪影響はまだ生まれていないという形になります。

ただ、今後海水温の上昇、あるいは海洋環境の変化が継続する場合、現在行われている養

殖業に影響を及ぼす可能性もあると我々考えておりますので、例えば、暖かい水温でも育ちがいい品種の改良とか、あるいは病気に強いというような種苗の開発などについても、これから必要性が高まっていくと考えていますので、こういった内容についても、国県と連携しながら、まずは現況を注視しながら、今後の対策についても考えていきたいと考えてございます。

続きまして、4点目でございました道路環境の改善等につきまして、こちらは何点かご質問いただいておりますので、お答えしたいと思います。

まず、市道の塩竈新駅上の原線の鉄製の側溝ですね。こちらをコンクリート製に変えてはどうだというお尋ねでございます。

まず、側溝の整備につきましては、私どもとしては、平成28年に点検パトロールを実施しまして、結果、側溝の整備事業計画というものを策定しまして、その計画に基づきまして、順次改善を進めているという状況でございます。

ただ、側溝蓋の交換、設置を含む道路側溝の全般については、非常に箇所数が多いということになってございますので、まず、私どもとしましては、劣化や損傷、あるいは未整備という形で、特に危険だということ早期解消に向けて、計画的に取り組むこととしております。その取り組む検討の過程の中で、ご指摘のありました路線の整備についても、いつのタイミングで、こういった形が望ましいのかという検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、次にありました、歩道のない道路への車両と歩行者を分離するガードレールなどの設置についてです。

こちらについては、確かに議員おっしゃるように、歩道が整備されていない道路においては、ガードレールなどを設置しまして、歩行者と、あと車両を分離することによって、安全性を確保することができるかと、私たちが捉えているところでございますが、一方、本市は基本的にどこの道も狭いところが多くて、ガードレールを設置しますと、結局車が通るスペースが狭くなってしまふという弊害もありますので、ドライバーさんたちの、このあうんの呼吸での配慮というんですかね。そういうのが利かなくなるという、ちょっと障がいも出てくるのではないかと今認識しているところです。

ですので、物理的に車幅を確保しながらガードレールを設置するというところも、なかなか難しいという点もございますので、まずはその通学路、あるいは歩行者の多い観光施設周

辺などについて、交通量の沿線の状況なども確認した上で、まず今後の在り方というのを検討していきたいと考えています。

なお、その中で、特に神社参道線、こちらについてもガードパイプのようなものを設置してはどうかというご提案をいただいております。これもご指摘がありましたとおり、神社参道線、通称、我々は車参道と呼んでいますので、観光客の皆さんが神社を訪れるメインロードとなっておりますので、ただ一方、歩道がなくて、路側帯しかないということで、歩行空間の確保というのは、確かに課題であると認識しておるところでございます。

ただ、こちら先ほど申し上げましたように、対面通行な道路ではあるんですけども、観光バス等の大型車両の通行が頻繁であるということから、先ほど申し上げたように、歩行者の安全を確保するのと、車両の通行安全を同時に確保するというのが、なかなか難しいということがあります。あとさらには、何ていうんですかね、沿線のご自宅とかに入っていくときに、その間をどう取るのかという難しい問題もございますので、こちらについてもちょっと状況を詳しく見まして、総合的に判断させていただければと思っております。

あと最後に、塩釜ガス体育館のところの平面ブロックのケヤキの根っこが、ちょっとインターロッキングをぼこぼこにしているというお尋ねがあったと思います。本件につきましても、ほかの議員から、これまでも要望をいただいているところがございます。原因としましては、議員おっしゃるように、ケヤキ、多分当時は小さかったと思うんですけども、それが伸びまして、インターロッキングの下にある根っこが伸びて、歩行にちょっと障がいがあるというような状況だと思います。

こちらにつきましては、歩行者の安全確保のために、対策費用を今年度の当初予算に計上しているところがございます。現在は、工事の具体的な手法、あるいは工事期間中の安全の確保について、検討を深めているところでありますので、そういった準備ができ次第、工事を発注して、早期に完成に向け、取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 柏 恵美子議員。

○8番（柏 恵美子） 分かりやすいご答弁ありがとうございました。

養殖漁業者の支援者についての私の意見でございますが、本市においても、地球温暖化で捕れる魚も捕れないとおっしゃってございましたが、若者を呼び込む漁業を掲げ、漁獲から流

通、多様な調理方法に至るまで、幅広い体制の中で、漁業の魅力を感じてもらう取組などはいかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

確かに、これからの持続可能な浅海漁業というのを考えますと、次の産業を担う若者の世代に、やっぱり興味を持っていただいて、実際現場に行って参画していただくという取組、非常に大切だと思います。

私どもとしましては、近年、地域おこし協力隊を活用して、いわゆる後継者づくりという形で、刺し網漁業でありますとか、あるいは、ノリ、カキ養殖というようなものを地道に取り組んでおりまして、3年間の修行を終えまして、もう自立した若者も数人おります。まずは、こういった取組を増やし続けながら、そういった関わる若者の数を増やして、若者なりのまたアイデアを触発し合って、先ほどお話あった流通、あるいは販路拡大などにつなげていく、そういったビジネスモデルが達成できるように、市としても取組を推進していきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（西村勝男） 柏議員。

○8番（柏 恵美子） ぜひ、進めていただきたいと思います。

次に、環境のことについて、質問といたしますか、提案でございます。

環境について、あまり地域の皆様方は、関心を持たれないと私は思っております。それで、ゼロカーボンについての認知度が71.9%、ゼロカーボンの取組に対する、地域に対する印象について、良い印象を持つのが回答が56.5%、SDGsについて知っている、もしくは聞いていると回答があった方は74.1%でございます。

このアンケートの調査結果を見ても、環境に対して、とても市民の方は関心を持っておられるということを感じておりますので、分かりやすいこの環境について、お子様から大人まで、分かりやすい環境の、これからCO2削減に向けても大切なことだと思っておりますので、ぜひ分かりやすい、市民に周知徹底をお願いしたいことと、SDGsの取組は、やはり環境だけではなく、教育の問題にも関わる問題だと思っておりますので、小さいときからのお子様を取り込むような環境にしていいただければなと思います。

あと、うちエコ診断でございますが、うちエコ診断は、本当に知っている方があまりおら

れないような感じがしますので、このうちエコ診断、診断士という資格を持っておられますので、ぜひ、CO2削減に向けて、このうちエコ診断をしっかりと市民の方々に周知徹底されて、ゼロカーボン、きれいな環境に取り組んでいただきたいという強い思いがございますので、ぜひ、このうちエコ診断を塩竈の市民の皆様に、周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。答弁、申し訳ございません。

○副議長（西村勝男） どうしますか。お答えいただきますか。佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） ありがとうございます。一番大切なところをご指摘いただいたと思っております。なかなか環境に対する関心というのは、小さいときからどのように教えるかというのが非常に重要だと思っておりますし、逆に我々も簡単に言うと、難しい言葉を羅列されても、なかなかそこを理解するのは難しいと感じておまして、自分たちが今普通に生活をしているときから、何ができるのかというところを分かりやすくご説明させていただくのが、一番手っ取り早いかというようにも感じています。

今までも省エネ、例えば、ごみを減量化する、そういった身近なところから、市民の方々にご協力をいただきながら、エコについて、またはそのエコについての話が、結果的には市を助ける、手助けにもつながっていきますので、そういったことを地道でも、丁寧に研修会を開いたり、お子様方に分かりやすいような形でのご教育をさせていただいたり、それを積み重ねていくことで、こういった大きな課題についての取っかかりというんでしょうかね、最初のスタートラインになっていただけるように、我々も工夫しながら、いろんな提案をさせていただいて、継続して続けられる、エコについての話をさせていただきたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 以上で、柏 恵美子議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時10分といたします。よろしくお願いいたします。

午後 3 時 5 6 分 休憩

---

午後 4 時 1 0 分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3 番鈴木新一議員。

○3番（鈴木新一）（登壇） 会派かいしん、鈴木新一です。令和6年度定例会の一般質問させていただきます。

まずその前に、今回の機会をいただき、同会派仲間と議員の皆様には感謝申し上げます。佐藤市長はじめ、当局の担当各位の皆様には、誠意ある答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、まず庁舎の件でお聞きしたいと思いますが、まず塩竈市役所本庁舎は、昭和35年に建設され、以来、今日まで60年以上の長さにわたり、市のシンボルとして広く市民に親しまれてきております。その間、平成22年に耐震補強工事を実施しましたが、その直後に東日本大震災により被災しているほか、既に耐用年数50年が経過していることもあり、電気設備、空調設備、給排水設備等も含めた建物全体の老朽化が顕著であります。

また、壺番館は、平成2年度は市街地開発事業で整備され、平成25年度に当時4部13課の行政機能を集約して、1階から3階部分の庁舎として、現在も利用されております。そのため、利用者には手続等に応じて各庁舎間を移動してもらうなど、利便性に課題があるところでもございます。

そのような中で、令和4年度5月に、現在地が、宮城県より津波浸水想定区域に指定されたことで、庁舎整備における国からの有利な財源を活用することが可能となり、それに伴い、令和5年度5月に庁舎内組織である庁舎建設検討委員会において議論を重ね、新庁舎を整備する方針として、令和6年度4月に新庁舎建設の指針となる塩竈市庁舎建設基本構想・基本計画を策定するとされております。

そこで、質問させていただきます。改めてですが、本庁舎の重要性、必要性などをどのように捉えているかをお聞きして、なお、後の質問は自席にて進めさせていただきたいと思っております。（「質問席」の声あり）質問席、すみません。質問席で質問させて、進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹）（登壇） 3番鈴木新一議員の一般質問にお答えを申し上げます。

市役所本庁舎についての基本方針に関して、本庁舎の重要性、必要性をどのように捉えているかについてでございますが、市役所庁舎は、市民の皆様にとっては、各種手続や相談などの様々な公共サービスを受ける場として、また、議会運営や行政運営の拠点として、非常に重要性の高い施設であると認識しております。

現在の庁舎におきましては、昭和35年に建設をされ、長きにわたり市のシンボルとして市民に親しまれてきましたが、建築から60年以上が経過しており、老朽化が顕著であることや、分散化、バリアフリーに対応していないなど、利用される方々にご不便をおかけしているところでございます。

このことから、新庁舎の整備の必要性が高いと判断し、本市の重点課題と位置づけ、基本構想、基本計画の策定に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木新一議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。

それでは、その基本構想、基本計画策定は、素案、1月にパブリックコメント、最終取りまとめとして、年度末に公表という工程になっておると思いますが、基本構想、基本計画策定を年度内に策定は、改めて聞きますが、可能でしょうか。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現在、基本構想、基本計画の中間案まで取りまとめております。その後、年度内には最終案として取りまとめたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございました。

その流れをお聞きしながら、次に、基本設計は、基本構想、基本計画で提示された条件を整理し、建物の構造や配置、内外のデザイン、必要な機能や設備などをまとめ、新庁舎の概算工事費と完成時の姿を示す基本設計を作成しますが、そこでお伺いします。

そういう全体像を含めた中での市民の声、議会の声、各関係団体からのご意見を総括する担当部署設置、現在でいうと、庁舎建設検討委員会に相当すると思いますが、その庁舎建設検討委員会がそのまま引き継ぐものなのか、改めて設計に入ったら、別な組織が運営を引き継ぐのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現在市役所の内部の組織として、今年度4月から政策課の中に重点課題調整室という組織が置かれております。そこが、まず政策課が事務局となりまして、庁舎建設検討委員会を開催して議論を行っておりますが、組織上として、それからどこかに移管するということは、現在想定しておりませんので、現状の組織の中で、市民の皆様

のお声ですとか、そういったものを伺って、庁内での議論を進めていくということにしてお  
ります。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。そのままスライドしながらということでやって、継続  
していただくということですね。分かりました。

それに伴って、それぞれの意見を、その進捗状況を含め、議会で議論した上で、承認を  
得て、市民の方々に公表が望ましいのではないかとと思いますが、重ねてお伺いします。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 基本構想、基本計画につきましては、中間案のと同じく、  
まず、市民の皆様にお示しする前に、全員協議会でご説明させていただいて、様々意見を頂  
戴いたした結果がございますので、基本構想、基本計画の最終案を取りまとめるに当たりま  
しても、そのような手続の中で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。今までどおり、議会も、全員協議会でもまた進捗状況  
を説明しながらということでございます。分かりました。

次に、やはり東日本大震災を経験していますので、あの規模に耐えられる施設で、なお  
かつ行政サービスの高い災害対策本部機能を有する庁舎が望まれますが、その辺をちょっ  
とお伺いしたいと思います。全体像で結構です。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 防災面での考え方でございます。現在、本庁舎につきまして  
は、災害時には災害対策本部が設置されるなど、本市の防災の拠点でもございます。このこ  
とから、整備に向けた基本方針におきましても、安全と安心の確保を掲げております。その  
上で、地震や津波をはじめとする災害に対しまして、耐震性、あと、浸水にも耐えられると  
いうことで、耐漏性を考慮するなど、高い防災性能を有して、安心して利用できる庁舎とす  
る方向で現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。

改めてなんですが、安全性として、防災面も含めて、重ねてなんですが、この耐震性とか含めた、もうちょっと詳しいような伝え方はないのか、もうちょっとだけ突っ込んだお話を聞きたいんですが。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） まず、東日本大震災でかなり被災を受けております。浸水も、市内では受けておりますので、そういった地震にも強い、具体的に例えば、どういった耐震構造にするとか、免震構造にするとか、そこまではまだ詰められていない状況でございますが、安全面には十分に配慮した施設としたいということでの、現在の検討状況でございます。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。ありがとうございます。

ちょっとその次に、今年7月に行政視察で、我々かいしんと塩竈維新の会で、北海道の富良野市に市役所ができて2年たったということで、視察に行かせてもらいました。その際に、新庁舎4階建てなんですが、非常に横に長い立派な建物でございました。災害時の被害を最小限にするとともに、3階に災害対策会議室を配備して、非常用発電機や給水塔、非常時のライフライン3日分を確保し、災害発生時期には議会、この議場の部屋も全てフラットになり、避難所になる準備を備えていると勉強してきました。

ちょっと参考までに、ここの近年に、近くでも結構です。県外でも結構なんですが、開庁されている市役所の構造や、内部の配置を検証し、参考にしてみたらいかがなのかなと思っています。お伺いします。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 我々も基本構想を策定する段階で、様々な近年の先進的な事例を調査しながら、例えば、整備に係る概算の事業費ですとか、そういったものも算出しております。今後はそういったものをさらに参考にしまして、中身の機能の問題、市民の皆さんの利便性向上、あるいは災害対策、対応の方法など、そういった先進的な事例は取り入れてまいりたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ぜひ、様々な資料や情報をまとめていただきながら、よりいいものを

つくっていただきたいなと思って、関連して聞きます。

災害時、塩竈市内は、市役所から北東部が津波エリア、南西エリアは非常に道幅が狭く、一方通行もあり、混雑が予想されます。先ほどもちらっと柏議員聞いていましたけれども、そこで、利便性向上のため、国道45号から導線を含めた周辺整備について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 利便性向上に向けた国道45号からの周辺整備についてでございます。こちらにつきましては、現在国道45号から本庁舎へのアクセスにつきましては、一部狭隘な道路があると認識しておりますが、その拡幅などの整備でございますが、既存の住宅ですとか、あとコスト面なども踏まえますと、現時点では拡幅などの整備につきましては、困難であると考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） そこで関連して、見逃せない重点課題というか、というのを伺います。

今まさに政策課長がお答えしてくれた事柄が、そこが今までで塩竈市が抱える一番の重大な課題ではないでしょうか。戦後から変わらず塩竈市の町の図形です。他県、他市から来た方々は、皆様最初の一言は、道が狭く、一方通行もあり、分かりにくいですねと、誰もが多分友達や知り合い、親戚の方から多分言われていると思います。私も常々言われております。

これを全て解決など、無理難題は承知の上でお聞きしますが、せめて市役所前ぐらいに、国道45号からの通ずる道と、東北本線塩釜駅に通ずる道が導線でつながれば、これこそ安全安心なまちづくりではないでしょうか。

幾ら塩竈市役所本庁が安全安心な建造物であっても、そこに行く道のアクセスが悪ければ、ちょっと用は足さないということにも当然相なりますので、そこら辺を非常に丁寧に、近隣住民の方々と膝を交え、熱心に協議をし、50年後を見据えて、ご理解とご協力していただく、安全安心な交通ができ、なおかつ緊急車両、大型車両も通行可能なライフライン、アクセスが可能になれば、市民の皆様にも本当の意味で納得していただけるんじゃないかと思っておりますので、佐藤市長、ご返答お願い申し上げます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） そうですねと言いたいところでございますけれども、現実があるものですから、なかなかやっぱり厳しいなととらまえております。

あと、これ県の事業もそうでございますけれども、様々な計画を立てたとしても、実際その計画に載ったとしても、例えば、港湾計画なんかそうなんですけれども、なかなかやっぱり予算がつかないで進まないまま、この間もやっとなんか、整理をさせていただきましたけれども、土地区画整理事業、都市計画道路ですね。これにつきましても、40年、50年、そのままにしてしまって、この間初めてになるんでしょうかね、整理をさせていただいて、削られた箇所もあるということでございます。

いろんな形で、計画を立てるときの、やはり様々な状況は、丁寧にやらなきゃいけないだろうと思っております。それはなぜか。やはり計画を立てても、それが認められて、簡単に言うと、将来こうなりますよという計画の都市計画図ってあるんですけども、そうなったときに、40年、50年、その線引きだけが残って、家を建て直すときには、ここを削って、引っ込めて建ててくださいよとかという話が、結果的にずっと残り続けていて、それでも道路建設は進まない。これをやっぱり僕らも間近で見たときに、どういうその弊害とか、状況があるのかというのは、本当にそこまで考えて、いろんなことを出さなきゃいけないなという、反面教師にもなったところがございます。

今も塩竈市で、分かりやすく言えば、県道利府中インター線、これが本当は国道45号に通ずる道路につながるんですけども、これがやっぱり100億円以上、ここから先かかるだろうと。そうなっても、線引きの線だけが残っているんですね。青葉ヶ丘の皆様方でも入っているところにはもう線引きが引かれていますから、これをどうやっぱり考えるかと、そういったこともやっぱり丁寧に考えながら、鈴木議員がおっしゃっていることもよくよく分かります。本当は、アクセスのいい、安全対策がしっかりと取れた、津波が来ない、そういうところに役所をやっぱり造るべきだろう。それは拠点になるから、防災対策の。それだけじゃなく避難所にもなるから。でも、今の限られた状況の中で、今の塩竈市がそういうような状況には、なかなか厳しいなというのを鑑みたときに、そこでどうまた考えるかというのを、丁寧に本当はすべきなんだろうと思います。

ただ、今の現状は、市役所についてもそうなんですけれども、ご承知のとおり、緊急防災・減災事業債、これがやはりあるということで、公共施設で優先順位はごみ処理場という

ことになりました。ただ、その次に、市役所どうするかと考えているときに、この緊急防災・減災事業債がありました。令和7年まで延長になるかもしれないけれども、あくまでなるかもしれない。その状況の中で、やはりベストを尽くすより、ベターな選択をここでしておかないと、チャレンジをしないと、ちょっと厳しいなというのもあったものですから、こういう状況になっていると。

ただ、もし延長にとか、いろんなことがこれからあろうかと思えますから、そのときそのときにどのような判断を下していくかは、先ほど申し上げたような案件を丁寧に材料として残しつつ、その材料にどう応えていくか考えながら、次なる段階に向かっていくべきだろうと思っておりますので、国道45号につながれば、これはもうごもっともな話だし、アクセスをしっかりと確保する、これも当然だろうと思っておりますので、いろんなご提案は、その状況状況の中で、いろいろご提案いただいたり、お答えをさせていただいたり、協議をしながら、よりいいものにつなげていけるように、我々も努力をし続けたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 市長、わざわざ丁寧なご返答、ありがとうございました。

誰しものが、この塩竈の市内の道路の図形は承知しています。ですから、せめて市役所に入ってくる道路を広くして、塩釜駅のほうにでもうまく抜けられて、スピーディーに流れれば非常にいいのかなと。それ以上のことは、あんまりこれ以上というのは、なかなか要望できませんが、そこは併せて、しつこいようですけれども、お願いはしたいと思っております。

次は庁舎の経済面で機能を集約と同時に、維持管理の軽減をどう図られるかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 維持管理費の軽減対策でございますが、現在基本構想、基本計画の中間案におきましては、庁舎建設に当たっては、環境に配慮した省エネルギー設備の導入ですとか、あとカーボンニュートラルも踏まえました建物のZEB化など、維持管理費の軽減策についても検討していくこととしております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） これは私6月にも聞いたんですが、ぜひ、集約ということになれば、

当然空き室、空き箇所が当然出てくると思いますので、複合的にこれを貸し出すなり、売却するなりという腹案というか、そういうことも含めてご検討すれば、その財源ということにもつながってくるんじゃないのかなと思っておりますので、重ねてお願いします。

維持管理に関しては、もうちょっと素案ができてこないと出てこないと思いますが、後々お聞きしたいと思います。当然、経費が削減されることをもちろん望んでおりますので、よろしくお願いします。

あとは、環境面では、ZEB化というのは、私も6月に話しましたが、自然換気なんです。それを何かのときに、電源がなくても自然換気ができることで、いろんな人がいっぱいいる中でも、感染症予防にもつながりますので、ぜひともそういうものを捉えて、できるのであれば、ソーラーシステムなんかも完備していれば、緊急なときにも使えるのかなというのは、参考までにお伝えしておきます。

次に、総事業費が約61億円とお聞きしておりますが、移転費用や、駐車場の整備とか、いろんな様々のが全部含まれた総予算なのかを、ちょっとだけお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 総事業費、約61億円ということで、こちらは基本構想、基本計画の中間案で記載していた内容でございます。そちらにつきましては、類似団体ですとか、県内自治体の事例を参考に、総事業費をまず試算したものでございまして、そのほかに移転費用ですとか、駐車場の整備費も一定程度含まれた費用となっております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。

では、具体的に集約する組織、機能なんかを分かる範囲で結構でございますので、ちょっと教えていただければ。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 先日取りまとめました中間案を基に、集約する組織、機能でございますが、現在庁内におきまして、その集約案を検討しているところでございます。現時点では、集約案についてはお示しすることはできませんが、できるだけ早期に取りまとめまして、お示しさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。

当然、利便性ということを考えれば、個々の調査にある程度のもものが集まっているというのは当たり前の話であって、当然そこら辺を進めていただきたいなと思っております。

次に、デジタル化というか、いろんな意味で、これも富良野市で参考になった事例のお話なんです、窓口環境の整備ということで、バリアフリーや相談、打合せスペース、例えば、富良野市には書かない総合窓口というのもございまして、非常に市民の方にスピーディーに早い手続きができるということを学んできましたので、そういったものの検討はなされていますかねということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現在、窓口における書かない窓口などの、そういったものはまだ実装はできておりませんが、今後、ご紹介いただきましたような先行の自治体の事例なども参考にしながら、新たな庁舎整備に向けた基本的な考え方の中に盛り込めていければと考えていますので、よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 重ねて、未来を見据えた行政サービスとして、もちろんデジタル化が先進的なものだと思っておりますので、併せてIT関連の含めた、その考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） デジタル化などの先進的な事例の取り入れでございます。こちらは本市といたしましても、利便性の向上、あとは事務の効率化に向けまして、行政サービスのデジタル化は必須だと考えております。

現在、複数のIT関連の事業者と包括連携協定を締結しているところでございますが、新庁舎の整備に当たりまして、DXの推進に向けまして、このような民間事業者のノウハウを活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。分かりました。

次に、地震や津波対策としての機能を備えているのか、その辺も含めたちょっとした内

容を教えてください。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 庁舎整備に当たっては、防災拠点としての機能も果たす必要があると考えておりますので、整備に当たりましては、非常用の電源ですとか、備蓄品などについて検討しなければいけないと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございました。

次に、市民に対して、もっと説明会を小まめに実施し、周知を徹底してはどうかという要望がよく聞かれますので、どうなっているんだろうねというのがよく聞かれますから、ちょっとその辺の具体的な広報、周知というか、お聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） これまでの周知状況でございますが、まず、年度当初、防災訓練がありまして、その説明会の際に、各町内会の皆様向けに説明会をさせていただいたほか、また、市長の懇談会などを通じて、町内会の皆様方にお伝えしているところでございます。

また、7月21日には、この中間案の市民説明会などを行いまして、そういった機会を捉えて現在、説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。

私としては、そういう建前と同時に、もっと末端な方々にも機会を持って説明とかをしたほうが、非常に近道なんじゃないかと思っております。

札幌市の市役所にもそのとき行ったんですが、ごみの有料化ということで、1枚たしか380円という、20リットルの袋を10枚で3,800円という、異常なほど高いんですが、やっぱり3年かけて5,700回、そういう説明会をしたということで、私もびっくりしましたね。1日、1年間365日やっても、3年間でも1,000回かないぐらい、1,000回ちょっとぐらいかな、だもんですから、びっくりしまして、そこまでは言いませんが、せめて4班、東西南北の町内会でございますので、4班、1班を3名ぐらいでも同じような話ができる

方々で、このウィークデーをうまく使いながら、日中でも結構だと思えます。回っていければ、相当な皆様と会話ができて、意見を聞いたり、細やかな周知ができるんじゃないかなと思っておりますので、当局の考えの適切な位置で、適正な会場でというのと同時に、やっぱり小まめなそういう活動というのは、近道なんじゃないかと私は思っておりますので、重ねてその辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 庁舎整備につきましては、市民の皆様にとっても、とても関心が高い内容だと思っております。今、ただいまご提案いただきました各地区ごとに班分けしながら、小まめに説明するというのも検討させていただきながら、引き続き機会を捉えて、周知、説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 最後にお伺いしますが、緊急防災・減災事業債という、市長からもお話を聞いたときに、すごいお金が、有利な財源がありますので、これ令和7年度までと言われております。これ延長されなかった場合の、これで例えば、申請がうまくいかなかった場合に、腹案としてどういうことを考えているのか、ちょっとだけ最後に申し訳ないですけども、お聞きしたいんですが。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 緊急防災・減災事業債が延長しなかった場合の腹案でございますが、現在の庁舎整備に当たっての非常に有利な財源であります緊急防災・減災事業債の期限が、令和7年度までとなっておりますが、現時点では延長の見通しは立っていない状況でございます。

これまでも緊急防災・減災事業債の期限の延長につきまして、国県へ要望してきているところでございます。仮にこれが延長されない場合につきましては、例えば、代替の案なども検討しながら、庁舎整備につきましては、一度立ち止まるなど、進捗調整も含めて、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事なことなので、補足をさせていただきます。7つの重点課題を進め

るに当たっては、先ほど申し上げたように、一番最優先はごみ処理場ということに相なりまして、皆様方にもご報告し、ご了解をいただきながら進めているところがございます。

そのときに、当然緊急防災・減災事業債、1回延長してございますが、これだけ優位な起債というものは、市役所の庁舎を建てるに当たっては、もう二度とないだろうと言われておりまして、1回延長して3年延長になって、令和7年なんですけれども、その時点で、やっぱりチャレンジはしようと。それが僕の記憶では、各町内会の会長さんの会合で言わせていただいたのが最初かなと思っております。とにかくチャレンジしないことには、次の段階には行けないし、ごみ処理場だけでも、今は四苦八苦していますけれども、庁舎建設に至っては、もっと大変な状況であったということ、ただ、緊急防災・減災事業債があったおかげでチャレンジさせていただいていると、これが大前提ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

そうこうしている間に、結果的には、新たな宮城県の津波浸水想定区域で、この市役所庁舎まで入ってしまったという現実があって、そういった現実の中で、緊急防災・減災事業債を活用して、何とかチャレンジ、それが今の段階であると。ただ、そのチャレンジするに当たっても、今まで懸案事項であった老朽化は当たり前なんですけど、分散化、これにどう対応していくか、このことも非常に重要な視点であると。あと、壺番館の庁舎についても、いろんな議論ありました。壺番館の庁舎に集約したほうがいいんじゃないかという話も、途中の段階ではいろいろありましたが、あそこも実際は津波浸水想定区域ということになってございます。

ですから、限られた条件、限られた時間の中で、どういう形であればベストとは言えませんが、よりベターな形で優位な起債を使わせていただいて、庁舎の建設まで行けるのか。ですから、そういった段階が限られた時間の中でやるには、やれることとやれないことはあるし、約束できることとできないことがあるのかと、今のやり取りを聞いていて思いました。

ただ、いろんな過程がありますので、そこを丁寧に市民の方々に情報提供、または、懇談会形式でご説明させていただくのは、より時間がないでは済みませんので、今後50年、100年のことを考えたときの新たな役所ということにもなり得ますから、肝に銘じて、丁寧にさせていただきたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 重ねて、誠にありがとうございました。まず、そのお言葉を聞きながら安心しましたけれども、私も非常に内心としては応援して、ぜひ、新庁舎ができることを夢見ておりますので、重要案件につき、慎重に、かつスピーディーに幅広く対応をお願いして、この庁舎の件は終わりにしたいと思います。

次に移らせていただきます。それでは、次に市立病院についてお伺いしたいと思います。

これ、先日8月7日に、民生常任委員会で行政視察させていただき、その際に福原市立病院事業管理者から、丁寧なご説明とご要望をお聞かせ願いました。

改めてお伺いします。新市立病院の建設構想の中で、まず、この市立病院、もう六十数年、私が生まれる前からと聞いていますので、その辺の成り立ちをちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） それでは、まず成り立ちについてお答えさせていただきます。

第2次世界大戦終戦後に、当時、食料難等による栄養状況の悪化、こういったところを懸念しました当時の市長が、多賀城にございました旧多賀城の海軍工廠、こちらからまず、医療機器を譲り受けまして、本町にございました石母田医院、こちらにて開院したのが成り立ちと聞いてございます。

その後でございますが、昭和22年7月になりまして、現在の香津町に新病院建設をさせていただきます。それから、西病棟が昭和34年、それから、昭和49年には東病棟、昭和60年に外来棟が増改築されて、現在の形に至ってございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 私もこれちょっとふと振り返ってお聞きして、びっくりしまして、戦前というか、戦後というか、その辺まで遡るのかなと思ひまして、ぜひ、ちょっとこころ考えたんですが、この長い歴史を、小学生の子供たちに、ぜひともお伝え願いたいなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 実は、来年が病院開院80周年ということがございます。私、

病院の中でちょっと確認しましたが、50年のときには記念誌というものを発行いたしまして、そういったものを配布したという経緯がございました。70年のときには、なかなか震災後とか経営状況がありまして、できなかつたということもありましたので、80周年に向けては、何かしらできるように、ちょっと検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） こういう塩竈の歴史というのがあって、この市立病院があるんですよというのは、本当に毅然として伝承していただきたいなと、僕はつくづく思っております。

次に、この市立病院も長い間、私も見てきてもうすごい老朽化もしていますが、この建設に当たっての構想や計画など、そういう検討の状況とか、今までなかったのかなと思って、その辺をちょっとお聞かせ願いたいです。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） まず、市当局を巻き込んだものとして、大きく2つ構想があったと捉えてございます。まず、1回目でございますが、一番古い西病棟、こちらが法定耐用年数の39年を超えますときの平成9年度に、こちらのほうで病院病棟改築マスタープランというのを作成した経過がございます。その後、経営状況が悪化いたしまして、この病院建設は見送られてまいりましたが、地域において必要不可欠な病院であるということから、平成30年度に、今度はこちらのほうで、新病院建設に向けました今後の病院運営等の基礎調査といたしまして、市立病院建設基礎調査事業、こちらを実施し、これは議会に、全員協議会、あるいは所管の常任委員協議会でご報告をさせていただいたところでございます。この基礎調査の中では、新病院の基本的なコンセプトでありますとか、医療機能、収支シミュレーションを検討した経緯がございます。

それから、病院独自の検討でございますが、令和2年と令和3年度、これは2か年をかけまして、県の事業として実施したものでございますが、地域医療構想推進支援事業と、こちらにおきまして、収支予測、それから病床規模、こちらのほうの検討が行われまして、病床規模としては同規模での建て替えがよい、あるいは建設コストを踏まえた場合には、移転建て替えがよいという、この調査の中では示されたところでございます。

最後にもう一つ、令和3年度に病院また独自といたしまして、この県の事業も実施を活用

しながらなんですが、現地建て替えの複数案も検討したという経過がございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。いろいろと過去にそういう経過があったという事は承知しました。

そこで、ちょっとだけお聞きしたいんですが、この地域医療構想実行支援業務というのは、ちょっと内容だけお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） こちら宮城県で、2025年のあるべき医療体制ということで、地域医療構想というのが推進されてございました。それで、各病院におきまして、県の地域医療構想に即した病院運営の在り方ということ、県の事業で検討していただいたというものでございます。

その中では、今申し上げましたとおり、病院の機能、これが合致しているのか、あるいはそれに基づきます病院経営が整うのかといったところまで、こちらの事業で検討していただいたという中身になってございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。

次に、令和3年度の塩竈市立病院病棟改築可能性調査の結果はいかがだったのでしょうか。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） こちらは、現地建て替えをする場合の費用、それから期間、そういったものを主に検討したものでございます。その結果といたしまして、市長もご答弁させていただきましたとおり、現地建て替えの場合に約20億円、移転新築よりもかかるという、そういった結果が出たというところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。様々な検討をしているということでございますね。ありがとうございます。

それでは、次に市立病院の、ちょっと視点を変えまして、僕の個人的な、客観的な考えなんです、市立病院、二市三町の広域的な病院と聞いておりますが、二市三町病院の間で、何らかの連絡協議会みたいなので、ちょっとこう常々協議をしたり、こうしたい、ああしたいというような話なんかのような、協議会的なものは存在していますかねということをお聞きしたいと思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 市立病院は、市独自の公設公営の病院でございますので、そういった協議会等は設置されていないという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 分かりました。ありがとうございます。

次に、では、二市三町の患者の割合というのをちょっと、表ではこないだ出ていましたけれども、ちょっとだけ具体的に、塩竈市、多賀城市、例えば、七ヶ浜町、利府町程度の割合で結構です。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 改めまして、令和5年度の入院と外来の市町村の割合、ご説明させていただきます。

まず、入院につきましては、塩竈市民が52%、多賀城市民が20%、七ヶ浜町と利府町がともに9%、松島町が5%となっております。一方、外来でございますが、外来につきましては、塩竈市民が62%、多賀城市民が15%、七ヶ浜町の町民が7%、利府町民6%、最後に松島町が4%という内訳になってございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。半分は塩竈市ですけども、3分の一、二程度は近隣の市町村ということになりますね。

理解はして承知しましたが、やはり入院患者が多いようなんですが、ちょっと協力体制ということで、近隣の市町村の中でも、丁寧に説明してくれれば、何かのアイデアなり、支援対策があるんじゃないかと思っていますので、その辺だけちょっとお聞きしたいです。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） ちょっと入院と外来で、入院が割合が低いというところ、やっぱり少し理由があると考えてございます。一つは、やはり疾患によりまして、市立病院で見れる疾病というのが、例えば、消化器内科、外科、それから整形、皮膚科と、常勤の先生方は、この診療科に限られてございます。そういったほかの診療科については、やはりほかの病院に行くということで、入院の割合が低いのかと一つ捉えてございます。

それから、外来につきましては、大学病院の協力なんかいただきまして、大分診療科は、非常勤も含めて広げてございますので、そういった意味では、市民の方の割合が10%高いのかと思っております。

ただ、以上につきましても、我々としても経営的な母体が、やはり経営が安定するというところで、広域化というところについて否定するものはございませんので、やはり何らかの話合いの場というものを、できれば我々としてもありがたいかと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） 普通に考えれば、ぜひ、公立病院ですので、私的な病院じゃないものですから、協力体制があってもいいのかなと、普通に考えればそう思ったもので、質問させていただきました。

次に移ります。次に、やはり見てきて、一番奥の西病棟も含めて、かなりの高い老朽化が進んでおります。私としては、緊急性の非常に高い優先的なものだけでも、早急に改善すべきなんじゃないかと思っております。8月に、民生常任委員会で視察したときに、西病棟のトイレが3階にあるんですが、ワンフロアで男女間仕切りがなくて、アコーディオンカーテンで閉めておったんですね。あれにあまりにもびっくりしまして、パーティションというか、そういう壁がないのと。男女の間をアコーディオンカーテンというのは、あまりにもちょっとびっくりしまして、今どき昭和でもないのにこれあるのかなということで驚いたものですから、まずその辺と、屋上からの雨漏れ、これ病室に落ちてくるというのは、ちょっとこれも異常事態かなと思っておりますので、劣化した屋根の、屋上の防水工事のちょっと点検と補修工事ぐらいは、ぜひとも早急にやっていただきたいなど。

あと、トイレの、和室のトイレもあったもので、その辺も含めて、車椅子もちょっと入りにくいとは、看護師の部長がおっしゃってましたので、ぜひこの辺だけは、当局含めてなんですけれども、予算組みをお願いしたいと思いますので、どうでしょうか。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 先ほど菅原議員にご答弁させていただきましたとおり、老朽化対策、検討しているところがございます。その中でも、やはり優先順位が高いところは、今議員ご指摘のとおり、屋上の防水ですとか、それからやはりトイレだと我々も考えてございます。

ちょっと一昨日、昨日の雨でもちょっと雨漏り等も発生してございますので、防水対策については最優先と考えてございますし、やはりトイレですね。トイレの間仕切り等も含めまして、車椅子の方が安心して利用できるようなトイレの改修というところも、しっかり検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ぜひ、お願いしたいと思います。

あと重ねて、そのとき見学したのが、廊下に物資とか、段ボール箱なんかとかいっぱい置いていまして、結局は高齢者とか認知症の方が通路で歩行するんでしょうね。そのちょっと妨げにもなっておりましたので、その辺も収納スペースというか、仮置場的なものも併せてあったほうが、非常にいいのかなと思っていましたので、重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、ちょっと経営についてお伺ひしたいと思います。現在、市立病院の経営状態と、新型コロナ後の状態なんですけど、令和元年から5年まで黒字経営であったが、新型コロナ補助金が交付されていた年度と、されていない年度の収益の違いについて、ちょっとだけお聞かせ願ひたいと思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） まず、新型コロナ関連の補助金、補助制度が始まりましたのが、令和2年度から令和4年度が、最も恐らく補助金が拡充された期間だったと捉えてございます。令和5年度につきましては、5類感染症に移行いたしまして、補助制度が縮小廃止されたというところで考えてございます。

制度が最も拡充されておりました令和4年度の補助金、こちら実は市立病院で、約1億6,300万円が交付されてございます。仮にこれを除いた経常損益、あるいは純損益を計算いたしましたところ、経常損益では約4,560万円の黒字と、純損益では約3,800万円の黒字とな

ってございました。

一方、先般の決算特別委員会でご説明をさせていただきましたが、こういった令和5年度になってからの、この辺が大分減った中での令和5年度の決算でございますが、経常損益では約1,270万円の黒字、純損益では約650万円の黒字となっております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。

その中で、できるだけ収益を出しながら、空調設備とか、そういうものを事前に改修工事もしていたということも、この間の視察で福原市立病院事業管理者にお聞きしましたので、ぜひそういうものを含めて、早急な対応をしていただければ、患者の方にも非常に喜ばれるのかなと思っておりますので、ぜひ努力して、お願いしたいと思います。

次に、最終的な話になってきますが、この市立病院についての中で、市民からの要望、または、病院からの要望をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 鈴木市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（鈴木康弘） 市民からの要望、あるいは病院の職員からの要望という件についてお答えをさせていただきます。

実は、今年の7月に、コロナ禍後、5年ぶりに市立病院の公開セミナーを開催してございます。その内容について、市民の方からアンケートを取った内容でございますが、まず、講演の内容につきましては、地域医療を守る病院の取組、努力などが分かりやすく聞くことができたというご意見をいただいております。あるいは、施設面につきましては、やはり早く新病院を建ててほしいというご意見も頂戴したところでございます。また、患者様の退院時に、病院では毎回退院時アンケートというものを取ってございます。こちらのほうでは、多くがやはり先生、看護師さんがとても親切で安心ですというお褒めの言葉、診療についていただいておりますが、毎回必ず出ますが、やはり施設の面で駐車場が狭い、あるいは施設が古くて不便であるといったご指摘が、毎回出ているなというようには見てございます。

病院の職員の要望、アンケートということでございますが、実は老朽化対策を実施するに当たりまして、本年4月から5月にかけて、老朽化対策に係ります全職員アンケートというのを実施してございます。その中から、職員から出た意見でございますが、まず、療養環境的には、車椅子患者向けの広いトイレの整備、あるいは患者様の安全安心確保のために

ナースコールを更新してほしい。もう一つは、便器をやはり和式から洋式にしてほしい。もう一つ、職員の執務環境ですが、網戸、ブラインドを設置してほしい。これは病室側にも関係する部分ですが、ちょっと虫も入ってくるということもございまして、網戸なんかも設置してほしい、これは両方面から意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 鈴木議員。

○3番（鈴木新一） ありがとうございます。

当然、要望あって、そのときもやっぱり増築増築して、ナースステーションから、その病棟まで100メートルぐらいあって、もう何回も行き来して、何千歩も歩いていると看護師さんのお話を聞いたりとか、今のようなお話があります。

ですから、ぜひともそういうものを改善しながら、私がちょっと気づいたのが、そのときもお話出たんですが、緊急車両、救急車、いわゆる到着して、いきなり正面玄関からしか入れられないという、これ一般市民の方も通っていますので、もういきなりそこに通って左側に入っていただくということと同時に、感染症対策の病院で、要は分室というか、隔離部屋がないというのは、ちょっとびっくりしまして、これもちょっと重要性が高いんじゃないかと思っております。それと同時に、それに使用するトイレもなくて、よくおばあちゃんなんか座る仮設の座るようなトイレだけ部屋にあったということも聞いたもので、ちょっといささか厳しいなと思っております。私はあくまでも応援として、ぜひこれを告知して、皆さんに知っていただきながら、改善を早急にしていただきたいというのが私の本音です。

ですから、今日この場をお借りして、お話をさせていただいておりますので、ぜひとも、その辺、お考えをちょっとだけお聞かせ願いたいと。

○副議長（西村勝男） 福原市立病院事業管理者。

○病院事業管理者（福原賢治） 応援ありがとうございます。

先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、病院の法定耐用年数が39年というお話をしました。ただ、多くの病院は、それよりも短い期間で病院を建て替えています。それはなぜかという、やはり医療の進歩というのは、非常にどんどん進んでいくものですから、その時代に合った医療機能を整えるために建て替えが必要だと、こういうことなんです。

今お話しした問題になっている幾つかの問題は、これ昭和基準なんです。昭和では許さ

れた基準なんだと思います。それを多くの病院では、平成の時代に建て替えて、その対応を取ってきたんだと思うんですが、ここがされていないので、令和まで残ってしまっているということなんだろうと思います。

やはり、今後も市民の皆さんに安全安心な医療を提供するためには、やはりそれなりの施設というものは、なくてはならないだろうと考えているところです。

以上です。

○副議長（西村勝男） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

鈴木議員。

○3番（鈴木新一） すみません、福原市立病院事業管理者からも、今本当に切実な話だと思います。昭和の時代から変わっていないと、私も本当にびっくりしてしまっていて、やっぱりこれは大きく声を前に出していきたいなと思っていますので、私の声は市民の声でございますので、ぜひとも皆さん、聞く耳を持っていただきながら、前に進んでいただきたいなと思います。

最後に、質問ではございませんが、まとめとして、市民に必要とされている市立病院の役割は、非常に大きく重要です。今後も高齢者が増えて、病床確保、感染症対策の観点からも、新市立病院の建設が望まれると思います。どうぞ私からも重ねてご検討をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 以上で、鈴木新一議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、25日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村勝男） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、25日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後5時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月24日

塩竈市議会議長 鎌田 礼二

塩竈市議会副議長 西村 勝男

塩竈市議会議員 伊勢 由典

塩竈市議会議員 鈴木 悦代



令和 6 年 9 月 25 日（水曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 3 日目）



### 議事日程 第3号

令和6年9月25日（水曜日）午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

---

### 出席議員（17名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
6番	浅野 敏江 議員	7番	桑原 成典 議員
8番	柏 恵美子 議員	9番	西村 勝男 議員
10番	今野 恭一 議員	11番	志子田 吉晃 議員
12番	鎌田 礼二 議員	13番	伊勢 由典 議員
14番	鈴木 悦代 議員	15番	辻 畑 めぐみ 議員
16番	小高 洋 議員	17番	土見 大介 議員
18番	伊藤 博章 議員		

---

### 欠席議員（1名）

5番 菅原 善幸 議員

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐藤 光樹	副 市 長	千葉 幸太郎
技 監	鈴木 昌寿	総 務 部 長	本多 裕之
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫

市立病院事務部長	鈴木康弘	総務部 危機管理監	佐藤孝文
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施由貴子	総務部次長兼 総務人事課長	高橋数馬
福祉子ども未来部 次長 兼生活福祉課長	鈴木陸奥男	産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長	星潤一
産業建設部 水産振興課長	平塚博之	総務部 政策課長	引地洋介
総務部 財政課長	佐藤涉	市民生活部 次長兼市民課長	小倉知美
総務部 危機管理課長	古谷勝弘	市民生活部 環境課長	千葉貴幸
市民生活部 浦戸振興課長	菊池亮	市民生活部 保険年金課長	石村要
福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿部公一	産業建設部 土木課長	鈴木英仁
産業建設部 商工観光課長	横田陽子	総務部 総務人事課総務係長	石川宏
教育委員会 教育長	黒田賢一	教育委員会 教育部長	末永量太
教育委員会教育部 学校教育課長	松崎和佳子	教育委員会教育部 生涯教育課長	郷古勝浩
監査委員	菅原靖彦		

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	相澤和広	議事調査係長	石垣聡
議事調査係主査	工藤聡美	議事調査係主査	梅森佑介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから9月定例会3日目の会議を開きます。

本日欠席の議員は、5番菅原善幸議員の1名であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。なお、発言の際に、マスクを外していただくなくても差し支えありません。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第3号」の記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15番辻畑めぐみ議員、16番小高 洋議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（鎌田礼二） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の質問は全て一問一答方式にて行います。

では、11番志子田吉晃議員。

○11番（志子田吉晃） 市民クラブの志子田吉晃です。

本日、令和6年9月定例会におきまして、一般質問の機会をお与えいただき、関係者の皆様に厚く感謝申し上げます。

前回、2月定例会の壇上での質問で、今年、令和6年は甲辰の年で、激震が走る年であり、地球規模の変革と日本国内でも情報の自由化に伴う社会の変革が大いに予想されると述べさせていただきました。

本年9月6日、アメリカ合衆国宇宙軍によってQFS量子コンピューターによる通信衛星が100%稼働運用となり、世界の情報システムと銀行金融システムが完全に掌握されました。こ

のにより、地球の古い通貨システムから金本位制の新しい通貨システムに切り替わり、グローバリストによる世界支配が不可能となりました。

我が国では各政党の代表選びが進んでいますが、間もなく、明るく住みやすい希望の持てる新時代が到来するものと期待しております。

本日の質問は、政治の大事な目的、国と国民を守り、国民を豊かにすることを念じて、市民の生命と健康を守る観点から、ワクチン接種、人口動態、医療保険について、本市の財政運営と未来への投資の観点から、新庁舎建設、廃棄物処理施設、塩釜ガス体育館の6項目をお聞きします。

まず初めに、(1) 塩竈市の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてお伺いいたします。

令和3年2月から新型コロナワクチン接種が始まり、これまで7回の接種が行われてきました。10月からは定期接種となりますが、海外では接種は3回までで、日本以外は中止をしています。また、新規感染者数は接種のたびに増加し、予防効果がないことは厚生労働省のデータ発表でも明らかです。そして、令和3年から全国的に高齢化だけでは説明のつかない死亡者が増加しております。

それらのことを踏まえ、9月10日に東北有志医師の会から、健康被害を多数出しているメッセージRNAワクチンの中止と健康被害状況の周知並びにメッセージRNAワクチンで生じた健康被害者の救済強化を求める陳情書が塩竈市議会に提出されました。

また、2023年7月28日の厚生労働省の発表によりますと、ワクチン接種100万回当たりの死亡者の報告は、インフルエンザが0.144件に対し新型コロナワクチンでは5.055件と35倍の死亡者が発生し、これまで2,136件の死亡報告がなされています。

このことを踏まえ、塩竈市でも新型コロナウイルスワクチン接種事業の総括が必要だと考えます。

具体的な質問の1点目は、これまでの新型コロナウイルスワクチン接種事業の検証について、接種事業の内容や事業費について総括的に伺います。

質問の2項目め、塩竈市の人口動態から6項目め、塩釜ガス体育館改修事業まで、残りの質問は質問席にて行います。

市民の生命と健康を守るため、当局、関係者の力添えをお願い申し上げ、壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 11番志子田吉晃議員の一般質問にお答えを申し上げます。

塩竈市の新型コロナウイルスワクチン接種事業についてのご質問のうち、これまでの新型コロナウイルスワクチン接種事業の検証についてでございますが、本市では市民に対しまして令和3年2月から令和6年3月までの約3年間で延べ19万9,762回の接種を行ってまいりました。ワクチン接種に関する事業費として約10億6,500万円の事業でございましたが、新型コロナウイルス感染症に対しワクチン接種を通して感染予防、重症化予防の一助になったものと捉まえております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ご答弁どうもありがとうございます。

延べ19万9,762回、5万2,000人で割ると1人4回ぐらいはやったんでしょうかね。それと、事業費は10億6,500万円、そのほかにワクチン接種の注射代というか、病院の接種料のほかに関連費として、例えば連絡するための事業とか、あるいは宣伝するためのお知らせの事業とか、そういうのも結局新型コロナウイルスワクチン接種事業に関わる、経済の補助金ではなくて、直接接種事業に関して、そういうものを含めるともっと多いような気がするんですけども、それも含めての10億6,500万円なのかお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） お答えさせていただきます。

ワクチン接種に係る費用でございましたが、こちらに関しまして10億6,500万円というのはワクチンの接種だけでなく、関連費用も含めた事業費となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

コールセンターとかその他以外のもの、19万9,000回ということは20万回ですけれども、10億円ですから、ということは、単価というと5,000円なんですか、1回当たり、市でかかった接種事業の1人当たり、1回当たりの単価はどのようになるでしょうか、お願いします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま手持ちの数字がないので、後ほどお答えさせてい

ただきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 後で、私も計算すれば分かるんですけども。

国で言えば相当な、国民1人当たり4回ずつやってということになりますから、相当な金額を使いました。関連予算、それから経済的な補助金が多かったんでしょうかね。それだけのことを上げて果たしてどれだけの、先ほど市長は予防効果と重症化予防が認められたと答弁なさいましたが、国の厚生労働省では、結局いろいろ検証していきますと重症化予防効果ということは、それは「そんなことない」というと「違います」ということですから、重症化予防効果はあったと。ただし予防効果自体、これは認めてないんです。なぜかという、予防効果はなかった、これが正式な回答でございますので、ワクチン接種をしたからかからないということはない。ワクチン接種をしても、岸田首相も4回打って、かかったということでございますから、それは前に言いましたが、予防効果ではなくて、重症化予防効果、だからワクチンを打てばかからないと思って安心して外で活動するとかえってかかりやすくなるということもございますので、その辺のところは分けて説明しないとうまくないんじゃないかなと思います。

ということで、塩竈市の接種事業に対する、これだけの10億円かかった効果をもう少し詳しく知りたいので教えてください。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ワクチン接種の効果ということでのご質問でございました。

現在、塩竈市独自での効果検証ということは行っていないので、そのあたりはお答えすることができないのですが、厚生労働省が集計した検証結果が出ておりますので、こちらをご紹介させていただきたいと思います。

重症化予防の有効性については、60歳以上における新型コロナ感染症による入院を44.7%程度予防できたということで報告がなされている状況でございます。また、安全性については検証中ということでありますので、今後も情報収集に努めていきたいと考えてございます。

また、先ほどお答え漏れをしてしまった件でございますが、1回当たりのワクチンの費用に関しましては2,500円から3,000円ほどの費用がかかっております。また、先ほど単純に全体の事業費10億6,500万円に対する19万9,762回ということではございますので、1回当たり大体5,331円の経費がかかった状況でございます。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

ワクチンの注射そのものには2,500円ぐらいから3,000円の負担、それから接種事業全体として五千二、三百円かかったと。そのくらいのことで3年間やられたわけです。

それで、予防効果はということですが、入院予防効果、そういうのもなかったと私は言いませんが、ただし新型コロナにかかるか、かからないかということでは、ワクチンを打ったから大丈夫ですよということではなかった、これは事実でございますので、厚生労働省も認めているわけでございますから、そういうことではないということで、大がかりに3年間やってこられたと。国全体としても総括はしておりませんので、塩竈だけ総括と言われてもちょっと厳しいところがあるかもしれませんが、そういうことございました。

それから、効果もあったんだけど、逆の意味でマイナス効果もあったのではないかとというのが2番目の予防接種健康被害救済制度についてお尋ねしているところでございます。

副反応ということで、私も大分聞きました。こういうのがあるんじゃないか、こうじゃないかということです。入院抑制効果はあったかもしれないが、ワクチンを打ったために体の調子が悪くなった、いっぱい聞きます。今度もまた打つんですか、7回でも8回でも10回でも打つんですかと私は最初から聞いています。そうしたら「3回でやめたんだ」「4回でやめたんだ」と、「どうして」と言ったら「いや、4回目やったら耳聞こえなくなってっしや」とか「3回目になったら、うんと調子悪くなってっしや、それ以上はやってません」と。7回やって、私の親戚ですけれども、亡くなった方もおります。いろいろでございます。これは私も質問で何回も聞いていますが、強制しないでくださいねと、あくまでも自由ですから。

それから、当局の答弁としては、注射する人はサインして一応了解して打ってもらっていますからというのが当局の説明だと思います、それは間違いないと思いますので。なぜかという、「市がじゃんじゃん打て打てと言ったから死んだんだとや」と裁判にかけられる可能性があるわけです。そうすると、担当の責任者とか、代表して市長が訴えられることもあり得るかもしれません。集団提訴というのが起きております。2024年、今年8月19日、予防接種健康被害者の会から集団提訴が国に対して起きています。

そういうことで、責任が問われることになりますので、あまり強制的なやり方とか、自由に選んでもらうということは責任を問われなんでしょうが、ただし勧めると、今回も定期接種の予算がついています。私も予算案には賛成しました。するなとは言えませんから、したい

人もいるでしょうから。ただし、あまり積極的に宣伝すると、危険なことが分かっている勧めたのではないかという疑いをかけられたときに、誰か責任者が責任を問われかねない事態もあるかもしれません、これから、いっぱいいろいろなところで提訴していますから。昔で言えば健康被害のいろいろな事件がありましたよね、窒素の問題とか。責任を問われかねない事態が起こるかもしれないです。そういうのを逃げ通せないように裁判が来た場合、未必の故意というんですか、未必の故意になるんじゃないかと。交通事故なんかでも、ぶつけようと思ったんじゃないけれども、あんたもそのまま行ったらぶつかることを考えたんじゃないですかという未必の故意です。それに問われかねませんので、塩竈市としてもその辺のところをちゃんと周知徹底して、やられる方に、こういう危険性もあるんですが、それでも打ちますかと、そういう形で進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

2番目の予防接種健康被害救済制度についてお聞きします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいまワクチンの予防接種に対する救済制度、予防接種を受ける場合には、その副反応の周知をしっかりと上で予防接種を受けていただくと。当然強制ではなく、あくまでも任意の接種でございますので、そちらに関しましてはしっかり周知を行いながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

大事な人材ですから、お縄にならないように、市全体で応援してもらいたいと思っております。

それで、救済制度というのがあるんですけれども、救済制度の中身とか塩竈市の申請状況あるいは相談件数など、分かりましたら詳しいことをお願いします。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 予防接種健康被害救済制度の申込み、申請状況ということでご質問いただいております。

本日現在で4件の申請をいただいております。そのうち2件に関しましては、令和6年3月までに認定されております。残る2件につきましては、ただいま県を通じて厚生労働省に進達を行っておりまして、国の審議中でございます。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

塩竈市も申請のためのお手伝いをお願いしますと私は質問してきましたが、ちゃんとお手伝いされているみたいでございますので、市民の健康、ワクチンによる被害がもし出ましたら、市民を守るために応援をよろしくお願ひしたいと思ひました。

それで、これに関連してなんですけれども、これからもそういう体制を継続してもらいたいと思ひて聞きます。なぜかという、予防接種健康被害者の会が集団提訴したんですけれども、その健康被害状況なんでございまして、血栓症とか多臓器不全で亡くなる方、それから突然死、ワクチンを打ってから当日死んだ、次の日に死んだ、3日後に死んだ、突然死の方、そして心臓関係の病名が多いです、心不全や心筋梗塞。結局、RNAワクチンは体の中にどうも血栓症を起こしやすいタイプのワクチンだというのがだんだん実例として分かってきたんじゃないかと思ひます。そういうことなので、相談があった場合、これからも啓発をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、3番目、これから始まるワクチン接種事業についてお聞きします。

これまで7回やりましたが、10月からは定期接種となりますが、これからの事業は今までとどのように違うのか、その辺のところの中身をお願いします。

○議長（鎌田礼二） 阿部健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（阿部公一） 今回10月から、これまで特例臨時接種で行われていた新型コロナワクチンが定期接種に変わります。この変更点につきましては大きく2点ございます。ワクチンの流通の方法と、接種に関する費用が上げられることになっております。

ワクチンの流通につきましては、昨年までは特例臨時接種ということで、まず国から市町村にワクチンが来まして、そこを通して医療機関に配送させていただいておりました。今回の定期接種化をされることから、医療機関がそれぞれ薬品の卸会社から購入させていただいて配送されるという仕組みが変わってきます。

あともう一つ、接種に係る費用についてでございます。こちらについては昨年度まで無料で対応させていただいておりました。今回から、定期接種の対象となる方については自己負担額3,300円を医療機関にお支払いしていただく形になります。定期接種に該当しない方については任意接種となりますので、接種相当額について全額を医療機関にお支払いしていただくこととなります。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

有料になったということで、大事なことは、流通が変わるということは、これまでは塩竈市にワクチンがロットごと届いて、それを要望された医療機関へ送って、その中で推進してもらったということになると、塩竈市でもロット番号とかデータを把握できたわけですね。これからは単なる商売というか、流通業者と医療機関の取引だということになりますと、もしワクチンの接種被害が出たとしても、その辺のところは分からなくなるんじゃないかなと思うんですけども、そういう心配はないのでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 阿部健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（阿部公一） 予防接種健康被害救済制度の流れにつきましては、今回、定期接種になりますけれども、救済制度の対象にはなりませんので、その部分については窓口が保健センターになりますので、そちらで対応する形になります。

ロット番号等については、それぞれ医療機関控えということで、それぞれ接種された方については控えさせていただく形になりますので、そこら辺は問題ないかと判断しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

一言、大事なことを言い忘れました。国全体のことで、ワクチン被害のために国でも予算を取っているわけなんです。それで、昨年、令和5年度の当初予算は国全体で3億6,000万円、当初予算です。ところが、途中で9月だかに補正が入りました。そうしたら397億円になった。110倍に増えたんです。それだけ、想定していた死亡者とか、あるいは病院にかかったままで働けない補償とか、いろいろな補償費が相当出ていますので、その救済の認定を受けた方だけでも昨年は4,200名いたということでございますから、それだけの大事件が起きているんですが、一般の塩竈市民の人たちはそういう情報がほとんど入ってこないんじゃないかと。普通にテレビだけを見ていると、これだけ新型コロナワクチンの接種は危険な要素もあるんですよということを分らないで、7回目だ、8回目だと打った場合に、被害者になってしまう可能性がうんと増えると思って聞いているんです。

今日も、私がここまで来る間にテレビでコマーシャルをやっていました。製薬会社のM社の宣伝です。子供たちを使って、こういう人たちを守るために打ちましようというような宣伝でございますが、最初にも言いましたが、それを打ったからといって予防効果はございませ

ん。重症化予防効果はあるかもしれませんが、それも定かではないということでございますので、その辺のところ、今の日本のマスコミの問題だと思うんですけども、地元の新聞社は東北地方の人の死亡数が大分増えているとかというのを記事にしますが、全国的なメジャーのマスコミは一切報道しませんので、国民は知らないという状態です。そういう中で行われているわけですから、事件が起きたときに、薬害事件になった場合に、市の担当者がその加害者の対象になることだけは私は避けたいと思いますので、その辺協力しながら塩竈市民の命と健康を守ってもらいたいと思って聞きました。

この点につきまして、1番目の新型コロナウイルスワクチン接種事業については終わります。あと10分しかなくなりました。

2番目の塩竈市の人口動態についてお伺いします。

過去10年の塩竈市の人口推移、現在の人口と10年前の人口、あるいは10年間でこのぐらい自然減で亡くなったとかその辺のところ、特に社会増減よりも自然減、自然減の中でも特に死亡者について、どれだけ急激に塩竈市民が亡くなっているか、全国の平均だという考えもありますけれども、全国的にも減っていますから塩竈市も減っていると。塩竈市の問題でもあるので、その辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） では、直近の塩竈市の人口の推移についてお答えいたします。

令和6年3月末現在の人口は5万1,891名となっております。同様に、10年前の平成27年3月末は5万5,752名となっており、当時と比較しますと約3,800名減少している状況でございます。なお、10年前からの単年度ごとの推移については、毎年400名程度の人口が減少しているという状況でございます。

死亡者数の推移というところでは、直近ですと令和5年の1年間での死亡者数は794名となっております。10年前の平成26年度が662名となっておりまして、当時と比較しますと約130名増加しているという状況です。また、過去5年間の推移ですが、令和元年度は753名、令和2年度が707名、令和3年度が750名、令和4年度が803名となり、死亡者数は増加傾向にあるというところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

最初に、10年間で3,800人、平均すると年間380人ずつ、このままずっといったら、10年後、

その計算で塩竈市もこれから人口減少が進んでいくのではないかなと考えます。

それから、死亡者ですけれども、毎年400名ぐらいなんですけれども、昨年ですか、794名、その差が400名ね。そして、亡くなる方なんですけれども、794人ということは、死者の数なんですけれども、平成28年が690名、平成29年も690名台、平成30年は680名台、令和元年で763名、それから712名、746名、766名と来て794人です。ここ三、四年、急に亡くなる方が塩竈でも増えているということでございます。その原因は、寿命なのか、高齢化なのか、何かは分かりません。

その辺のところは、対策といってもなかなか難しいんですけれども、何か原因があつて、そこを分析して出るものだったらその辺のところをやらないと、日本全国もそうなんですけれども、謎の大量死ではないかと言われていています。新型コロナウイルスワクチン接種事業をしてから、その年から急に死亡率が上がったということで、日本人の平均寿命がここ2年3年続けて前の年よりも下がっている、死ぬ人が多いから。そういう状況でございますので、本当にこれは重大な事件だと私は思います。塩竈から人口がいなくなるというか、そういう事態になりますので、その辺のところを聞いてまいりました。

それから、人口動態で考えてほしいのは、死亡率を考えてほしいということです。そして、新型コロナ感染の死亡率とインフルエンザ感染の死亡率を考えると、どっちかといったらインフルエンザで死ぬ人のほうが多いんだよね、新型コロナよりも。だから、予防接種を新型コロナばかり一生懸命じゃなくて、ほかの。一番はやはり免疫力をつけて長生きしてもらう、これが一番の対策だと思います。だから、予防接種に使う予算よりも栄養をつける予算とかそういうのにいっぱい使っていただくと塩竈市民は長生きできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

聞きたかったことは、新型コロナ感染の死亡率とインフルエンザ感染の死亡率、死の原因で分かることがございましたら教えていただけませんか。

○議長（鎌田礼二） 回答がないので。志子田議員。

○11番（志子田吉晃） すみません、私の質問の仕方が悪かったんです。

全体に、塩竈じゃなくてもいいんですが、日本全国の死亡理由、1番はがん、2番は心疾患、3番は老衰、4番目は脳血管系、5番目は肺炎、あと誤嚥性肺炎、不慮の事故、腎不全となっています。塩竈もそういう傾向なのかな。その辺の死亡原因を聞きます。お願いします。

○議長（鎌田礼二） 阿部健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（阿部公一） 新型コロナであるとかインフルエンザであるとか、そういうところの死因については、申し訳ございません、こちらで把握しておりませんでした。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 私から、100万回接種当たりの死亡報告というのがあるんです。ワクチンを100万人に打ったら何人死亡したかというのを国に報告することになっております。インフルエンザは、今まで100万回当たり0.144だから1,000万人に1人しか死なないということです。それから、新型コロナは100万回当たり5.055だそうです。その比較では35倍、普通のワクチン接種よりも死ぬ確率が高いので、その辺のところもお知らせして、それでも打ちますかと言ってやっていただくように勧めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） インフルエンザと新型コロナの死亡に係る原因とリスクということのご質問だと思うんですが、インフルエンザに関しましてはこれまである程度検証されているかと思いますが、新型コロナに関しましては、本当にここ三、四年の話ですから、なかなか数値、原因に関して分析しているものが、資料がないものですから、今現在、私どもはつかんでいないという状況でございます。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

もし時間がありましたら調べてください。国でやっているやつも参考にしながらやってもらいたいと思います。

3番目の医療保険制度についてお聞きします。

健康保険の制度の仕組みということで質問いたしました。

日本ではどのような仕組みで、塩竈市はどのような形になっているのか、仕組みを教えてください。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 健康保険と民間医療保険の違いを説明させていただきます。

民間の医療保険は、任意加入であるがゆえに、疾病リスクに応じて保険料ですとか給付額が設定されてございます。その際、具体的な金額等については個人と民間会社との契約において定められる、そういった仕組みでございます。

一方、公的医療保険である健康保険は、仮に任意加入にいたしますと、民間医療保険に加入できない疾病リスクの高い人ばかりが加入するという逆選択の問題が生じてしまいまして、制度として成り立たなくなることから、強制加入、国民皆保険の仕組みが法律で定められており、疾病リスクを国民みんなで分散する仕組みとしております。そのため、保険料ですとか給付額の設定において疾病リスクによる差を設けることは制度の趣旨にそぐわないとされており、収入や所得により定められる仕組みとなっております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございました。

民間と公的のことを言われました。それと、公的なものでも社会保険とか団体保険、国民健康保険とあるので、いろいろな保険の種類とその違いを教えてください。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 大きく公的保険としては国民健康保険であったり後期高齢者医療保険であったり、あとは社会保険といたしまして全国健保組合ですとか、そういったところの各様な保険がございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） いろいろあるということで、私の場合は塩竈市の国保のことしか聞けないんじゃないかと思うんですけども、中身までいくと今日は時間がないので、この件は種類だけ聞いて、制度だけ聞いて終わりにします。

4番目を聞きます。新庁舎建設について聞きます。ここで3問聞いております。

まず1点目、新庁舎建設の財源でございますが、この辺はどうなるのか、その辺の予定をまず最初にお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 新庁舎建設に係る財源のお尋ねでございます。

新庁舎について、現時点の想定ではその事業費に対してほぼ緊急防災・減債事業債を借り入れて行うものとなっております。その緊急防災・減債事業債なんですけれども、借入れにより後年度に公債費が生じてまいります、その7割に対して交付税措置がされます。そうなりますと残り3割が純粋な市負担になるものと認識しております。

その財源対策なんですけれども、まずは第5次行財政改革推進計画に基づく歳出抑制、財源確保などを着実に実施し、なお不足する部分について財政調整基金で補うことを想定してお

ります。

しかしながら、令和7年度から令和39年度までという長期間に及ぶ追加的な財政負担がシミュレートで出ておりますので、この間、公債費の所要額、予算の確保が迫られる大変厳しい財政運営を余儀なくされるものと認識しております。ただ、現状想定している事業費と緊急防災・減債事業債の活用を前提としてではありますが、現時点においては財源不足を解消した上で、一定程度、今後の財政状況が見通せるものと認識しております。以上になります。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。財政調整基金と言われました。

それから、庁舎建設基金もあるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 確かに庁舎建設基金は令和5年度末で12億円ほど残高がございます。今回の財政見通しで若干3億4,000万円の繰入れを想定しておりますが、残りの部分については、今後、対象外経費ですとか、あるいは出てくる経費を想定しておりますので、その部分については確保している状況となっております。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） それから、財源として寄附金ということも考えられると思うんですけども、ふるさと納税の説明をお願いします。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現在のふるさと納税の現状についてでございます。

令和5年度でございますが、前年度と比較しまして30%増の約5億1,000万円の寄附があったところでございます。また、今年度につきましては、7月末時点でございますが、約1億3,400万円と、前年度と比較しまして約81%の増となっております。

庁舎の整備が本格化した際には、ふるさと納税あるいはクラウドファンディングなど、ご協力いただける方々からの寄附を募る取組についても検討する必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ふるさと納税ですが、その中に庁舎建設のためのふるさと納税という項目を設けたらいいんじゃないかと思うんですけども、その辺のお考えはおありでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 現在、ふるさと納税の寄附の項目といたしまして、長期総合計画で掲げております4つのプロジェクトに沿った形で行っておりますので、その中で該当するものということで、もし庁舎建設に充当できるものがあれば活用させていただければと思っております。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） それよりも、もっと明確に庁舎のために使う、この方は幾ら幾ら寄附されたので、あなたの名前を新庁舎に書いてやるからと、10万円以上したとか、そういう方法はありませんか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 今後の検討課題ではございますが、そういった方法も取れるかどうかは今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。

2番目の庁舎建設と市民負担の有無ということでございますが、市民の負担、新庁舎を建てるので税金が上がるということはございませんか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 庁舎建設によって新たに市民負担が生じることがあるのかでございますが、庁舎建設に伴って市民の皆様方に直接的な負担が生じるということは現在想定しておりません。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。それを聞いて安心しました。ということですから、庁舎建設に反対する理由が私もなくなったと思って聞きました。

3番目、新庁舎に対する市民の要望、意見は主にどういうものがあるか、ご披露をお願いします。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 市民の皆様からのご要望でございます。

本年7月に実施いたしましたパブリックコメントにおきましては、例えばコンビニエンスストアの併設ですとかエレベーターの設置、また自然エネルギーの導入、バスの待合スペース

の確保など、ご要望、ご提案をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

その中に新庁舎には喫煙室を別に設けてくれという要望なんかは入っていませんか。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） パブリックコメントの中ではそういったご要望はございませんでした。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） 要望がないので、この議場から要望を申し上げます。

続いて、5番目の廃棄物処理施設についてお伺いします。

廃棄物処理施設の建設に至るこれまでの経緯をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） では、これまでの経緯をお答えさせていただきます。

現清掃工場につきましては、昭和51年5月から供用を開始しておりまして、今年で48年目を迎えており、耐用年数38年を超過しての稼働となっております。プラント設備につきましては不具合箇所を部分的に改修する維持修繕工事を毎年実施してはおりますが、施設及び設備関係の老朽化はごみの安定処理にとって喫緊の課題となっております。

そのような中、本市では令和2年度にごみ処理事業を重点課題の一つに位置づけまして、令和3年度に廃棄物処理施設整備可能性調査を取りまとめました。その調査内容を踏まえ、施設機能の必要性が高いということから、優先的に整備する方針を定めたところでございます。

その後、令和5年度に、ごみ処理の現状と課題、施設整備の必要性を整理するために、廃棄物処理施設整備基本構想を策定しまして、その方向性を踏まえまして、現在、廃棄物処理施設整備基本計画の策定に取り組んでいるところでございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） どうもありがとうございます。

これまでの経過、もう47年たちましたから、最初に造ったときは市の職員による汚職事件が起きたと私は聞いていました。だから、そういう大きなものをやるときは、職員の方が犠牲にならないように、しっかりと新しいことをやってほしいと思います。

2番目の廃棄物処理施設建設の財源と入札方法についてお聞きします。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 施設整備に係る事業費は、国の循環型社会形成推進交付金を活用しまして、そのほかは地方債及び一般財源で賄うことを計画しております。

また、入札方法につきましては、環境省から示されております廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引に基づきまして、価格だけではなく、技術そのものについて競争性が働く発注方式の採用を求められております。全国の事例といたしましても総合評価落札方式やプロポーザル方式が採用されておりますので、本市としましても適切な発注方法につきまして今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それで、市の実質的な負担額はどのぐらいなのか、試算はあるでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 千葉環境課長。

○市民生活部環境課長（千葉貴幸） 市の実質的な負担額というご質問でございますが、そちらにつきましては、ただいま基本計画の策定に向けて事業者アンケート等の成果を精査している段階でございますので、現段階では市の一般財源の持ち出しが幾らになるかというものまではまだ整理できておりません。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） じゃあ早く整理してください。なるべく出ないように、よろしく願いしたいと思います。

最後、6番目の塩釜ガス体育館の改修事業についてお聞きします。

これの工事の進捗と周辺環境の整備ということでございますが、工事の進捗等お知らせください。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） それではお答えしたいと思います。

工事の進捗についてでございます。

工期は令和7年度末の完了を予定しております、8月末から体育館の南側駐車場に仮設事務所を設置しております。そして、順次改修に取りかかる予定でございます。

今年度につきましては、第二競技場、会議室、研修室等の天井や床、内壁等の改修のほか、第一競技場側の外壁補修や2階デッキスペースの外装改修を行う予定でございます。

直近なんです、先週、仮設事務所の設置が完了しまして、本日以降、サブアリーナについて足場を組む方向で今動いているところと報告を受けております。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それに絡めて、体育館の東側のマンホールと道路との段差ということを私が要望したんですけども、その後どうなったでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 末永教育部長。

○教育委員会教育部長（末永量太） お答えいたします。

体育館の正面から入って左側に行くと裏側に回る通路の部分かと思います。砂利の道になっていて、雨等が降るとどうしてもがたがたになってしまう、マンホールが出っ張ってしまうという弊害が以前からございました。今後、工事に際して工事車両が通過する通路であるということから、今回の改修工事に併せて道路自体も整備する予定でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それから、前々から聞いております周辺のバス停の辺りの歩道、当初予算をつけたという答弁があったんですが、その工事時期等具体的なことがありましたらお聞かせください。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

塩釜ガス体育館の前の歩道の件だと思います。本件につきましては、志子田議員からかねてよりご要望いただいております、昨日答弁で申し上げたとおり、対策費の予算については年度当初に計上してございます。現在、安全対策や工事の方法といった詳細設計の段階を踏んでいるところでございまして、私どもとしては、多分10月中は難しいと思いますので、11月頃から工事開始、着手できるように準備をしているという状況でございます。

○議長（鎌田礼二） 志子田議員。

○11番（志子田吉晃） ありがとうございます。期待しておりますので、あそこで転んだ人が大分いるから、早めをお願いします。

それから、時間がないので、最後に、屋上展望台への階段の設置を要望して、私は質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、志子田吉晃議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時ちょうどといたします。

午後1時52分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（鎌田礼二） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。13番伊勢由典議員。

○13番（伊勢由典） 日本共産党塩釜市議団の伊勢由典でございます。

9月定例会一般質問の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

質問の第1番目、重点課題に対する事業の財源見通しについて伺います。

廃棄物処理施設と市役所庁舎の建設、事業の想定は様々あるとは思いますが、さきの総務教育あるいは民生、産業建設常任委員会に報告されたものが直近の概算ということになるかと思えます。

廃棄物処理施設は、様々議論がこの議会でもありましたが、令和8年度から10年度までで119億6,000万円、歳入では先ほど志子田議員にもお話があったとおり国庫補助で29億6,100万円、市債が89億900万円ということでの中身であります。あくまでもこれは現時点での概算ですので、様々これからの議論の中で動くと思えます。

市役所庁舎は、令和7年度、つまり来年度から令和9年度までの3か年間で61億5,600万円、庁舎建設基金の3億4,600万円を使う、あるいは市債を発行して58億1,000万円というものが示されております。いずれも今の物価高騰や資材高騰、人件費の高騰等がありますので、あくまでもこれは最低ラインの恐らく現時点での想定だろうと思えます。

そこで、この件に関して3点お尋ねをしたいと思えます。

質問の1点目は、2つの事業は一般会計に与える影響があるのかお聞きします。

先ほど志子田議員への回答の中で「市民負担はありません」ということですが、しかし一般会計に与える影響は大きいと思えますので、そこら辺についてお尋ねしたいと思えます。

質問の2点目として、今後の公債費、つまり市債、借入れしているわけですから、元利償還についてどのようになるのかお尋ねをしたいと思えます。

3点目は、令和5年度の決算で財政調整基金は決算の上では19億5,169万3,000円ということですが、この財政調整基金、つまりは塩釜市の貴重な貯金ということになりますが、

この2つの事業に対する財政調整基金の運用、考え方、対応についてお尋ねをしたいと思います。

あとは質問席でお聞きしますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 13番伊勢由典議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からは、重点課題に対する事業の財政見通しについての質問のうち、一般会計への影響についてでございますが、廃棄物処理施設については建設から48年、市役所につきましては建設から64年が経過をし、いずれも老朽化が著しい施設であり、持続可能な塩竈市を維持していく中でこれ以上の先送りは困難であるという認識の下、市政運営の重点課題として位置づけ、取組を進めているところでございます。

先月、報告をさせていただきました財政見通しでは、いずれの事業も事業費に一定の上限を定めた上で、現時点における見込みとして財源や公債費を試算してございます。

一般会計への影響といたしましては、財源として借り入れた市債が後年度に公債費という形で生じることとなり、国からの財政支援措置を勘案しても財政調整基金での補填など大変厳しい財政運営を余儀なくされるものの、この時点においては財源不足を解消した上で一定程度今後の財政状況が見通せるものと認識しているところでございますが、一方で、物価高騰、大規模な金融緩和の解除、追加の利上げなど、経済・金融情勢や様々な環境の変化につきましては引き続き予断を許さない状況が続く可能性もあることから、その動向を注視し、事業費や公債費の上振れなど複数の事態を想定しつつ、引き続き着実な財政運営に臨んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 佐藤財政課長。

○総務部財政課長（佐藤 渉） 続きまして、この2つの事業実施に伴う公債費についてお答えいたします。

今回、財政見通しの中で、廃棄物処理施設、市役所本庁舎の市債の借入額ですが、2つの事業合わせて148億円ほどの起債の借入れを見通しの中で見込んでおります。その148億円なんですけれども、借入れに伴いまして利息が、こちらは推計ですけれども、41億円ほど利息が加わるものと考えております。合わせますと公債費そのものについては総額でおよそ189億3,500万円という見込みを報告させていただきました。

ただ、その公債費の一部には地方交付税が措置されますことから、公債費における実質的な負担は交付税措置額96億3,200万円を差し引いた93億300万円となる見込みとしております。こちらを返済期間の33年間で平均いたしますと1年当たりの実質的な増額幅はおよそ2億8,200万円となる見込みです。

これは財政力の低い本市にとっては非常に大きな追加的な財政負担であると認識しており、緊急防災・減債事業債や国庫支出金などの活用を前提に検討を進めることが重要であることに加えて、第5次行財政改革推進計画に基づく財源確保策の着実な実施が一層重要になってくるものと認識しております。

次に、その上で財政調整基金がどうなっていくのかということについてお答えいたします。

廃棄物処理施設整備、市役所の建て替えに伴う公債費負担については、まずは国の財政措置を最大限活用して進めてまいります。なお不足する部分については財政調整基金で補うことを想定しています。大変厳しい財政運営を余儀なくされるものの、今回の財政見直し、一定の試算はできるものとして報告させていただいております。

ただ、財政調整基金については、年度間の財源の過不足を調整することが本来的な機能であることに加えて、災害対応など臨時的な財政需要に対応するための基金でもございますので、一定程度の残高を維持していくことに努めながら各種取組を進めていければと考えております。以上になります。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） ご回答ありがとうございます。

全体としてかなり大きな事業で、公債費も189億円ということで報告がございました。

それを踏まえて、さきの一般質問の方々の質問の角度から考えてみますと、私も聞いていて3つほど、市長の回答の中でされたなと思うんです。一つは、事業費を上回ることから慎重に判断したいというお答えがございました。もう一つは、必要性として重点事業について判断をしたんだと、もう一つは一旦立ち止まると、大体この3つぐらいがさきの一般質問が行われた中での市長の答えだったと思うんです。

それで、かなり大がかりな事業規模になりますので、今の時点で、現時点で、市長は慎重な判断に立つのか、あるいは一旦立ち止まるのか、それとも、必要性があるので判断して適切に対応していく、どっちなのか、その関係を明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 全てです。それだけ今の世の中が、こういった公共施設の建て替えとか建設関係費用とか利上げとか、そういったものが急激に変わってございます。例えば、ごみ処理場に関して言わせていただければ、ここ四、五年前に建てていれば、これは可能性の話ですけれども、多分70億円から80億円で完成し得ただろうと、あくまで想定ということになります。これは準備の期間とかそういうのを無視して考えた場合という話にさせていただきたいと思います。それが現在は倍以上ということになってございます。

これは、例えばウクライナとかの戦争の影響なのか、何の影響なのか、様々な要因があろうかと思いますが、ここまで急激に日本の国力と併せて大きく変化する、そういった経験というのはなかなか、僕が活着ている中ではなかった。あったかもしれませんが、僕の記憶ではなかったのではないかと思っています。

先ほど伊勢議員から言われた重点事業について「慎重に」とか「立ち止まる」とか、立ち止まりたいけれども、ごみ処理場もいつ災害が起きて煙突が崩れるかもしれない、役所も64年経過して、耐震化はしたけれども、1回、東日本大震災の大きなエネルギーを受けておりますので、それがどの程度の影響を残しているかどうかというのは調べ直さないと分からない、そういうこともございます。こういう判断も当然僕一人でやっているのではなくて、常に市役所を挙げて、それぞれの担当だけではなくて庁議も含めて、こういった状況の変化については業者からいろいろな見積りを何回も何回も取らせていただいております。そこで金額が物すごい勢いで上がって行って、そこに利上げということの影響、アメリカが利下げをすると日本にどういふ影響があるのか、こういうことも全て検討事項に入れながら、情報共有をさせていただきながら判断をしていかなければいけない。

私どもが考えてございますのは、第一義的にはごみ処理場を措置しなければいけない。これは本当に危ない状況でして、この値段が確定しない限り、なかなか次に行くのは厳しいだろうと。その中であって、緊急防災・減債事業債がなければ市役所庁舎の建設まである意味では考え及ばなかったかもしれないけれども、チャンスがあるのであれば、間に合うかどうか分からないけれどもチャンスにチャレンジしようという意気込みで、これも市役所の皆さんのお力を借りながら取り組んできていると。

こういったところが今一番の問題になってきてございますので、常に慎重に、常に立ち止まりながら、情報を様々なところから入れて、その時々立ち止まりながら考えていく、これがまさに今の率直な塩竈市の状況ではないのかなと市長としては認識しております。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 市長自身、あるいは市役所の機構全体が慎重に議論を重ねてということだろうと思うんです。

もう一つは、議会の側には市民に対する説明責任がこの課題では生じるんです、議会側としては。例えば廃棄物処理施設についても多額の経費をかけるわけですから、あるいは庁舎建設についても同様です。これは、議会の側の説明責任、私ら議会の側として市民に対する説明責任が必ず付きまとうと私自身は考えております。

それを踏まえながら、この問題については最優先で廃棄物処理施設等々についてということの対応になるのかなと思うんですが、もう一つ入っていくと、廃棄物処理施設についてということで物を考えた場合に、一つはリサイクル施設の建て替えもたしか描かれているわけです。それから、もう一つの課題として埋立処分場、これの残余が7年ということで、本当に逼迫した状況に今日ただいま陥っているわけです。そこも含めてどのように対応していくのかということとは重々考えていかなければならないと思うんです。改めて、重大なこの案件について、絶えず議会と共有していく、情報共有していく、意見交換をしていくということが大事だなと私自身も思っています。

繰り返しは避けますが、いずれにしても、立ち止まってもいいでしょう、あるいは慎重に考えてもいいでしょう。問題は、議会側とその時点での判断、適切な判断を一致させる、議会と一致させるということは市民と考え方を一致させるということですから、そこら辺のお考えについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） おっしゃるとおりだと思っておりますが、その一方で、次から次へといろいろな問題が出てくるんです、ごみ処理一つ取っても。単純に言えば、2年前に考えたことが現時点では経費も含めてどんどんどんどん上がっていったという現実がございます。

それと同時に、最近、これはいろいろなところが不都合あって調べたり、業者に見てもらったりということの繰り返しでここ一、二年来ているんですけども、また新たに煙突にも問題が出てきているんじゃないかという報告がありました。こういった状況、問題があるというのは、これは目視で見る部分と実際上がって確かめる部分と、そこから今度また専門の業者に見てもらおう手配とか、見てもらった上で、それがもつのかどうか、もたせるためにはどのぐらい経費がかかるのか、実はこの繰り返しなんです。今も煙突についてはちょっと不都

合が見えそうだとということで、再度、これは違う業者が気づいて教えていただいた、それで確認をしたということになります。専門の業者に今度見てもらう手配をしなければいけません。その経費も確定するまでに時間がかかってしまうと。我々としても当然建て替える前提で動いてございますが、昨今の厳しい建設費用、上振れ分を含めて、考えれば考えるほど上がっていただけなんですけれども、そこにまた新たな課題がこうして出てきている、そういった状況があります。

皆様方に対する情報の出し方については、しっかりと確定した金額と見通しについて分かった上でないと、また上がりました、また上がりましたという形にもなりかねませんので、その辺は慎重に対応させていただくということだけのご理解をいただきたいと考えています。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 改めて、煙突等々問題があるというのは初めて聞きましたので、これはこれで清掃工場そのものの機能に係る問題ですので、やはりちゃんと報告をしていただいて、議会側と情報共有ということをやっていただきたいと思います。

これは大体その辺で終わりたいと思いますが、政策課に重点課題調整係というのかな、新しく置いていますよね。これはどういう役割を今後果たそうとしていくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 今年度の4月から、政策課の中に重点課題調整室ということで2名の職員が配置されております。主に7つの重点課題の全体的な調整のほか、庁舎建設に係る検討委員会の事務局ですとか、そういった役割を担っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 職員2名で、政策課の中の一つのポジションとして今後重要な役割を担うと考えますので、そこは連携していただければと思います。分かりました。そこら辺の関係だけ確認をさせていただきたいと思います。

次に移ります。

障害者差別解消法と合理的配慮ということで質問通告を行いました。

障害者権利条約が2006年に国連で採択、2010年に批准をして、国においても障害者差別解消法を2016年4月に制定、そして2021年に障害者差別解消法の改正を行って2024年4月1日か

ら施行ということで、この間、様々な障がい者のシンポジウムに私も参加させていただきました。報告している方が障がい者というのはびっくりしました。改めて、障がい者の置かれている立場を痛感した次第です。

そこで、2点伺います。

合理的配慮というのが全体としてベースとしてこの法律の中に示されております。そこで、この合理的配慮について、1点目は、塩竈市において、障害者差別解消法と合理的配慮について今までどのように進められてきたのかお尋ねします。

また、2点目として、障害者差別解消法と合理的配慮についての市民あるいは市内の企業の皆様、諸団体、もう一つは当然ながら塩竈市の様々な道路とかそういったところでの対応等について、どのように進めようとしているのか、進んでいるのか、その辺のお尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 障害者差別解消法に係る合理的配慮に対するご質問でございます。

合理的配慮の進め方、これまで本市が取り組んできた状況でございますが、まず生活福祉課の窓口にて、話す側から聞こえを支援する対話支援機器「コミュニケーション」の設置を行う、あるいは話し言葉に代わって意思伝達可能となるコミュニケーションボードを設置しながら、障がいを持つ方々のバリアを取り除くための配慮を行っている状況でございます。

また、本年5月31日には、本市を含めた二市三町で設置する宮城東部自立支援協議会におきまして、事業者あるいは団体、住民の方々を対象にした合理的配慮の提供の義務化に関する研修会も開催しながら、知識、理解を深めているところでございます。

また、事業者等への周知に関しましては、本年4月から合理的配慮が義務化されたというところを受けまして、事業者への周知として、市広報あるいはパンフレットを通しながら合理的配慮についての情報提供を行っております。

今後、より多くの方、事業者に理解を深めていただくために、障害者基本法で定めます12月の障害者週間に併せながら、合理的配慮の提供に対して理解が得られるような取組を進めていきたいと考えてございます。

また、公共施設に関しましては、スロープ化、あるいは車椅子を配置しながら、障がいを持つ方々の活動を制限するハードル、社会的障壁を解消するための取組を進めてまいっている

次第でございます。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 様々取組は進めつつあると思うんですが、例えば市内の事業者、そういうところでの合理的配慮が必要なんですよという様々なアプローチが私は必要だと思うんですが、その辺はどの辺までやられているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 鈴木生活福祉課長。

○福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長（鈴木陸奥男） それでは、事業者向けの周知方法についてお答え申し上げます。

事業者への周知方法でございますけれども、先ほど福祉子ども未来部長も申し上げましたが、こういった取組につきましては、近隣の自治体二市三町で取り組ませていただいている事業でございます。今後、こういった組織の中で、いかに事業者の方々に、5月の研修会のみならず、周知していくかという部分について検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。二市三町で足並みそろえてということですね。これはお互いに二市三町の取組にさせていただいて、どこでも、障がい者の方々への合理的配慮について法制化されたということも含めてしっかり対応していただきたいと思います。

1点だけ、これは私の所感なんですが、合理的配慮は義務化されたんですよね。だから、義務化されたということは、法律の上で定めていて、事業者の皆様にとっても義務をしっかりと遵守していくということに相なろうかと思っておりますので、これが浸透するまでちょっと時間がかかるかと思いますが、ひとつ鋭意努力していただいて、よろしくお願いをしたいと、これは私の感想ですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思っております。

質問の3番目は、小松崎地区の時間帯一方通行の一部解除についてお尋ねしたいと思います。

その前に、佐藤市長におかれましては、二小の前で立哨して、子供さんの安全安心をいろいろと対応されていることに敬意を表したいと思います。まず先んじて言っておきたいと思っております。

それで、小松崎の時間帯一方通行というのは、昭和49年4月、一小、二小の通学路として、午前7時半から8時半、午後は14時から16時に設定されたと聞いております。

昔は、随分、宮町のほうからとかいろいろ通学してきたようですが、近年は千賀の台とか庚

塚とか結構あの辺に戸建ての家が建ちまして、梅宮神社のほうから子供が通学しているのを時々見かけます。増えております。

令和3年12月17日、小松崎の2つの町内会と北浜の2つの町内会から、時間帯一方通行の一部解除を求める要望書が、塩竈市、塩釜警察署、塩竈市教育委員会に出されたと聞いております。要望理由は、児童の通学路の安全確保、地域住民の生活道路確保のため、小松崎地区の時間帯一方通行の一部解除を要望するというものでございます。

そこで、2つお聞きしたいと思います。

1番目は、小松崎地区の時間帯一方通行の一部解除について、塩竈市としてどう受け止め、どう検討されているのかお尋ねをしたいと思います。

質問の2点目として、小松崎地区と北浜地区の関係者、塩竈市、塩竈市教育委員会、塩釜警察署、そして塩竈市立第二小学校との今後の協議、あるいはその前でもいいでしょうね、協議についてどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 小松崎地区の一方通行のことに关しまして、市でどのように受け止めているかということで、伊勢議員から紹介がありましたとおり、第二小学校の児童の通学路の安全確保ということで規制が行われているところでございますが、解除に当たりますには、町内会をはじめ学校、教育委員会、PTA等の関係者との意見調整を図る必要があると考えております。

本市といたしましては、関係される皆様の意見交換の場を設けまして、協議が整いましたら、地域の声として、一方通行の一部解除について所管する警察署に要望してまいりたいと考えております。

また、これまでの協議の状況、どういった状況かということのご質問でしたが、平成30年に要望書を頂いてから令和元年度までに三度の意見交換会を実施しております。その後のコロナ禍の影響によりまして協議が一時中断しておりましたが、昨年6月に町内会と第二小学校のPTAの方々による意見交換が行われたところであります。

これまでの協議においては、地域住民の規制解除への思いと、学校に児童を通わせる保護者との間で意見が折り合わない状況にございます。この件につきましては関係者の合意形成が必要不可欠ですので、今後も関係者による意見交換を重ねて、地域住民の利便性と交通安全確保の両立に向けた規制の在り方について、今後も議論を深めたいと考えており

ます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。合意形成が必要だということはそのとおりだと思います。

この件は、例えば宮町から上ってくる子供の数を聞いてみると本当に数人ぐらいのようなんです。もう一つは、一方通行にされているということもあって、例えば介護の車が遠回りせざるを得ないという様々な弊害もあるようです。これは地域の皆さんにとって小松崎に安心して住める、あるいは学校にとっても児童の通学にとってもしっかき対応できるようにやっていただければなお幸いかなと思いますので、ひとつ今後の協議について、ぜひ意見交換していただいて、その折り合いがつけられるように、塩竈市としてもぜひリードしていただければと思いますので、よろしくお尋ねをしたいと思います。

質問の4点目は、仙塩広域都市計画決定の変更等についてお尋ねをしたいと思います。

塩竈市内の都市計画決定について、市道について一部解除したことが議会にも報告されました。これまで都市計画決定された市道は、塩竈市と周辺市町村、人あるいは物流などを発展させていくという点で重要な役割を私は果たしてきたのかなと思います。

資料を見させていただくと、かなりのルートが都市計画決定されております。協議会に報告されたものをよくよく見るとそうなっているんですが、そこでお尋ねは、今回、都市計画決定の一部解除を行った背景についてお尋ねをします。

次に、質問の2点目として、都市計画の関係で、都市計画決定市道はこれまで何路線だったのか、廃止となったのは何路線なのかお尋ねをします。

3点目として、残された都市計画決定されている道路の今後についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは私から、都市計画道路関係のご質問にお答えしたいと思います。議員からお話ありましたように、本件については5月の各協議会に内容を報告させていただいておりますが、改めまして、変更に至った背景などについてお答え申し上げたいと思います。

今回、一部解除した背景ということですが、これまで本市は、都市の成長、拡大を前提としてまちづくりが進められてきましたが、人口動態に目を移しますと平成7年以降減少に転じ、将来的にもさらに減少する見通しを得ていることから、将来的な自動車交通量も大

幅に減少する、さらには道路の維持整備に係る財源の確保も困難になるということが想定されております。

このような社会情勢の変化等を踏まえながら、今後は既存ストックの活用やコンパクトなまちづくりを進めることが現実的かつ重要であると思料されるため、国・県の示すガイドラインに基づき検証を行いながら、例えばパブリックコメントでありますとか住民説明会、都市計画審議会などの諸手続を経て都市計画の変更に至ったという経緯でございます。

具体的には、詳しくは後ほど申し上げますが、都市計画の変更を検討した都市計画道路のうち長期間の未整備路線については、当初計画決定した理由、役割、現在のまちづくりの方針や沿道の状況などを比較検証しまして、都市計画道路網に影響を与えないことを前提として変更または廃止を行ったという形になります。

路線数です。都市計画道路につきましては、変更前は25路線、全延長については42.26キロでした。今般の変更手続により、6路線を変更し、7路線の延長11.03キロを廃止いたしましたので、このことによりまして変更後は18路線で全延長は31.23キロとなっておりますのでございます。

最後に、質問の3点目でございます。

今後の整備方針ということですが、今般の都市計画道路の変更等によりまして、見直し後の全長は申し上げました31.23キロとなっております。このうち整備済み等の路線は25.39キロでございますので、残る未整備の延長は5.84キロになります。

今後につきましては、まず未整備路線を整備して都市計画道路網の構築を進めていく必要があると考えてございますが、何分、財政状況も厳しく、早期の全路線の整備は難しいと考えておりますので、路線の重要度など優先順位の高いところから整備を検討したいと考えているところであります。

特に私どもとして優先順位の高い路線は、一つは越の浦春日線、これは利府中インター線です。こちらと玉川岩切線です。こちらについては、本市の産業でありますとか観光、あるいは災害面、そういった面で大切な路線であることから、今年8月に市長から宮城県の土木部長へ加速度的な事業推進の要望をさせていただいているところでございます。

今後につきましても、県をはじめとした関係機関と連携しながら、持続可能なまちづくりを目指していきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

そうすると、5.84キロの中には越の浦春日線が入る、あるいは先ほど言った玉川岩切線が入る、そういうことになるのかなど、確認していきたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 星まちづくり・建築課長。

○産業建設部次長兼まちづくり・建築課長（星 潤一） お答えいたします。

未整備路線の延長5.84キロメートルの内訳でございますが、3路線ございまして、議員おっしゃるとおり、越の浦春日線、玉川岩切線と、一般国道幹線ということで国道45号の部分がございまして。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

県にも要望されているということですので、とりわけ越の浦春日線は早期の完成が、塩竈市にとっても非常に重要な路線であることも間違いないですし、2路線について、今後とも鋭意、県に働きかけていただいて、早期着工、早期完成を目指して、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、質問の5番目として、塩竈市の地域防災計画の改訂についてお尋ねしたいと思います。

令和5年11月、宮城県が実施した第五次地震被害想定調査結果を公表して、宮城県の地域防災計画の修正、令和7年3月までには塩竈市の防災計画を改訂するとなっているようです。

私もたしか第1回目の会議に出たような記憶があるんですが、改めて、この関係についてお尋ねをしたのは、過般、総務教育常任委員協議会が5月23日に開かれました。第五次地震被害想定調査での最大想定ということで、津波で2,370棟が被害を受けるとか、火災も242件、津波の人的被害が139人ということで想定されているようです。

そこで、今現在の改訂の進め方、対応等について、どのような概要になっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） それでは、地域防災計画の改訂について、現在の改訂作業の概要についてご説明いたします。

令和5年11月に県の地域防災基本計画が修正されたことに伴いまして、被災者支援として災害ボランティアセンターの設置を明確化すること、北海道、三陸沖地震、後発地震注意情報の解説や伝達に関すること、第五次地震被害想定調査に基づく被害想定の見直しなど、本市

地域防災計画に該当する項目についても追加や修正の必要性が生じたことから、今回、改訂作業を行っているものでございます。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） そこで、かなりタイトな日程で、9月に何か作業部会を開くと、さきの協議会で報告されているんですが、それは開いたのかな。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） そちらの会議は来月初めに予定しております。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 来月ということは、10月、いつ開かれるんですか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） これまでのスケジュールの内容ですけれども、まずは庁内で作業部会を4月に開催しております。こちらでは関係各課から提出された意見を取りまとめながら地域防災計画の改訂案を作成しているところでございます。

今後、10月の初めに作業部会を再度開催しまして、10月下旬に第1回の防災会議を開催しまして、委員の皆様には審議いただきたいと考えてございます。その後、パブリックコメントを行う予定となっております。以上でございます。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 大事なことだと思うんですよ。特に、昨日も質問がありましたが、例えば石川県の事例を見ても、とにかく最近の気象の変動は目まぐるしいですよ。そして、線状降水帯というのが日本列島を直撃して、多くの人的被害、物的被害等々を起こしているわけですが、例えば線状降水帯、組織化した積乱雲で数時間の集中豪雨になる、これは塩竈でも起こり得る件ですよ。そういうものについても検討の対象に入っているかどうか確認させてください。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 今回の地域防災計画の中ではそこまで細かいところの改訂等は含まれておりません。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 線状降水帯は地球温暖化の過程の中で発生しているわけですから、これは落としてはならないと思うんです、防災計画の上で。被害は甚大だし、我々も心を痛めるわ

けです、石川県、能登のああいう事例を見ると。これは防災計画の中でしっかり位置づけていくということが大事ではないかと思うんです。市の統計書を見ると結構塩竈でも様々、地震、台風で甚大な被害を受けているんです。改めて統計書を見るとそういう傾向もあるので、これはどうでしょうか、線状降水帯について一項入れて議論してもらおうというのはいかなるものでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） この防災計画の中では風水害に対する部分の計画も盛り込まれておりますことから、こちらについても再度内容を詰めまして、計画に反映できるようにしたいと考えております。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） これは風水害関係の特記すべき事項として私は扱っていくべきではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

地域防災計画、今後のスケジュールという点で通告していたんですが、もう一つは周知です。市民への周知、あるいは私どもが持っている黄色い冊子、こういうものもいずれは作られるかと思ひますが、そこも含めて、周知等々についての確認をお尋ねしたいと思ひます。

○議長（鎌田礼二） 古谷危機管理課長。

○総務部危機管理課長（古谷勝弘） 周知に関しましては、パブリックコメントの結果等を踏まえた形で改訂案を防災会議に報告しまして、承認をいただいた後に、今年度末に改訂を行う予定としておりました。その改訂後に、内容をホームページやSNSへの掲載に加えまして、各地区の町内会連絡協議会等で説明会を設けるなど、広く市民の皆様への周知に努めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

自主防災組織がそれぞれ町内会ごとに組織されておりますので、きめ細やかな対応をやっていただいて、市民の命と暮らしを守る、財産を守るという点でしっかり対応していただければよろしいのかなと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、質問6に移ります。

市内中心地の観光と市内商店街の活性化についてお尋ねをしたいと思ひます。

これは議会でも再三再四取り上げてきましたが、塩竈市の宮町と本町の2か所の土地がござ

います。これは市の公共財産ということになるかと思えます。重要な土地だと思えます。宮町は、残念ながら今のところ駐車場になっているのかな、公用車の駐車場ということになっております。

考えてみると、あの周辺は塩竈の文化の様々な発祥だと思うんです。勝画楼、中に入れませんけれども、勝画楼があり、亀井邸があり、そして松尾芭蕉の船出の地があり、あるいは鹽竈神社の裏坂に「宿泊した場所だよ」というアナウンスがあり、あるいは近くに旅館かな、今はコーヒーショップ、本町にありますし、御釜神社もある、杉村惇美術館もある、みそ屋もある、丹六園もあつたり、あるいは蔵元にはコハイということで、何と申しますか、塩竈の歴史を考えさせていく上での重要な様々なものが結構あるんです。

じゃあ多賀城と比較して、多賀城はあるのかというと残念ながらないんです。あつて南門、あるいは周辺の芭蕉関係のそういったものがあります。多賀城は多賀城でそのことをやっていらっしゃると思うんですが。

改めて、こういった歴史的建造物を見て回り、歴史の造詣を深めて観光と結合するというのは、うんと大事だと思うので、せっかく塩竈にお越し願って、塩竈を満喫してもらうわけですから、そこで、一つは宮町に関わって、この駐車場について何らかの生かし方ができるのではないかと思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） それでは、お答えいたします。

まず、宮町と本町の市の土地についてのお尋ねです。

議員からお話ありましたとおり、宮町の分庁舎跡地と本町のくるくる広場は、現在、普通財産として管理されておりますけれども、私ども産業建設部としましては、初詣あるいは各種イベントの際には臨時駐車場として開放するなど、観光需要に対応した利用を行っているという状況でございます。いずれの土地も市中心部にありまして、観光への活用可能性が非常に高いと我々も認識しております。

私どもとしては、昨年、観光庁の専門家派遣事業というのがございましたので、専門家の先生に来ていただいて、まち歩きをしながらこの土地についてもご意見を伺ったという経過がございます。その際、専門家の先生からは、門前町の活性化に関連してという切り口になるんですけれども、例えば駐車場として使うよりも、目的地となり得るような魅力のある施設等の必要性について具現化していったほうがいいんじゃないかというご提案をいただい

ます。

駐車場については、いわゆる過近接というお話をいただきまして、簡単に言うと近過ぎることみたいですね。門前町のように歩いて回って巡っていただくまちにとりまして、その中心部に駐車場があるということは、利便性は高まるんですけども、結局すぐ車に乗ってお帰りになっちゃうので回遊性が損なわれるという先生からの意見もありましたので、そういった内容も含めて今後の利活用を考えていきたいと思っています。

具体的には、現在、議員もご承知だと思うんですが、門前町の「ほこみち」も含めた取組をいろいろやっております。門前町ミーティングというのを定期的で開催しております。こちらは宮城大の学生あるいは商店街の皆さん、そういった方々と意見交換しているということになりますので、当面は現状の暫定的な利用という形になると思います。

今後の恒久的な利活用については、例えば民間の導入なども含めて、門前町ミーティングの中で様々な多角的視点でもって検討を深めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 決算の成果品を読ませていただいて、門前町活性化事業がやられて、令和5年度かな、その中で宮町分庁舎活用の検討ということで提言がされているんです。先ほど言った観光庁のやつかな、広域周遊観光促進のための専門家派遣事業というのがやられているんです。門前町エリアの魅力づくりについて相談したところ、東京大学の教授で、まちの魅力づくり研究室の理事堀さん等々いろいろな方々のご意見の中で、あと思ったのは、宮町の分庁舎跡地の活用方法について提案をいただいたと。これは決算で時間もなかったから触れなかったんですが、どのような提案がされたのか、そして今後の活用についての在り方について、せっかく様々な学生さんも含めて門前町に対応していらっしゃると思いますので、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えいたします。

専門家の先生からご提案いただいたのは、実はパースまで描いていただいたんですけども、観光客の皆さんが立ち寄ってテイクアウトで食べられるものを提供するお店が中心の、何というんでしょうか、案内所を含めて物販プラス食べ物も提供できて、たしか構想の中には足湯なんかもあったと思います、くつろげるようなスペース。そういうことで、とにかく本格

的なものでなくていいんだと、スモールスタートでもいいので、そこに来ることが一つ目的になる、そこから方々に散らばっていくような、滞在時間を長くするというんでしょうか、引き止められるような、テークアウト中心で、お土産も販売するし、くつろげるスペースにしてはどうかという提案をいただいたところでございます。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 最近、キッチンカーかな、そういうものがいろいろ、仲卸なんかでもキッチンカーが出て、親子連れの皆様が利用していらっしゃるのほほ笑ましいなと思うんです。だから、一回ではできなくても、物販も一つの方法でしょう、物販も一つの方法で、食べてよかったとか、あるいは本町の裏側かな、本町の通り沿いなんかにも足を運んでいただいて物を買っていただくということになれば、なお市民にとっての活性化につながっていくと思いますので、これはぜひ、国のお金なのか、一般財源ですね、一般財源で門前町の活性化事業をやっているから、これを継続しながら、何といたしますか、まちづくりそのものに少しでも結びつくような取組を進めていただければよろしいんじゃないかなと思いますので、これはひとつ今後の課題ということで、よろしくお願いをしたいと思います。

本町と海岸通についての道路の関係で、手短にお尋ねしたいと思います。

海岸通2番地区の国道は、以前バスプールがあったんです。ところが、再開発事業が終了して、そのバスプールがなくなって、バスが止まるとずっと後ろに自動車、乗用車が列をなすという感じです。

もう一つは、せっかくの再開発も魅力を生かせない。あるいは、市道本町8号線ですか、壱番館からこっちのカメラ屋の手前のところまで来る道路で、時折、国道にぱっと抜けていく車があって、私も二度ほど経験したんです、そういう方がいるんだなど。それで、まちの方から言わせると、そういう道路での関係で、本町に来て心証を悪くしてしまったのでは、せっかくということになりますので、その辺の対応はいかがなものか、どういう対応をされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 道路関係で2件ご質問をいただきました。

まず1点目は、海岸通のバス停のバスベイの関係です。

議員がお話しされたとおり、以前はあそこのちょっとへこんだスペースにバスベイがあったんですけれども、あそこは震災復興の再開発と国道整備が同時に並行して行われまして、国

道が4車線になったということで、そのへこんでいる部分がなくなったという形です。基本的に、4車線になりましたので、通行量については以前より確保されているという目で見えておるんですけども、確かにバスが停車したときには道路を塞ぐ形になりますので、若干渋滞的なものが生じているというのも見えております。

ただ、あのバス停は、しおナビの循環バスが1時間に1回、それに利府方面へ向かうバス路線も2時間に1本程度ということなので、長時間滞留するという現象はあまり見られないのではないかと考えています。むしろ、あそこにマンションができて、マンションにお住まいの方への宅配便とか、そういった駐車が増えているんじゃないかという目で私たちは見えております。ただ、何分ここは国道ということもございますので、国とも協議しながら、何ができるか考えていきたいというのがまず一つです。

もう一つは、壺番館の裏側の市道の件だと思います。壺番館の西側を本町方面に行きますと、真っすぐしか行けないんですけども、あそこを左に曲がる車が散見されております。こちらは、実は地元の商店会から進入禁止の対策について要望を受けているところでございます。ここは、もともとは仙石線の踏切があった場所ですので、従来から左には行けないんですけども、初めて塩竈に来た方がつい曲がってしまうという現象も見受けられております。

現状をよく見ますと、左折禁止という丸い看板が左側にあると同時に、上のほうに一時停止と横断歩道がありますという看板がついているんですけども、もしかしたら左の看板が小さくて見えづらいのではないかとということで、我々としては、この看板を上の方に、目立つほうに移設できないかということで警察と協議しています。前向きな回答をいただいておりますので、まずは警察に要望して、その対策を取ってみたいと考えています。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。いろいろ関係機関にも働きかけて、鋭意努力はされていると思いますので、地元の方々の一つの願い、思いですので、よろしく願います。

最後に、塩釜商工会議所が主催した海業セミナーに私も参加いたしました。水産庁が主催して、塩釜商工会議所がやったやつなんです、5月29日。水産庁の漁港整備課のノザワさんという女性の方が来て報告されました。当日は浦戸漁協の方も参加していたようです。

それで、せっかくのこういったセミナーですので、塩竈で何とか生かせないのかどうか、どういう手があるのか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

質問にございましたとおり、5月にセミナーがございまして、うちの部からも担当の職員2名ぐらい参加して話を聞いてきました。

海業についてですけれども、先ほど議員からお話あったとおり、海業とは何ぞやといえ、これはたしか神奈川県三浦市長が提唱した取組でございまして、本来漁業のために使っている港をそれに限定しないで規制緩和を図って、例えば産直のお店であるとか宿泊施設であるとか流動的に使っていこうという取組と承知しています。

さらに具体的な話をしますと、食堂以外にも例えば消費推進交流促進施設というのも整備できますし、漁港内の水域あるいは陸上に養殖施設なんかを整備するというのもその制度を使うとできるということになります。当日は残念ながらセミナーでは制度の概要だけで、本当は一番欲しかった、例えば塩竈市だとかこういう利活用ができますよという踏み込んだ提案まではなかったんです。

本市としては、管理している第1種漁港が浦戸の寒風沢と野々島にございますが、そちらは議員から見ても決して盛んに使われている状態ではないので、側面的に海業制度を使ってどんな取組ができるのか、これは地元の方のご意見が大切だと思いますので、今後、漁協の方とも意見交換を深めて、何か利活用に結びつけられるかどうか、まずここから一つ研究のテーマにしたいと思っております。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 分かりました。

今回のセミナーは大変有意義だったなど、短時間でしたけれども、私も聞いておりました。

例えば塩竈市で考えた場合に、千賀ノ浦漁港なんかは比較的そういうものの有効活用できるのかなど。こっち側、本土側だと塩竈市内の近くではなかなか難しいかなと思うんですが、漁港があるところ、漁協との話し合い等も含めて、そういった活性化につながっていくような対策を本土側でもぜひ講じていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田礼二） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 越ノ浦の漁港のお話です。現状、あの地域については宮城県漁業協同組合が宮城県から土地を借りて、地元の組合員4名がそれぞれ店舗を運営しているというスキームになっています。実際に海業をやる、それを公募という形にするかどうか分からないですけれども、今限定して占用しているものをオープンにして利活用するという形にな

るのではないかと思います。ただ、趣旨としては、海業とほぼほぼ同じで、漁業のために使われる港を有機的に使おうということですので、趣旨は合致しているのではないかと考えています。

越ノ浦については、特定第3種漁港の一部という形になりますので、県の管理になりますから、県とも情報共有して、今後、さらなる利活用等について、県とも連携して研究を深めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（鎌田礼二） 伊勢議員。

○13番（伊勢由典） 寒風沢、野々島の様々な意見交換、大変有意義になってくるのではないかと思いますので、ぜひ本土側のそういったところも含めて、今後とも事業者の皆様と連携を深めていただいて、よい結果が出れば幸いかなと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、伊勢由典議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時20分にいたします。

午後3時02分 休憩

---

午後3時20分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。6番浅野敏江議員。

○6番（浅野敏江） 令和6年第3回塩竈市議会定例会におきまして、公明党を代表して質問させていただきます浅野敏江です。

通告に従い、順次質問させていただきますので、市長をはじめご当局の誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

通告は、空き家等対策、ギャンブル等依存症の対応、市民の要望の多い帯状疱疹予防ワクチンの助成など、大きく3点についてです。

初めに、空き家等対策についてお聞きいたします。

5年に一度の総務省調査で全国の空き家が過去最多の900万戸に上り、そのうち放置されている空き家は前回の385万戸よりも37万戸増えたことが本年明らかになりました。空き家の取得理由は、相続が54.6%、所有者が居住地と離れた空き家は管理しにくく、放置される空

き家は増え続けています。国土交通省は、2030年には放置空き家は470万戸に達すると想定しています。

本市は、増え続ける空き家の対策として、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりの推進及び活性化に資することを目的とした塩竈市空家等対策の推進に関する条例を令和5年3月に制定、本年2月より施行しております。あわせて、この条例の目的を達成するために、空家等対策計画書も本年3月に策定しました。

そこで、この計画書を基に何点かお聞きいたします。

1点目は、計画期間についてであります。

本計画期間は令和6年から令和10年までの5年間としていますが、その間の具体的な成果目標、行動計画はどのようにお考えでしょうか。

また、空き家の実態調査は令和2年6月から令和3年9月までとされていますが、既に3年が経過しており、新たな空き家が増えております。その点も踏まえて速やかに行動する必要があると思いますが、市長のお考えをお聞きいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

以下の質問は質問席で行います。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 6番浅野敏江議員の一般質問にお答えを申し上げます。

空き家対策のご質問のうち、空家等対策計画書の計画期間についてでございますが、本市では空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めるため、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とした塩竈市空家等対策計画を令和5年度に策定いたしました。

計画には、空き家に関する適切な管理の促進や利活用の促進、特定空家等に対する措置、相談への対応、庁内等の実施体制に関する事項など、空き家などの対策に向けた本市の取組方針を定めております。具体的に目標値の設定は行っておりませんが、本計画に基づいて、空き家等の未然防止や利活用に取り組んでいくこととしております。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

市長からご答弁ありましたように、具体的な目標値は立てていないと。その代わり、総合的な対策をしていきますということがこの計画書の中にうたわれていると思います。

そこで、1点目にお聞きしたいのは、総合案内窓口を当初から設置するというお話でしたが、改めまして、どの部署に設置し、その対応はどのようになさるのかお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） お尋ねのところでございますが、今年4月の段階から空き家等の総合案内窓口を市民課市民総務係に設置させていただいているという状況でございます。基本的に、その役割といたしましては、まずしっかりお話を伺いまして、現状の確認を行い、しかるべき部署につないでいく、あるいはその部署で対応できる部分は対応していくという役割を果たしているというところでございます。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

市民課の市民総務係でしっかり現状をお聞きして、しかるべき部署におつなぎすると。そのとき相談者はそのことをどのように受け取るのか、具体的に、例えば空き家の放置になっているのでということでその部署に行くときに、また同じことを繰り返さなければならないのか、それとも、それはあくまでも全て市役所の中でやって、その結果をご本人にこの案内所からお伝えするのか、その辺の仕組みをもう少し詳しくお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 相談の内容にもよりますけれども、例えば空き家を活用したいということでございましたら、そういった制度を担当している所管課につなぐ場合がございます。

また、一番多い相談としては、やはり空き家に関する苦情でございます。空き家の管理に関する苦情につきましては、市民課の市民総務係で担当しておりますので、そこで現場を確認しまして、所有者に改善に関するお願いの文書を出すなどの対応をしている内容でございます。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） これまでも同じことをやっていただいたんですが、結果的に、その通知を受けた方がすぐ対処していただくかどうか、それから、ご本人に通知しましたということを相談者に再度お答えしているかどうか、その辺をお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 相談された方に対しては、何かしらのリアクション、こういった対応をしていますということは言わなければいけない内容だと思いますので、そこら辺はしっかり対応しているものと認識しております。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） これまで私も何度か対応をお願いした件もあります。ご返事をいただいたときもありますが、市民が直接そういったご相談をしたときに、市民にもきちんと、途中で結構ですし、その報告をまず一旦していただきたい。これは、総合案内窓口を設置したからにはそこまで責任を持たなければならないと思います。

また、先ほどそれぞれの部署に通知するとありましたけれども、例えばご本人が自分の家を解体したいとか、空き家バンクに登録したいとかという具体的な例があったらもちろんそちらにご案内すると思いますけれども、実際ご本人が行かなければならないこともたくさんあると思います。その課でもう一度繰り返して説明するよりは、総合窓口のところで聞いた中身をそのまま担当課に文書としてファクスを送るなり、今であったら即メールで送るなり、具体的中身を即伝えていただいて、相談者が行ったときにはあらかじめ分かっている、その対応もその場でお答えできる、そこまでやらなければ総合案内窓口を設置した意味がないと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 相談の内容につきまして、例えば相談内容を書き留めておく様子をきちっと準備しておきまして、それも課が別になりましたら引き継げるような体制は整えているところでございます。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

とにかくここが相談の第一歩でございますので、その点は丁寧に、そしてこれまでの対応とは違うと市民が感じられるようなご案内をしていただければと思っております。

2番目にお聞きしたいのは、空家等管理活用支援法人の指定について、現段階ではどのようにお考えでしょうか。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員がおっしゃられた法人は、昨年の法改正の中で新たに指定されて出てきたものでございますが、基本的に役所での空き家対策には限界があります。手の届か

ないところがあるので、所有者と役所をつなぐ役割として、我々にとっては非常に重要な役割と認識しております。ただ、これはまだ始まったばかりということもありますので、我々としては、他の自治体でこういったものを先行して導入している事例が多々ありますので、その辺よく研究させていただいた上で、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

総務部長がおっしゃったように、これは絶対と言っていいぐらい、部署の人たち2人なり3人なり、特に政策課は様々な課題をたくさん抱えていらっしゃると思いますので、とても全てのことができるとは私も思っておりません。

特に、空き家バンクなんですけれども、せっかく創設しておりますけれども、空き家の持ち主は、この申請書類1枚作るにも素人ではとてもできない中身でございます。そういった点で、自治体のみではできないということで、総務部長がおっしゃったように、多くの自治体で民間との連携を図っています。

一例を申し上げますと、これは一般紙に紹介されておりましたけれども、神奈川県藤沢市です。空き家の管理や活動に取り組む空家等管理活用支援法人の制定に合わせまして、昨年11月、地元の民間団体の代表らが一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会を立ち上げ、市はその協議会と連携して、空き家の実態調査、利活用することを目指しています。

空家等管理活用支援法人、先ほどお伺いしましたが、これから検討するというお話でしたけれども、今言ったように、空き家をお持ちの方が続々と悩んでいらっしゃいます。先ほど計画の中に具体的な数値目標はないと言っていましたけれども、あつという間の5年間であります。この協議会をいつ頃まで立ち上げるか、そういった大まかな目標を立てていかなければ、令和6年もあつという間に年末を迎えるときでございますので、ぜひこういったことは速やかに対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 今年4月に計画をつくってから、我々がやらせていただいていることの大きいところとしては、空き家調査で880戸の空き家があったわけなんですけれども、その方たちに対して直接ダイレクトメールで、今回の制度改正で、このまま放置していると固定資産税が極端な話最大で6倍になりますとか、あるいは活用の相談をしたい場合は総合案内窓口がありますのでぜひ活用してくださいというダイレクトメールを送付させていただいております。

ます。届かない方もいらっしゃいましたが、まず所有者に対する意識啓発を最優先にやらせていただいています。

その後にやらせていただいておりますのが、セミナー、職員の意識改革ということもございますので、古民家協会の方においでいただき、まず職員が空き家に対する意識を共有するというのでセミナーを開催させていただいたと。県に対して市民向けのセミナーをお願いした経過もあるんですが、これはなかなか実現できなかったと。

そこを第一のステップとして考えておまして、議員がおっしゃられた法人に関しましてはその次の段階かと考えておりますので、できるだけ速やかに実現できるようにスケジュールを調整してまいりたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

管理不全空き家ということで、総務部長がおっしゃったように、これから固定資産税が6倍に跳ね上がるという部分も市民の多くの方に知っていただかなければならないと思います。空き家の抑制のためにつくられた法律でございますので、これを市民の方が知らずに今までどおりであれば大きな損害を被ることになりますので、速やかに市民の意識を変えていくことが大事だと思っております。そういった意味では、ダイレクトメールなりセミナーなりこれからも活発に行っていただきたいと思っております。

次に、二地域居住、これは12月以降の来年度の話でありますけれども、この二地域居住についても計画書の中で触れておりますので、私はここに取り上げさせていただきましたが、新型コロナ以降、都市部から地方へ移住するだけではなくて、居住はそのままそこにありますけれども、週末または季節ごとに居住地とは別の拠点を設ける、2か所に居住地を設ける、こういったことを検討している方も多くいらっしゃいます。また、関心も増えております。

そういった意味では、地方では空き家を活用した整備を始めていますし、来年度からは国も本格的に二地域居住に対する予算をつけております。そういった意味で、これからの動きを先取りして動かなければ、あっという間にほかの地域に予算を持っていかれてしまいます。やろうと思ったときは残り少ないということになりますので、ぜひ二地域居住についても検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員がおっしゃられたとおり、国で推し進めている政策の一つが二地

域居住ということで、住むところと仕事を分けるとか、特に空き家対策にはもしかすると効果的な政策とっております。それに財政措置が加わるということになりますので、我々としてもこの制度を積極的に勉強させていただいて、これも先ほどの法人と一緒にすけれども、できるだけ速やかに対応できるように検討してまいりたいとっております。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

空き家の問題は、二地域居住だけじゃなくて、今、災害が頻発しております。被災された方がすぐに応急仮設住宅といたしましても、やはり3か月、半年と時間がかかりますけれども、日頃から空き家を活用していれば、この空き家に速やかに入っていただく。東日本大震災のことを思い出していただければ、空いているアパートに仮設住宅と同じように対応して入っていただいたという件も私たちは経験しております。そういった意味で、アパートでなくても、こういった空き家はふんだんにございます。活用できる部分というの結構ありました。ぜひ空き家を持っている方たちに意識調査をしていただきまして、今持っているものをすぐ売らなくても、例えば市にお貸しできないかとか、そういった部分で確保していく、これも大事な行政の役割かなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員がおっしゃられることはもったいなお話だと思います。相手、貸す側の意識といいますか、そこをしっかりと把握しないと我々は施策を立てられませんので、そういったところも我々内部でまず検討させていただいた上で、塩竈市空家等対策協議会も大きい枠組みでありますので、そういった専門の皆さんの意見も伺いながら対応を考えてまいりたいとっておりますので、よろしくをお願いします。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

後で質問しようと思ったんですが、総務部長から塩竈市空家等対策協議会ということで、何度かこれまでも協議をされていると思いますが、これまでどのようなご意見が出たのか、一、二例、お聞かせ願えますか。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 今年度に入ってから6月に第1回目の塩竈市空家等対策協議会を行いました。その中では、特定空家の認定の流れについて主な議題とさせていただきますし

て、認定の流れ、様々評価の在り方ですとか、どのような形で認定していくのか、どのような損傷具合で認定していくのかというのは留意しなければいけないということでのご意見をいただいております。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 特定空家も結構増えておりますので、その辺の除去ということも、行政にとっても、お持ちの方にとっても大きな問題だと思っておりますので、それは粛々と進めていただきたいと思っております。

私は、今回の質問ではどちらかという活用についてお聞きしたいと思っておりましたので、もう1点お聞きしたいと思っておりますが、実はスモールコンセッションということで、このことについて説明していただきたいと思っておりますが、これは個人が持っている空き家のみならず、行政、自治体が持っている公共の建物、使われない、理由があって使わなくなった様々な公共の施設も空き家として残っているわけです。将来的には取り壊すというお考えもあると思っておりますが、これも今、国でスモールコンセッションということで財政的な措置ができるという流れになっております。その辺について、どのような仕組みで、どのように市は考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） なじみのない方もいらっしゃると思うので、スモールコンセッションについて少し説明をさせていただいた後にお答えしたいと思います。

スモールコンセッションというのは、自治体が所有している空き家、例えば学校などの廃校も含めてなんですけれども、廃校など比較的規模が小さい建物を施設の所有者の自治体が売却とかしないで持ったままリノベーションや賃貸をする、管理などの運営全体を民間事業者にお任せする、指定管理と似たような雰囲気もあるかもしれませんが、そういった制度になります。

メリットとして、自治体としては、何かに活用されるわけなので、住民サービスの向上と維持管理の経費が削減できるというメリットが大きいところで、民間事業者にとってはある意味事業拡大という大きい視点がございまして、あるいは地域貢献、そういったものに活用できるということになります。

事例的には、例えば文化施設としてその施設を活用したり、あるいは体育施設とか、そういったいろいろな活用事例が全国でも出てきているようでございまして、その辺も少し研究

をさせていただきたいと考えているところです。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。ぜひ活用させていただきたいと思っております。

特に、新浜町に住んでいる私にとっては、今、集会所が使えない状況でございます。保育所もそばでございます。何とかこの辺を地域の活用に使っていただければありがたいと思っております。

空き家対策について、最後の質問ですが、発生の抑制についての取組、これも大きな課題だと思いますが、それはどのようになさるのかお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 引地政策課長。

○総務部政策課長（引地洋介） 発生の抑制に向けた取組でございますが、先ほど総務部長も答弁申し上げましたが、まずは所有者に対する周知のほか、今後高齢化が進んでいきますとどうしても空き家が増える傾向にございますので、市民の皆様全体に対して、空き家が増えていくことによりますデメリットなども含めて周知徹底を図っていく必要がまずは発生抑制の前提であろうと考えています。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 私が何度もこの場でお話しさせていただいています住教育カードゲーム、10月は住生活月間ということで、間もなく、再来月ですが、大きなセミナーも結構ですけれども、老人会とか町内会とか小さな団体で、自分の家をどうしていこうかということを考えるための住教育カードゲームをご利用していただきながら、市民の皆さんに自分事として考えていただく対策を取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ギャンブル依存症の対応についてお聞きいたします。

これまで市のホームページで「ギャンブル依存症は脳の病気です」という市民向けの広報活動をしていただき、本当に感謝いたします。

ギャンブル依存症は、1970年代の後半、WHOにおいて正式に病気として認められました。ギャンブルがやめられないのはアルコール依存症や薬物依存症と似ている点が多く、同じ疾病分類の依存症と認められています。

日本において、平成30年にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、本年4月から宮城県でもようやくギャンブル等依存症対策推進計画が施行されました。

そこで、お聞きいたします。

本市において、これら国・県の対策を受けて、どのような取組を行っているのかお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） ただいま浅野議員からギャンブル等依存症対策基本法を受けての本市の取組ということでご質問を受けてございます。

ギャンブル等依存症の問題に悩む本人あるいはご家族の方が必要とする支援につなげることができるように、依存症に対する、先ほど議員のご説明がございましたが、ホームページにその情報を掲載させていただいてございます。

さらに、5月のギャンブル等依存症問題啓発週間、5月14日から20日でしたが、こちらに合わせてLINEで情報発信を行いながら、多くの市民の方に普及啓発の活動を進めさせていただいている状況でございます。

あわせて、県との連携を図りながら保健福祉担当職員を中心に、依存症に対する研修会の開催を行いながら、その支援に当たる職員のスキル向上に努めさせていただいている状況でございます。

今後も、宮城県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいた依存症対策の取組を進めながら、保健所などと連携させていただきながら、依存症に悩む方、本人あるいはご家族の方に対する支援を続けてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

実は、夫がギャンブルを繰り返して、家族に内緒で多くの消費者金融から借金をしていた、二度としないからということで肩代わりしたけれども、何回も借金を繰り返して、ギャンブルは結局やめられない、そういったことを私に相談してきた市民の方がいらっしゃいました。そのことがきっかけで、私も宮城県ギャンブル依存症家族の会のセミナーとか定例会などに相談者の方と一緒に参加させていただいております。

そこでお聞きした内容ですが、ギャンブル依存症は、薬物依存やアルコール依存のように、例えば働きもしないとか、朝からアルコールを飲んでいるとか、薬物でふらふらしているとかという姿は一切ございません。むしろ一見、何でもなさそうに見える方、会社において真面目に仕事に取り組み、家庭においては優しい父親だったりします。そういった方は、初めは金銭的にゆとりがあつて、家族に内緒で高額な借金を繰り返してしまうといったケースも

ありますが、しかし結局、資金が底をつくと、横領、窃盗、闇バイトと称する犯罪を犯す事案も増えております。

一番身近な犯罪は家庭内窃盗です。児童手当は、原則、両親のうちの所得の高いほうに支給されて、主に父親の口座に入ることが一般的ですが、その口座に入ったお金をギャンブルに使ってしまうという方もいらっしゃいます。

国の方針としましては、児童手当に関して特例として、児童虐待、DV、暴力、別居して離婚協議中の場合は実際に養育しているほうに変更することができるとありますが、ギャンブル依存症については自治体での判断が一定しておりません。ある市の窓口では、ギャンブル依存症の診断書や当事者の同意書を提出してくださいと求められました。しかし、そもそも書類を提出できるのであれば児童手当の使い込みはされておりません。依存症は否認の病ですから、本人は自分が病気だということを認識していないので、当然病院に行って診断書をもらおうということは起きません。

本市は、このような相談がこれまであったかどうか分かりませんが、こういった相談はこれまでございましたか、どうでしょうか。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 本市ではそういった相談というのは今のところございません。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

ギャンブル依存症は、どちらかといいますと金融関係ですので、弁護士に行って債務整理することになります。先ほど言ったように自分が病気だと思っていないから、福祉に相談に来たり、アルコール依存症のように保健所に相談に行ったりという事例がほとんどないのはこれまでもそのとおりでございます。ようやくギャンブル依存症家族の会が全国でいろいろな活動をして、徐々にですけれども、ギャンブル依存症は脳の病気だというのがようやく最近になって少しずつ分かり始めてきたところです。

児童手当のお金を夫がそちらに使ったとしても、それは家庭内でのめごとであって、私の口座に移してくださいという相談などはこれまでなかったし、分からなければ多分これからはないと思います。

しかし、仙台市では、このようなご相談があったために、受給者がギャンブル依存症で児童手当を使い込んでしまうから口座を変更してほしいと申出があれば、今年4月からですけれ

ども、父親が養育条件を満たしていないという判断をした場合は受給者を変更できるようになりました。このことはご存じだったでしょうか。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 仙台市ではそういったことをホームページ等とかでも紹介されているのは承知いたしております。

その上で、本市の児童手当の取扱いは、「父母等のうち、生計を維持する程度の高い者」と法に規定されているという現状の中で、原則、所得の高い方が受給者となっている状況がございます。

ただし、受給資格は、児童を監護し、生計同一状態であることも要件とされております。よって、議員からご紹介いただいたケースに関しましては、受給者がギャンブル依存症などにより、家計や児童の養育を顧みることが少なく、児童の監護や扶養責任についての熱意が疑われるような場合は、要件を欠くものとして受給者の変更が可能とされておりますので、受給者について、法に基づいて判断する必要はございますが、任意に選択するということはできませんけれども、本市といたしましては、ギャンブル依存症の家庭における児童手当の受給に関して相談があった場合には、診断書の提出等を必須条件にせずに、あくまでも家庭のご事情に合わせた児童養育の状況を丁寧に伺いながら、申請者の置かれた状況の把握に努めた上で判断してまいりたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 市民生活部長からご丁寧にご答弁いただきました。

このような同様の質問に国会でも厚生労働省が答弁されております。「父親が家計や児童の養育を顧みることなく、母親が家計の主宰者として児童の養育を行っている」と認められる実態がある場合には、母親を児童の生計を維持する程度の高い者と判断するように」と、そのような通知は本市にも届いているのでしょうか。

○副議長（西村勝男） 石村保険年金課長。

○市民生活部保険年金課長（石村 要） 本市にも厚生労働省から通知は届いております。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

すごく曖昧な文面になっていますので、ギャンブル依存症の言葉が一行もないですし、取り

ようによっては今おっしゃったように各自治体でばらばらでございます。実際にそういったご相談者があった仙台市ではその状況を見定めた上で変更できると。

これは、子供のお年玉だったり、そういったものも親が窃盗しているという事実があるんです。仙台市では「児童手当がギャンブルに使われています」というチラシまで作っていただいて、もしかしてホームページでご覧になったかもしれませんが、そういったチラシを作っているんです。

先ほど相談者はいなかったと言いましたが、こういったことを相談できると皆さん思っていないんじゃない。でも、国の通知がしっかりある以上、自治体で考えていかなければならない。相談がないからといってゼロではないです。水面下にこういった問題を抱えている家庭がたくさんあるんです。苦しんで、自分だけじゃなくて、子供がこのようにされていることは、子供にとっては虐待なわけです。このことをしっかりと本市は受け止めていただきまして、別に公営ギャンブルとかだけではなくて、今はスマホ1個あればギャンブルのオンラインカジノだったり入れます。そういった意味で、本当に底辺がどんどんどんどん広がっている現状でありますので、こういったことをいち早く取り扱っていただいて、悩んでいる家庭が、子供のために使われる児童手当を父親に搾取されないように行っていただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） この辺のところについては、僕も関心を持って取り組んだことがないので安易なことは言えませんが、地域を回っていて、そういうご相談は県議会議員のときを含めて二、三、聞いたことがございます、そのときは担当部にこういう話を聞いたんだけどという程度で終わった経緯はあるんですけども。

最近の様々な事情を見ると、いろいろな事情があまりにも多くて、ギャンブルに依存して、そこにお住まいの例えば奥様だったりお子さんがいろいろな影響を受けて、別なほうに問題が広がっていくという場合も非常に多く聞いてございますので、こういった事例を一つずつ、私どもとしてもご提案いただいた以上、関心を持ってこういった事例について研究したり、いろいろ取り組んでみたり、そういうことを繰り返していくことが昨今の厳しい世相の中にあっては必要なことかなと思って今聞いておりましたので、そういう取組からまずは始めさせていただくことが必要かなと聞いてございました。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

本当に増えているんです。毎日のように闇バイトだったり特殊詐欺だったりありますが、その原因は何かというと生活費と借金とあるんです。その借金の主な部分というのはギャンブルに関するものが物すごく多い。事例が本当に毎日毎日、例えば地方紙の下の欄を見ますと1つか2つ必ずあります。それは表面に出た分だけであって、水面下ではどれほど多くの方が、ギャンブル依存によって、家族、兄弟、子供たち、そういった方たちが物すごく苦しんでいる実態は、私たちは知っていかなければならないと思っております。

口座振込というのは、国の法律は確かにございます。収入の高いほうに児童手当が振り込まれる。この10月からまた児童手当が改正なりますよね。そうすると、もっともつこの被害は大きくなる。そのことを考えまして、やはり早急に対応していただきたいと思いますが、市長は今お答えいただいたので、市民生活部長、いかがでしょうか。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 仙台市ではホームページで周知等も行っておりますので、当市としましてもそういったところを早急に対応していきたいと考えてございます。そして、周知を図っていきたいと考えてございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

子供の話が出たので、同じくギャンブルに関連しますけれども、先ほど言いましたように、スマホ1台ですぐに課金できる。また、オンラインカジノは違法でございますけれども、知らずにそれをやってしまう。小学生はいないと思いますけれども、中学生、高校生、20代から30代の若い方が、ギャンブル性のあるオンラインカジノとか課金ゲームにはまり込んでいられる方がかなりおります。これは、子供たちにその危険性をしっかりと知らせていかなければならないと思いますので、このことについて、関連してでありますけれども、教育長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 黒田教育長。

○教育委員会教育長（黒田賢一） ギャンブル依存症につきまして、私も今年度になってからこういう実態になっているんだということを認識しておりました。それで、前職が高校だったということもあって、早速、高校に、ギャンブル依存症について、ほかの保健講話とかそういうのと一緒にやらなければいけないのではないかという提案をしていたところです。

なお、小学生、中学生も、スマホの使い方で親が制限なくスマホゲームとかをさせている実態もありますので、この辺はこれから注意喚起をしていきたいと思っております。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

子供だからギャンブルはしないと言えません。家庭の中で子供を交えてマージャンみたいなゲームをやったりとか、そういったゲーム性のものからだんだんだんだん大人になって依存に傾くという事例もたくさんございます。このようにスマホとか簡単に子供たちが持つような時代でありますので、ぜひその辺のことは小学校のときから、制限するとか、やめさせるではないです。その辺は勘違いなならないように、白か黒かではありませんので、この結果がどうなるか、そういった部分を子供たちにぜひ知らせていただきまして、やったから罰則をするとか、そういったことは逆効果でありますので、ぜひその辺は注意していただきたいと思っております。

最後に、带状疱疹予防ワクチンの接種助成についてお聞きいたします。

带状疱疹は、ご存じのように加齢やストレスなどに伴う免疫低下により誰もが発症するリスクを持っている疾患です。発症率は50歳代から上昇して60から80歳代にピークを迎え、皮膚症状だけでなく、痛みを伴う疾患です。この痛みが日常生活に深刻な影響を及ぼし、生活の質を低下させる要因となっております。

带状疱疹は、発症から72時間以内に治療することによって疼痛消滅までの時間が短縮されますが、発症後、早期に受診する患者は少なく、皮膚湿疹が出てから受診する患者は約半数以下との報告があります。本市でも带状疱疹に罹患して大変な目に遭ったというお声をよく聞きます。市は、罹患者の数値など状況は把握されていますでしょうか。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 带状疱疹に関するご質問でしたが、带状疱疹の発症に関する数字に関しましては市内の状況として把握してございませんが、带状疱疹予防ワクチンに関しましては全国の各市町村で取組を始めているというお話は聞いてございます。

以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

罹患者の数は承知してないということでもありますけれども、私は結構多くの方たちに、昨日、

おとといも「なったばかりだ」ということをお聞きいたしました。

特に、テレビのコマーシャルで「带状疱疹のワクチンを打ちましょう」みたいなこともありますし、また内科に行くとポスターも貼ってあったり、急激にこの数年間の間に带状疱疹という言葉が聞かれ、それに見合うワクチンがということでありましたけれども、なかなか、私も定例会で質問しましたが、助成を行うまでは至っていないという状況でありました。

ただ、厚生労働省でも専門会議でこれまで何度も带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けての議論がありましたけれども、ようやく本年6月20日の時点で生ワクチンと不活化ワクチンの有効性、安全性が確認されたということで、ワクチンを定期接種に含めますという方針が示されました。しかし、まだ時期も、いつからやるかとか、公費負担はどのぐらいにするかという具体的なものは今後の審議に持ち越されている状況です。

今現在は任意接種のため、接種費用は全額自己負担であります。生ワクチンが約1万円ぐらい、不活化ワクチンが約4万4,000円、値段は上下あると思いますが、ともかくどちらも高額なんです。そのために、心配で打ちたいけれども、なかなか手が出ないという不安の声が多いと思います。そういった意味で、塩竈市に助成がありますかという質問、私はよく聞かれるんですが、当局にはそういった質問の電話とか問合せはありますでしょうか。

○副議長（西村勝男） 阿部健康づくり課長。

○福祉子ども未来部健康づくり課長（阿部公一） 保健センターに問合せがあったかというご質問です。新型コロナウイルス感染症がはやり出してから、そういう報道が多くなってきておりました。報道で出るたびに、出るタイミングで「そういうのがありますか」という問合せが来ております。換算すると週に1件とか、月に換算すると二、三件程度は問合せが来ているところでございます。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） ありがとうございます。

全国では9月現在で715自治体、先日、東松島市でも来年1月より市独自に接種費用を助成するということが決まりました。

少子高齢化が著しい本市におきましても、シニア世代の皆様を対象に、有効性、安全性が確認された今こそ、定期接種が正式に始まる前段といたしまして、塩竈市独自の助成を始めてはいかがでしょうか、市長のご意見をお伺いいたします。

○副議長（西村勝男） 長峯福祉子ども未来部長。

○福祉子ども未来部長（長峯清文） 帯状疱疹に対するワクチンの考え方でございます。

まさしく議員おっしゃられたとおり、本年7月、国の厚生科学審議会におきまして、ワクチンの有効性、安全性あるいは費用など、技術的な観点からも、定期接種に用いるワクチンとして位置づける方向性ということでの議論がなされておる状況でございます。

ただ、本市といたしましては、まずは国の審議会の状況、結果を待ちながら、正式な回答を受けた上で対応を考えていきたいという考えでございます。

また、先行している自治体の状況を確認しながら、なお塩釜医師会の管轄である近隣の二市三町での意見交換をさせていただきながら具体の対応についての検討をさせていただければと考えております。以上でございます。

○副議長（西村勝男） 浅野議員。

○6番（浅野敏江） 医師会とか周りの自治体のご意見も確かでございますけれども、市民の声をしっかりとお聞きになっていただいて、少しでも早く、軽く、重篤化しないためにも予防接種をしていただけるように、一日も早い助成を希望いたします、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（西村勝男） 以上で、浅野敏江議員の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は16時20分といたします。午後4時20分です。

午後4時08分 休憩

---

午後4時20分 再開

○副議長（西村勝男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。17番土見大介議員。

○17番（土見大介） 塩釜を元気にする会の土見です。本日最後の出番となりました。若干疲れも見えておりますが、最後まで頑張っていきましょう。よろしく願いいたします。

私からは、本日は、地域資源の活用について、それから人口減少対策について、さらには浦戸振興について、3点について質問をさせていただきます。

まず初めに、地域資源の活用についてから質問させていただきます。

塩竈において、「塩竈はすばらしい地域資源がたくさんあるよね」という話は、ここにいらっしゃる方もですし、市内にお住まいの方もそういうことはよく言われます。ただ、「広報が下手だよ」とか「磨き上げができてないよね」という話も併せていただくことが多いです。

では、それは一体何でなんでしょうということをお伺いして、今回の地域資源の活用についてでは議論していきたいと考えております。

まず、塩竈市の観光振興ビジョンを参照させていただきますと、観光によって塩竈にもたらされる経済効果を再認識するとともに、これまでの観光資源を磨き上げ、再評価し、市民、事業者、地域、行政が一体となって観光振興を促進するためにつくりましたよということが書いてあります。

観光振興を促進するためには、この磨き上げというものが大切になってくると思います。磨き上げという言葉には様々な意味があるかと思いますが、今回の議論の中では、磨き上げというものを地域の資源を経済的な商品につくり上げていくこと、経済効果を生めるようなものにつくり上げていくことを磨き上げという形に定義させていただいてお伺いしていきたいと思います。

地域資源の磨き上げ、なかなかできてないという話をよく伺うんですけども、何でできていないのか、そして磨き上げのために、行政として、塩竈市としてはどのような取組を行っているのか、まずはそこから伺いたいと思います。

以降の質問は質問席から行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 17番土見大介議員の一般質問にお答えを申し上げます。

地域資源の活用についてのご質問のうち、地域資源の磨き上げについてでございますが、本市は、鹽竈神社や仲卸市場、浦戸諸島など、歴史や風土に培われた魅力ある地域資源を有しておりますので、それらを磨き上げ、つなぎ合わせ、地域経済の活性化に結びつける取組を行ってきたところでございます。

具体的には、主にすしや地酒に関連したイベントなどを展開し、門前町を中心とした観光ルートの定番化や回遊性の向上に取り組んでおりますが、本市の統計上の観光消費額に目を移しますと県平均に比べて低い傾向が表れてございます。これは宿泊施設やお土産品の購入場の少なさなどもその要因ではないかと分析しているところでありますが、ふだんから市民や観光客が気軽に立ち寄り、名産品を購入できる拠点も必要であると認識してございます。

コロナ禍を経て観光ニーズが変化する中、地域資源を経済効果に結びつけていくためには、これまでと異なる切り口や専門的な見地も必要であると考えております。どのような形で提供できるのか、課題として検討してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（西村勝男） 土見大介議員。

○17番（土見大介） ご答弁ありがとうございます。まさにそのとおりだと思ひまして、これで質問を終わりたいぐらいなんですけれども、質問を何点か上げさせていただいておりましたので、続けさせていただきたいと思ひます。

先ほど市長から、市役所としての分析、それから実際に行っている事業のことをご紹介いただきました。僕もまさにそのとおりだと思ひます。その中で、なぜそれができないのかというところが苦しいところというか、頭を悩ますところであるんですけれども、そのところを少しずつ、一つずつ、切り口、いろいろな事業を頭に浮かべながら、一つ一つ切り込んでいきたいと思ひております。

まず、塩竈市の行っている地域資源の磨き上げだったり、PRだったりというところ、さっきの紹介の中になかったんですけれども、例えば市外でのPRブース、様々な機会を捉えて出されたりとかしていると思ひます。その中で、地元の事業者とか物産協会とかそういうところと協力して塩竈のPRをされているのかなと、もしくは塩竈の地場産品のPRをされているのかなと思うんですけれども、そのPR活動について伺いたいと思ひております。

PRの際、どのような目的でPR活動を行っているのか、どういうものが頭の中にあってPR活動を行っているのかを率直にお答えいただければと思ひます。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

議員のご質問にありましたとおり、我々としても観光物産協会等を介して様々な地域に塩竈ブースの出店を行っております。例えばアラバキロックフェスであったり、あるいは防災協定等を含めて連携している都市を中心にしています。

もう一つは、交流都市については、みなと祭にも来ていただくような行ったり来たりという形で友好を深めているんですけれども、まずは純粋に塩竈の特産品のPRということで、ついでにパンフレットを配ったりして、ぜひ塩竈においでくださいといったものに力を入れてやるというのが一つと、実際に物産に関わる事業者の皆さんも一緒に行っていて、それでダイレクトに消費者と接することで、自分の会社の製品についての求評につながるということもありますので、そういった顧客ニーズを追求していただくという側面もありながら外販活動を行っているという状況になります。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 土見議員にはもう少しプラスアルファしたほうがいいかなと感じたところなので、あえて申し上げさせていただきます。

市長にならせていただいたときに物すごく感じたのが、東日本大震災でお世話になった地域が岡山県とか岐阜県とか様々ございますが、そちらと交流を続けておりました。そのときに市の観光担当の職員から言われたことは、1年間、何をやっているか分かりませんが、結果的に、そのつながりで現場に行って物販をして帰ってくる、それがずっと年間続いているということを知ったんです。だから、あまり覚えてないんですということを言われたのが最初でございました。

それと同時に、私自身が物すごく、県議会のときに観光議連もやっていましたので、感じたことは、塩竈市はどういうまちですかと言われたときに、すしだったり、練り製品だったりという塩竈自身が持っている売り込みたい素材があります。それを中心に外の皆様方に売り出す一方だった。逆に、外から来たい人は何を塩竈に求めているんですかという視点とか調査はやっていない、分かりやすく言うと。それでは一方的な話になると思います。だから、あのとき築地のマグロの競りが物すごく外国人に人気が出たということがありました。そういう視点、そちらの視点から見たことがあまりない。その辺のところをどうやって塩竈市のこれからの観光産業に取り入れていくか、観光産業だけではなくて、塩竈市全体の誘客の施策に取り組んでいくかというのが物すごく重要だと感じております。

じゃあそうすればいいじゃないかと言われても、そこに行くまでには段階を踏まざるを得ないなと思っているところでして、その枝線に例えば道の駅みたいな形で、本当は週末が一番お金を使ってくれるのに、塩竈は素材のいいものがいっぱいあるのに買えるところが少ないんじゃないかという話につながっていくのかなと思ってございますので、そういったところを注視しながら、今後そういった視点も取り入れて、満足のいけるような、これが塩竈の観光政策だと言えるようなものにつなげていくしかありませんが、そこにも段階はあるだろうと思っておりますので、その段階を踏めるように丁寧にやらせていただきたいと、ご指導いただきたいと思います。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。市長のおっしゃるとおりかと思えます。

まさに市長が今おっしゃっていただいたことは僕もお伝えしようと思ったことで、外に行つてPRする、僕もいろいろなイベント会場に行つて、ほかの自治体のブースも見るとすけ

れども、塩竈市もそうなんです、PRすることを一つの目的というか、作業にしてしまっているような感じを受けております。もちろんやることは大切なことだと思いますし、やらなければいけないんだと思うんですが、一方、ここにいらっしゃるお客さんの側から見て、ここでおいしいと思ったら次にどういうアクションができるのか、そこまで含めて、チラシだけでは弱いと思うんです。例えばチラシをやるんだったらもう少しビジュアル的なもので見せるとかということも含めて、あとはイベントの宣伝も一緒に併せて、1か月後にこういうイベントがあるんだよということも含めて、その人たちがいかに塩竈に来てくれるのかということ、どうやったら来やすくなるか、どういうタイミングで来てくれるのか、そういうことを頭に入れて外部へのPR活動をやっていくと少しは今よりも効果が生まれてくるんじゃないかと思っております。行ってみたいと思わせるきっかけ、ただ商品を置いて、「おいしかった」だけでは弱いんだと思っています。なので、商品のほかに、イベントだったり、ほかの企業の商品も、いろいろな種類の商品もあると思うので、そういうものも含めて、特に行政なので、1つの企業だけのPRではなくて、地域全体の魅力というのを、その場でせっかく食いついてくれたお客さんに、余すところなくと言うとちょっと言い過ぎですけども、お伝えできるように、外部、市外のイベントでは積極的に塩竈をアピールしてもらいたいと思っております。

続いて、市内のみならず祭も含めて様々なイベントのこともご紹介いただきました。先日、雨で残念ながら開催はできませんでしたが、月灯りのイベントは夜のライトアップを見ながらお酒を飲んで歩く、非常に面白いイベントだと思っております。

このイベントは面白いなと思いつつ、じゃあこのイベントを通して、まちの中をふだん歩く人はどれぐらい増えたかなというところを考えると、なかなか効果として実感し難いところがあるのかなと。「いいイベントだったでしょう」「うん、いいイベントだった。また次回来るよ」という話になるんですけども、ではなくて、「よかった。じゃあ次、そこで知ったこれを見に行きたいから昼間また来るね」と、日常使いという言葉がありますけれども、ふだん使いの塩竈というものにつなげていく必要があると思います。もちろんイベントに人が来てくれるのはいいことだと思います。ただ、それをふだんの塩竈にどうやって落とし込んでいくかということが大切だと考えておるんですけども、その点については塩竈市としてどう考えて、対策を取られているのか伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） ご質問いただきました。確かに難しい問題だと思います。

通常のイベント、通常というか、一定期間なりスポットで開催するイベントを恒常的なふだん使いに結びつけていくというのはなかなか難しいので、形としてはイベントをきっかけにお客様が次からふだん使いしていただける仕組みが必要になると思います。例えばイベントのときは目玉商品を提供するような形、あるいは安くするといったプロモーションも必要になってくると思いますけれども、基本的には事業者の皆さんがどういった感想をお持ちになっているかというのもポイントになってくると思います。

市としては、事業者の背中を押してあげたいという気持ちでおりますので、門前町ミーティングあるいは物産協会等、事業者の皆さんの意見を聞く機会がございますので、議論のテーマの一つにしながら答えを見出していきたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

塩竈は特にそう思うんですけども、イベントが多いですね。その中で事業者の方々も一生懸命頑張ってイベントを成功させるために尽力されるというのは分かるんですけども、どうしてもイベントだけに集中してしまうところがあるのかなど。いかにそこからふだん使いに、ふだんの自分の店にも来てくれるように、ふだんの塩竈にも来てくれるようにというところにまでは、もちろん人が足りないというのもあると思うんです、出店者の方々にとって言えば。その部分についてはなかなか手を入れられてないんだろうなと感じております。なので、イベントに対してスペシャルなものを出すというのも一つだと思うんですけども、ふだん行ったらこんないいことがあるんだよというところも併せて提示をしていく必要があるだろうなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいんですけども。

そこで、先ほど民間の方々の背中を押したいというお話がありましたので、次の質問に行きたいと思うんですけども、今の話を踏まえて、民間の事業者と我々行政の観光振興における連携の仕方というところを伺いたいんですけども、どういう連携の在り方が市としては望ましいと思うのか、「背中を押す」と一言で言えばそれまでなんですが、もう少し具体的にお教えいただければと思います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 観光という側面からしますと、主役は、プレーヤーは事業者の皆さんという形になると思いますが、例えばイメージ感の統一であるとか市全体のプロモーション

ョンというのは我々行政もできますので、その土俵を整える、ベースを整えることについては行政がしっかりサポートしていかなければいけないと思います。

なお、トータルとして地域ブランドみたいなものがあれば、なお効果が発揮できると思っていますし、最近では例えばG I 認証であるとか、そういった認証制度でブランディングしていくという手法もあります。これについては行政が関与しているのもありますし、地域団体が登録商標することもできますので、例えば「ひがしもの」のようなブランド化をしていくことが地域全体の底上げにつながる、その中で行政ができることも、民間の皆様より私たちが担う部分が多くなると思いますので、そういった部分についても行政として後押しをしていければと考えてございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。

実際に今どのようなことを取り組んでいるのかを伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） 今、我々が事業者の皆さんと連携を一番図っているのは、私の感覚ですと門前町の取組だと思います。昨年、門前町カフェタイムということで、「ほこみちトライアル」と私たちは呼んでいたんですけども、それを今年もやろうということで、定期的に会合を行ってございますし、実は先日の月灯りについても、その前哨戦という形で盛り上げたかったんですけども、それはまさに民間と行政が連携して、エリア全体のいろいろな人たちを巻き込んで、エリアのいろいろな資源を有効に使ってにぎわいに持っていこうという考え方なので、あの地域については、ブランディングとまでは言えませんが、にぎわいの特徴というのをこれから作り出していけるのではないかと考えているところです。以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

まさに草野部長がおっしゃったように、地域の様々な事業者、団体、その商品も含めてつないでいくということが特に今の塩竈においては大切なことなんだろうなと。その上で、うちは大企業というところがないので、一つ一つの商品にPRのお金をかけられないかもしれないけれども、パッケージにして売り出していくことは可能になると思いますので、そこは非常に大切なことだろうと思います。一つ一つぽつぽつとあるものがうまくPRするこ

とで線につながっていくのはよく言われることだと思います。そうした結果、回遊性が高まって、回遊性が高まれば、今度はここを商売のステージとして、新しく企業の方、事業者も入ってきやすくなると思いますので、ぜひそこは進めていただきたいなど。

そして、門前町ミーティング、僕もすばらしい取組だなと思って何回か参加させていただいたこともあるんですけども、なかなか、この前は第5回でしたっけ、もっと頻度よくやりたいなど、やればいいのかという思いもあります。ここはどうしても行政主体でやっていく難しさというのがあるのかなというところも感じるんですが。

以前、塩竈市の事業として、お店に来てくれた方に周辺のお店とか観光スポット情報をPRする事業があったと思います。名前を度忘れしてしまったので思い出せないんですけども、あの事業はいい試みだなと思っているんですけども、最近、その看板というか、マークもまちの中で見なくなってしまったんですが、今、どの事業の話をしているか分かるかどうか分かりませんが、その事業がどうなっているのか伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） 議員がおっしゃいましたのはアイショップのことかと思いますが。商店街とご協力くださるお店に、インフォメーションの「i」というタペストリーみたいなものを掲示していただきまして、観光情報を何でも聞いてくださいというお店の役割になります。今も毎月、市から情報を届ける体制を取っておりまして、まちの方がいつでも市内のイベント情報などを観光客にお知らせできるような体制として、今でも十六、七店だったかと思いますが、継続して実施しております。以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

今でも十六、七店舗という話だったんですけども、看板を掲げているところに行っても、もちろんその事業をやった当初は、やる気というか、意欲的にPRしていたと思うんですけども、だんだんと薄れてきているような印象も受けています。

この事業、先ほどご紹介いただいたように、各事業者が自分の近隣の事業者をPRするというか、資源も含めてPRしていく、すばらしい事業だなと思っています。それと同時に、こういうところの音頭を取るのには、その組合とか市とか、ある程度公共性の高いところが音頭を取っていかないと成功しないものでもあろうかと思っていて、すばらしい取組だなと思っています。効果をはかりづらいところもあるかと思うんですけども、それでもすばらし

い事業、こういう事業の効果をちゃんと民間の事業者が実感できるようになったときは強いツールになると思うんです。今、継続はしているけれども、そこをブーストするというか、どんどん盛り上げていくよ、店舗を増やしていくよという心意気というか、意欲が最近見えないのかなと考えておりますが、この事業を今後どのように展開していくのか、そこを伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 横田商工観光課長。

○産業建設部商工観光課長（横田陽子） ご指摘のとおり、最近ちょっと定例化、当たり前になってきたかというところがございます。また、お店なども数年前と変わりました、新しいところも出てきておりますし、門前町ミーティングなどでも新しい協力的な事業者も発掘されてきておりますので、もっと協力していただけるお店を増やしつつ、また市の職員も有効なコミュニケーションを取りまして、情報交換しながら活性化させていければと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

様々な事業を抱えていらっしゃる中で、あれもこれもというのは大変だと思うんですけども、それでもこの事業はうまくやっていけば行政の手を離れて自立的に広がっていく事業だと思っています。なので、ぜひ、そこまで育てるのが大変だと思うんですけども、継続的に、意欲的に事業を続けていただければと思っています。

この分野の最後の質問なんですけれども、余談になるんですが、昨日、みなと祭の御座船建設部会の会議がありました。塩竈市は御座船が2隻ありますけれども、どちらも建造から60年ぐらいたって、だんだんとぼろぼろになってきている、新造しなければいけないんだけど、多額の費用がかかります、どうしましょうかというところが頭の痛いところだと。その会議の中で出てきた言葉として、印象深いというか、こういう認識だなんてうれしいな、すごいなというところは、会議に参加された方が、まずは一人一人が伝道師になる、その意気込みで学び、お祭りの魅力を伝えていかなければいけない、熱を伝えていかなければいけないんだということをお話しされていましたが、何を隠そう、ここにいる鈴木新一議員ですけれども。まさにそのとおりだと思うと同時に、そこに集まる人たちは、ずっとお祭りに関わってきた人たちです。そういう方々からもそういう言葉が出るんです。このことの意味が分かりますか。

要するに、我々が当たり前のように素晴らしいと思っているもの、魅力でも、人に伝えるのはすごい大変なんです。市内の人だったらまだいいかもしれない。市外の人に伝える、市外から人を呼ぶためのコンテンツとして利用するとき、その熱をどうやって伝えたらいいのかというところは頭を使わなければいけないところだと思っています。そして、塩竈の魅力というのは、もちろんぱっと見て分かる素晴らしい景色だったりとか神社だったりとかというものもありますけれども、その先にもうちょっと、一見、見るだけではなくて、ちゃんと興味を持って足を踏み入れて調べていくと面白いもの、史跡、歴史、そういうものが多数あると思います。そういうところをPRしていくとき、このものに対しての熱意だったりとか面白い見方だったりとか、そういうものを提示できる人がいなければいけないんだろうと考えております。

私は、その役割を担える一人として、キュレーター、いわゆる学芸員というものがあろうかと思っていますが、この学芸員、塩竈市にいないんです。何でいないんでしょうか。コンテンツとして、地域の文化、地域の歴史を生かしますという中で、学芸員が一人もいないというのは心配な部分も多いんですけれども、その点について伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

いわゆるキュレーター、学芸員の配置については、少なくとも産業セクションにはいないのは事実です。美術館とかには配置して、指定管理者側で多分いらっしゃると思いますし、職員の中に隠れ学芸員で資格を持っている者が何人かいるという形になります。

議員がおっしゃりたいのは、そういった知見を利用して地域資源を見ていったほうが専門家なりの伝え方ができるということだと思います。これについては、確かに今回、質問の通告をいただきまして、なるほどなと思ったんですけれども、一つこれは研究課題とさせていただきたいと思います。私たちが通り過ぎてしまうようなものについても、そういった方々だったらその価値とか、いわれなども分かって、それを注目を浴びるように仕立て上げることができるかもしれないということですので、研究のテーマとさせていただければと思います。

以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） よろしくお願ひします。

学芸員というと、どうしても博物館とかそういう施設に張りついて、そこの展示の説明だっ

たり、もしくは展示物の保存とか整理を行う方というイメージがあるんですけども、ほかの自治体を見ていくと、学芸員の資格を持っている隠れ学芸員が産業分野にも入って、学芸員としての素養を持ちながら地域資源の活用というものをやっているという事例も見受けられますので、何も学芸員として入ってというわけではなくて、学芸員としての知見だったりとか能力を存分に観光産業にも生かしてもらえたらと考えております。

皆さんも思うかと思うんですけども、自分でいろいろな観光スポットに行く、特に歴史あるものはそうだと思うんですが、もちろんそれだけでも満足度は高いと思うんですけども、その中で例えば塩竈で言えばNPOみなとしほがまとか、ああいう方々にガイドをいただくだけで非常に奥深くというか、幅広くそのことについて知ることができる、そこに余談でそのときの社会背景なんかも踏まえて説明してもらえると満足度の高いものになるかと思えます。それはしっかり勉強した人じゃなければ言えないことだと思いますので、ぜひそういう能力をお持ちの方々を産業の分野、観光の分野に生かしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

塩竈市、ちょっと古いデータなんですけれども、市内の総生産は大体1,700億円程度だと統計書に書いてありました。その中で観光はどれぐらいなんだろうと見ると、観光分野だけの切り分けは難しいと思うんですけども、物の資料によると大体70億円、75億円、大体5%ぐらいだと書かれておりました。塩竈はこれだけすばらしい資源があります。なので、5%と言わず、40%、50%、そこまで行くとすばらしいんですけども、塩竈の基幹産業と言えるぐらいに育てられるポテンシャルを持っていると思いますので、あとは行政としての仕方というのがあると思いますので、ぜひご尽力いただければと思います。

続きまして、人口減少対策について伺いたいと思います。

人口減少、別に塩竈に限った話ではなくて、いろいろなところで対策を取らなきゃねという話がされていると思うんですけども、人が減ることによる弊害というものは多岐にわたります。いろいろな分野にわたって影響を及ぼす。なので、それに対する対応を一步間違えると効果を生みにくいものにもなりかねない、もしくはほかの分野に悪影響を与えてしまうものにもなりかねないというのは、人口減少がそれだけ幅の広い分野に様々な影響を与えるものだと考えております。

そこで伺いたいと思います。

塩竈市として考える人口減少の弊害、それと対応策というのはどう考えていらっしゃるか、

弊害とそれに対する対策をセットでご説明いただければと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 一般的になると思うんですけども、人口減少の弊害として、大きいところでは地域経済の規模が縮小していくこと、あるいは地域のコミュニティーが失われていく可能性があること、市役所で言えば税収面で大きい影響を受けるということがありまして、最終的にはまちの持続可能性といいますか、つなげていくことが難しくなるという弊害があるのかなと、まず1点、思っております。

それに対して市は何を掲げているかというところ、大きいところとしては第5次長期総合計画の中のまちづくりの課題で人口減少対策を掲げているわけですが、大きく2つ、子育て世帯の移住定住を促進すること、移住定住してくれた方と前から住んでいる方も含めて子供を産み育てる環境を整えていくというところを大きい方向性に行っているということでございます。

○副議長（西村勝男） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

では、続けて質問をさせていただきたいんですけども、子育て世代の移住定住をという話がありました。別に批判をするわけではないんですけども、あえて問わせていただきますと、なぜ子育て世代がターゲットとして挙げられるのか、この世代を呼ぶことで、どんな効果を、メリットを見込んでいるのか、その部分を伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 若い世代、子供も含めておいでいただくことによりまして、先ほどの裏返しになるんですけども、地域の活力の維持、あるいは将来のコミュニティーの担い手になり得ないかという期待、あるいは生産人口をしっかりと確保することによって、まちの活力が生まれるということになります。また、若い世代と子供たちが多くいることによりまして、今、自然増減が市の人口減少の根幹になっておりますので、出生の数を少しでも増やしていければと、これは人生の価値観にもよるわけですけども、そういったものを見込みながらターゲットに行っているということでございます。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そういうところの効果を狙っているということです。若者世代、若い子育て世代を呼ぶこと

は、必ずしもメリットだけではないと僕は考えています。特に財政面からすると、例えば子育ての施設を整備していかなければいけないとか、何だかんだという言い方は雑ではあるんですけども、社会インフラの整備というのがこの世代を定住させて維持していくのに必要なものが多いんだろうと考えております。ともすれば、この世代を呼び込むことによってそこら辺の維持が必要になってくる、それが財政的に収入よりもその部分が増えて、デメリットのほうが多く、足を引っ張ってしまうようなところも見受けられるのかなと考えておりました、子育て世代を呼ぶときに、ただ呼ぶだけじゃなくて、どういう事業を併せてやると今おっしゃっていただいたような経済効果であったりとか、もしくは地域のコミュニティーの担い手、そういう効果を狙える取組になるのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 確かに、多くの方においでいただいた場合、ハード面のコストが増えていく、場合によってはソフト面のコストも上がるかもしれません。

市としても、来ていただいたときに一番大きいところの保育環境から整備をしたいというところが一つございまして、これは保育で大きい方針を立てておりますが、市内の公立保育所は全て老朽化が激しいということで、子育てをするご家族の方からすれば、できるだけいい環境で育てたい、その場合、民間の力を借りないと国からの補助も下りないということで、我々としては民間の力を借りながら、できるだけ国の予算を頂きながら、市の負担をできるだけ減らしつつ、いい環境を育てていきたい。そのほかに、いろいろなつながりの中で市に協力をいただける方々を増やしていくということも必要で、その方に投資していただけるようなアピールといいますか、つながりを持っていくことも大切かと思っております。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

さらに、その上で税収というのが、若手世代、担い手の世代が増えることによって税収も上がってくればいいなと思いつつ、どうやったらこの世代が入ってくることによってのデメリットと言うと言い過ぎかもしれないですけども、大きくなる負担の部分を軽くできるんだろうということを考えながらいろいろな資料を見させていただいたんですけども、その中で塩竈市の統計書を見ておりましたら、僕の中では塩竈は別にベッドタウンではないと思うんですけども、それでも人口の3割ぐらいは市外のどこかに働きに、もしくは学びに、勤められたり就学されたりしているという状況があります。とすると、平日の日中の活動場所

は市外ということになるんですね。さらには、先ほど地域コミュニティーの担い手という話もあったんですけども、そうするとその人たちが地域のコミュニティーに溶け込む機会というのはどうしても必然的に少なくなっていくということもあって、なるべく市内にいる滞在時間を長くしてもらえるといいのかなと考えておりました。そう考えたときに、職場とか学ぶ場所が市内にあればいいのかなという安直な考えではあるんですけども、思ったんですが、ここはちょっと飛ぶ話になるかもしれません、塩竈市は企業誘致としてはどのようなことを考えていますか。

○副議長（西村勝男） 草野産業建設部長。

○産業建設部長（草野弘一） お答えします。

企業誘致については、頭の痛い問題でして、議員のお察しのとおり、本市にとって最大のウイークポイントであります土地がないという状況がございます。手っ取り早く雇用に結びつくような大規模な誘致活動はできないということになっています。現状は、市内の空き地とか空き工場等を把握しまして、県と連携して、興味のある事業者に教えたりするという状況になっています。

一方で、小回りの利く会社の誘致については、当然これはウエルカムでございますし、いきいき企業支援条例の雇用奨励金の対象にもなりますので、地道な取組の中で1社でも雇用の場が増えるように取り組んでいきたいと思っておりますけれども、なかなか実績にはつながらないという形になってございます。以上です。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） 塩竈市はどうしても土地がない、海沿いは少しまとまった土地ができそうでも地盤として不安なところがあるということで、大きな企業は確かに呼びづらいところはあるかと思っております。とはいえ、塩竈市の自主財源のうち6割ぐらいを個人市民税と固定資産税で賄っているという現状もあります。そうすると、どうしても企業に来てもらうことが新しく人口として呼び込んだ若い世代の効果をより効果的にするためにも重要なことかと思っております。もちろんお考えかとは思っておりますけれども、例えばIT企業だったりとかメディア制作関係の企業なんていうのはそこまで大きな事務所も必要ないですし、逆に、先ほど浅野議員がおっしゃっていたように空き家の利活用と併せて企業の誘致もできそうな気がしておりますので、ぜひともこういう相性のいい企業、もしくはほかの課題、市が抱える課題を併せて解決できそうな業種の企業の誘致を進めていただければと思っております。

あと6分です。ということで、そこをお願いして、次に進めさせていただきたいと思います。

この分野の最後の質問になるんですけども、今までこういうことをしていきたい、こういうことをしたらどうかというお話をさせていただきました。来てほしいのも若い世代ですというお話もいただきました。

今度、そこについて聞きたいんですけども、呼び込みたい世代とか呼び込みたい分野の人たちにリーチできるような塩竈のアピールの方法、アピールの仕方、もしくはイメージづけというものが塩竈市としてできているのか、そのための取組としてはどういうことをやっているのか、このあたりを伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 本多総務部長。

○総務部長（本多裕之） 議員が今おっしゃったところは、我々としても弱いところという印象があります。ただ、対象のターゲットが若者世代ということになりますと、情報の発信としてはSNSの活用が最も効果的かと思っています。なかなか役所はその分野に不慣れな部分もありますが、今回の月灯りのときもそうですけれども、インスタグラムの登録とかそういったところを地道に増やしながらか活動をしています。

あともう一つ、大きいところとしては、しおがま未来大使の皆様、かなり発信力のある方々がいらっしゃると思います。某テレビ局の24時間番組で大友康平さんから「塩竈出身の大友康平です」とかそういったことを言っていただくことによって、影響力が大きい、塩竈ってどこなのかなど。しおがま未来大使、今回は宮城県で映画を撮った五十嵐 大さんに未来大使になっていただきましたが、そういった影響力、発信力のある方にもご協力をいただきたいということと、あとはいろいろなところに我々は出向いておりますので、そういったときに、移住定住ではありませんが、パンフレットを持参するとか、受皿としてはホームページ、それに興味を持った人はホームページを見ようと思うんですけども、そこをもう少し充実していく必要があるなと改めて思ったところです。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） 大事な視点なので、先ほどの補足も含めてさせていただければと思います。

まず一つ、若い人にターゲットというのは、バランスがあると思っておりまして、僕は若い人だけではなくて、今いらっしゃる方の充実が必要だと思っています。それと同時に、呼び込むのであれば、若い世代の方々に来ていただけるような塩竈市になること、これが重要だと。それを精査したときに、実は若い世代に対する施策が薄かったんです。若い人が結婚さ

れて、そこから子育てされて教育まで、こういったことを段階的に見たときに、薄いと感じたものですから、その薄い部分を補完しなければいけないだろうと考えて、結婚お祝い金とか、こんにちは赤ちゃんとか、まずはちょっとさせていただいたという経緯がございます。

先ほど来、土見議員のご質問等々やり取りも聞かせていただく中で、我々としてもそのバランスをどう取っていくことが必要なのかということと、今住んでいらっしゃる方に対する、当然赤ちゃんからお年寄りまでいらっしゃいますから、充実を図ることで、それを見ていらっしゃる方々が塩竈に興味を持っていただいたり、塩竈を調べていただいたりすることで、変化というのは少しずつ変わっていくだろうと僕としては考えております。最近はい窓口の取組もさせていただきましたし、ITの企業とも包括協定を結ばせていただいて、次なる段階へ行こうと。そういったものが教育につながっていったり、おじいちゃん、おばあちゃん健康寿命の延伸につながっていったりということ、種は植えさせていただいていますから、今後、そういったものが少しずつ芽が出ていくことで、周辺の方々にどのようなアピールができていくのか、できていくのか、そういったものもしっかりと注視しながら、そのとき気づいたことに対する施策を打つ、これが物すごく重要なだろうと。一回政策をやってしまうと、単純に分かりやすく言うと3年間やり続ける。1年目やったらどういう効果があって、どういうマイナス点があって、それをしっかりと精査して2年目に成長させながら次の段階へ持っていく、地道だけれども段階を踏んで育て上げる政策、このことを徹底して塩竈市がやっていくことで、次なる段階に、または周辺にお住まいの方、住んでいただいている方、そういったことが今よりも満足していただけるような塩竈市になり得るだろうと、その積み上げでしか企業誘致だったり交流人口が増えたりということにはできないなというのは物すごく感じているところですから、そういったことも学びながら、皆さんのお話を聞かせていただきながら、次なる段階、また次なる段階、そういったことに成長し続けられるようにさせていただくことを続けさせていただきたいと考えております。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

まさに今、市長がおっしゃった思いをもっとPRしてもらえたら、より少しずつにじみ出るというか、意識が変わっていくものを少しでも早く回転させることができるのかなと思ってしますので、ぜひイメージ戦略、ここを意識してやっていただければと思います。

SNSの話がさっき出ました。僕も改めて塩竈市のSNS関係を見ましたけれども、よく発

信されているなと思う反面、ちょっと上品過ぎるのかなというところもあります。特にSNSの世界、上品過ぎるのもいいんですけども、もう少しはっちゃけた感じでもいいのかなと。あとは、どういう人に届けたい情報なのかというターゲットがもっと見えないのかなと。市民の人、市内外の方、おじいちゃんから赤ちゃんまで全部というのはもちろんそうなんですけれども、その中でもこのあたりの人に届けたいということをもう少しイメージを持って発信すればいいのかなと思っています。

あとは、SNSの話をすれば、上品というのに重なるんですけども、アカウントにもう少し人格というか、人間らしさを持たせてもいいのかなと思います。先ほど市長から受付のところの「まぐ介」の話もあったと思うんですけども、ただきれいに答えるロボットよりはちょっと人間味のあるほうが、それをSNSで情報として受け取る側も好印象を持ちやすいと思うし、その中で、せっかくSNSなので双方向のコミュニケーションを取ってもらいたい。そうすることで、そういう方々は塩竈の強いファンになるし、いざというときに塩竈の力になってくれると思いますので、ぜひSNSの運用も、もっと積極的にやっていただけたらと思っています。

塩竈に好印象を持った上で、例えば移住定住、子育てのポータルサイトとかを見ると、こういう政策もあるんだ、こういう熱でやっているんだ、じゃあ塩竈を候補に入れてみようかという話になるとと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、浦戸振興について伺いたいと思います。

浦戸は何度も質問しているので、進捗の確認という形にもなるかと思うんですけども、1年半ぶりぐらいの質問なので、聞きたいんですが、浦戸再生プロジェクト、現在どのような進捗になっていますでしょうか、ご回答をお願いいたします。

○副議長（西村勝男） 高橋市民生活部長。

○市民生活部長（高橋五智美） 浦戸再生プロジェクトの進捗ということでお答えさせていただきます。

コロナ禍において浦戸諸島を訪れる方が減少していたことから、市民や観光客の皆さんが浦戸へ行く機会を設けるなど、今ある浦戸の資源を活用した交流をキーワードに、浦戸に来てもらう取組を進めております。

昨年度から取り組んでおります校外学習支援事業では、市内の保育所や小学校の校外学習、遠足、そういったところで多くの子供さんたちに浦戸を訪れる機会を提供しております。ま

た、観光客や島へ帰省する方の負担を軽減する目的で、夏休み期間は無料の駐車場を設置して利便性の向上にも努めてまいりました。

一方で、以前のアンケート調査になるんですけれども、浦戸諸島の認知度の低さが明らかになったことから、情報発信の強化に力を入れまして、地域おこし協力隊を採用いたしまして、ホームページやSNSを用いた情報発信にも積極的に取り組んでいるところでございます。

最近では、島民が主体となりまして、マラソン大会でありますとか、宮城大学の学生による海の家復活プロジェクト、アイランドフェス in 桂島など、新たな担い手による取組も始まっており、これらの取組は交流人口の拡大につながっていると認識しております。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

浦戸再生プロジェクトの中で交流人口の拡大というのは一つのステップであると思っておりますけれども、今ご紹介いただいた事業に取り組むことによって、イベントをやるときは交流人口が増えると思うんです。イベントの回数を増やせば増えると思うんですが、その先にどういう効果を狙っていますか。

○副議長（西村勝男） 菊池浦戸振興課長。

○市民生活部浦戸振興課長（菊池 亮） 具体的な取組など、担当課からお答えいたします。

イベントをやりまして、浦戸に来ていただいて、きっかけづくりになるかと思えます。その後、リピーターにつなげていきたいという思いがあるんですけれども、浦戸ステイ・ステーションとか浦戸ブルーセンターの施設の利用を見ているとリピーターの方が多くことに気づきましたので、魅力的な島なのかと思えますので、そういった部分でつなげていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

そうすると、イベントを通して浦戸のことを知って、浦戸のことがいいなと感じた後は、その方々はある意味単独でというか、グループかもしれませんけれども、浦戸に来て浦戸ステイ・ステーションに泊まりながら楽しむというような今のところシナリオになっているということですかね。そうすると、イベント開催時以外の平常時、浦戸ステイ・ステーションの宿泊者はどれぐらい増えたんですか。

○副議長（西村勝男） 菊池浦戸振興課長。

○市民生活部浦戸振興課長（菊池 亮） 人数なんですけれども、令和6年8月までの比較ですと、利用者の部分では、地域おこし協力隊が住んでいるのもあるんですけれども、700人ぐらい増えているという状況でございます。大学の方とか、具体的に言うと大正大学、東京の大学の方とかが1か月ぐらい住まれているいろいろな地域活動をしていくとかという事例もございまして、リピーターにつながっているのかと思っております。以上であります。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。

700人、全体の規模からすると大正大学の学生の連続宿泊が結構大きなウエートを占めるんですね。その方々が交流人口として増えたといっても、例えば50日泊まっても1人ですよ、基本は。1人とかという話になって、実際どれぐらいイベントをたくさんやることによって、その後、平常時の浦戸に人が定着するか、定着というか、交流人口として残るかというところがどうしても見えづらい事業になっているのかなというところを感じています。

特に、地域おこし協力隊、今年、新しい取組として、1次産業従事者ではない地域おこし協力隊が2名、浦戸に入られたと思います。その方々も積極的に情報発信していて、浦戸のいいところをPRしたり、島内のコミュニティーをしっかりとつくっていったりということをやられているんですけれども、何となく浦戸再生プロジェクトの方向性と、その子たちが務められているものが、どうしても、浦戸再生プロジェクトに沿って活動しているのかどうか、そこを理解しているのかどうか、そのあたりに若干不安を覚える部分も、僕として事業を見ていて思ったところがあります。

また、交流人口を増やした後の平常時に浦戸に来たときの受入れ体制もちょっと弱いなというところを感じています。それは、もちろん島の人はどう受け入れるのかというのもありますし、それこそ法と条例の規制の話もあります。浦戸再生プロジェクト、3本、4本の柱があったと思います。それぞれを短い期間の中でうまく組み合わせてクリアしていかないと浦戸の課題はクリアできないわけであって、どうしても交流人口増加だけに注力しては途中で必ずほかのやつが足を引っ張ります。ほかの柱の部分の進捗が進まないことによって足が引っ張られてしまうというのもあるので、その部分、市としてどう考えていらっしゃるのか、もしくは交流人口以外の部分でどう取り組まれているのか伺いたいと思います。

○副議長（西村勝男） 菊池浦戸振興課長。

○市民生活部浦戸振興課長（菊池 亮） コロナ禍において、浦戸に来ていただく方がかなり減

ってきたという現状がございました。それらを踏まえて、まずは浦戸に来ていただくという取組をしていたんですけれども、ようやく取組の成果も出てきていますので、次年度以降につきましてはなりわいの部分に注視した事業に取り組んでいければと、ちょっとフェーズを変えるようなイメージで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（西村勝男） 佐藤市長。

○市長（佐藤光樹） これは土見議員もよくお分かりのことかと思えます。島の皆さんが私どもに求めていることと、私どもが今後浦戸をどのような形で再生、再興させていくかという考えに違いががございます。例えば浦戸の皆さんからすれば、浦戸振興協議会からすれば、朴島に浮き桟橋を造ってほしい、例えば桂島であれば防集跡地の利活用の仕方についてもっと積極的に取り組んでほしい、例えば寒風沢であれば仮設の漁船を泊めるヤードを塩竈市で整備し直してほしい、いろいろなご要望があるんです、石浜もご承知のことかと思えますけれども。そういった一つ一つのご要望にお応えさせていただく必要性は物すごく、現場に行って懇談をさせていただくと感じるところでございます。

先日、寒風沢で懇談会をさせていただいたときに申し上げたんですけれども、30年40年前から、島の皆さんがまだ多くいらっしゃったときに、船の時間を6時から7時にしてほしいと、これは何十年来お願いをされてきたんです。現実的に7時の運航はできなかった、子供は仙台の学校に行ったらもう帰ってこられない、大人の皆さんも仕事に行くと6時過ぎたら家に帰れない、これがそのタイミングでのよく聞いていた話でございます。

それと同時に、今このような状況になって、限界集落のような形になって、70歳以上の方が老老介護といった状況がある中で、島の皆さんが求めるものについて私どもはどのような対応ができるのか、それを考えつつ、島の皆さんの希望に沿う形で島の再生を図るにはどうしたらいいのか、何が必要なのか、ここがなかなか難しいところでございます。

簡単なんです。ある意味では、船の時間とか、安定化させてほしいとか、いろいろなご要望があります、時間を変えてほしいとか。それに応えるのも必要だし、その一方で島のファンが結構いらっしゃるんです。市内にも市外にもいらっしゃる。そういった皆様方がどういう島であつたらもっと積極的に行っていただけるか、島に行ったところでお店がないから、どこで休憩して食事をしたらいいんだというところの説明から始めなければいけないという現実もある。

全国離島振興協議会で申し上げさせていただいているのは、全国のいろいろな島がございま

す。そういった中であって塩竈の浦戸は7つの法の網をかぶっているんだと、だから、普通の島の状態で対応できる行政の力と、法の網がかぶっている中でやれる範疇の制限がある行政の力は全然違うんだということを言っても、国土交通省の人もあまり分かってないんです。

7つの法の網があるんです。ここがどうしてもネックになってしまっている。そのネックを乗り越えながらやるには、内閣とも話しましたけれども、まずは県の理解を得ることが必要だということを言われております。僕らとしても、こういった事情を理解している部分と理解できてない部分があるかと思えますけれども、この現状を踏まえたときに、もっと、どういう形がいいのか、皆様方にもいろいろなお知恵をいただきながら、一緒になって考えていく必要があるだろうと考えています。

特任校の学校もございませう。年々児童数が減ってございませう。塩竈の生徒が半分近く、それ以外は塩竈以外ということになる。これがそのまま塩竈のお子さんがいらっしゃらなくなると違う問題がまた出てきます。学校は地域にとって物すごい生きがい、おじいちゃん、おばあちゃんにとっても活力になるし、おじいちゃん、おばあちゃんの優しさと自然の豊かさが、ちょっと心を閉ざしてしまった子供たちの笑顔につながっている。その辺も材料をしっかりと精査をして、整理をして、何から始めることが重要かというところに浦戸再生プロジェクトの核が見えてきているのかなと。

今までの時間が無駄ではなくて、経験をさせていただいたり、厳しいことを言われ続けてきているので、そのことが糧となって今後の再生への入り口に近づいていけると我々はおもっておりますので、そこからまたよりいいものをつくり上げるためのブラッシュアップはし続けなければいけないと、物すごく厳しく捉まえておりますので、ご指導いただければと思っております。

○副議長（西村勝男） 土見議員。

○17番（土見大介） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。

その中で、最低限のコミュニティーをしっかりと維持していくことが、島に様々な世代、分野を超えてお金を投入する際に必要なことになってきますので、そのときの鍵というのは絶対に地域おこし協力隊の人たちが鍵になると思います。そして今後、もう少し人を増やしてみると行政を外してのチームづくり、事務局的なハブを彼らが持っていないとその後の発展性はないと思いますので、ぜひ彼らをうまく育ててやってください。以上です。

○副議長（西村勝男） 以上で、土見大介議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、26日を議会運営委員会のため休会とし、27日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（西村勝男） 異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、27日定刻再開することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時22分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月25日

塩竈市議会議長 鎌田 礼二

塩竈市議会副議長 西村 勝男

塩竈市議会議員 辻 畑 めぐみ

塩竈市議会議員 小 高 洋

令和 6 年 9 月 27 日（金曜日）

塩竈市議会 9 月定例会会議録

（第 4 日目）



## 議事日程 第4号

令和6年9月27日（金曜日）午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 議案第58号ないし第89号（各常任委員会委員長議案審査報告）
  - 第3 認定第1号ないし第4号（令和5年度決算特別委員会委員長審査報告）
  - 第4 議員派遣の件
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

---

### 出席議員（17名）

1番	志賀 勝 議員	2番	佐藤 公男 議員
3番	鈴木 新一 議員	4番	小野 幸男 議員
6番	浅野 敏江 議員	7番	桑原 成典 議員
8番	柏 恵美子 議員	9番	西村 勝男 議員
10番	今野 恭一 議員	11番	志子田 吉晃 議員
12番	鎌田 礼二 議員	13番	伊勢 由典 議員
14番	鈴木 悦代 議員	15番	辻 畑 めぐみ 議員
16番	小高 洋 議員	17番	土見 大介 議員
18番	伊藤 博章 議員		

---

### 欠席議員（1名）

5番 菅原 善幸 議員

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
技監	鈴木 昌寿	総務部長	本多 裕之
市民生活部長	高橋 五智美	福祉子ども未来部長	長 峯 清文
産業建設部長	草野 弘一	上下水道部長	鈴木 良夫

市立病院事務部長	鈴木 康 弘	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子
総務部次長兼 総務人事課長	高橋 数 馬	総務部 政策課長	引地 洋 介
総務部 財政課長	佐藤 涉	総務部 総務人事課総務係長	石川 宏
教育委員会 教育長	黒田 賢 一	教育委員会 教育部長	末永 量 太
監査委員	菅原 靖 彦		

---

**事務局出席職員氏名**

事務局長	相澤 和 広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡 美	議事調査係主査	梅森 佑 介

午後1時 開議

○議長（鎌田礼二） ただいまから9月定例会4日目の会議を開きます。

本日欠席の議員は、5番菅原善幸議員の1名であります。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて感染防止対策を行っております。また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

本日の議事日程は、「日程第4号」記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田礼二） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、17番土見大介議員、18番伊藤博章議員を指名いたします。



日程第2 議案第58号ないし第89号（各常任委員会委員長議案審査報告）

○議長（鎌田礼二） 日程第2、議案第58号ないし第89号を議題といたします。

去る9月6日の会議において、各常任委員会に付託しておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。6番浅野敏江議員。

○総務教育常任委員長（浅野敏江）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、9月11日に委員会を開催し、当局の関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第59号「塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例」は、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、津波防災センター施設使用料を見直そうとするものであります。具体的には、市民以外の利用については、現行の1.5倍の金額を改定し、さらに、他の公共施設と同様に実費相当額を冷暖房使用料として設定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」及び議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」は、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、各施設の利用料金を見直そうとするものであります。具体的には、運営経費の反映を基本とした料金設定としながら、激変緩和措置の観点から、現行の最大1.5倍の範囲内で使用料を設定するもの。塩竈市民の利用のしやすさを確保する観点から、利用者が市外の場合は1.5倍の割増し料金とするもの。利便性の向上を図る観点から、これまで時間帯での貸館を1時間単位とするもの。以上のことを踏まえた利用料金に改定するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、本条例は、上限額を設定するものであり、料金改定については、指定管理者との締結している現在の協定の期間が終了し、次回の協定締結のタイミングで行うことと、料金を1時間単位にすることについては、指定管理者と協議の上、早い時期に移行したいという趣旨の説明がなされたものであります。

次に、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、文書の電子決裁の導入に係るシステム費用、第二中学校長寿命化改良工事について、国の学校施設環境改善交付金が交付されることが決定したことを踏まえ、同交付金を財源の一部とする補正予算を計上するもの。老朽化した塩竈市温水プールの改修費用、大規模改修工事による体育館の一部施設が利用できなくなることに伴う指定管理者への補償金、繰越明許費においては中学校長寿命化改良事業、地方債補正においては中学校長寿命化改良事業の追加及びスポーツ施設整備事業の実施に伴う変更が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 浅野敏江

○議長（鎌田礼二） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。15番辻畑めぐみ議員。

○民生常任副委員長（辻畑めぐみ）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、9月12日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」については、物価高騰の状況

や受益者負担の適正化などを踏まえ、各種証明書交付の手数料を見直そうとするものであります。具体的には、サービス提供経費を基本とした料金設定としながら、激変緩和措置の観点から、現行の最大1.5倍の範囲内で手数料を設定するとともに、コンビニ交付の場合は非接触による交付や来庁者の減少による窓口の混雑緩和等の効果が期待できることから、窓口交付より100円減額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例」については、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、月見ヶ丘霊園の清掃料を見直そうとするものであります。具体的には、サービス提供経費を基本とした料金設定としながら、激変緩和措置の観点から、現行の最大1.5倍の範囲内で清掃料を設定し、改正しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、健康保険証としての利用登録がなされたマイナンバーカードの利用を基本とする仕組みに移行することから、塩竈市国民健康保険条例について、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」、議案第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」については、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、各施設の使用料金を見直そうとするものであります。具体的には、運営経費の反映を基本とした料金設定としながら、激変緩和措置の観点から、現行の最大1.5倍の範囲内で使用料を設定するもの。市民の利用のしやすさを確保する観点から、利用者が市外の場合は1.5倍の割増し料金とするもの。冷暖房使用料は、実費相当額を設定するもの。以上のことを踏まえた使用料金に改定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号「塩竈市地域包括支援センターの事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」については、地域包括支援センターの人材確保が困難な状況を踏まえた介護保険法施行規則の一部改定により、令和6年4月1日から地域包括支援センターの職員配置基準が改められ、柔軟な職員配置を行うことが可能となったことから、所要の改正を行うものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、町内会等コミュニティ強化支援事業、児童手当の所得制限の撤廃や支給年齢の拡大などが盛り込まれた児童手当法の改正に伴う児童手当の拡充のための予算、障害福祉サービスに関する事務手続の簡素化等に伴う障害者福祉システムの改修、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う生活保護業務関係システムの改修費用が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 町内会等コミュニティ強化支援事業については、集会所またはコミュニティセンターで利用していただく地域コミュニティの形成に資するための用品、具体的には、囲碁、将棋、健康マージャン等を町内会等に配付するものであるが、集会所等の利用促進を図り、地域コミュニティにおける災害時の防災連携にもつながるよう、地域住民の交流促進の支援にこれからも取り組まれない。

次に、議案第76号「令和6年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、歳出において、介護給付費等交付金及び地域支援事業支援交付金の令和5年度分の精算に伴う返還金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号「令和6年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」については、歳出において、後期高齢者医療広域連合への令和5年度分の納付金と保険料の精算に伴う還付金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号「令和6年度塩竈市立病院事業会計補正予算」については、債務負担行為において、医事業務等委託などの限度額を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「権利の放棄について」は、病院事業診療及び介護サービス利用料の債権について、時効消滅が完成しているものについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号ないし第88号「消費税の過払に係る和解について」は、社会福祉事業の業務委託の一部において、本来非課税事業として取り扱うべき事業を誤って課税事業として取扱い、消費税相当分を受託者に過払いしていたことが判明し、過払いした消費税相当額の返還について全額を返還することが困難であるとの申出を受託者より受けたことから、消費税

の更正期間を過ぎた一部の債権を放棄し、受託者の事情に応じて残金を一括または分割で返還させる和解契約を締結しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 今後、このような事案を起こさないためにも、マニュアル等を作成するなどして再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。

次に、議案第89号「塩竈市児童館及び塩竈市放課後児童クラブの指定管理者の指定について」は、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任副委員長 辻畑めぐみ

○議長（鎌田礼二） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。17番土見大介議員。

○産業建設常任委員長（土見大介）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、9月13日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果について、ご報告いたします。

まず、議案第65号「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」は、受益者負担の適正化を踏まえ、漁港占有料を見直そうとするものであります。具体的には、漁港を有する本市以外の県内自治体の漁港占有料が宮城県と同額、または、より高い料金設定であること。また、宮城県の管理漁港である桂島漁港は、宮城県が設定する占有料が適用されており、島により料金が異なっている現状を踏まえ、漁港占有料を宮城県に準じた料金に改正しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」は、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、塩釜港旅客ターミナルの利用料金の基準額及び会議室の施設区分の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものであります。具体的には、運営経費の反映を基本とした料金設定としながら、激変緩和措置の観点から、現行の最大1.5倍の範囲内で使用料を設定するもの。塩竈市民の利用のしやすさを確保する観点から、利用者が市外の場合は1.5倍の割増し料金とするもの。冷暖房使用料について、実費相当額を新た

に設定するもの。2階インフォメーションセンターが業務用施設に転用されていることを踏まえ、現行条例の施設区分から削除するとともに、2階アクアルームを新たな会議室として規定するもの。以上のことを踏まえ、使用料金の改定や会議室の規定を見直そうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 本定例会に上程されている使用料の見直しに関する議案全般に言えることではあるが、見直し後の使用料は現行の1.5倍を上限とする激変緩和措置が適用されるものの、市外在住の方の利用や冷暖房を使用する場合は、現行の1.5倍の額を超過する場合があることについて、分かりやすく丁寧な説明に努められたい。

次に、議案第67号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」は、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、建築台帳記載事項証明書の交付手数料を見直そうとするものであります。具体的には、サービス提供経費を基本とした料金設定としながら、激変緩和措置の観点から、現行の最大1.5倍の範囲内で交付手数料を設定し改正しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号「建築物における駐車施設の附置等に関する条例を廃止する条例」は、将来的に人口や交通量の減少が見込まれること。周辺道路や公営・民営駐車場の整備が促進されてきたことに伴い、十分な駐車需要が確保されていることから、一定規模以上の建築物の新設等を行うものに対して、駐車施設の附置を義務づける本条例を廃止しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第70号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」及び議案第71号「塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例」は、物価高騰の状況や受益者負担の適正化などを踏まえ、設計審査手数料や工事検査手数料を見直そうとするものであります。具体的には、サービス提供経費を基本とした料金設定としながら、激変緩和措置の観点から、現行の1.5倍の範囲内で手数料を設定し、改正しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号「令和6年度塩竈市一般会計補正予算」は、歳出において、水産業・水産加工業販路拡大支援事業が計上され、地球温暖化に起因する主要水産物の不漁や漁獲対象種の変化、物価高騰の影響等、厳しい経営状況に置かれている市内水産加工業者の経営支援として、本市水産品、水産加工品の販路拡大を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、

原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 水産業・水産加工業販路拡大支援事業については、実施後にアンケート調査や意見交換の実施などにより、事業効果の検証を行い、今後の市の施策に生かされたい。

次に、議案第79号及び第81号「権利の放棄について」は、市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料と水道料金の債権について、時効消滅が完成していることから、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、権利の放棄をしようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 市営住宅家賃及び市営住宅駐車場使用料の債権については、様々な事情や理由によって家賃等の支払いが困難になる状況が考えられるため、入居者の生活状況なども考慮し、適切な債権管理に取り組まれない。

以上が、本委員会では審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 土見大介

○議長（鎌田礼二） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第58号ないし第63号、第65号ないし第67号及び第69号ないし第74号に対し、反対の議員の討論を行います。16番小高 洋議員。

○16番（小高 洋）（登壇） それでは、反対討論を行ってまいります。小高でございます。どうぞお聞き取りのほど、よろしくお願い申し上げます。

まず、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、議案第59号「塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例」、議案第60号「塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例」、議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」、議

案第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」、議案第65号「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」、議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」、議案第67号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」、議案第69号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第70号「塩竈市下水道条例の一部を改正する条例」、議案第71号「塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例」、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」、議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」14本について、反対討論を行います。

これら14本の議案は、公共施設の貸し会議室等の利用に当たっての冷暖房使用料の設定や貸館の時間単位の変更、また、市民以外の方の利用料金の割増し等のほか、基本的には、現行の公共施設使用料や住民票の発行等の各種手数料等について、令和7年4月1日から現行の1.5倍を上限に引き上げるとするものであります。また、基本的に3年ごとに見直すということでの説明がなされております。

まず、冒頭、海外の紛争や国の円安政策等によって、物価高騰やエネルギーの光熱費等の高騰、こういったものが市民生活を襲っていると、産業界を襲っていると。自治体はこういうときにこそ市民生活の防波堤となるべきであると、まず、冒頭申し上げておきたいと思っております。

それでは、まず、塩竈市において、こういった使用料・手数料をすぐすぐ引上げなければならぬ財政となっているのかといった点であります。

今定例会においては、令和5年度の決算審査が行われました。歳入歳出決算書においては、一般会計は歳入歳出差引額で14億5,727万円、この黒字ということであり、翌年度に繰り越す財源を引いても実質収支額で9億7,424万円と、半分を財政調整基金、半分を翌年度に繰り越すということでありました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、いわゆる健全化判断比率、各種指標をもってしても、いわゆる財政再建等が求められる基準は大きく下回ったということでありました。

重点課題等々を含め財政面での課題、これを否定するものでは全くありませんが、少なくとも使用料・手数料については、これは一定の時間をかけてきちんと示すべきを示して、具体的な見直しの議論を丁寧に行う、こういった時間をまず取れるであろう財政状態と言えると考えております。

そして、計画上の位置づけとしては、令和5年3月に策定された第5次塩竈市行財政改革推進計画アクションプランの中で、この使用料・手数料の見直し等についても方針化をしており、議案の説明においても第5次行財政改革推進計画に基づいてという説明でありました。

この行財政改革について、当然、無駄をなくしての財政、行政運営を行う、このことについては当然賛同するものでありますが、市民生活や産業が大変傷んでいる中、さらなる市民負担の増となるような見直し等については、これは方針にあったとしても慎重に検討すべきものだという事を申し上げておきたいと思います。

続いて、使用料・手数料の見直し、引上げにあつては、これは直接の市民負担の増でありますから、当然、これは市民と議会に対し丁寧な説明が求められてしかるべきであります。このことは、この議会の中でも市長自らご答弁にもあつたことであります。

しかしながら、例えば、市民説明会等におきましては、各町内会長さんにも案内は来たものの、会場の広さの関係上、各町内会、自治会については、代表者1名の出席を基本とし、2名以上の希望は調整すると、こういった案内があつたそうであります。自治会、町内会届出数は166、加入世帯数は2万147、直近の総世帯数は2万4,388世帯であります。そして、5回開かれた説明会参加者は82名、パブリックコメントは22件と、広報やホームページ等で考え方を示しているといつても、示されてから議案が提出され、そして、これが通つたとして実際の条例が始まる、施行される期間までも短く、広い市民への説明には遠く及ばないと考えております。

6月末から7月にかけて開かれた実際の市民説明会におきましては、引上げの金額等が具体的な数字として示されました。7月2日から1か月間にかけて行われたパブリックコメントの際の附属資料においても、こうした具体的な金額の記載がございました。

一方、この段階で議会に対してであります、5月の各常任委員協議会で、まず考え方等の説明はあつたものの、金額については、資料等で示されてはおりませんでした。8月の各常任委員協議会でパブリックコメント附属の資料ということで提示をした具体の金額が報告をされたわけであり、議会ですらこうした見直しについての議論が始まった、その途中で具体的な金額まで先に市民説明会等で示すことは、これは金額ありきの進め方となってしまうのではないのでしょうか。

また、今回、引上げが提案されている各使用料・手数料、この中で公共施設使用料、こういったものの中には、現在、指定管理が行われている公共施設の使用料金も含まれるということでもあります。一般的に、これは一般的な話ではありますが、指定管理の下での施設の運営に当た

っては、料金を徴収しない施設を除いては、基本的にはテナント料収入ですとかそういった事業収入をもって充たると。使用料金等の、または使用料金等の事業収入と市で支出する指定管理料をもって経費を賄って運営に当たると、これが基本的な指定管理となっております。

また、この使用料金を取るとなった際は、この変更は指定管理者のみでは勝手には行えないと。これが基本的な指定管理の在り方かなと捉えておりますが、今回の議案審査に当たりまして、9月6日定例会初日の総括質疑の中で、令和7年4月からの引上げ、このことは指定管理契約期間途中の使用料変更となると。また、料金の引上げ、このことをそのまま引き上げるとすれば、指定管理者の収入増となるという。こういったことについて、施設の運営経費、あるいは、指定管理料等の関係でどのように整合性を取るのかと。こういった内容の質疑に対して、後ほど事業者と話し合うと。指定管理の指定管理料の精算ということになるかもしれないと。こういった旨の答弁が初日の総括質疑においては、あったわけでありませぬ。

その後、9月11日に行われた総務教育常任委員会において同様の質疑があった際には、条例自体は令和7年4月からの施行となりますが、料金の上限額を定めるものであり、指定管理されている公共施設の実際の料金引上げは、現在の指定管理契約期間終了後の新しい契約締結後となると。その際、指定管理料については、例えば、引下げ等を行いたい、こういった旨の答弁があったわけでありませぬ。これは事前の説明にはなく、質疑があつて初めて明確になった、まさに重要な内容であります。これは全く説明不足と指摘せざるを得ませぬ。

続けます。

今回の使用料・利用料の見直しは、第5次行財政改革推進計画に基づいて、これまで見直しが行われてこなかったこと。物価高騰等の状況を踏まえ、受益者負担の適正化を理由とし、経費の反映を基本とするとされております。

その上で施設やサービスを利用しない方、あるいは、利用している方、この負担の割合という表現で料金収入と税負担分の収支割合を示し、料金収入の不足をいわゆる税、公費で賄っているということから、引上げによる利用者負担の増をもって受益者負担の適正化とするといったような説明であります。

この受益者負担の考え方そのものは、地方自治法で使用料・手数料それぞれ示されておりますが、実際の公共施設の使用料等々、その金額の決定のプロセスにおいては、これは幾つかの原則に基づいて議論することが必要であり、当局においてもそういった議論を恐らくされただろうと思ひます。

主に、負担均衡の原則、あるいは、負担公平の原則、または応能負担、あるいは、どのように政策を反映するのかと。こういった原則等々が挙げられるわけでありますが、今回の一連をめぐる説明、あるいは、市民説明会等では、負担公平の原則に関わる部分が強調して示され、その他の部分については、ほとんど示されなかったと捉えております。

今回、示されなかった部分、例えば、負担均衡の原則によっては、サービスをその性質ごとに分類をし、その分類を基準に受益者負担と税負担、いわゆる公費負担の割合を設定をすることです。例えば、市民生活にそのサービスが欠かせないものなのか、または、個人の趣向の違い等で必要性が異なるものかどうか、こういったいわゆる必需性という観点、また、民間で提供ができるものなのか、公共性が高く民間での提供が難しいのかどうか、いわゆる市場性、こういった諸基準に基づいて分類を行い、その考え方を示した上でこの分類が適切なのかどうか、公費負担と利用者負担の割合をどのように考えていて、では、どうあるべきなのか、そういった議論が必要だと考えますが、そういった部分での説明はなく、また、そういった議論もなかったということでございます。

また、応能負担、あるいは、政策反映の原則の分野においては、例えば、受益者の所得、こうした負担能力の違いが出る部分、また、それに関して必需性に基づいてどのように料金を減免していくのか、こういった考え方等も明確に示されてはおりません。

他の市町村においては、こうした受益者負担の原則や、経費の算定基準等に加え、先ほど述べたような公費負担の割合等の諸原則に基づく考え方、こういったところについて、見直しに当たっての指針として明確に示しながら、一定時間をかけて議論をしているところが見受けられます。こういったことを示すことなく、あるいは、議会できちんとした議論を行うことなく引上げを行うことが、受益者負担の適正化のプロセスとして適切なのでしょうか。こうしたことを示さずに、経費において、利用料金で賄えない部分、これは使っていない方の負担、こういった言い方をすれば、これはいたずらに対立をあおることにもなりかねないわけであります。

使用料・手数料の見直しを行うというのであれば、こうした公費負担の割合、その根拠、こういった様々な諸原則に基づく考え方等も丁寧に示しながら、広く議論を行うべきではないでしょうか。これまで見直されてこなかったというのであれば、なおさらこれは重要であると考ええるものであります。

以上の点をもって、この利用料・手数料等の見直しに関連する14議案、ここについての反対の理由といたします。

続いて、議案第61号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、反対の理由を述べます。

本条例は、国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日から現行の保険証の新規発行を終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードの利用を基本とする仕組みに移行することから、本市において所要の改正を行うとされております。

具体的には、法の規定により、市町村は保険料を滞納している世帯主が保険料の納期限から1年間の間に保険料を納付しない場合に、被保険者証の返還を求めるとしており、これに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができるとされています。

このため、本市においても条例で被保険者証の返還を求められて、これに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する旨を規定しています。法改正により、当該規定が削除されたことに伴い、本市条例の罰則規定のうち被保険者証の返還に係る条文を削除すると。こういったもののご説明がありました。

そもそもの話になりますが、これまでの国のマイナンバーカードをめぐる取組の進め方において、マイナンバーカードを作るかどうか。このマイナンバーカードを保険証として登録すること、登録した上でそれを使うかどうか、ここにやって現在に至るまで、これは全く任意とされております。任意の制度を普及するために既存の保険証を廃止することに道理はないと思うわけであります。

政府は、現行の保険証の廃止後にはマイナ保険証を持たない方には資格確認書を交付をするとしております。この資格確認書には、保険資格について、保険証と同様の内容が記載をされております。廃止をして同様のものを配付をすると。この進め方も全く支離滅裂と言わざるを得ません。

また、この間、このマイナンバー保険証、マイナ保険証の実際の使用に当たって、医療現場の負担は増大し、また、様々なトラブルが起きているということでもあります。

19日に全国保険医団体協会の調査内容においては、本年5月以降、7割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが起きているということでありました。37都道府県、1万242医療機関が調査に回答し、うち7,134機関、69.7%においてマイナ保険証、あるいは、オンライン資格確認のトラブルがあったということでもあります。資格情報が読み取れない、こういった理由で一旦窓口負担10割を請求したと。こういった事例が9.4%に上ったと。10割負担で一旦お願ひできますかということの説明を行った際に、患者が受診せずに帰られたと、こういった事

例もあったそうであります。

現在では、マイナ保険証と同時に既存の保険証を持参することが推奨されておりますが、保険証廃止後はじゃあ、どうするのかと。一緒に資格情報のお知らせを持ち歩けとなるのでしょうか。こういった対応も全く不明であります。

加えて、保険者、被保険者の実務的負担も増大をするわけであります。保険者は、マイナ保険証を持っている人、いない人、作った方、登録された方、こうした日常的な把握と資格確認書の発送等の作業を行わなくてはなりません。加えて、現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてまいります。先日私のところにも届きました。

一方、マイナ保険証、マイナンバーカード自体は5年ごとに役所に行って自ら更新しなければなりません。保険者、自治体にあつては更新の個別対応、被保険者にあつてはこれまで必要のなかった更新の手続が必要となるわけであります。

そして、マイナ保険証を持っていない方に発行される資格確認書も法律では希望者の申請となっております。当面の間は申請のなしで発行するということになっておりますが、その後は決まっていないということでもあります。

これまで述べてきたようなことが次々と明らかになる中で、8月のマイナ保険証の一般の方の利用率は12%程度と、7割を超える国民の方々が既存の保険証の存続を求めているということでもあります。

最後に、公的医療保険制度の下では、こうした保険証を発行・交付する責任は国と保険者にあるわけではありますが、それを揺るがすようなことは許されないことでもあります。保険証廃止の撤回と既存の保険証の存続を強く求める立場から、本条例に反対するものであります。

以上で、反対討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第58号ないし第61号、第65号、第67号、第69号ないし第71号に対し、賛成の議員の討論を行います。7番桑原成典議員。

○7番（桑原成典）（登壇） 塩竈維新の会、桑原成典でございます。

議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、議案第59号「塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例」、議案第60号「塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例」、議案第61号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、議案第65号「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」、議案第67号「塩竈市建築基準条例の一部を改正する条例」、議案第69号「塩竈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第70号「塩竈市下

水道条例の一部を改正する条例」、議案第71号「塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例」に関し、賛成する議員を代表いたしまして、賛成討論をさせていただきます。

これらの議案は、第5次行財政改革推進計画に基づき、受益者負担の適正化や物価高騰の状況を踏まえた手数料・使用料等の見直しを行うために改正するものでございます。

行政サービスには、全て経費がかかっております。これらは税金です。市民一人一人が負担をしております。サービスの提供に係るコストを意識しながら、利用者の応分の負担を求めるとが受益と負担です。これらを適正にしていくこと。これが受益者負担の適正化になります。この受益者負担の適正化に基づき、利用する方としない方の負担の公平性及び公正性を確保しなければなりません。

塩竈市では、現在に至るまで、使用料・手数料について抜本的な見直し及び改正をしてきておりませんでした。私は遅過ぎると思っております。受益者負担の公平性と公正性を考えてこなかったのが現実です。

確かに今、物価高で市民の方々に負担は強いられています。ただ、これ以上先送りにすれば、満足がいく行政サービスが受けられない可能性もございます。これまで、市民説明会の開催、パブリックコメントの実施、市長の懇談会や広報しおがま等で市民に周知されてきたと確認しております。

また、市民生活の負担を少しでも減少させるために、激変緩和措置の適用や、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」に関しましては、窓口交付よりもコンビニ交付の手数料が100円引きとなっていることや、住民票の窓口交付で同一世帯5人目以降の加算を廃止されるなど、工夫も見受けられます。

よって、使用料・手数料等の見直しに伴う関連議案に賛成するものであります。

また、議案第61号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」に関しましては、国民健康保険法の規定により、塩竈市国民健康保険条例でも被保険者証の返還を求められ、応じない者に対し過料化する旨の規定をされておりますが、国民健康保険法の一部改正により、塩竈市国民健康保険条例の罰則規定のうち、被保険者証の返還に係る条文をただ削除されるものであります。条例を整理するために提案されているものであります。よって、反対する理由が何ひとつございません。

最後、当局におかれましては、手数料・使用料等値上げの結果をしっかりと検証していただき、さらなる行政サービスの向上を努めていただき、我々議員はしっかりと監査をさせてい

ただきたいと思っております。

以上のことから、議案第58号ないし議案第61号、議案第65号、議案第67号、議案第69号ないし議案第71号に関して、賛成する議員の代表として賛成の討論とさせていただきます。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第66号及び第72号ないし第74号に対し、反対の議員の討論を行います。18番伊藤博章議員。

○18番（伊藤博章）（登壇） 塩釜を元気にする会を代表いたしまして、反対討論をさせていただきます。

まず初めに、私の政治姿勢を明確にします。河北春秋に、県の宿泊税の県議会での審議に期待を込めて、代表なくして課税なしとアメリカ独立戦争の引き金になったスローガンを引用しています。代表なくして課税なし、の意味は、自分たちの代表者が議会にいない状況で課税されるのは不当であるということです。そして、河北春秋は、課税責任は住民代表が集う議会が負う原則をかみしめ、議会が丁寧な説明を拝聴するだけでは、なぜ、どうして、に答えられまいと結んでいます。

私は、公選で選ばれた議員の1人として、任期の4年間、白紙委任されたとは考えていません。常に、市民の皆さんの声を聞き、私の考えを説明し、共感を共有しながら、議員として市民の皆さんの、なぜ、どうして、に答えられるように、常に研さんを重ねることを政治姿勢としていることを申し上げ、その原則に従って反対討論を行います。

さて、反対討論に入る前に、9月定例会において提案されている手数料・使用料の改正に関する議案に対して、利用料や手数料を定期的に見直すことに関する私の基本的な考えを申し上げます。

1. コストの変動。1. 公平性の確保。1. 老朽化した施設の更新。1. サービスの質向上。
1. 法規制や政策の変更。など、基本的な視点は理解をしています。

その上で、1. 使用料及び手数料の算定に当たっては、施設の維持管理費などサービス提供に要する費用を明らかにし、一定の考え方に基づいて受益者負担を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者となる市民の理解を得るよう努める。算定方法の明確化が重要です。1. 受益者負担が過大にならないよう、適正な職員配置や事務事業の見直しなどによって、サービス提供に要する費用の縮減に努める。経費縮減の取組が重要です。

これらのことから、使用料・手数料の算定の基本的な考え方が示され、これに基づいて受益者負担の内容が適正であるかを検証できる提案になっているか、否か。また、市が直接サー

ビスを提供しているのか、または、指定管理者制度を導入しているのか。

以上のことを踏まえて判断いたします。

今回の議案の中で、議案第58号「塩竈市手数料条例の一部を改正する条例」、議案第60号「塩竈市月見ヶ丘霊園条例の一部を改正する条例」、議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」、議案第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」、議案第65号「塩竈市漁港管理条例の一部を改正する条例」、議案第59号「塩竈市津波防災センター条例の一部を改正する条例」については、賛成の立場ですが、残念ながら算定方法の明確化など、受益者負担の内容が適正であるか検証できる提案となっていないことに苦言を申し上げます。

また、今回の条例改正において、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づきという条件があります。それで、第5次塩竈市行財政改革推進計画のアクションプランを拝見させていただくと、使用料・手数料の見直しの項目の中に、見直しに当たっては受益者負担が過大にならないよう、適正な職員配置や事務事業の見直しなど、サービス提供に要する費用の縮減や経費削減の取組を併せて行い、使用料等の算定の基本的な考え方や算定方法を明確に示すことで、負担する内容の透明性を高め、受益者となる市民の理解を得るよう努める、とありますが残念ながら、基本的な考えは示されても算定方法は明確に示されておりません。

そして、令和6年9月に条例等を改正するという目標に向かって、必死に当局は邁進してきたんだと思いますが、今回、私が先ほど述べた、各条例改正の賛成する立場では少なくとも前段述べましたとおり、これは塩竈市が独自に行うサービスであることから、賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

その上で、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」、議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」、議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」に反対をする理由を申し上げたいと思います。

まず、といたしますか、まず、議案第72号から第74号を主に申し上げさせていただきたいと思います。

これらの改正案は、塩竈市公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて、公募により、市長が指定管理者の候補に選定し、議会の議決をして指定管理者に指定した施設の使用料等を改正する条例案です。私は、指定管理者制度を適用している施設につい

ては、適正な使用料・手数料を算定し、指定管理者を選定する際の仕様書等に、明示されるべきと考えるんですが、指定管理期間中においては、料金改定により、利用者見込みが変動するなど、事業計画に影響を及ぼすような定期見直しは行わず、あくまで更新に合わせて見直しを検討すべきと考えております。

このことに関しては、先ほどの、今回の条例改正の根拠となっている第5次塩竈市行財政改革推進計画のアクションプランを見ると、社会教育施設の指定管理者制度導入を行うということが目標になっています。目標年度は、令和6年度には指定管理者を、指定管理を開始するという目標ですが、この中で効果としてうたわれているのは、いろいろありますが、職員の配置と削減が図れることが効果としてうたわれているわけです。

それと、先ほど申し上げました、使用料・手数料の見直しというのは、どうもこの第5次塩竈市行財政改革推進計画の中では、私にとっては別物に見えます。別物のものをあえて一緒にして、あたかも理由のように、使用料・手数料を見直すという形で指定管理者制度にまで無理くり導入を図ろうとするやり方ではないのかとしか見えないんです。

その上で、令和5年5月の塩竈市生涯学習センター指定管理者業務仕様書を拝見しますと、指定管理者は業務の処理に必要な経費として、1. 市が支払う指定管理料。1. 利用料金及び主催事業の収入となっているわけです。そして、塩竈市と指定管理者で責任分担する。すなわち、リスク分担も明確にされております。たしか昨年、指定管理者導入に関する議案が上がったときに、随分このリスク分担のところが議場でも話題になったように記憶しているわけですが、その中で、物価金利変動、需要変動は指定管理者側をリスクとされています。しかし、今回の議案提案では、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の状況やと。物価高騰に対する変動まで、この使用料の値上げ、見直しの理由にされているわけです。これは明らかに、私にとっては理解できない内容です。

そして、その裏づけとなるのが、令和6年4月1日付で、総務省自治行政局行政経営支援室長名で、指定管理者制度の運用の留意事項というのが、これはあくまでも助言という形になりますが出されております。その中で、物価高騰などへの対応としては、基本的には、使用料を見直すのではなくて、委託料を見直すというのが示されている内容ではないかと思っています。

ある事例が紹介されていますが、これ紹介というのは、紹介をしてこうあるべきだよねって言っているんだと思いますが、管理委託料については、事業者の提案した金額を基に、毎年

度、施設所管課と指定管理者が協議を行って、人件費については、指定管理者の継続的な人材確保などを通じて施設運営の安定を図るため、賃金水準の変動等を踏まえ適正に積算し、管理料に反映する必要があるということが言われています。そのために私は、この指定管理料というのをお支払いしているんだと思うんですが、なぜか使用料の部分の値上げという行政側の提案があったわけです。

それで、この使用料の考え方ですが、基準額でもいいでしょう。多分、本市もそうですが、この指定管理者制度を導入するに当たっては、この使用料基準額と言われるものは、指定管理者のインセンティブという捉え方をしていないでしょうか。要は、指定管理事業者が自主事業や利用者の増加を図るような取組をすることによって、利益を上げることができる。これがこの指定管理者制度導入の最大のメリットだと私は考えています。そういうことを考えていくと、申し訳ございませんが、この使用料の手数料の適正化という話と、この指定管理者制度での使用料の在り方というのは別物だと思います。これは同じだということであれば、そういうことをちゃんと説明すべきだと思います。市が独自にやっている、提供しているサービスに対する使用料・手数料の見直しとは、どうもこの条例違うような気がいたします。そういうことを併せて、残念ながら説明が不足していると言わざるを得ないことから、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」、議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」に反対をしたいと思います。

あえてつけ加えますが、先ほどの総務省自治行政局行政経営支援室の室長の助言では、令和4年10月に出された同じ室長名の通知では、今般の原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により、指定管理者が負担する経費が増加するものと考えられますが、当該経費の増加については、各地方公共団体と指定管理者との間で締結した協定等において、リスク分担の考え方が示されている場合は、当該考え方に基づいて対応ということが助言されておりますので、ぜひこの助言というものを大事に捉えていただければと思います。

続きまして、議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」に反対する理由を申し上げます。

前段述べました、議案第72号、議案第73号、議案第74号の反対理由と基本的には同じですが、塩釜港旅客ターミナル条例における指定管理者である塩釜港開発株式会社は、指定管理料を頂戴しておりません。要は、もともとが旅客ターミナルの床を貸して収入を上げるというこ

とが、あの事業所の収入の経営資源の大きな柱だったはずですから、そのことがそのまま継続されているんだと思います。

そのことを分かった上でお話ししますが、さきの産業建設常任委員会において、私の質疑に対して当局答弁で、この条例を提案した背景については、塩釜港旅客ターミナル（マリングート塩釜）の指定管理者である塩釜港開発株式会社の経営状況が悪いと聞いているので、収益性の確保のために条例改正案が必要であるような説明もありました。

今回、この条例案の中身を見させていただくと、要は、現在、会議室の施設区分の見直しというのが大きな柱かと思います。2階インフォメーションセンターが業務用施設に転用されていることを踏まえ、現行条例の施設区分から削除するとともに、会議研修等の需要に応える2階アクアルームを新たに会議室として規定する。これ、今ある使用料を改定する話ではなくて、旅客ターミナル、公の財産である旅客ターミナルの施設の使い方、収入を上げる部分を増やすということではないかと思うんです。

それと、冷暖房使用料に実費相当額を設定すると。これはすごく当たり前のことで、多分これまでも議会の中で、たしか電気メーター別につけたり、水道メーター別につけたりして、しっかり実費相当をいただくような形を取ったらどうですかという議論があったような気がします。そういったことが、遅れながらもやっとうやっとう一つ一つ実現するのかなと思って見ているんですが、そうであれば、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づきとかですね、物価高騰の状況や受益者負担の適正化等を踏まえという大前提ではなくて、塩釜港旅客ターミナルの施設を使っただけの方が、より使いやすくするために、区分を設定するとか、公平性のために電気料とか、冷暖房使用料については、実費相当もらえるようにするとか、そういう説明のほうが、まだ分かるような気がします。

どうもこのあたりが行政内部で先ほど申し上げましたが、第5次塩竈市行財政改革推進プラン、推進計画アクションプランの中での指定管理者制度導入と、利用料・使用料の見直しという部分で、本来、もっと丁寧に説明しなければいけないところを、条件を全部一緒にして、一緒くたに出してきたことが、今回、この条例は分かりにくくしてて、何のためにこういうことがあるんだということが、せつかく指定管理者制度を導入している意味がどこにあるんだろうということを考えざるを得ない状況をつくっているんじゃないでしょうか。

そういうことから、議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」に反対する理由を申し上げたところですが、あわせて、最後に、塩釜港開発株式会社の経営強化に

については、大株主である塩竈市と宮城県から出向いていらっしゃる代表取締役副社長と、平取締役である方が積極的に関わりを持って、経営資源を磨き上げ、収益性の向上が図れる経営が実現できるように、壇上からご期待を申し上げまして反対討論といたします。

ご清聴に感謝を申し上げ、あわせて、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げて討論といたします。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第66号及び第72号ないし第74号に対し、賛成の議員の討論を行います。1番志賀 勝議員。

○1番（志賀 勝）（登壇） かいしんの志賀でございます。

議案第66号「塩釜港旅客ターミナル条例の一部を改正する条例」、議案第72号「塩竈市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」、議案第73号「塩竈市民交流センター条例の一部を改正する条例」、議案第74号「塩竈市スポーツ施設条例の一部を改正する条例」に賛成する立場から討論を行います。

本条例についてであります。第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、昨今の物価高騰による施設運営コストが上昇している状況や施設利用者に対して適切な負担を求める受益者負担の適正化などを踏まえ、施設料の見直しを行うことを目的とした条例であります。

まず、第66号議案についてですが、今ほどの反対討論の内容を踏まえて、私なりの討論をしますと、結論から申し上げます、いずれ上げなきゃいけないものという認識については、共有していると思います。値段の設定については、条例を改定しなければ設定ができないと認識しております。途中の経過、経緯については、条例制定までの4月まで、しっかりと議論をしていただいて、価格を決定していただければよろしいかと思っております。まだ時間はあります。

次に、議案第72号、議案第73号、議案第74号についても全く同じであります。

今回の条例改定の案については、上限設定をまず条例を改定して上げると。それで、その中身については、再度、まだこちらについては、教育施設ということもありまして、当局の説明の中で施設利用料の値上げについては、市と指定管理者との協定期間途中段階、すなわち、来年4月1日から利用料を値上げした場合、指定管理者側においては現行料金を基準とした5年間の収支計画に影響が生じる可能性があるほか、年間利用者数への影響が発生した場合、指定管理者の実績と評価に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、利用料金の上限として本条例を定めるものの、今年度で協定期間が終了する一部の施設を除き、指定管理者との協議を

踏まえながら、現在の協定期間においては現行料金を維持する旨の説明を受けていると聞いております。ということは、料金の基本料金の見直しに関しては、指定管理者とまだ打合せする機会があると捉えております。

私が賛成する理由の大きな理由としては、まず、根拠という部分に関しては、今まで値段を上げてこなかったのが、これから、しっかり見直していきますという、決算特別委員会の中でしたけれども市長の答弁があったということと、今まで1回もやってこなかった、議論しなかった。要は、役所の中にそういう知識があったのか、なかったのかというところに関しても見直さなきゃいけないわけですね。今回は、役所の中でこういう考え方が必要なのかどうかは分かりませんが、まず、初めて経験すること、伊藤議員のおっしゃったことを踏まえて、しっかりと議会が全会一致ができるよう、つくり込みをしていただく大事な機会と捉え、何とか今の役所の方々に公共料金の値上げ、これから3年ごとに見直しされるでしょうから、ぜひ、受益者負担の在り方、積算根拠、その他もろもろ、イニシャルコストの考え方、減価償却費を入れるのか、入れないのか等々を踏まえ、経営的な感覚をしっかりと身につけていただき、しっかりと料金設定をしていただければと思います。

私は、ここで指定管理者との議論を止めてしまうことよりも、先に進めて、実際にその数字を出していただく、例を出していただく、そこでもう一度議論をしたいというところにかけていたいと思います。

ゆえに、私は今回の条例改定については、賛成の立場で討論いたしますので、ぜひご賛同いただけますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（鎌田礼二） 次に、議案第62号及び第63号に対し、賛成の議員の討論を行います。2番 佐藤公男議員。

○2番（佐藤公男）（登壇） かいしん、佐藤公男でございます。

議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」並びに議案第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」に賛成する立場から討論を行います。

当該条例の改正内容は、第5次塩竈市行財政改革推進計画に基づき、物価高騰の現状や、受益者負担の適正化等を踏まえ、浦戸諸島開発総合センター並びに浦戸ステイ・ステーションの使用料の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものです。

使用料の算定に当たっては、人件費や物件費等のサービスに要する経費の反映を基本として、現行の最大1.5倍を上限とした激変緩和措置を運用した金額を設定していること。税負担をしていない市民以外の方が施設を利用する場合において、現行の最大1.5倍の使用料の設定にすることにより、市民との負担の公平性を保とうとしていること。実費相当額の冷暖房使用料を設定している内容などとなっております。

本市では、令和元年消費税の引上げに伴う料金の一部改定は行っているものの、使用料・手数料についての抜本的な改革は、見直しは先送りされてまいりました。財政豊かなまちであれば、料金改定などの必要はありませんが、当局に対し一言苦言を申し上げれば、当時の近隣他市の状況を鑑みれば、本市が抜本的な見直しに踏み切らなかったことは、極めて見通しが甘く、怠慢であったと言われても過言ではありません。その点については、深く反省をすべきと考えます。

二月ほど前、北海道夕張市を行政視察してまいりました。ご存じのように、財政破綻をした地方自治体です。車窓から見た情景は、病院、公民館、文化施設であったであろう廃屋が今も点在し、あまりあるスポーツ施設もそのままの使われていない状態となっております。

私は民間時代、2度の倒産の経験に遭っております。初めて訪れた夕張市ではありましたが、なぜか当時と同じような悲しく、寂しい感情が込み上げてまいりました。なぜなのか。結論を出すのに時間はかかりませんでした。会社であれ、行政であれ、破綻という悲しさや、つらさ、寂しさは一緒の感情であるからだと思います。

もちろん本市は、それまでの状況にはありません。ただ、原因はどうか、夕張市は廃屋となった病院、文化施設等は、行政サービスどころか機能さえしていなかったのが実情であります。本市においても、適切な運営が行われていかなければ、各施設の利用ができなくなる可能性はゼロではありません。さきにも申し上げましたが、令和元年に抜本的な見直しを行っていれば、その差額たる五、六年分の税金の投入は不必要であったことは言うまでもありません。公共施設の運営経費、行政サービスに要するコストは、使用料・手数料の料金収入のみでは充足されず、税金等の公費で賄われているのが現状であり、適正な見直しは不可欠であると考えます。

以上のことから、今定例会に提出されている議案第62号「塩竈市浦戸諸島開発総合センター条例の一部を改正する条例」並びに第63号「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例の一部を改正する条例」について、賛成者を代表しての賛成討論といたします。

○議長（鎌田礼二） 以上で、討論を終結いたします。

では、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第58号ないし第63号、第65号、第67号及び第69号ないし第71号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。よって、議案第58号ないし第63号、第65号、第67号及び第69号ないし第71号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第66号及び第72号ないし第74号について、採決いたします。

議案第66号及び第72号ないし第74号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

議案第66号及び第72号ないし第74号については、議長は可決と裁決いたします。

次に、議案第64号、第68号及び第75号ないし第89号について、採決いたします。

議案第64号、第68号及び第75号ないし第89号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、議案第64号、第68号及び第75号ないし第89号については、委員長報告のとおり決しました。



日程第3 認定第1号ないし第4号（令和5年度決算特別委員会委員長審査報告）

○議長（鎌田礼二） 日程第3、認定第1号ないし第4号を議題といたします。

令和5年度決算特別委員会委員長より、決算審査の報告を求めます。17番土見大介議員。

○決算特別委員会委員長（土見大介）（登壇） ただいま議題に供されました令和5年度決算特別委員会における決算審査の経過の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本特別委員会に審査を付託されました案件は、認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、認定第2号「令和5年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、認定第3号「令和5年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」

て」、認定第4号「令和5年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」であります。

本付託案件審査のために、9月10日、17日、18日及び19日の4日間、委員会を開催し、まず、議事運営上、正副委員長の互選を行いました結果、委員長には私、土見大介、副委員長には桑原成典委員が選任されました。

審査に当たっては、各会計決算の内容について、決算書及び提出資料などの説明を聴取し、さらに、新たに各種資料の提出を求めて活発なる質疑を展開し、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、認定第1号については、賛成多数をもって認定すべきものと決しました。認定第2号については、全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。認定第3号については、全員をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第4号については、全員をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決した次第であります。

各会計決算の内容につきましては、既に議員各位もご存じのとおりでありますので、詳細は省略いたしまして、各会計決算に対し、出された要望・意見の主なるものを申し上げます。

まず、一般会計について、申し上げます。

1. ふるさと納税については、第6次塩竈市長期総合計画における、しおがま未来創生プロジェクトの中の4つの項目を寄附金の使い道として定めているが、市民のまちづくりへの参画やシビックプライドの醸成という観点から、寄附金の使い道を市民から公募し、市民の意思を反映させる取組を検討されたい。また、本市にふるさと納税を申し込まれる方に対しては、寄附金がどのような事業に役立てられるのかが分かるように、活用される事業などを具体的に示されたい。

1. 塩竈市教育委員会点検評価報告の確かな学力の育成については、総括において「分からないまま進む授業の中で、意欲を失っている状況が見られる。教師が児童生徒の分からなさに寄り添い、周囲に教えてほしいと意思表示ができ、それを受け止められる集団づくり、授業改善が急務である」とある。教職員の多忙さは理解するものの、児童生徒に寄り添った丁寧な指導を行い、改善に努められたい。

1. 市役所の駐車場について。市役所正面玄関前の駐車場は、横並列に12台の駐車スペースを設定し、その向かい側に3台の縦列駐車スペースを設定しているが、車を出す際に、何度も切り返しが必要になるなど、高齢ドライバーでは利用しにくい面があるため、改善を検討

されたい。

1. 子育て世代包括支援センター事業における思春期保健事業は、医師や保健師等の講話を通じて、中学生が生命の尊さや性の知識について学ぶものであるが、性に関する相談窓口を講話の際に案内するなど、子供が自ら性の悩みや不安を相談してみたいと思えるような取組を実施されたい。また、性教育については、暴力などで相手を傷つけることがいかに深刻な影響を及ぼすかということについて、中学生期からしっかりと指導されたい。

1. 新型コロナウイルスワクチン予防接種事業については、今後も新型コロナウイルスワクチン予防接種は継続されることから、市民に対し、ワクチンの安全性や効果とともに、副反応や後遺症、健康被害救済制度についての情報も正しく周知されたい。

1. 商工業者への支援として、塩竈市小規模事業者チャレンジ支援補助金や中心市街地商業活性化事業などを実施しているが、市の補助事業を利用して起業・創業された方に意見を伺いながら、商工業振興へのさらなる支援策について検討されたい。また、設備投資などに対する資金面の支援だけではなく、経営には税務や労務などの知識も必要とされることから、ソフト面に対する支援についても検討し、予算を有効に活用して、本市の商工業の発展に寄与されたい。

1. 市内の公園については、定期的に草刈り作業が行われているが、作業が追いついておらず、雑草が生い茂っている公園が見受けられる。公園の入り口から遊具までの間をゴムチップで舗装するなど、雑草への対策を講じることにより、草刈り作業に係る費用の低減を図るほか、子供たちが常に遊ぶことができる環境を整えることを念頭に、公園整備の在り方や管理体制について検討されたい。

1. 市営住宅管理業務については、公営住宅法等に基づいて建設された市営住宅を管理代行制度に基づき、宮城県住宅供給公社と委託契約を締結し、適切な維持管理と良好な住環境を確保するものであるが、苦情等の対応については、居住者が気持ちよく安心して居住できるよう、迅速な対応に努められるよう、受託者と協議されたい。また、一部住宅については、空室が多いことから、他自治体の取組を参考に入居要件の緩和などにより、空室の改善に取り組みされたい。

1. 要保護・準要保護児童援助事業については、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し必要な支援を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るものだが、物価高騰等の影響により、生活が困難になっている家庭は多くなっている。そのような家庭が漏れなく

支援を受けられるよう、制度について、小まめな周知に努められたい。

1. スポーツ施設管理運営事業において、市が管理する屋外スポーツ施設については、経年劣化により、修理や更新が必要な設備があるほか、草刈りなどの環境整備が行き届いていない施設が見受けられる。施設の利用予定をあらかじめ把握し、利用前には整備を完了するなど、適切な管理運営に努めるとともに、地域住民や利用団体と意見交換の機会を持つなど、様々な意見を伺って施設の管理運営に生かされたい。また、市が管理する屋外スポーツ施設の利用者は、令和4年度から令和5年度にかけて大きく減少していることから、現状の分析と課題について整理されたい。

次に、特別会計について、申し上げます。

1. 各特別会計、企業会計において、いわゆる財源不足を補填する基準外繰入金については、これまで着実に削減されてきたことを評価する。しかしながら、類似団体に比べ、まだ高いとのことであるので、引き続き、基準外繰入金の削減に向けて経営努力をされたい。

1. 交通事業特別会計については、現在の3隻体制から老朽化した1隻を更新せずに2隻体制に変更することについて検討されているとのことであるが、島民の生活を支える航路であり、引き続き、安全安心な運行に努められたい。また、民間委託などを含め、改善に向けての検討をスピーディーに行われたい。本事業のみならず、料金等の見直しを行う際における積算根拠の説明内容が薄い。詳細な説明があつて議論が進み、市民の理解が得られるものである。今後、見える化や分かりやすい説明を行っていただきたい。

1. 国民健康保険事業特別会計については、1人当たりの医療費が高くなっているにもかかわらず、保険料負担を抑えてきたことを評価する。有効期限の短い短期証や医療費を一度全額払って後から給付を受けなければいけない資格証明書の発行対象者が増えている。滞納者について、寄り添った対応をされたい。

1. 魚市場事業特別会計については、魚価が高かったことで水揚げ高が上がったことや、イベントを開催し、多くの市民に訪れていただいたことについて評価をする。しかしながら、魚価については落ちついてきたことから、E U—H A C C Pに対応し、世界に通用する市場であることを強みにしながら、漁船誘致を進め、水揚げ高の確保に努められたい。このことについては、水産加工業界も期待をしている。S D G sの観点からも、未利用魚の活用を求めるとともに、教育委員会と連携しながら、子供たちへの魚食普及活動を引き続き行われたい。

1. 介護保険事業特別会計については、徘徊高齢者SOSネットワークシステムについて、現状において行方不明となった徘徊高齢者の捜索への協力を求める相手方は、あらかじめ登録された公的機関、社会福祉団体、交通事業者、小売事業者などとなっている。認知症サポーターや一般市民にも協力を求める体制構築を検討されたい。

最後に、企業会計について、申し上げます。

1. 下水道事業会計については、下水道使用料の徴収対象とならない下水道の汚水管の老朽箇所から流入する雨水や地下水を減らし、使用料徴収の対象となる下水の割合、いわゆる、有収率の向上に努められたい。

1. 市立病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症患者の受入れや不採算部門であっても、市民に必要な医療を提供しながら経営努力をされ、黒字となっていることについて評価をする。今後も整備された資機材を活用し、人間ドックの受入れを増やすなど、収入の確保に努めるとともに、地域医療を守るという責任を果たされたい。

1. 水道事業会計については、料金徴収の対象となった水量の割合、いわゆる有収率が、水道事業運営に必要な分5%を考慮しても、10%以上低くなっている。改善に努められているとのことであるが、有収率1%分が1,000万円の収入に相当することも踏まえ、今後も、老朽化した水道管を計画的に更新することによって、漏水を減少させ、有収率の向上に努められたい。

以上が審査の概要であります。

なお、本特別委員会は、議会選出の監査委員を除く議員全員の構成でありますので、審査の細部については、省略いたしますが、当局におかれましては、指摘ないし要請された事項に関しまして、今後、対応いただきますよう要望いたします。

以上、皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、ご報告といたします。

令和5年度決算特別委員会委員長 土見大介

○議長（鎌田礼二） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、質疑を終了いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。14番鈴木悦代議員。

○14番（鈴木悦代）（登壇） 日本共産党塩釜市議団の鈴木悦代でございます。

認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」反対の理由を述べます。

一般会計について、長期化するコロナ禍の悪影響や、物価、光熱費、燃料等の高騰で暮らしもなりわいも大変な打撃を受ける中、例えば、子育て支援の分野では、令和5年10月から子供の医療費助成の所得制限を撤廃されたことは、長年にわたって推進してきた立場として評価するものです。

一方、これまでも述べてきましたが、進行する人口減、少子高齢化の解決、暮らしと福祉の向上、産業振興、近年、激甚化し頻発する災害対応など、山積する課題の解決には、必要な人員を配置し、また、職員の皆さんの働き方、心身の健康にも留意されながら、市民生活や産業の実態をきちんと捉え、政策立案、施策の実施を行う必要があります。

しかしながら、行財政改革推進計画の下、職員数は削減され続けてきました。常勤の職員、会計年度任用職員ともに削減する中で、現場の疲弊は大変なものがあります。メンタル疾患等による休職の増、中途退職される方も多い状況です。

業務の効率化等は、理解するところでありますが、行財政改革による職員数の削減等が、日常の業務の遂行や政策の立案、職員の方のワーク・ライフ・バランス、心身の健康などに影響が出ていることに改めて警鐘を鳴らしたいと思います。

また、行財政改革の大きな柱の一つが、アウトソーシングの推進であります。これまでも指摘してきたとおり、自治体で行う事業においては、採算性と両立しない、採算性が求められる民営化にそぐわない事業も多数含まれます。間違えれば、市民の福祉の向上と逆行しかねない危険性をはらむものであり、慎重に検討するべきものです。

こういった行財政改革前提の予算を踏まえた一般会計決算について反対し、今後の転換を求めるものであります。

続いて、デジタル関連の決算内容について、述べます。

歳入において、国庫補助金、デジタル基盤改革支援とデジタル田園都市国家構想推進交付金、個人番号カード交付補助金、合わせて5,141万7,000円が国から交付され、歳入として決算さ

れました。

歳出は、総務費委託料、電算業務委託料、調査設計等委託料など、標準化の事業に使われました。急速に発展・普及していますデジタル化に対し、市民の利便性につながることは、否定はいたしません。しかし、地方自治体が保有する20の基幹業務、住民基本台帳、戸籍、健康管理等について、地方公共団体情報システム標準化に関する法律の下、2025年までに、ガバメントクラウドに構築され、標準化システムに移行するのが国の方針です。

この20の基幹業務を国で管理し、その情報を大手企業が活用することができるようになる狙いがあることが明らかとなっております。マイナンバーカードも個人情報を、先ほど言ったものとして、国の管理に置くことを意図しています。市民、国民の個人情報は守るべきものであります。その点から、この分野での反対を申し上げます。

続いて、宮城県地方税滞納整理機構について、本市においては、機構への参加を行い、職員を派遣し、市町村負担金を支出しております。令和4年度は、参加のみ、令和5年度は参加に加えて職員の派遣を再開し、実際の移管件数も大きく増えております。宮城県地方税滞納整理機構における市税や国民健康保険税の滞納処分について、生活実態にそぐわない徴収が行われてきた実態があり、宮城県地方税滞納整理機構への参加を取りやめるべきと申し上げてきました。

さらに、宮城県地方税滞納整理機構はもともと、地方税法の法的根拠がありません。あくまで任意の機構であります。塩竈市以外の多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町は不参加となっております。

市税等の対応は、職員が直接生活実態に寄り添い、福祉につなぐなどの対応を同時に行いながら対処すべきであります。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算について、述べます。

これまでも繰り返し申し上げてきたように、国民健康保険の制度そのものにおいて、加入者は、低所得者や無職高齢の方が多く、所得に対する割合が高いという構造的な問題があります。基金を投入し、税率の引下げを維持してきたことは評価するものですが、全国知事会市長会でも繰り返し求めているように、国庫負担の増額を行い、制度の根本的な転換を求めるものであります。

また、基金の減少を理由に、今後の税率の見直しについて触れられておりますが、この間の社会保障費等の増大に対し、暮らしていけないと大変な批判の声が上がっております。慎重

な検討を求めます。

続いて、国民健康保険税の滞納者に対して発行される短期保険証、資格証明書について、受診抑制につながりかねないとして発行の中止を求めてきましたが、発行が継続されております。改めて、発行の中止を求めるものです。

さらに、市民税に加え、国民健康保険税滞納者についても、宮城県地方税滞納整理機構への移管が行われております。前段述べたとおり、参加の中止を求めるものです。

介護保険事業特別会計について、述べます。

介護保険制度は、これまで保険料の引上げ、利用料金の負担増、給付の対象を狭めるなど、大変使いづらい制度になっています。さらに、利用者負担を2から3割とする対象者の拡大、ケアプランの有料化、軽度者の生活援助などを、保険給付から除外するなどを進めようとしています。4月の介護報酬の改定では、特に訪問介護報酬が引き下げられ、経営の維持や職員の確保などを含めて厳しい状況となっています。介護保険制度そのものに対し、介護の必要な方が安心してお金の心配がなく、適切な支援が受けられる公的な制度へと見直されるべきと申し上げます。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計について、述べます。

まず、後期高齢者医療においても、無保険状態となる可能性のある、短期保険証の発行はやめるべきです。後期高齢者医療広域連合によって運営される後期高齢者医療は、2年に1度の頻度で保険料は見直されます。医療費が増加すれば、高齢者負担率が上がり、今後も医療費の増加が見込まれる中、負担が重くなっていく制度設計となっています。令和6年から7年の保険料は、前年に比べ、平均で7,323円値上げされております。後期高齢者の方からは、ぎりぎりの生活だという声も上がっており、年金世代にとって重い負担となっています。

加えて、令和4年10月から、医療費負担割合が単身なら年収200万円以上、複数世帯なら年収合計320万円以上を対象に、窓口負担が1割から2割となりました。このような状況で、受診控えにつながり、重症化事例も発生しています。現役世代や収入の少ない若い世代にとっても、将来への安心材料はない制度です。国庫補助を拡大していかないと、誰もが安心して暮らせる公的保険制度としては、限界であります。制度そのものの大幅な転換を求めるものです。

以上、認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」に対する反対討論といたします。

○議長（鎌田礼二） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。3番鈴木新一議員。

○3番（鈴木新一）（登壇） かいしんの鈴木新一と申します。

認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」賛成の意見を述べます。

一般会計として、認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、賛成する立場からの討論を述べさせてもらいます。

まず、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症になり、国民の自主的な取組を基本とする対応に大きく転換しました。

一方で、全国的なエネルギー価格や物価高騰などで、市経済を取り巻く環境は依然厳しく、地元業者の経済活動や市民活動が大きな影響を受けた状況にもあります。

このような中、市当局は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、子育て世代支援や水産関係、地元業者支援などの事業に迅速に取り組み、事業の継続と市民の生活を守るために、最大の努力をしてきたと評価しております。

また、令和5年度は、第6次長期総合計画に掲げている、「海と社に育まれる 楽しい塩竈」の都市像を実現するために、8つのまちづくりの目標に向け、様々な事業に取り組んでいる積極的な姿勢は評価されるものです。

さらに、令和5年度の一般会計についてであります。歳入は、269億3,657万3,089円で、前年度比0.5%増。歳出は、254億7,929万8,726円で、前年度比1%増という決算になりました。

全体的な財政運営は、実質収支で9億7,000万円の黒字決算で、単年度収入で約4億5,000万円の黒字決算となりました。

基金残高については、庁舎建設基金などに積立てをしており、重点課題など今後の財政需要への対策を行っております。

一方で、特別・企業会計の繰出金については、減少傾向にはあるものの、依然多額となっており、改善を望むところであります。

また、経済収支率が90%後半であることから、今後、ますますの努力を期待するものと考えております。

反対される会派の討論では、依然、マイナンバーカードについて、問題視しておりますが、

国が目指すデジタル社会の推進に当たり、マイナンバーカードは行政サービスの実現に向けた重要な社会基盤として位置づけられております。先ほど全国的に様々なトラブルがあったり、不安があるということで指摘をされておりますが、それを総合的に踏まえて、問題視して改善をするということが非常に大事なことではないかと思われまますので、強く要望したいと思います。それも市民の利便性向上に資するもので、政府が進める総合点を踏まえ、チェック体制の強化を図った上で、迅速かつ積極的に進めるべきと考えております。

次に、宮城県地方税滞納整理機構への加入については、現在、加入しており、収納率の維持向上に貢献しているものと考えております。収納率の低下は、市税収入等の減少にもつながるものであり、市民サービスの低下を招くおそれもあるものと考え、宮城県地方税滞納整理機構から脱退はすべきでないと考えております。

次に、行財政改革について、触れられていましたが、安定的な財政運営と市民からの信頼される透明性の高い行政運営により、市民の視点に立ったきめ細やかで持続可能な行政経営を目指して、第5次行財政改革推進計画及び定員管理計画に基づいた取組を継続的に行っていくことが必要と考えております。

国民健康保険事業特別会計についてです。

国民健康保険事業特別会計にあつては、被保険者の年齢構成が高く、医療の高度化などにより、1人当たりの医療費は、増額傾向ではありますが、一方で、被保険者数の減少に伴い、保険税が減収となったものの、その不足分を財政調整基金を繰り入れて補っております。税率が低い水準に抑え、市民生活に配慮し、運営がなされていると評価するものであります。

介護保険事業特別会計にあつては、歳出については、令和5年度も介護給付費が前年度を上回ることとなりますが、歳入については、保険料収納率や全体でも収入率が前年度より若干向上するなど、黒字決算がなされ、適正な運営に努力されているものと評価するものであります。

後期高齢者医療事業特別会計にあつては、保険者である宮城県後期高齢者医療広域連合の方針の下、現行制度における事業の維持継続に努め、黒字で決算されており、国民健康保険事業や介護保険事業と同様に、適正な運営がなされているものと評価するものであります。

以上のように、一般会計、特別会計ともに、市長のリーダーシップの下、市民重視の政策を実施したものと評価し、認定第1号について、賛成するものとしています。

令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計の決算の認定に賛成する者の意見とさせていただきます。

きます。ありがとうございました。

○議長（鎌田礼二） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

では、採決いたします。採決は分割して行います。

まず、認定第1号「令和5年度塩竈市一般会計及び各特別会計決算の認定について」、採決いたします。

認定第1号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立多数であります。よって、認定第1号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「令和5年度塩竈市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、採決いたします。

認定第2号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、認定第2号については、委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第3号「令和5年度塩竈市立病院事業会計決算の認定について」、採決いたします。

認定第3号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、認定第3号については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号「令和5年度塩竈市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、採決いたします。

認定第4号については、委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鎌田礼二） 起立全員であります。よって、認定第4号については、委員長報告のとおり原案可決及び認定されました。



○議長（鎌田礼二） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、お手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第161条の規定により、議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件については、お手元の配付のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鎌田礼二） 異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上で、本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後3時11分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月27日

塩竈市議会議長 鎌田礼二

塩竈市議会議員 土見大介

塩竈市議会議員 伊藤博章